

◆ まちづくり・産業（道路、海岸河川・ため池、公園、上下水道、建築・開発、商工業、労働 など）

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
1	令和4年4月	狭小道路側溝に蓋を設置してください	道幅が狭い上に電柱などもあり、歩行者と車がすれ違うこともできません。何度か脱輪している車も見えています。子どもの通学路にもなりますので、側溝に蓋の設置を検討してください。歩行者も安全に感じられると思います。	側溝の蓋掛けについては、通学路等における安全対策の1つとして実施し、地域・学校等と情報共有を図りながら、危険性の高い箇所から対策を行っております。 具体的な蓋掛け箇所については、周辺地域のご意見を尊重し、地域意見を取りまとめて頂いている自治会などから要望を頂き、検討させて頂いているところです。 ご指摘の路線については、学校指定の通学路ではございませんが、地域にご相談頂き、地域からご連絡頂きますと、検討してまいります。 ご理解とご協力賜りますようよろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
2	令和4年4月	街路樹の剪定のご依頼(山手小学校前道路)	山手小学校前道路(南側の東西に走る道路)の歩道に植えられた木ですが、目の高さに横に枝が伸びているので危ないです。自転車で車道を走るときも枝が目の高さに伸びています。剪定していただけないか。特別養護老人ホームフィジオ大久保と、星鈴ピエニ大久保園の間です。よろしくお願いいたします。	ご連絡いただいた箇所は、4月8日に当課職員が現地を確認し、4月中を目途に委託業者に街路樹剪定の指示をしています。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
3	令和4年4月	公園利用(グラウンドゴルフ)マナーについて	自宅周辺に公園があり、この公園を高齢者が定期的にグラウンドゴルフで利用しています。その際の奇声・喚声が激しく、大変迷惑しております。朝9時前くらいから利用していることがほとんどで、高齢者の奇声・喚声で目を覚ますこともしばしばあります。 グラウンドゴルフ自体は、高齢者の健康増進やひきこもり予防のために有効な手段であることは重々認識しておりますが、住宅地内の公園を活用せざるを得ない場合は、周辺住民に十分配慮した公園利用をするよう、貴市から強く指導していただくことを要望します。 以前にも同内容のことを提案し、貴市から申し入れていただいた後、しばらくはマナーが守られていましたが、本日、4月10日は、奇声・喚声がひどい状態でした。	本件について本緑地にてグラウンドゴルフを行っている団体の代表者に確認したところ、ご指摘の4/10(日)は10時から12時までグラウンドゴルフで利用していたとのことでした。 代表者には周辺住民に配慮した公園利用をしていただくよう、再度申し入れを行い、グラウンドゴルフメンバーに周知していただくよう、改めて依頼しました。 今後、同様のことがございましたら、詳細をお聞かせいただきたいので、緑化公園課(TEL:918-5039)までお電話いただきますようお願いいたします。 今後、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
4	令和4年4月	5メートル超の擁壁造成許可について	調整区域内、以前畑の土地を農地転用し開発造成を行っております。1000坪以上あり擁壁が5mを超えていると思いますが、建築確認は出ていますか。あの辺りは、土地がどんどん転用造成されております。明石市は、巡回不足だと思います。	お問い合わせの土地は、農地法の規定により農地転用の許可を受けた後に申請のとおり農地転用されましたので、農地法に必要な手続きは完了していると認識しております。 その他の造成行為につきましても、確認及び調査等を行ったうえで、必要に応じて指導してまいります。 ご理解賜りますようお願い申し上げます。 (都市局住宅・建築室建築安全課/078-918-5098、開発審査課/078-918-5087、農業委員会事務局/078-918-5063)	住宅・建築室建築安全課/078-918-5098 開発審査課/078-918-5087 農業委員会事務局 /078-918-5063

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
5	令和4年4月	補助金、助成金について	昨年、商談会や展示会で使える補助金・助成金が無いのか市役所へ聞きに行ったら、「明石市にはそういったものは無い。今から開業する人に使える県の補助金制度ならある。」とパンフレットを渡されました。 例えば静岡市なら「静岡市クリエイター活動支援補助金」の様な制度があります。 似たような制度は県や市で色々ある様ですが、今後、明石市ではそのような制度を作る事は無いのでしょうか。	このたびご意見をいただきました商談会や展示会で使える補助金・助成金といたしまして、当市では先進事例視察等調査研究補助事業を実施しております。 視察等の目的を同一とする2人以上の市内事業者で構成する各種団体に対しまして、展示会への出展等を含んだ視察研修等調査研究に必要となる経費の一部を補助する制度となっております。 しかしながら令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い募集を中断しておりました。 令和4年度につきましては、コロナ禍の状況に注視しながら募集開始時期を検討しているところであり、募集開始が決まりましたら当市ウェブサイト等への掲載により広報させていただく予定です。 今後も事業者向けの補助制度につきまして、必要性、費用対効果等を含めながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 明石市HP「先進事例視察等調査研究補助対象事業者の募集」 https://www.city.akashi.lg.jp/sangyou/sangyou_ka/20190501kenkyuhogyo.html	産業振興室産業政策課 /078-918-5098
6	令和4年4月	歩道について	私は今年の1月に出産し育児中です。いつも市長様の子どもを想う街づくりに救われ感謝しております。私は西明石に住んでいるのですが、家から一番近いスーパーまでの道がとても悪く困っています。 スーパーマルハチ 西明石店までの道なのですが、車通りが多いのに信号がなく横断する方ばかりで、歩道も狭い上に斜めになっていて自転車、ベビーカーで非常に歩きにくく、人とすれ違う時も危険でひやひやしています。車を持っていないので日常生活で頻繁に行くお店です。 ニュースで自転車転倒しお子さんが車に轢かれ重症のニュースもありより不安に感じております。いつか道を使いやすくしていただきたくメールを送らせていただきました。ご検討よろしくお願いいたします。	歩道改良等の安全対策に関する要望につきましては、周辺地域の合意形成が必要であるため、地域意見を取りまとめている自治会などからご要望を頂き、検討させて頂いているところです。 お手数をおかけしますが、一度地域にご相談いただき、地域からご連絡頂きますと、可能な安全対策を検討してまいります。 ご理解とご協力賜りますようお願いいたします。 (道路安全室道路整備課/078-918-5034)	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
7	令和4年4月	魚住センターロード橋梁工事について	この前にも同じような工事が一年あったハトの巣除去及びハト排除工事はすでに行われても良いはずなのに、月日だけが過ぎている。いつするのですか。	魚住センターロードの橋梁ですが、高架下が鳩のすみかとなっていることを認識しております。 今後も魚住センターロードの橋梁修繕耐震工事は、複数年にわたり続きます。 鳩対策については、今後の工事の中で実施を計画しております。 鳩対策を現在実施しますと、これから行う耐震化工事作業の支障となりますので、今後の工事も含めた仕上げの段階で実施する予定です。 なお、橋脚の上部等で、工事の手戻りが発生しない箇所については、順次、鳩対策を実施しております。 ご理解賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
8	令和4年4月	道路について	改善要望について 1、場所は藤江トベラ公園前の車道にある鉄の金網の場所です。段差がひどく危険なので至急直してほしいです。 2、車道に家の車が出入するための段差をなくすプラスチックがあります。 バイクで走っていて乗り上げそうになるので至急撤去してほしいです。 個人の出入りの為のプラスチックの部品は認められているのでしょうか。 3、上が池公園東北の横断歩道の交差点にトバピーがありますが、トバピーが車道に出ていて危険です。バイクで当たりそうなので歩道にずらしてほしいです。	①道路の段差について 藤江トベラ公園前の車道グレーチング付近の段差につきまして、現地確認したところ、舗装面とグレーチングに小規模の段差が生じていることを確認しております。舗装高さ測量の上、必要に応じて舗装の擦り付け等の対応を検討させていただきます。(道路整備課) ②出入り用の段差プラスチックについて 当市では道路上へ個人の出入り用の段差プラスチックの設置は認めておりません。ご指摘の2か所を4/25に現地確認いたしました。その場で、使用家屋を個別に訪問し、1か所は家屋住人へ直接撤去指導を実施しました。もう1か所はその場で住民へ会えなかったため、引き続き撤去指導を行ってまいります。(道路総務課) ③トバピーについて 車道の端部へ設置されたトバピーは、4/25に現地確認の上、歩道の端部へと移動させました。鳥羽小学校を通じ、車道への設置が危険であることを伝え、危険のない適正管理を行ってもらうよう申し入れを行いました。(道路総務課) ご理解賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
9	令和4年4月	江井ヶ島松陰新田線(大久保・玉津線)	江井ヶ島松陰新田線(大久保・玉津線)は、2023(令和5)年度までの事業期間をもって道路工事を完了させる計画とのこと。 買収交渉が停滞するなどの場合は速やかに収用手続きをされ、必ず完成して下さい。測量登記業務や工事の遅れは発注者の責任において履行させて下さい。江井ヶ島松陰新田線が1966(昭和41)年に都市計画決定されてから半世紀以上、目的の西明石・大久保周辺の国道2号、西明石・玉津周辺の県道神戸明石線の交通渋滞を解消できていません。 地権者や神戸市との調整など理由を付けて先延ばしにすることだけはやめて下さい。	江井ヶ島松陰新田線は明石市大久保町と神戸市西区を結ぶ都市計画道路であり、国道2号、県道神戸明石線における渋滞解消をはじめ、市民生活の利便性・安全性の向上及び地域の活性化等を目的として、平成28年度から事業に着手しております。 現在は用地取得、工事などを行っている状況であり、令和5年度末の完成を目指して取り組みを進めているところです。 本市としては、江井ヶ島松陰新田線の現在整備を進めている区間が完成し、神戸市の玉津大久保線が整備されることで、ご指摘の交通渋滞を緩和できるものと考えております。 なお、神戸市の玉津大久保線については未整備のため、神戸市に対し継続して事業の実施を呼びかけているところです。 ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。 (道路安全室道路整備課/078-918-5034)	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
10	令和4年4月	保育士の労働時間について	明石市保育士総合サポートセンターで求人を見つけて、保育園で働いています。 求人の募集時には休憩1時間とありました。しかし、実際採用されて働きますと休憩は全くありません。 保育士定着支援金の制度も利用したいので、すぐに辞める訳にはいきません。 監査の時などに保育士の労働時間や休憩が確保されているかなどは、確認していないのでしょうか。	保育所に対する実地指導監査においては、職員配置基準の観点から、保育士の勤務時間について勤務シフト表や出勤簿等の確認をしています。しかしながら、雇用契約どおりの雇用条件となっているか、または労働基準法で定められる休憩時間が確保されているかについては、基本的には労働基準監督署の所管となりますので、児童福祉法及び子ども子育て支援法に基づく指導監査では詳細について確認しておりません。	福祉政策室福祉施設安全課/078-918-5279

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
11	令和4年4月	皿池付近のユスリカ大量発生について	皿池周辺に引っ越して来たのですが、この時期夕方から家の明かり付近にユスリカが大量に発生し、朝には大量の死骸が散乱している状況です。早急に対策を実施いただきたく存じます。 皿池を散歩すると水質が大変汚く富栄養化しているように見え、ユスリカの大量発生の原因となっているように思います。もし生活排水などが皿池に流れているのであれば早急に改善してください。 皿池の用途は農業用水かと思いますが、景観として価値があるとは思えず、要不要、縮小などについても議論をいただければ幸いです。よろしく願いいたします。	皿池のユスリカについては、これまでも近隣住民の方から苦情・要望を受けており、ため池管理者と協力しながら、情報収集を行い、これまでいくつかの対策(ため池から発生する虫の幼虫を捕食するモロコ・フナの放流や、農閑期にため池の水を抜き、池干しを実施することにより虫の卵や幼虫を駆除する、定期的に草刈りを実施し成虫の繁殖場所を無くすなど)を講じてきましたが、残念ながら効果は表れておりません。ユスリカの発生が市内の広い範囲にわたること、一時的に駆除してもすぐに新たに発生することなどから、特定の場所のユスリカの駆除は行っておりません。水辺環境において、ユスリカ等の発生を抑制することは、本市のみならず、他都市においても難しい状況になっておりますが、今後とも、積極的に情報収集を行い、解決策について検討したいと考えています。 皿池への生活雑排水の流入はほとんどありませんが、気候条件等により一時的に水質が変化する場合があります。現在、皿池が明石市内のその他のため池と比較して、富栄養化によって特に水質が悪化していることは確認しておりますが、ため池を管理する土地改良区に情報提供し、引き続き状況を確認してまいります。 また、皿池の水は周辺の農地約36.5haに配水されており、107世帯の農家はその水を利用しています。その農地のほとんど全てが農用地区域に指定されており、原則として宅地など他の用途に利用することは認められていません。よって、皿池を利用する農地は今後とも長期にわたり農業利用が見込めるため、廃止や縮小には至らないものと考えております。 なお、この江井島皿池を含む東播磨地区は、温暖な気候に加え多くのため池があり、全国でも珍しく市街地住宅街であるにもかかわらず非常に多種多様な野鳥が数多く飛来し、それらを身近に観察できる貴重な場所でもあります。近年、皿池では明石ヘコウノトリの飛来を促すような取組や、近隣小学校の児童による環境学習の場にもなっており、自然環境保護にも積極的に取り組んでいる地域でもありますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 産業振興室農水産課/財務室管財担当	産業振興室農水産課/078-918-5017 財務室管財担当/078-918-5008)
12	令和4年4月	たこバスの停留所増設依頼	回りに高齢の方が増えて、大きな道にまで出るのも大変そうで、駅や病院、買い物に出掛ける際に足となるバスが身近にあるとありがたいので、是非停留所を近くにも作っていただきたいです。ご検討ください。	ご登録いただきましたご住所を拝見しましたところ、令和3年4月に新設しました「鳥羽宮東」バス停(西明石北ルート)が付近にごございますので、ぜひご利用ください。 なお、時刻表や路線図など詳細につきましては、明石市ホームページにも掲載しておりますのでご覧くださいませ。 今後ともたこバスをご利用くださいますようよろしくお願い申し上げます。	都市整備室都市総務課/078-918-5035

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
13	令和4年4月	朝霧駅バイク駐車場 空気充填装置について	朝霧駅バイク駐車場に空気充填装置が設置されているのですが、エアレベルゲージの付属がなく、せっかく設置されているのですが使用したくてもエア量がわからないので今まで利用したことがありません。エア量がわかるようなゲージを付属していただけると有難く、利用する方も増えるのではと思います。設置の検討よろしくお願いします。	朝霧駅バイク駐車場を含む明石市内の有料の駐輪場につきましては、公益財団法人自転車駐車場整備センターが管理及び運営を行っております。そのため、今回いただきましたご意見につきましては、当整備センターへ報告するとともに、空気充填装置について検証していただくよう依頼いたしました。 これからも本市と当整備センターが連携を密にし、快適で便利な有料駐輪場の管理及び運営に努めていきますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036
14	令和4年4月	江井島中学校横の新池の堤防修理後外周路が改悪された	2022年3月から4月にかけて、災害復旧で、新池の土手堤防の補修が行われました。その時に出土した残土(粘土)を土手堤防の外周路に盛り土し、馴らしたため、雨天時及び、雨天後、粘土が水を吸い、とても歩ける状態ではなくなり、また、表面がぼこぼこに荒れた状態となっています。本来工事の残土をその場に捨てることは自体違法ではないのですか。また改悪されて雨天時雨天後ともに歩行できない状態を工事以前の歩行可能な状態に戻してほしいです。	本工事は、令和3年7月の豪雨により西島新池の堤防法面が崩壊したため、復旧工事を実施し、工事で発生した残土を堤体に盛土し、整地しました。ため池管理者が、ため池の草刈りをするときに、堤体にある砂利が飛び、住宅の窓ガラスを割ってしまうなどの問題が発生しており、この問題を解決するため、本工事にて盛土を実施しました。ため池を管理するにあたり、必要な行為であったことをご理解頂きますようお願いいたします。 ため池の堤体上の通路は、「ため池を管理するための通路として利用すること。」を本来の目的としております。この池の日常の維持管理は、ため池を農業用水の貯水池として利用している西島水利組合が行っております。改めて水利組合と現地を確認したところ、工事の実施後に大量の雨が降ったことが原因で、盛土した土が水分を含んで歩行し難い状況となっておりました。とくに工事の完成直後は、ため池の堤体は土で出来ているためこのような状況になることが多々あります。しばらくの間、大雨の後にぬかるむこともあると思いますが、このような状況であることを把握し、今後、ため池の管理において、問題ないかどうかをため池管理者と確認しながら、様子見て行きたいと思えます。貴重なご意見ありがとうございます。 なお、ご指摘にある工事の残土をその場で流用する行為が、違法ではないかとのことですが、残土を流用して、自らの工事内で利用することは公共工事において一般的に行っていることで違法ではありません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。	産業振興室農水産課 /078-918-5017

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
15	令和4年5月	魚住町住吉2丁目の半蔵池のごみについて	半蔵池の水が干上がると、ごみがあり汚く、景観が損なわれています。以前、近隣住民が水利組合に自分で掃除をして良いか問い合わせたところ、危険なので止めてほしいと言われたそうです。本来は管理者が掃除を実施すると思いますが、これまで行われていないところを見ると、費用の関係などで難しい面があるのかも知れません。そうであれば近隣住民を巻き込んだ清掃活動はどうでしょうか。呼び掛ければ、参加する人はいると思います。私は参加します。水利組合が行動できなければ、市が音頭を取ってくれないでしょうか。ため池を財産としている市として、前向きな対応をお願いします。	ご相談頂いた半蔵池は西岡村財産区が所有し、農業者である半ノ蔵池水利組合が管理を行っている農業用のため池です。半蔵池のごみの対応について、ため池の管理者である半ノ蔵池水利組合に確認を行ったところ、池の水を落とした際、草刈り及び清掃を実施しているとのことでした。しかしながら、雨が降る度に雨水と一緒にごみがため池へ流入することや道路側からのポイ捨ても多いことから、処理が追い付かない状況です。また、以前、ため池管理者に問い合わせされた際に、「危険なのでため池の中に入らないで欲しい」と言われたとのことでしたが、ため池管理者に再度確認したところ、清掃を実施して頂けることは大変ありがたいとの回答を頂きました。池の水が干上がっている時であれば危険も少ないので、清掃のために入って頂くことは可能であるとのことでした。ため池に入られる際は、市の方に一報頂ければ、ため池管理者にご連絡いたしますので、十分に注意し、安全を第一に行動して頂ければと思います。今後とも、ご協力とご理解のほどよろしくお願いします。 ご提案のありました、近隣住民を巻き込んだ清掃活動については、市よりため池管理者に打診させて頂きましたが、農業者の高齢化や減少により、ため池管理者が主体となって実施するのは難しいとのことでした。市内のため池におけるクリーンキャンペーンなどの保全活動は、ため池管理者、財産区、近隣住民、近隣企業などの地域の皆様が主体となって行って頂くようお願いしているところです。自治会の一斉清掃等の際に、ため池の清掃も一緒に実施して頂けるならば、ゴミ袋などを提供させて頂くなどご協力させて頂きますので、一度自治会等にご相談頂き、地域の皆様でご検討頂ければ幸いです。 産業振興室農水産課/財務室管財担当	産業振興室農水産課 /078-918-5017
16	令和4年5月	道路の陥没について	家の前が陥没して困っています。穴の大きさは30cmなのですが中が50cm四方の空洞になっております。高齢者が多いので、転落しないか不安です	ご連絡頂いた、ご自宅前の陥没の件ですが、該当箇所は私道(市の道路ではない)ですが、転落の恐れがあり、危険と判断したため、令和4年5月6日に仮埋戻しを行いました。しかし、陥没の原因は把握できておりません。令和2年にも同様の件で同箇所において応急処理をさせていただいた経緯が有りましたので、道路に埋設されている管の破損等が想定されます。私道のため、道路の維持管理は土地の所有者又は使用者で行って頂く必要があります。道路の土地所有者にて相談していただき、対処していただきますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
17	令和4年5月	林崎松江海岸のゴミ箱の運営改善の要望	ポランティアのゴミ箱について、看板にはBBQのゴミはダメと記載があるが、ほとんどの人がゴミを捨てている。 炭捨て場もあり、看板を見ない限りゴミを捨てても良い印象を与えている。 一部がルールを守ってもあまり意味がない状況になっている。 本当にダメなら何かしら改善してほしく、諦めているなら解放してほしいと思い、下記の対策を提案します。 ・監視カメラ設置でBBQゴミが捨てられないようにする ・暗証番号付きのロックキーをつけて蓋をつける ・ゴミ箱の場所を移動する ・一般ゴミ箱として解放する	海岸に設置しているゴミ箱は、ポランティアで海岸清掃してくださる方々が、気軽に活動し、集めたゴミを持ち帰らず処分できるように設置しています。このため、バーベキュー等のゴミについては、各自で持ち帰って処分して頂くよう看板を設置し啓発しているところです。 林崎海岸については、他の海岸と比較してバーベキュー利用者が多いこともあり、炭を砂浜に放置、あるいは火が付いた炭をそのまま埋めしてしまうといった、他の利用者への危険や迷惑行為が特に散見されていたため、やむを得なく炭捨て場を設置しその場で処分できるようにしています。 また、ご意見にありますようなゴミ箱の移動やロックキーをつけて蓋をすることについては、ゴミ箱の設置目的やゴミ回収車の作業方法等を考慮すると難しく、一般ゴミ箱としての開放も様々なゴミを捨てられてしまい、現実的ではございません。 本市としましても、利用者のマナーやモラルの対応に大変苦慮しているところではございますが、引き続きパトロールや啓発活動等を行い、安全・安心な海岸づくりに努めてまいりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
18	令和4年5月	街灯の設置依頼	町の灯りが少なく、毎日困っています。 東二見から徒歩通勤していますが、特に暗く足元が見えない場所は「二見農協北」の交差点付近です。デイサービスの事業所から「二見農協北」交差点の道は足元も見えないくらい暗いです。 街灯の設置をお願いいたします。	街路灯の設置要望については、隣接地の同意が必要となるため、地元自治会の会長様から受け付けることを原則としております。 大変申し訳ないのですが、地元自治会の会長様を通じて要望していただきたく存じます。また、ご要望の国道250号(明姫幹線)の管理は、兵庫県加古川土木事務所が管理している道路となります。今回のご要望は、当課より兵庫県加古川土木事務所へも報告させていただきました。 今後とも、ご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課/078-918-5034
19	令和4年5月	歩道の段差	兵庫県中央こども家庭センターと神戸西テニスコートの間に歩道の切れ目があり、その段差が高いのもっとなめらかにしてほしい。 自転車のカゴの中の物が飛ぶし、子どもを載せると衝撃がすごい。	ご連絡頂いた、兵庫県中央こども家庭センターと神戸西テニスコート間の歩道の段差の件を回答させていただきます。 通常は地域意見を取りまとめている自治会などからご要望を頂き、検討させて頂いているところですが、現地を確認したところ、北側の舗装傾斜が大きく危険と判断できるため、段差の解消(段差の切れ目及び北側の舗装の傾斜部)を検討させていただきます。 神戸市との境界付近のため、調整のためしばらくお時間を頂きます。 ご理解とご協力賜りますようよろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課/078-918-5034
20	令和4年5月	西新町駅前	西新町駅前ですケートボードの男女が、幼児がいるのにも関わらず走り回っています。事故が起こる前に規制をした方が良くと思います。	西新町駅前のスケートボードの件につきましては、現地確認を行うなか、6月8日に駅前広場でのスケートボード禁止の旨の記載札を駅前広場内のベンチやモニュメントへ貼付け、注意喚起を行いました。 また、隣接する明石警察西新町交番へも情報共有を行い、危険行為の際は声掛けをしていただくよう依頼したところです。 ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	道路安全室道路総務課/078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
21	令和4年5月	江井ヶ島地域の公園整備について	近くに公園はあるものの、滑り台が急であったりと1歳から3歳頃の子どもが遊べる遊具はありません。日中はほとんど人もおらずもったいないと思っています。 江井ヶ島も小さい子どもがいる家庭も多いと思いますので、滑り台等小さい年齢でも遊びやすいものに変えていただけると、日中も利用する人が増えると思います。ぜひ公園の遊具の検討をしていただきたいです。 また、自然の家の敷地を開放したり、そこに新たに遊具を設置することは難しいのでしょうか。せっかくの自然の家なので、もっと地域で活用する方がいいのではないかと思います。	明石市緑化公園課としては、子供が安全に伸び伸びと遊べる公園を増やしていきたいと考えております。しかし、明石市では老朽化した遊具を多く管理しており、点検・修繕を優先的に行っている状況です。 老朽化した遊具を新たな遊具に取り換えをするには一定の基準を設けており、その基準に合致し、取り換えの順番が来た際には、その地域のご意見を伺い、実情に応じた遊具の選定を行ったうえで取り換えを実施しています。 ご質問者様のお住いの場所が江井島のどの地域かわからないため、具体的な公園遊具の取替計画があるか回答できませんが、地域の代表者からそのような意見聴収があった場合、ぜひご意見をいただきますようよろしくお願い申し上げます。 都市整備室緑化公園課整備係 少年自然の家は、仲間との集団宿泊生活及び野外活動を通じて、心身ともに健全な少年を育成することを目的に設置された施設です。 原則的に、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童・生徒や、子ども会等の少年団体とその指導者が使用できることとなり、使用しようとする人は教育委員会の許可を受け、使用料を納付することなどが条例により定められています。 しかし、このような利用の予約がない時間帯については、地域で活用していただけるよう、敷地内の芝生となっている「つどいの広場」を開放し、無償でご利用いただいているところです。 ただし、ここに幼児向けの遊具を設置することにつきましては、前述の本来の使用目的に支障がでる可能性があるため難しいことをご理解いただきますようお願いいたします。 なお、少年自然の家は令和元年11月に明石市財政健全化推進協議会において、廃止などに向けて取組を進めることとされており、現在、今後の少年自然の家のあり方については、江井島まちづくり協議会とも連携しながら検討を進めているところで、地域での活用も含めて、今後の方針を検討してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。 教育企画室青少年教育担当	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039 教育企画室青少年教育担当 /078-918-5057
22	令和4年5月	カーブミラー設置場所について	大蔵海岸から大蔵谷ICの道路、明石市朝霧台付近に設置頂いているカーブミラーですが、住宅街から大通りを確認するのに、車両のフロント部分を少し前に出さないとミラーを確認する事ができず、歩行者や自転車の確認が遅れます。 特に坂道で上から結構なスピードで自転車が来ることもあり、ヒヤリとする事もあります。可能であれば反対車線側にも設置頂けると安心です。そこから少し下ったパン屋付近のカーブミラーは反対車線側に設置頂いています。ご検討のほど、何卒よろしくお願い致します。	ご意見いただいた「カーブミラーの設置場所について」ですが、現地確認の結果を踏まえ、カーブミラーの設置は行いません。 パン屋付近のカーブミラーについて、南北の幹線道路を通過する車両を確認するため、対車両用として反対車線側に設置しています。 一方、当該交差点は、幹線道路に車両が進入する際、歩道が下り坂になっており自転車の急な飛び出しに車両が対応できないため、対自転車用としてカーブミラーを設置しています。また、歩道手前に一時停止の交通規制が設けられています。運転者が交通ルールを遵守し、停止線手前で一時停止し、交差点手前で左右の安全を確保しながら徐行して交差点に進入していただくことが、歩行者や自転車への一番の安全対策になります。 なお、当該交差点以外で今後もカーブミラーの設置を要望される場合は、隣接者の同意が必要となることから、お手数ですが自治会長を通してご要望いただきますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
23	令和4年6月	金ヶ崎公園の美化	金ヶ崎公園の水が流れて木の栈橋があるところですが、水草などがはびこって、小魚も見えない状態です。前は、よくカワセミが見れたのですが近頃は全然見れません。親子の水遊びも少なくなってきたようです。一度見てください。	金ヶ崎公園の木製デッキ付近の水路につきましては、ヨシやカンガレイ、コウホネなど、多くの水生植物が生えており、自然の水辺が楽しめるものと考えています。 こうしたことから、維持管理につきましては、年に3回程度、雑草や枯れた水草の刈り取りを実施しています。利用状況につきましては、土日祝や夏休みには、親子連れの方や小学生など多くの方が訪れ、ザリガニ取りやメダカ取りを楽しまれています。 これからも、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
24	令和4年6月	魚住みんな公園	公園が新設され、グラウンドも新設されるようですが、グラウンドはいっぱいあります。 グラウンドに比べて体育館が少ない気がします。体育館も新設して欲しい。	以前から、明石市では野球場やグラウンドが不足しているという声が複数あり、このたび、ため池再整備により生み出される約5.4haのため池跡地に「17号池魚住みんな公園」を整備しているところです。体育館については、石ヶ谷公園に市内最大規模の明石中央体育会館が、明石海浜公園に規模は小さいものの屋内競技場があり、さまざまなスポーツを楽しまれています。また、小学校の体育館はスポーツクラブ21などで地域の皆さんが利用されています。現状、体育館が不足しているという声は比較的少なく、グラウンドを整備するよりも多大な整備費と維持管理経費が発生することから、新設は大変難しい状況です。なお「17号池魚住みんな公園」には、本格的な野球場としても利用できる「緑のグラウンド」やさまざまなスポーツやイベントができる「多目的グラウンド」もできますので、ぜひご利用ください。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
25	令和4年6月	大蔵海岸清掃	海岸は週二回清掃していますが、海中の清掃もすべきだと思います。 明石のダイビングショップにダイビングによる大蔵海岸清掃を呼び掛けて綺麗にしましょう。 ダイバーは沢山います。無料で私も参加します。	大蔵海岸の管理については、大蔵海岸公園管理事務所が行っており、ボランティア清掃のみなさまにご協力頂きながら砂浜等の美化に努めているところです。 海中清掃については、夏の海水浴場開設にあわせまして、専門のダイバーにより実施するとともに、危険個所がないか安全確認等も行っています。 ご提案にございます海中清掃については、通常の海岸清掃とは異なり、リスクが高く危険が伴います。さらには、ボランティアによるダイビングとなりますと、本市としましても、清掃実施の呼びかけに慎重にならざるを得ない状況です。 つきましては、大蔵海岸公園管理事務所と調整のうえ、近日中にご連絡差上げますので、海中清掃に関しまして情報交換させていただきたくお願い申し上げます。	道路安全室海岸・治水課 /078-918-5042

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
26	令和4年6月	明石城お堀の東側の下り坂を走行する自転車マナー	上の丸から山下町方面の下り坂の車道もしくは歩道において猛スピードで下っていく自転車が多く散見されます。マナーがひどい場合、歩道を猛スピードで走行する場合もあり、歩行者と接触しそうになります。近隣に学校や保育園があり通学通勤時間帯は特に人や車通りが多く、接触事故が発生するリスクが高くなるため、早期対策を要望致します。パトロールや警告文の掲示が応急対策になりますが、道路拡張やレーン整備などの恒久対策を含めて対応頂きたいお願い申し上げます。	自転車のマナーが守られていないことは市も認識し、啓発の重要性を深く感じています。 これまで本市では、スタントマンが模擬交通事故を再現し、事故の怖さを感じながら通行ルールやマナーを学ぶ「スケアード・ストレイト教室」を市内すべての高校で開催するほか、中学校や自治会など地域に出向き、明石警察署と連携のもと、交通事故の発生状況など具体を交えた講話や、実際に乗車訓練を行うなど、自転車利用に則した交通安全教室を開催しています。 また、歩行者による歩きスマホやドライバーや自転車利用者による「ながら運転」が原因となる重大な事故も多く報道され、兵庫県警も取締りの強化を図っているところです。 今後も引き続き明石警察署との連携を強化しながら、自転車ルールの遵守と交通マナーの向上に努めて参りますので、ご理解を頂きますようお願いいたします。 なお、今回いただいたご意見は、明石警察署にお伝えし、自転車をはじめとする交通違反の取り締まりの強化をあらためて要望いたします。 道路安全室交通安全課 このたびは、貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 いただいたご意見のうち道路拡幅及びレーン整備などの恒久対策につきまして下記のとおり回答いたします。 ご指摘いただきました明石城お堀東側の道は「上の丸線」という整備済みの都市計画道路であることから、今後当該道路を拡幅する予定はございません。 自転車レーンの整備につきましては、歩行者及び自転車利用者の安全確保のため市としまでも重要性は認識しているものの、通行空間確保のための道路改良工事及び明石警察署や地域住民の合意が必要であることから、対応には長期の期間を要します。 自転車レーンの整備については継続的に検討を進めるとともに、歩行者及び自転車利用者の安全を確保するため、啓発看板の設置や明石警察署との連携を強化した交通マナーの向上といった取り組みを実施していきますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。 道路安全室道路整備課	道路安全室交通安全課 /078-918-5036 道路安全室道路整備課 /078-918-5034
27	令和4年6月	家の周りに街灯が少なく夜道が怖いです	駅から自宅までの道のりで、特に家の近くが街灯が少なく夜に1人で歩くのが怖いです。歩道もかなり狭くて交通量も時間帯によっては多いのでせめてもう少し街灯をふやしてほしいです。	街路灯の設置要望については、隣接地の同意が必要となるため、地元自治会の会長様から受け付けることを原則としております。大変申し訳ないのですが、地元自治会の会長様を通じて要望していただきたく存じます。 今後とも、ご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
28	令和4年6月	JR大久保駅のたまり場について	JR大久保駅北側の1Fエレベーター乗り場のところにあるベンチに数名がたまっており、ビールの空き缶が散乱したり床に座ったり、不快でした。ベンチを撤去するなど、たまり場を解消してほしいです。JRの管轄かもしれませんが、町のためにも市のほうから指導改善を望みます。	今回ご意見をいただきました、エレベーターホールやベンチの管理は明石市となっております。 これらベンチにつきましては、小休憩やバス待ちなどにも利用される方が多いことから、撤去等は難しいと考えております。 しかしながら、現状の利用状況は決して好ましくないことから、駅北の大久保交番、駅南の大久保南交番へ情報共有を行いました。あわせて公序良俗に反する利用については警察からも声掛けを行ってもらうよう依頼したところ です。 誰もが気持ちよく利用していただけるようマナー向上への啓発を図ってまいりますので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
29	令和4年6月	山陽魚住駅バリアフリー化について	山陽魚住駅では階段がなくベビーカーが使いにくいです。 3人子どもが居る為双子ベビーカーを利用していますが、ベビーカーだけで10キロ、子どもや荷物を持ちながら階段はとても厳しいです。 エレベーターをつけるか改札をもう片方にも付けていただけると助かります。	山陽魚住駅のバリアフリー化についてですが、駅舎のバリアフリー化につきましては、これまでは1日当たりの利用者数が、3,000人以上の駅を優先して整備を行っていましたが、「誰もが使いやすい公共交通環境」の向上を目指し、今後は、1日当たりの利用者が3,000人未満でバリアフリー化が未実施の駅につきましても、順次整備を進めるよう鉄道事業者に要望しているところです。 しかしながら、「1日当たりの利用者が3,000人未満で、バリアフリー化未実施の駅」は、明石市内に山陽魚住駅を含め5駅あり、バリアフリー化の工事は多額の事業費を要することから、すべての駅で整備着手することは、困難であるため、利用者数などを勘案しながら、鉄道事業者をはじめ、国、県とも調整し、優先順位をつけながら計画的に整備を進めることとしております。 以上、ご不便をおかけいたしますが、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
30	令和4年7月	通学路の道路にゾーン30やスピードダウンの表示願	大久保小学校への通学路ですが交通量も多く、スピードも速い車が多いです。大変危険ですので抑制効果のありそうな道路表示をお願いします。 場所は国道2号線の大久保小学校東信号から北上する道とその道と並行している1本西側の道です。	速度抑制対策については、路線としての30km/h規制やゾーン30指定など警察主体で行っている対策と路側帯の設置・拡幅や中央線抹消、啓発看板の設置など道路管理者主体で行っている対策があります。 いずれの対策につきましても、地域意見を取りまとめている自治会等から要望を受け、検討しております。 ゾーン30についてですが、今年度に入り大久保まちづくり協議会(中之番自治会、松陰自治会、大久保小学校を含む)から相談があり、今後地域内でも検討を進めていくと聞いておりますので、一度自治会に相談していただければと思います。 今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
31	令和4年7月	たこバスについて	子どもの明石清水高校への通学は、魚住駅から約2キロ歩くか、雨の日や、炎天下などはたこバスに乗ります。 部活動で遅くなり、バスに間に合わず暗闇を歩いて駅に戻るのも辛そうです。 できれば青葉台ルートの本数を増やしていただきたいです。 人件費確保など色々問題点はあると思いますが、ご検討頂けたら幸いです。	たこバスの増便についてですが、たこバスは採算が取れないなどの理由で民間の路線バスが運行していない地域を走っているため、収支が赤字となっています。それに加え、昨今の人件費の増加や燃料費の高騰により運行にかかる補助金が増加傾向にあります。そのようなことから、限られた予算で持続的に運行していくためにも、現状の便数での運行としております。 1時間に1便と決して多くは無い便数ではございますが、お時間を調整しご利用いただけましたら幸いです。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
32	令和4年7月	自転車の撤去について	明石駅のピオレ西側の路上に自転車を3から4時間停めていました。歩道に設置してあった駐車場は全て自転車が停めてあったため、歩道の邪魔にならないところに、近くの支柱と自転車をワイヤーで繋げて停めていましたが、ワイヤーを切って撤去されていました。 違法駐輪はいけないことですが、通行の邪魔にならないところに、数時間停めた程度で、ワイヤーを切ってまで撤去するのはやりすぎだと思います。せめて半日警告文書を添付してからでも遅くないのでは。長年愛用していたワイヤーを壊され、ショックでした。	撤去を行いました当該自転車の駐輪場所は、地元自治会等の要望を受け、終日自転車等放置禁止区域に指定されています。条例では、即時撤去が可能とされていますが、当課では様々な事情を考慮し、放置状態を確認次第、警告札を貼り、1時間経過後に同じ場所で警告札が貼り付けたままの状態が変わらないことが確認できた後に、撤去しています。ワイヤーにつきましては、歩行者の通行の安全と円滑を確保するために、当該自転車が係留されている場合は、係留器具等の切断その他必要な措置を講じることができると定めています。ワイヤーの有無により、撤去の可否判断が変わると放置自転車が增え、安全な通行が確保できません。 1台の放置された駐輪が呼び水となり別の自転車を誘発し、歩道や歩道上の点字ブロックを塞ぎ、大変危険な状況であった為、条例を制定した背景がございます。 放置禁止区域に指定するにあたり、明石駅周辺には有料の公共自転車駐車場を14ヵ所整備し、運営を公益財団法人自転車駐車場整備センターへお願いしています。過去の報告によれば、全ての自転車駐車場が満車となり、どこにも駐輪が出来ないといった報告は受けておらず、また利用料をお支払いされている方との公平性が保てず、正しく駐輪場をご利用いただけない方が増えてしまう可能性もあります。 今回いただきましたご意見を受け、今後より一層自転車駐車場の場所及び放置禁止区域の周知に力を入れ、駅前での放置自転車の減少へ向けさらに尽力していきます。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036
33	令和4年7月	山手環状線工事に伴う大窪八幡宮移設のスケジュールについて	山手環状線工事に伴う大窪八幡宮移設工事が、2021年夏頃以降役員ではない氏子へは説明がないまま始まっていますが、工事の具体的なスケジュールは説明はされないのでしょうか。 また、公表された資料によると自然生成の木は伐採するとなりましたが、拝殿前に植えられていた松が無くなっていました。大窪八幡宮の象徴的な樹木だったので残念に思っています。再度同じような配置で松を植えるのでしょうか。 もしスケジュールが決まっているのであれば、それらをまとめた資料を氏子の各世帯に配布をしていただきたいです。	当該工事は、本市ではなく神社が発注した工事となりますので、具体的なスケジュール及び樹木の取り扱い等につきましては、神社関係者と施工業者の間で協議を行いながら、決定するものと理解しております。 そのため、大窪八幡宮移設工事に関して、本市から説明ができることは特にございませんので、神社関係者にご確認くださいませう、よろしく願いいたします。 具体的なスケジュール及び樹木の取り扱い等に関する説明について、ご要望がありましたことは、神社関係者にお伝えいたします。 なお、松の木につきましては、一旦別の場所に移植したうえで、再度植樹すると聞いています。 最後になりますが、神社の再生に向け本市も尽力いたしますので、今後ともよろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 山手環状線整備担当 /078-920-8212

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
34	令和4年7月	夜間の花火について	打ち上げ花火など大きな音がする花火は禁止にするか20時か21時までとしてほしい。 現状22時まで可能となっているが、そんな時間には小さな子どもは寝ているし、起こされるのは迷惑です。	夜間の花火については、深夜における市民の静穏保持、安眠を守るため、明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例により、公共の場所での午後10時から日の出までの花火を禁止しています。 音を発する打ち上げ花火等については、午後10時までであっても騒音となり周辺住民の皆様の迷惑となることや不適切な使用により危険が伴う恐れがあります。そのため、花火をする方が周辺環境に配慮して、マナーを守って行っていただくことが重要であることから、本市では公共の場所において、条例の周知やマナーの啓発を行っています。 海岸におきましては、打ち上げ花火や地面に置くタイプの花火も可能としていますが、大きな音が出るものやロケット花火のように飛ぶものについては、近隣住民の方のご迷惑とならないように注意していただくとともに、なるべく早めの時間にしていただけるようご協力をお願いしています。例年、利用者が多い7・8月の夏季を中心に警備員による夜間花火の規制パトロールを午後9時から午前4時まで行っており、海岸利用者のマナーアップに取り組んでいるところです。また、砂浜には午後10時以降の夜間花火禁止を啓発する看板も設置しています。 さらに、公園においては、石ケ谷公園、明石海浜公園、大蔵海岸公園、八木遺跡公園での花火は、終日禁止するとともに、それ以外の公園では、手持ち花火などの子ども用火火は可能としていますが、打ち上げ花火など、周りに危険が及ぶ可能性のあるものは禁止としています。 引き続き、公共の場所での花火については、花火をする方が周辺環境に配慮して、マナーを守って行っていただけるように周知・啓発を行ってまいります。 今後、花火の音等でお困りになった場合には、公共の場所を管理する部署にご連絡いただければ、改めて周知・啓発等を行ってまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	環境室環境総務課 /078-918-5029
35	令和4年7月	林崎松江海岸パドルボード使用について	東側の海の家がある海岸の隣、東から2番目の海岸で泳いでいますが、昨年頃からパドルボードの使用が増え、泳いでる人とパドルボードが混在しました。 今年になってパドルボードが更に増え、遊泳が危険な状態です。 昨年までは東から3つ目の海岸でパドルボードのスクールを行ってましたが、今年から2つ目の海岸でスクールを行うようになった為だと思えます。 ジェットスキーと遊泳者の棲み分けをいち早く取り組まれた明石市の取り組みには感謝しています。愛好家が増えているパドルボードとの棲み分けも、夏季のみ行っていただければ安心して泳げると思えます。ご検討お願いいたします。	現在、林崎海岸につきましては、明石林崎海水浴場組合が開設者となり、7月7日から3年ぶりに海水浴場が開設されています。 従来の海水浴場の範囲につきましては、海の家がござい東から1つ目のスパンと2つ目のスパンが遊泳区域となっておりますが、今年は東から1つ目のスパンのみ海水浴場として開設されていることから、遊泳される場合は海水浴場のご利用をおすすめしているところです。 ご意見にございますスタンドアップパドルボード(以下、サップ)につきましては、近年人気が高まり利用者が増加していることに加えて、新型コロナの影響による海水浴場の不開設や、今年は東から2つ目のスパンが海水浴場ではない等の理由から、スクールや一般利用のサップが集中していると推測されます。 本市としましては、引き続き関係機関等と連携し、海岸利用者が安全に安心して海岸域を利用できるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
36	令和4年7月	新・旧の住所の周知を徹底できないでしょうか	昨年末に土地区画整理事業換地処分によって、住所が新しくなりました。ただ、それが徹底されていないようで、宅配業者などが間違って配達しています。 先日は、警察に新しい住所を伝えたら、「新しい住所では分からない」と言われました。免許証は住所変更しているのに、これでは、何かあったときに、住所が分からないということになりかねません。 半年以上すぎているのに、警察ですら新住所に対応していないのは、はなはだ不安です。 ご多忙とは思いますが、関係各所、宅配業者なども含め、改めて周知をお願いします。	明石市区画整理事業につきまして、平素よりご理解とご協力をいただきありがとうございます。また、換地処分に伴う住所変更により、ご心配やご面倒をおかけし申し訳ありません。 昨年12月17日に換地処分を公告した西明石土地区画整理事業鳥羽新田地区につきましては、公告の翌日から新しい住所に変更されております。 明石警察署や明石郵便局をはじめとした住所変更に関係する機関に対して、住所変更を円滑に対応していただくため、変更期日に加え、変更1カ月前にも新旧住所対照表と対照地図を配布し、周知を図ってきたところです。 このたび、警察に電話された際、「新しい住所ではわからない」と回答された件に関して、8月1日に明石警察署に確認を行いました。 明石警察署では市が提供した資料をもとに住所変更地区を管轄する交番に情報共有し、住所変更内容を把握しているとのことです。しかしながら、本署への問い合わせの場合、異動間もなく土地勘がない署員が対応した際、住宅地図に新住所が表示されていないため、ご相談いただきましたような対応があったことは否定できないとのことでしたので、明石警察署内での再度の周知をお願いしてきたところです。 また、宅配業者の誤配送の件ですが、宅配業者は無数に存在するため、明石市から住所変更に関する情報を発信していませんが、照会があった企業には新旧住所対照表を交付するなど情報提供に努めてまいりました。しかし、ご質問者様が指摘されるような事例が未だに見受けられるとのことですので、このたび、明石市区画整理課のホームページで宅配業者への住所変更の再度の周知と新旧対照表の交付手続きについて、案内させていただくことにします。 ご指摘のような事例が今後も続くようであれば、宅配業者に明石市区画整理課のホームページを確認いただくようお声がけいただきましたら幸いです。	都市整備室区画整理課 /078-918-5038

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
37	令和4年8月	西二見駅について	清掃について 清掃員の方はよく見かけますが、あまり汚れていないスロープの床面のモップ掛けばかり行っているように見受けられます。他にも汚れているところは沢山あります。例えば、自動販売機横のゴミ箱の投入口周り、エレベーター前の天井のクモの巣など、ひどい状況です。 スロープでの自転車利用について スロープで自転車利用の際は降車することになっていますが、降車しない方がよくおられます。 先日は、スマホで電話しながら、自転車に乗ったままスロープから地下に進入する方を見ました。とても危険な行為です。どうか改善をお願いいたします。 駅周辺での喫煙や飲酒について 地上のスロープ入口付近、地上のエレベーターホールでの喫煙、飲酒が本当に多いです。 また、北側の地上スロープ入口では、地面に座って喫煙をしています。	清掃について 山陽電鉄西二見駅の地下通路につきましては、エレベーター前の天井のクモの巣を現地確認いたしました。再度、清掃業者に対して天井までの清掃を徹底するように指示させていただきました。また、自販機横のゴミ箱に関しては、自販機の管理会社に対して清掃頻度を増やすように連絡いたしました。清掃状況の確認を強化していきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 スロープの自転車利用について 歩行者通路を周知する看板及び安全対策のためのミラーを設置しているところですが、ポール設置等の物理的対策については、自転車を降りなければ通り抜けできないようにするために複数のポール等を設置する必要があり、一般の利用者の通行に支障が生じるため難しいと考えています。 自転車利用のマナーにつきましては、明石警察署と連携して自治会や学校など市内全域で交通安全教室を行っています。 今後も引き続き交通事故の未然防止に努めてまいりますのでご理解ご協力をお願いいたします。 道路安全室道路整備課 2020年4月施行の受動喫煙防止条例では、多くの喫煙してはいけない場所が規定されましたが、駅周辺をはじめ屋外は一部を除き規制の対象外となっているのが現状です。 そのため当課では山陽電鉄線につきましては山陽電車様のご協力をいただき、駅構内に受動喫煙被害防止の啓発ポスターを掲示し、駅周辺に関しては、施設管理者(明石市または山陽電車様)の許可を得て「禁煙」のポスターを掲示しております。 すでに東二見駅をはじめ、数駅でポスターの掲示を実施しております。 ご指摘の西二見駅につきましても、禁煙ポスターの掲示など受動喫煙防止に向けて取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。 あかし保健所健康推進課	道路安全室道路整備課 /078-918-5034 あかし保健所健康推進課 /078-918-5657
38	令和4年8月	海岸でのBBQについて	ジェットスキー対策についてはカメラ設置により一定の効果はあるものと推察いたします。しかしながら海岸でのBBQについては、禁止の看板は見受けられず、野放し状態であり、使用した炭は海岸に穴を掘って埋めたり、ごみはそのまま放置されていたりと観るに堪えません。たまたにゴミ拾いをしても追いつきません。バーベキューを禁止、または大蔵海岸同様に有料化しては如何でしょうか。	海岸の利用については、自由使用の原則があり、法律や条例によりバーベキューなどを全面禁止にするといった規制は難しいのが現状です。 本市としましては、特にバーベキュー利用者が多い林崎海岸におきまして、ゴールデンウィークや夏季期間などに啓発誘導員を配置し、海岸利用者に対してゴミの持ち帰りなどを啓発・指導しているところですが、一部の利用者がバーベキューの炭をそのまま砂浜に埋めるなどの悪質な行為も見受けられ、市としてもその対応に大変苦慮しております。 引き続き、海岸管理者の兵庫県と連携しながら、ゴミの持ち帰りなどマナーアップの啓発を行なってまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	道路安全室海岸・治水課 /078-918-5042

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
39	令和4年8月	明石小学校前の歩道の草木について	明石公園の東側に面した、明石小学校前の歩道ですが、数ヶ月前から街路樹の枝葉が人の顔の辺りまで垂れ下がり、雑草が生い茂っております。 歩道は人が二人通るのがやっとの幅なので、草木が多い場所では譲り合って通らなければならない状態です。この歩道は歩行者だけでなく、博物館のエレベーターを利用する自転車の行き来も多いため、とても危険だと感じています。 早急に草木の手入れをお願いします。	ご連絡いただいた箇所につきましては、8月19日に当課職員が現地を確認させていただき、取り急ぎ委託業者に除草の指示をしています。ただし、現在委託業者が他に多数の現場をかかえており、鋭意除草作業を行っています。ご連絡いただいた箇所の除草完了までしばらくお時間をいただく可能性がございます。 また、街路樹の枝葉についての件ですが、現場を確認したところ、明石公園の外堀に植えられている樹木の枝葉でしたので、本市を通じて兵庫県園芸・公園協会公園管理課(電話078-912-7600)に対応を依頼しています。 なお、今後も現場パトロール等を行い、市民の皆様が安全に快適に道路をご利用いただけるよう努めてまいります。何かお気づきの点がございましたら、お知らせいただけましたら幸いです。今後ともよろしく願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
40	令和4年8月	明石市内の緑化について	明石市に30年以上暮らしていますが、近年の人口増加に伴い住宅地の整備が広まっている一方、市内の緑が随分減ったように感じます。以前は街中で見られた狸や虫たちが住む余白もどんどん無くなり、個人的にやるせない思いに駆られています。 また市の街路樹も他の自治体と比べて少なく、夏の日差しの遮蔽や見た目での涼も損ねられているように感じます。 市民の暮らしが第一であること、また緑化における諸問題の整備に大きな負担が伴うことは重々承知しておりますが、市として緑に溢れ人と動植物の共生が叶う環境作りをいただければと思います。	街路樹や植樹帯には、木陰を提供したり自動車交通から歩行者や自転車を分離し、道路利用者の安全性や快適性を高め、沿道の環境を保全する役割があります。 既存の街路樹等につきましては、植栽後の道路の利用状況の変化や樹木の成長に合わせた維持管理が必要です。このため、日頃の道路パトロールにより必要に応じて剪定し、信号や標識などを見やすくするとともに、歩道幅員の確保に努めています。 また、狭い歩道の植樹帯を撤去し歩行空間を広げて欲しい、交差点付近の街路樹や植樹帯についても見通しを良くするために撤去して欲しい等の要望をいただくこともあります。 一方で、緑がもたらす憩いや潤いの機能、景観の向上を求めて街路樹を増やしてほしいとの要望もあります。 いずれの要望をいただいた場合でも、交通量や地域の意向、歩道の利用状況などを確認した上で、適切に対応していきます。今後の街路樹維持管理のあり方について貴重なご意見としてお伺いさせていただきます。ご理解ご協力をお願いいたします。 道路安全室道路整備課 明石市では10年に1度程度の頻度で、市内の緑の量を把握することを目的に、航空写真を用いて「裸地(土)」「水面」「河川水路」「田畑」「草地」「樹林地」の面積を算出しています。 調査を実施した平成21年度と令和元年度を比較しますと、「裸地」が7.1%から4.3%に、「田畑」が14.6%から10.1%に減少しています。これはご指摘のあった通り、近年の人口増加に伴い市街化区域にある、空き地や田畑が開発されたことによるものと推察されます。 本市では「明石市緑の基本計画」を策定しており、平成23年度から令和4年度までの緑化に関する目標水準を、緑の量(「樹林地」+「草地」+「田畑」)について現状値(平成23年度)以上としています。緑を守り育てる具体的な施策として、公園の新たな整備や開発事業における緑地設置の指導等を行っていますが、上述のとおり「田畑」の減少により緑の量の現状維持の目標は達成できていない状況です。 市街化区域内は開発されることを制限できるものではありませんので、緑	道路安全室道路整備課 /078-918-5034 都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
				の量だけにとられるのではなく、管理が行き届いた質の高い緑を増やす施策展開が必要と考えています。「明石市緑の基本計画」の見直しを来年度行う予定ですので、取組むべき施策をしっかりと検討したいと考えています。 都市整備室緑化公園課	
41	令和4年8月	道路の状態について	上ノ丸から太寺間のバス道が、凸凹していて自動車でも自転車でも通行しにくいです。整備していただきたいです。	上ノ丸から太寺間のバス道ですが、県立明石公園の図書館の北より東方面に延びる市道太寺上ノ丸11号線(約1キロ)のことと推測します。 市道太寺上ノ丸11号線の中で、車道舗装に凸凹がある区間を認識しています。 現在、凸凹がある区間の舗装修繕工事の実施に向けて、準備をしている状況です。 舗装修繕工事は、今年度中に完了する予定となっています。 ご理解賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
42	令和4年8月	林崎松江海岸に関して	林崎松江海岸に孫を連れて久しぶりに行ったら、水上バイクに関する警告の立て看板の多さにびっくりしました。多さですが、なぜあのように立てる位置や向きが乱雑なんでしょうか。看板を見ると明石市の物と警察の名前が入ったものがありました。その2つが近くの位置に雑に立てすぎて統一性に欠けてます。 以前はもっと穏やかで海を楽しめた場所。マナー違反をする者がいるから仕方がないにしろ、見た目も重視した立ち位置を考えてほしい。 海水浴シーズンが過ぎるとあの看板も撤去になると思うが、来シーズンは立てる位置を考えてほしい。	林崎海岸における看板については、海岸をより安全に利用していただけるよう利用者のルール・マナーアップを啓発するために設置しているところです。 看板はそれぞれ啓発する目的や対象者が異なるため、海岸利用者に向けた看板は砂浜の入り口正面付近に、水上バイク利用者には沖からよく見える位置に設置しております。 啓発する対象者から少しでも見やすいように意図的に角度を変えて設置しているため乱雑に見えたかと思います。 今回の意見を参考に来年度以降も海岸利用者が安全に安心して海岸域を利用できるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
43	令和4年8月	カーブミラーの設置を希望します	明石市太寺二丁目の太寺保育園の裏門に向かう道路に、カーブミラーの設置を希望します。 通園路、通学路として子どもが多く利用する道ですが、カーブの見通しが悪く、一方通行ではないため、車で曲がる際に、向こうから車が来るのがわからず、怖い思いをしています。	現地を確認したところ、交差点には隅切りが設けられているため、カーブミラーは設置できません。巻き看板を設置し注意喚起を行います。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
44	令和4年9月	商業施設の入口にある歩道の段差	大久保町にある大型商業施設の北側入口の歩道がくぼみ、段差ができています。歩道が市の管理でしたら補修を、施設の管理なら施設に補修をするように言って頂けますか。	お問い合わせの箇所を確認したところ、明石市管理でなく、商業施設側の土地と判明しました。そこで、9月7日に商業施設を直接訪問し、状況を説明のうえ対応を依頼しました。 いましばらくお待ちいただきますよう、よろしくお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
45	令和4年9月	たこバス路線「中崎大蔵」の新設について	(提案) 明石駅前～中崎海岸～大蔵海岸～JR朝霧駅南階段出口を結ぶ回遊性の高いたこバス路線「中崎大蔵」を新設することを提案します。 (提案理由) 明石駅中心市街地から大蔵海岸までの各施設を巡ることで、路線の回遊性を高めます。大規模なテーマパークのようにバスの停留所の間隔は短くして利便性を高め、終日乗車券(100円)を導入します。 路線バスの中崎海岸線の代替として、大蔵海岸沿い居住する市民の通学・通勤・買い物等のための利用も目的とします。この運行によって、アクセスの良い住宅地としての価値を高め、密集市街地である大蔵地区の災害発生時の避難・消火等の都市防災機能を改善する契機にもなります。	今回、ご提案のあったたこバスの新設路線「中崎大蔵」と同様の趣旨で過去に平成21年度から平成23年度まで運行していた都心循環バスがございました。 この都心循環バスは、中心市街地の回遊性の向上を目的とし、明石駅から天文科学館など集客力の高い施設を経由しながら朝霧駅の南側ロータリーを結んでおりましたが、運行当初より、利用が低迷していたため、利用者の増加を目指し、ルート見直しなどの改善を図りましたが、利用者が思ったように伸びず3年間で運行が終了したという経緯があります。 よって、現状ではたこバスのような路線を運行することは効果が低いものと考えております。 しかしながら、明石駅前の再開発が完了し、今後、市役所の建て替えや明石港東外港(旧砂利揚場)の整備が予定されており、明石駅周辺との回遊性の向上については検討の必要があると認識しております。 何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
46	令和4年9月	たこカート路線の新設について	(提案) 松が丘、朝霧及び高丘地区の坂道区間だけを上下に運行するたこカート路線(エレベーター路線)の新設を提案します。 (提案理由) ゴルフカートを運行に用い、区間は特定の坂道だけに限定して、自動運転を採用します。ただし、利用者の乗降時の安全確保も含めて添乗員が同乗します。 空車で走行することを避けるために、スマホを活用することにより、エレベーターのように実車のみで運行することが可能です。また、自動運転機能のレベルが上がれば、エレベーターのように無人運転も可能になります。 利用料金は無料とします。坂道対策が、高齢社会のさらなる進行に伴う、空家の発生を防止するために欠かせない対策です。 地域の自治会・町内会が、たこカート運営組織を設けて、添乗員(ボランティア)と、カートのガレージの確保します。市行政は、カートが無償貸与し、地域の自を治会・町内会に運営助成金を支払います。	エレベーターのように上下移動する路線ではないですが、ご提案のたこカートと同様の趣旨で地域内の高低差がある地域と最寄りバス停や、生活関連施設を結ぶ路線として、令和元年度に朝霧地区にて電動カートを使用したグリーン slows モビリティによる社会実験を行っています。 約1か月の社会実験を行う中で見えた課題としては、運行の安全を担保できる運行主体と運転手やガレージなどの確保についてです。社会実験では、運行主体が明石市、運転手は社会福祉法人にボランティアでお願いし、ガレージは地域に無償でお借りしましたが、持続的に行うためにはご提案のとおり、地元自治会が運行主体となり、ボランティアとして地域で運転手等を確保する体制づくりが必要であり、そういった地域があれば市が支援していくことも検討していきたいと考えております。 なお、自動運転が可能になれば人件費はかからなくなりますが、現状では、運転手がすぐに介入する必要がある条件付き自動運転いわゆるレベル3の社会実験も各地で行っているものの、運転手が不要の完全自動運転となるレベル4以降が公道等で実用化されるにはまだ時間がかかるものと考えています。 新しい交通モードは、日々技術が進歩していることから、今後も調査・研究を続けてまいりたいと考えます。 何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
47	令和4年9月	ICOCA利用による西明石駅の南北改札口の通り抜けについて	(提案) JRの協力によってICOCAカードを利用しJR西明石駅の北改札口と南改札口を通り抜けすることができる仕組み設けることを提案します。	この度はご提案いただきありがとうございました。 頂きましたご提案は、今後の検討の参考とさせていただきます。	企画・調整室/078-918-5283
48	令和4年9月	西明石駅南線(3.4.534号)の見直しについて	(提案) 西明石駅南線(3.4.534号)は、自動車道と自転車道と歩道を完全に3つに分離することを提案します。	この度はご提案いただきありがとうございました。 頂きましたご提案は、今後の検討の参考とさせていただきます。	企画・調整室/078-918-5283

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
49	令和4年9月	街区公園及び近隣公園の均衡ある整備について	(提案) 各小学校区の児童一人当たりの街区公園及び近隣公園の合計面積が均衡するような施策を講じることを提案します。 (提案理由) 明石市都市計画マスタープランには、一人当たり公園面積を各小学校区間で比較する資料が掲載されていません。また、プランでは新たな公園の設置は民間開発による帰属や無償での用地提供及び区画整理事業によるものとし、人口減少の到来や維持管理費を理由として、市行政による設置は慎重に検討するとしています。 市民は、居住する小学校区に関係なく、同じ基準で都市計画税を負担しています。特に、幼児・児童の発育過程において公園は重要な役割を持っています。 大規模災害が発生した場合には、公園が、避難や災害活動の拠点として役に立ちます。	公園面積を各小学校区間で比較する資料が掲載されていないのご指摘をいただきましたが、小学校区を単位とした公園面積の統計は実施しておりません。 広域な区画整理事業などにより、近隣公園1箇所につき4か所の街区公園が設置されるような都市計画がなされるのが理想だと考えますが、概成した明石市の市街地において、新たに公園用地を買収し、公園整備を実施することは非常に困難だと考えています。 災害時の公園の役割として、一時避難地に20箇所の公園が指定されています。一方、避難や災害活動拠点は各地域の小中学校や公営施設等が指定されており、災害時の避難先を市民に周知することが重要だと考えます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
50	令和4年9月	たこバスの路線の拡張及び運行本数の増加について	(提案) たこバスの路線の拡張及び運行本数の増加を提案します。 (提案理由) 市行政は、運行回数の増加は補助金の増額になるので困難であると回答し続けていますが、利用者に無料で提供している道路、公園及び図書館等の都市施設がある中で、たこバスという都市施設に対する補助金額の増額を強固に拒む理由が分かりません。 コミュニティバス運行のための補助金は、市民の安全・安心を支えるための支出です。事業者の経営支援ではありません。	本市におきましては、誰もが安全で円滑に移動できる交通体系を確立するため、「明石市総合交通計画」を策定しており、その中で、市内の交通体系の考え方として、東西交通については鉄道が、南北交通については路線バスや、西明石駅以西の採算性の面から路線バスの運行が困難な地域や、道路状況により大型のバス車両では運行できない地域において、たこバスが担うこととし、それぞれの交通モードが役割分担することで、効率的で持続的な交通ネットワークを形成しているところであります。 たこバスについては、民間の路線バスと同様、効率的で持続的な運行を目指しており、運行の見直し基準として、収支率(運行収入/運行経費)が、たこバスの場合は50%、たこバスミニの場合は20%を下回る場合には、廃止を含めた路線の見直しを図っているところです。 昨今の公共交通を取り巻く現状としましては、人件費や燃料費の高騰で現状のサービス水準を維持するだけでも運行経費が増加している状況であり、運行本数の増便については、よく要望をいただくところですが、運行本数を増便すると、運行経費は大幅な増額となりますが、利用者の増加による運行収入の増加は多くは見込めません。 よって、利用が多く、増便により収支が改善できるようなルートがあれば増便の検討が必要かと存じますが、現状、そのようなルートはない状況です。 現在、新しい生活様式の推奨により、路線バスを含めた公共交通の需要の減少が見込まれており、当課としては、それを抑制するため、利用促進などを積極的に行っているところです。 今後、やむを得ず、路線バスが休止・廃止となった場合にはたこバスの導入検討が必要ですが、路線バスの運行している路線と競合する形で低廉な運賃のたこバスを導入した場合、昨今のコロナ禍で路線バスの経営が厳しくなっている中、路線バスの休止や廃止を促進することになり、結局は、地域の方にとってよりサービス水準の低下を招く恐れがあるため、たこバスの拡張には慎重な検討が必要と考えております。 よって、たこバスについては、路線バスとのバランスも踏まえながら、運行を検討してまいりたいと考えております。 何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。	都市整備室都市総務課 078-918-5037

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
51	令和4年9月	買物不便地への対策としての移動販売車ステーションの設置について	(提案) 食料品・日用品などの買物が不便な地区に移動販売車が長時間駐車できるステーションの設置を提案します。 (提案理由) 市街化区域内において、持続可能な均衡あるまちを維持していくためには、この買物不便地対策が欠かせません。そこで、市行政が買物不便地内の空地(家屋の除去)を購入し、敷地を舗装し、排水施設を設け、アスファルト舗装し、移動販売車ステーションとします。移動販売車ステーションでは、道路交通法違反及び交通事故のリスクを回避することができます。 移動販売車ステーションでの買い物は短時間であっても、住民がまち(コミュニティ)を感じることに役立つものと思います。	本市は「誰もが暮らしやすいまち」を目指しており、買い物困難者対策として、平成27年から卸売市場による生鮮食料品の移動販売を実施いたしました。しかしながら、商品内容等のニーズの変化等から、現在では実施しておりません。 その他の取組としましては、コープこうべによる「買いもん行こカー」事業を実施しております。この事業は、高齢者や障害者、妊婦、未就学児がいる世帯を対象に、週1回、決まった曜日・時間に玄関先からコープまでを無料送迎し、買い物する機会を提供するものです。本市はコープこうべと2020年10月に「SDGsの推進に関する包括連携協定」を締結し、その後、連携事業としてコープこうべにおいて本事業の拡大を図っていただき、現在、大蔵・朝霧・大観・和坂・藤江・大久保・魚住・二見の8地区で運行しております。 今後も引き続きいただいたご提案や市民の皆様からのご意見を参考にしながら、今後の施策を検討して	企画・調整室/078-918-5010
52	令和4年9月	歩道の雑草	明石市立山手小学校の北側の門を南西に進んだところにある橋周辺および茜二丁目公園方面の歩道に雑草が多く生えています。 通学路であり、幼い子供から年配の散歩の方など利用者の多い道のため危険な場合があります。 雑草のなかには、個人宅の植栽と思われる植物が自生している場合があります、今以上に放置すると更に葉が横に広がり、根がアスファルト舗装を凸凹させ、躓きの危険が予想されます。除草作業等行って頂けないでしょうか。	ご連絡いただいた箇所につきましては、9月8日に当課職員が現地を確認させていただき、取り急ぎ委託業者に除草の指示をしています。ただし、現在委託業者が他に多数の現場をかかえており、鋭意除草作業を行っていますが、ご連絡いただいた箇所の除草完了までしばらくお時間をいただく可能性がございます。 なお、今後も現場パトロール等を行い、市民の皆様が安全に快適に道路をご利用いただけるよう努めてまいります。何かお気づきの点がございましたら、お知らせいただけましたら幸いです。今後ともよろしく願いいたします。	道路安全室道路整備課/078-918-5034
53	令和4年9月	家の前の溝に蓋をしてほしい	家の前の道が大変狭く、公道に溝があり、そこに蓋をしてほしいです。 車を駐車する時にその溝に前輪がはまってしまい、一度市役所の方に来ていただきましたが断られました。公道なので、自分で溝に蓋をしてもし誰かが怪我をすると私の責任になると言われ、どうすることもできません。なるべく早く対応していただきたいです。	側溝の蓋掛けについては、通学路等における安全対策の1つとして実施し、地域・学校等と情報共有を図りながら、危険性の高い箇所から対策を行っております。 具体的な蓋掛け箇所については、周辺地域のご意見を尊重し、地域意見を取りまとめて頂いている自治会などから要望を頂き、検討させて頂いているところです。 ご指摘の路線については、学校指定の通学路ではございませんが、地域にご相談頂き、地域からご連絡頂きますと、検討してまいります。 また、側溝の蓋掛けは市の基準に従い工事していただければ、ご自身で行うことも可能です。 市の基準に沿って施工された蓋に関しては、工事後は市で管理させていただきます。 ご希望の場合は建設業者や道路総務課の利用調整係にご相談ください。 ご理解とご協力賜りますようよろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課/078-918-5034
54	令和4年9月	ガードレールが損傷していて修理お願いできますでしょうか	小学校の通学路に損傷しているガードレールがあり、そこで遊んでいる児童がいます。大変危ないと感じています。一度見ていただけないでしょうか。	現場確認を行ったところ、当該構造物は水路への転落防止を目的として設置されたものと考えられ、また、通学路上でもあることから改修予定です。 よろしくお願いいたします。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
55	令和4年9月	草刈、排水溝清掃要望	いつも通勤する通路ですが、民地から雑草が生い茂り歩道を塞いでいます。また、畑の土が流れ出し、排水溝を塞ぎ歩道に水が染みでています。西明石の割池谷信号を南に下って左手になります。	現地を確認させていただきました。 ご指摘の畑からの雑草と土の流出について、所有者に対して適正管理するよう関係部局(環境保全課・農業委員会事務局)から指導連絡します。 なお、雑草については、取り急ぎ特に歩道にはみ出した雑草の除草を行いました。排水溝の土の詰まりについては、原因者(所有者)の対応をみて市の対応を検討します。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
56	令和4年9月	JR西明石駅南地区の用途地域の変更について	(提案) 用途変更を行う区域の建ぺい率を60%にすることを提案します。 (提案の理由) JR西明石駅南側一帯は優良な住宅地として後世に残していくのが最も賢明な選択です。市行政には、10年、20年後の人口減少の状況を想定して、一帯を良好な住宅地として存続させる取り組みが求められています。	市といたしましては、地域の実情を踏まえ、活性化した土地利用が図られるよう取組を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	企画・調整室/078-918-5283
57	令和4年9月	鳩のフン	通勤でJR西明石駅を利用しておりますが、西口から出て西側に歩いて進むと鳩のフンがとてたくさん落ちております。アレルギーもあるので歩道に落ちている鳩のフンの健康被害も気になります。JRに言うべきであればそちらにも連絡しますので、市の管轄であるのか、対応を考えていただけるのかなど返信いただけると幸いです。	明石市では、道路の表面管理を行っており、歩道の汚れを確認したため、令和4年9月1日に新幹線高架下の歩道やガードレール、車道柵等のフンによる汚れを高圧洗浄車で路面清掃等を行いました。 新幹線の橋桁に鳩が止まらなくするネット設置等の対策につきましては、鉄道会社で実施していますので、道路安全室道路総務課から鉄道会社に対して是正していただくよう申し入れを行っております。 鉄道会社からは、ネット取替工事を予定しているとの回答があり、それに先立つネット内の鳩糞撤去を10月に予定しているとのことでした。 今後とも、快適な歩道の維持管理に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
58	令和4年9月	船上下水処理場の南側の海岸のゴミについて	船上の下水処理場の南側の防波堤の海岸の三角州ですが、ゴミが多いです。散歩時、気になり自分でゴミ拾いを行ったりしましたがそれでも酷いです。バーベキューを行ったあとのゴミや遊んだ後のゴミが多いです。ゴミで明石の海が勿体ないと思いました。	当該望海浜海岸は明石川の河口近傍に位置することから河川の上流や海から流れ着く漂着ゴミが多く集まる地理的特徴があります。特に大雨による出水後はごみの堆積が顕著になることもあります。これらの集積したごみはボランティアの協力を得ながら回収し、市が収集・処分することで連携しながらごみの解消に対応しているところです。 また、地元の問題を解決するため、漁協や自治会、ボランティアグループなどにより地域の環境改善協議会が立ち上げられたところです。今後はこれらの団体を中心に地域の課題のひとつとして望海浜の景観や貴重な生物を守ることに伴う協議や市と連携した協力を重ねることで地域のよい環境を取り戻す活動に取り組んでいます。 また、望海浜海岸のうち東側半分にあたる場所、つまり船上下水処理場の南側部分は兵庫県が管理する一般海岸、その西側は明石市が管理する漁港海岸となっており、区域によって管理者区分が異なる場所もあります。引き続き、隣接する海岸管理者の県と連携しながら、ごみの持ち帰りなどマナーアップの啓発を行なってまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	産業振興室農水産課 /078-918-5017

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
59	令和4年9月	大型車両の通過による振動に悩んでいます。	大蔵海岸中から大蔵谷インターに向かう朝霧川沿いの道路は早朝、コンテナを積んだ大型トレーラーやトラックがスピードを出してよく走っていますが、その通過時に地震のような振動が伝わってきて何度も目を覚まします。山陽とJRの線路を跨ぐ高架を下りてきたところから朝霧2丁目交差点にかけて傷みのひどい箇所や、凸凹になっている箇所が多く、これが原因ではないかと思っています。今後これらの補修の予定はあるのでしょうか。	ご意見を頂きました朝霧川沿いの道路ですが、大蔵朝霧陸橋の北のローソンのある信号交差点の前後区間について、舗装修繕の必要性があると認識しております。現在、舗装修繕工事に向けて準備を進めている状況で、今年度中の完了を予定しております。ご理解賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
60	令和4年9月	江井島海岸のヤシの木について	江井島海岸のヤシの木が年々高くなっているのが気になります。台風など強風が吹いた後には、木の枝や葉が落ちているのを見たことがありますし、触るととても固い印象を受けました。景観も大事とは思いますが人に当たると最悪のことも考えられますので、伐採も含めてご検討ください。	江井島海岸のヤシにつきましては、年々少しずつ高くなっていることに加えて、台風時などは幹が大きくなることがあります。本市としましては、枯れた枝葉や外皮が落下しないよう定期的に剪定等を行うなど、引き続き適切な維持管理に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室海岸・治水課 078-918-5042
61	令和4年9月	高丘西公園の除草について	テニスコートとグラウンドの境部分に雑草が繁茂しているので対応してほしいです。	現地を確認し、テニスコート西側フェンス下とグラウンド端部分の除草の必要ありと判断したため、業者に作業を依頼し、10月11日に作業は完了しました。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
62	令和4年9月	屋内市民プール	明石市には屋外の遊び専用プールみたいなものはありますが、屋内の健康増進用の市民プールがありません。子供から高齢者まで需要はともあると思います。開設の検討をお願いいたします。	明石市には市営の明石海浜プールが明石海浜公園にごさいまして、子ども向けの遊具を備えたファミリープールのほか、本格的に水泳を楽しめる50メートルプールもあり、幅広い年代の方々が利用され、ご好評いただいております。ただし、開場期間は例年7月から8月末までであり、年間を通してご利用いただける施設がないことも承知しております。現在、市内にある約470か所の公園について、利用者の安全・安心を第一に維持管理を行っています。また、新たに土地を買収しての公園整備は行っておらず、寄付等により用地が無償で提供された場合のみ公園を新設している状況です。そうしたなか、新たに屋内プール施設を設けることは、用地や建物、維持管理費用など多額の費用が発生するため、大変厳しいものとなっています。申し訳ございませんが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。このたびは、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございます。今後の公園整備の参考にさせていただきます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
63	令和4年9月	水道料金支払いについて	PayPayなどの決済を開始してほしいです。	令和4年10月1日より、新たにスマートホン決済を導入しましたのでご利用ください。なお、詳細につきましては、市のホームページもしくは明石市水道料金お客様センター(Tel.078-915-0270)までご連絡ください。今後も、お客さまサービスの向上に努めてまいります。	業務担当/078-918-5084
64	令和4年10月	台風時に側溝から水があふれ出る件	側溝から水があふれ出てます。浜国の高さより、下がっている付近の道路が大雨の時に側溝からあふれでて、一面水たまりができますので、一度、現地視察していただけないでしょうか。側溝が泥で覆われているのと、雨水を逃がすところがないように思います。	現地を確認のうえ、必要に応じて対応を検討したいと思います。ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
65	令和4年10月	林崎の海岸での騒音について	林崎の海岸でキャンプをしている人が多いですが、早朝から大音量で音楽を流したり騒いだりして近隣住民には迷惑です。騒音について規制したり、見回りを多くしてもらうことを希望します。よろしく願っています。	林崎海岸のキャンプ利用者による騒音につきましては、本市への問い合わせ時や現地パトロールなどにおきまして、近隣住民のご迷惑とならないように話し声や音楽等の音量について配慮して頂くようお願いしているところです。また、現地に看板を設置し注意喚起しているところですが、利用者のモラルやマナーによるところが大きく、本市としましては、利用者のモラルやマナーによる対応に大変苦慮しているところです。本市としましては、利用マナー向上の取り組みなど引き続き行ってまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
66	令和4年10月	大蔵海岸の照明	大蔵海岸公園はランナーや犬の散歩、ご老人など多くの人が利用していますが、日が暮れると公園内が暗く、ぶつかりそうになる事も多々あります。中途半端な高さの照明はありますが、あれでは足元は暗く見えません。皆が安全に公園を楽しめるよう、公園内をもう少し明るくしていただけませんか？	大蔵海岸公園にはフットライト(足元)、ボラードライト(1mぐらいの高さ)、高さ5mの照明を設置しており、昼間とは違う夜の大蔵海岸を楽しんでいただくため足元を薄暗く照らす照明となっております。フットライト、ボラードライトについては順次LED電球に更新を行っているところです。今回のご意見を参考に引き続き安全な公園の維持に努めてまいりますのでご理解の程よろしくお願いいたします。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
67	令和4年10月	明石駅北側の一般自動車の降車と中高校生の自転車通学について	通勤で2点の気になることがあります。 1)バス停車位置に一般自動車が頻繁に停車して降車をしている行為が頻繁にみられます。 2)中高校生の自転車通学のマナーが非常に悪く、歩行者が歩道にいても猛スピードで突っ込んできます。歩行者優先と自転車が道路交通法に定める軽車両であることを理解していません。事故が起こって、明石市のプライドが落ちないように願います。	明石市では、歩行者・自転車を中心に交通安全啓発を行っております。明石市内の高校生向けに「模擬交通事故再現型交通安全教室(スクエアードストレイト教室)」や自転車ルールを中心とした交通安全教室を行っています。また、警察・学校・PTAとともに自転車マナーアップキャンペーン等を行い、ルール・マナーの向上を目指しているところです。ご意見をいただいておりますバス停内での車の停車、自転車の歩行者妨害は、警察が取り締まりを行うものとなりますので、本件につきましては明石警察へ伝達し、取り締まり強化を要望いたします。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。	道路安全室交通安全課/078-918-5036
68	令和4年10月	EV車の充電スポット設置	EV車に乗っているのですが、明石市には公共の充電スポットがなく、充電スポット自体も多くはありません。他市では市役所や道の駅に設置しているところもあり、明石市にも気兼ねなく使える充電スポットが増えれば嬉しいです。	電気自動車の充電スタンド(スポット)について、市内では大型の商業施設、病院、コンビニエンスストア、明石公園などに設置されているところですが、いまだ不足している現状に間違いありません。今後、国・県等の普及状況を見極めながら、市としても効果的な普及について検討してまいりますのでよろしくお願いいたします。	環境室環境創造課/078-918-5786

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
69	令和4年10月	明石駅付近の駐輪場について	明石駅付近の駐輪場が少なすぎます。昼前に仕事に行こうとするとどこも満車で路上の駐車場も全て満車なことが多く、わざわざ遠いところまで停めに行っても満車なことが多いです。もう少し駐輪場があればと思います。	現在、明石駅周辺は、合計15ヵ所、6,111台分の公共有料駐輪場を(公財)自転車駐車場整備センターが管理・運営しております。駐輪場や駐輪スペースについて整備センターより定期的に利用報告を受けており、今のところ全ての駐輪場が満車となり、どこの駐輪場も利用できないといった状況は確認できておらず、新たな増設は検討しておりません。しかし、駐輪場の設置場所によって稼働率が異なっており、一部の駐輪場では満車となる場合があることは確認しております。この度いただきました情報につきましては、管理を行っております整備センターへ伝えると同時に、施設職員の巡回等を増やすなどの対応策を講じるよう依頼いたしました。また被害防止のため、ご自身のワイヤーロック等を用いて2重ロックを行うことが可能であることと、一部の駐輪場では暗証番号を登録できる駐輪ラックもあるときいております。通勤等で自転車を日々お使いの場合は、駐輪場の定期利用も可能です。駐輪場の定期利用をご検討の際は、明石市HP上に掲載しております各駐輪場の電話番号に一度お問い合わせをお願いします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
70	令和4年10月	ゴミ当番について	私の自治会では、ゴミ当番のルールとして、収集できないゴミは当番が持ち帰り分別とあります。 コロナ禍であり、ゴミの持ち帰り保管も気持ちが悪いです。それに、すぐに当番が掃除をすると、不適切な出し方をした方が気づかない可能性もあります。市民に分別持ち帰り義務があるのでしょうか？市としてもそこまですべてを求めていますか？ また、資源ごみの持ち帰り禁止条例がありますし、資源ごみが回収されていない場合、持ち帰る事は条例違反にあたるとは思います。 曜日間違えで回収不能ゴミは、そのまま置いていて、本人が持ち帰らず、排出日まで放置されていれば回収して頂けますか？	「資源物の持ち去り行為の禁止(条例・規則)」についてご説明いたします。 明石市でも他都市と同様、市職員(または市の委託業者)以外の者がごみステーションより紙類・金属類等の資源物を持ち去る行為が発生しており、持ち去り行為による治安への不安、再資源化への意識低下、騒音などから取締の要望等多くの声が寄せられ、明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・条例規則を改正し、平成30年4月よりごみステーションに排出された家庭系一般廃棄物(規則で定める資源物)を持ち去る行為を禁止しました。 この持ち去り行為を行った者とは、市職員(または市の委託業者)以外の者で自身(または組織等)のためにごみステーションより資源物を収集、運搬し、利益を得る者と想定しており、ご自身が出されたごみが収集されず残ったため引き上げた方や自治会等のごみ当番の方(担当されているごみステーションの掃除等をされる方)マンションの管理人の方等は想定しておりませんので、条例違反には当たらないと考えます。 以上ご説明とさせていただきますが、今後ともごみの減量化・リサイクルにご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。 環境室資源循環課 当市では、ごみ置場に収集曜日の異なるごみが排出されていた場合は、「収集できません!」と書かれたシールを貼ります。これは、排出者のごみを持ち帰り、再度ルール通りにごみの排出をいただくように啓発するためです。 したがいまして、当市としましては、コロナ禍の中もあり、ごみ当番の方が不適切に排出されたごみを持ち帰り、分別して再度排出いただくことは求めています。ご意見の中にもありましたが、ごみ当番の方がすぐにごみを引き上げてしまうと、排出者に対して啓発が出来なくなる可能性があります。 その一方で、ごみ置場の衛生維持や、不法投棄の誘発防止のため、地元自治会がごみ当番のルールとして運用している場合も確認しています。 つきましては、当市のごみ啓発活動や地元実情を踏まえた上で、地元自治会内でごみ当番のあり方をお話いただくことが適切ではないかと思われます。 なお、収集曜日の異なるごみは指定の収集日が来ましたら、収集を行う対応をしていますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 環境室収集事業課	環境室資源循環課 /078-918-5794 環境室収集事業課 /078-918-5780
71	令和4年10月	狭小道路の通り抜け	電柱に「この先、狭小につき 通行ご遠慮ください」の掲示があります。確かに狭く、車がきたら、歩行者はいっぱい端に寄り、すぐ側を車が走行していきます。朝の通学時間帯などは小さな子供も歩行しており、危ないなとは感じています。 ポールを立てるなど強制的に通り返け不可にできないのでしょうか。	ポール設置等の物理的対策に関する要望につきましては、周辺地域の合意形成が必要であるため、地域意見を取りまとめている自治会などからご要望を頂き、検討させて頂いているところです。 お手数をおかけしますが、一度自治会にご相談いただき、地域からご連絡頂きますようご理解とご協力賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 078-918-5034
72	令和4年10月	嘉永橋橋脚、落書きの件	嘉永橋の橋脚にかなり目立つ落書きがされていました。 国土交通省に連絡したところ、管轄は明石市と返信有ったので改めてメールしています。かなり目立って景観も損なうしみっともないので調査の上、対処願います。	ご意見を頂きました嘉永橋ですが、現地調査を実施し、橋脚に落書きがあることを認識しています。現在、落書きが目立たないよう、対策工事の実施に向けて準備をしている状況です。対策工事は、年内に完了する予定となっています。 ご理解賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
73	令和4年10月	歩道の雑草と砂利、横断歩道について	歩道の雑草が伸びているのと、接している駐車場からの砂利が溜まっているため歩行がしにくくなっています。砂利の方は駐車場の管理者に定期的な清掃を促すなどできないのでしょうか。 また、小学校付近の横断歩道ですが、旗を持つ大人がいない時には車は全然止まってくれません。横断歩道で横断しようとする歩行者がいる時に停止するのは運転者の義務のはずです。日頃の交通安全指導でも横断歩道を渡る子供への注意を促すばかりで、車を運転する大人への啓発が足りないと感じます。 停止義務の啓発など、併せてお願いしたいと思います。	ご連絡いただいた箇所につきましては、11月2日に当課職員が現地の除草作業を実施しました。 また、接している駐車場からの砂利については、所管する道路総務課(電話078-918-5032)に情報提供を行い、駐車場の所有者への指導を依頼しています。 なお、本市では今後も常日頃から現場パトロール等を行い、市民の皆様が安全に快適に道路をご利用いただけるよう努めてまいります。何かお気づきの点がございましたら、お知らせいただけましたら幸いです。今後ともよろしくお願いいたします。 道路安全室道路整備課 明石市では、歩行者・自転車を中心に常に交通安全活動・啓発を行っております。 また、明石警察をはじめ関係団体の協力のもと、ドライバー向けの交通安全教室や交通安全啓発のイベントを実施しているところです。 ご意見をいただいております「信号機の無い横断歩道での停止義務」など取締りに関することにつきましては警察が担当する事案となりますので、本件につきましては明石警察へ伝達するとともに取り締まり強化を要望いたします。 道路安全室交通安全課	道路安全室道路整備課 /078-918-5034 道路安全室交通安全課 /078-918-5036
74	令和4年11月	明石海浜公園の植樹について	明石海浜公園を散歩したとき、夾竹桃が多数植樹されていました。夾竹桃は毒性の強い植物であるので撤去したほうが良いのではないのでしょうか。	キョウチクトウは、日本のみならず世界中で親しまれており、道路や公園などでも多く植樹され、他都市では「市の花」として指定されているところもあります。 毒性については、キョウチクトウ以外でもヒガンバナなど、普通に親しまれている植物でも口に入れると中毒を起こす植物はあり、毒があるという理由で、それらの植物を全て撤去することは、現実的ではないと考えています。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
75	令和4年11月	再建築不可物件	老朽化の激しい築50年の自宅を建替えようと、ハウスメーカーや工務店に相談したところ、自宅前の私道が向かいの家の敷地に『重ね登記』されており、自宅が接道していない家になっていることがわかりました。 解体しても再建築はできないそうです。 物件を放置して移り住むしかないのでしょうか。倒壊の危険性もあり、ご近所様に迷惑がかかってしまいます。空き家問題を抱える自治体としての救済措置はないのでしょうか。	建築確認申請では設定された建築敷地の所有まで問うものではありません。 但し、民事的なトラブルを避けるため自身が所有する土地での申請や、使用承諾を得た土地での申請が一般的です。 今回のケースについては、空地として設定されようとしている土地が建築確認申請により既に建築敷地として設定されているため、現状43条の許可を得ることは困難と思われます。 まずは、建築敷地について当事者間で協議して頂きたい存じます。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。 住宅・建築室建築安全課 明石市では土地家屋調査士による表示登記・境界相談を行っております。ご希望される場合はご予約ください。 ＜表示登記・境界相談＞ 土地・家屋の表示登記、境界問題に関する相談 [相談日時] 第1・3木曜日/13時00分～16時00分(1組40分以内) [相談場所] 市民相談室 電話/918-5002(要予約) 市民相談室	住宅・建築室建築安全課/078-918-5046 市民相談室/078-918-5050

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
76	令和4年11月	踏切横の歩行者専用道路	ふぁーみん二見店前の踏切横に歩行者専用道路があるのですが、凄いスピードで自転車がいっぱい通ります。子どもの手を引いて歩いてる身からしましたら、凄く怖いです。歩行者専用道路の片側には歩行者専用道路という看板があるのですが、反対側には看板がありません。何故ですか。自転車も車両なので、降りて押してもらうように対策していただけませんか。	ご連絡をいただきました件につきましては、現地を確認のうえ、看板を新設します。着手までには少しお時間をいただきますが、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課/078-918-5034
77	令和4年11月	新幹線高架下道路の一方通行化	新幹線高架下道路北側の今井橋付近が一部両側通行になっていますが、なぜ一方通行ではないのですか。ここが両側通行の為、東西で自動車がかち合って渋滞がたまに発生しています。道路幅は一台分しかなく、避けることが出来ず後退しないといけないのが渋滞の原因です。道路は市の管轄なのか県なのか国なのか判らないのでこちらに書かせて頂きました。	ご指摘の箇所は明石市道魚住155号線の終点付近と二見70号線の起点付近なので明石市が道路管理者です。しかし、一方通行等の交通規制に関しましては兵庫県警察明石警察署の管轄となります。頂きましたご意見につきまして明石警察署にお伝えしたところ、自治会やまちづくり協議会等地域での合意形成後、地域の総意として改善策についての要望書提出が必要とのことでした。ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路総務課/078-918-5031
78	令和4年11月	旧国鉄清算事業団用地に明石市立屋内スポーツセンターを設置する	旧国鉄清算事業団用地については、地域の活性化を西明石住民だけでなく、広範囲な地域の明石市民によって活性化を行うために明石市立屋内スポーツセンターを設置することを提案します。誰もが利用できるインクルーシブな施設です。	本市は、現在、西明石地区の活性化に向けて、JR西日本と共同で駅ビルをはじめ、新たな改札口、駅前広場、アクセス道路の整備、サンライフ明石のリニューアル等を第1弾の取組として進めているところです。これらの事業に一定の目途がつけましたら、第2弾の取組として旧国鉄清算事業団用地を活用した事業に取組む予定です。なお、当該用地の活用に向けた検討につきましては、今後、現状を十分に踏まえたうえで、市民の皆様のご意見をお聞きしながら進めたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	企画・調整室/078-918-5283
79	令和4年11月	本町商店街アーケード老朽化について	本町商店街のアーケードの天井から照明のカバーのような物が落ちてぶら下がっているのを見ました。何かの線で天井から繋がっていたので、地面まで落下していたわけではありませんが、背の高い方なら頭に直撃していたのではないかと思います。翌日には撤去されていましたが、アーケードの天井は他にも板が外れかけて、今にも落ちてきそうな部分などもあり、子どもを連れて歩くのが怖いです。柱など錆びていますし、地震などで倒壊しないかも不安です。定期点検されているのかも不明です。また、銀座通り商店街のアーケードからも針金のようなものが天井からぶら下がっているのをよく見かけます。もし老朽化が原因のようでしたら、事故が起こる前に取り壊しなどを検討していただきたいです。	ご指摘のあった本町商店街アーケード照明の一部落下については、本市においても落下を発見し、即座に所有者である本町商店街振興組合(以下、本件所有者)と連絡を取り合ったところ、すでに本件所有者にて補修業者を手配済みであり、市では周囲の安全注意喚起を行いながら、本件所有者にて撤去してもらいました。本案件をうけ、本件所有者に対し、同様の案件が起こらないようアーケード全体の点検を行うよう申し入れたところです。なお、明石駅周辺の各アーケードは、道路占用許可を得て各商店街組合等が所有(管理)しております。この道路占用許可の更新時には安全確認報告書の提出を求めており、今後も、より一層の安全対策の強化に努めてまいりたいと思います。	道路安全室道路総務課/078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
80	令和4年11月	大久保周辺に図書館希望	大久保駅近くに図書館がほしいです。人口も多く年代も色々と教育的にも必要だと思います。ご検討よろしくお願い致します。	図書館の整備に関しましては、2019年(令和元年)に実施いたしました「本のまちアンケート」におきましても多くの要望が寄せられていました。図書館をはじめ、各種施設の整備に際しましては、例えば、単独での設置とするのか、あるいは他の機能を持ち合わせた複合施設での設置とするのかなどの設置方法をはじめ、その場所や費用をどうするのかなどの多くの検討・解決すべき課題がございます。このたびいただいたご意見も今後の検討における参考とさせていただきます。	シティセールス推進室 本のまち推進課/078-918-5209
81	令和4年11月	山陽西新町駅前ロータリー	西新町駅前のロータリーに屋台村を作ってほしい。 今、飲食業は大変厳しい状況です。駅前などのテナント家賃はとても高額です。一方感染予防の為に客数の制限や材料費高騰と開業したくてもリスクやコストが大きく難しい状況です。 屋台ならお客様も感染予防を意識しながら利用出来る上に、経営者の負担が最小限になります。人口が増えた分高齢者も増えて行き、ゴースタウンになる前に高齢者のコミュニティや、小規模事業者の増加、街の活性化に繋がる一歩として提案します。	西新町駅前ロータリーを含む道路上においては、基本的に店舗等の営業は認められておりません。 近年、道路法が改正されたことに伴い、お問合せ内容のような路上利用による賑わいのある道路空間の創出が注目されておりますが、地元自治会や地元商店街などの理解と協力が必要不可欠となっております。 このたびのお問合せは、今後の検討への貴重な意見と承りますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
82	令和4年11月	道路整備課御中 茜1丁目道路について	茜1丁目の道路について以下の点につきご回答願います。 1、山手台口の一方西側の交差点から西側のドラッグストアに続く道路の木の伐採、雑草の刈取予定はありますか。また、それは定期的に予定されていますか。 A、茜1丁目内で各戸前に道路があり、雑草が茂っている箇所が多数あります。主幹の道路ではありませんが、これらの箇所も依頼すれば雑草の刈り取りをお願いしますか。 B、草刈りを市に依頼できない場合、自治会や個人で対応することになりますが、除草剤の配布は可能でしょうか。 C、道路整備課に木の伐採、道路の雑草の刈取りを依頼する場合、どのような手順でお願いすればよろしいでしょうか。	1、雑草の草刈りについては定期的に実施しています。但し、年により雑草の繁茂状況が異なるため、草刈りの時期は一定ではございません。また、木の伐採の予定はございません。 A、B、市が管理する道路に生えている箇所の除草は、基本的に市で行います。そのため、除草剤の配付は行っておりません。 C、木の伐採については、地元自治会より要望書の提出をお願いしています。雑草の除草につきましては、お電話でご連絡いただくことが多いです。なお、今年の5月より、『明石市道路通報システム(ここみてREPORT)』の運用を開始しており、このシステムでは現地状況写真を送りいただけるため、現地の状況や場所の把握も即座に行えるため、そちらも併せてご利用いただけますと幸いです。インターネットにて、『アドレス http://gosei-report.com/CityAkashi/View/UserMobile/PortalPage.aspx 』につないでいただくか、『明石市 道路 通報』でご検索いただくと、通報画面にアクセスできます。 なお、本市では今後も常日頃から現場パトロール等を行い、市民の皆様が安全・快適に道路をご利用いただけるよう努めてまいります。何かお気づきの点がございましたら、お知らせいただけましたら幸いです。今後ともよろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
83	令和4年11月	旧波門崎燈籠堂について	旧波門崎燈籠堂まで子どもと散歩に行きましたら、ゴミがたくさん落ちており、猫の糞などもたくさんありました。 せっかく復元整備されたのにとても残念です。 定期的に見回りや清掃などはされているのでしょうか。	旧波門崎燈籠堂については、定期的にパトロールや猫の糞などのゴミ清掃を実施しており、ボランティア清掃のみならずにもご協力いただいているところですが、しかしながら利用者のモラルやマナーによるところが大きく、本市としても対応に大変苦慮しているところですが、お問合せいただきました内容については今後新たな対策をする予定をしておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
84	令和4年12月	街灯劣化による突起状態で危険	西明石駅西口から左方向に並んでいる緑の街灯のひとつが腐敗により先の尖った突起となっています。とても危険です。怪我をしてしまうほど危険です。対処をお願いします。	お問合せの街灯は、市への設置許可を得た民間の所有物となります。市として12月7日に現地確認を行うとともに所有者へ当該街灯の修繕を依頼しました。 所有者からは、12月11日に修繕する旨の回答がありましたので、12月13日に再度現地確認を行ったところ、修繕済であることが確認されました。 今後も道路安全に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
85	令和4年12月	駐車場入り口の不要なポールについて	有料駐車場入り口に、膝丈より低い石のポールがあります。運転席から死角になり歩行者に気を取られたりしていたら、気付かず巻き込んで車の左後ろを擦ってしまいます。実際、当方も擦ったし、そのポールにも擦った跡がたくさんあります。設置している意味も分からないし、邪魔でしかないポール、撤去してもらえませんか。	お問い合わせ内容の低い石のポールは、歩行者の安全確保のため設置されたポラードと呼ばれるもので、周辺道路では同一タイプのものが設置されています。 このポラードが駐車場等の出入りに支障となる場合は、利用者側で撤去や移設する必要がありますので、一度、駐車場の管理者へ御相談いただくよう、よろしくお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
86	令和4年12月	西明石駅北側駐輪場について	自転車や原付(50cc以下)はたくさん止めるところがあるのに、125cc以下を止める場所が全くなく、すごく不便です。 定期駐輪場、一時駐輪場を早急に作っていただきたいです。 でないと、路上駐車するか、自転車の横に停めることになってしまい、すごく邪魔になり、違法駐車と言われかねません。 今人気で需要のある125cc以下の駐輪場がないのは人を遠ざけてしまうと思います。	明石市内の公共の有料駐輪場につきましては、公益財団法人自転車駐車場整備センターが管理及び運営を行っております。 西明石駅周辺の原付以外のバイク駐輪場は西明石駅第2駐輪場及び西明石駅南仮設駐輪場となっておりますのでご利用ください。 今回いただきましたご意見につきましては、当整備センターへ報告するとともに、125ccのスクーターについて西明石駅北側で駐輪スペースが確保できるか等検証していただくよう依頼しました。 また現状の西明石駅北側の駐輪状況を考えると、新たに原付以外のバイク駐輪場を新設することは検討しておりません。 これからも本市と当整備センターが連携を密にし、快適で便利な公共の有料駐輪場の管理及び運営に努めていきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036
87	令和4年12月	西新町駅周辺でのスケボーをしている子供について	西新町駅を毎日通勤で利用しているものです。 今年の夏頃から見かけるようになったのですが、中高生が数人、西新町駅の前でスケボーの練習をしています。 飛んだりしているのかかなりの音をだしています。周辺には大きな病院もあり、入院している方もいると思います。 22時頃に見かけることもあり、すごく近所迷惑だと思います。 スケボーの練習を禁止することは出来ないでしょうか。 ひどいときには西新町駅の高架下の駐車場で車がたくさん駐めているなかスケボーをしていました。 こういうときは警察に連絡をしたら良いのでしょうか。	西新町駅前のスケートボードの件につきましては、同様のご意見をいただくなか、道路上でのスケートボード禁止の札を掲示し注意喚起を行うとともに、隣接の西新町交番と連携し危険行為には声掛けをしてもらうよう依頼してきましたが、解消に至らず対応に苦慮しているところです。 このたび、さらなる注意喚起として、スケートボード禁止の札を追加掲示するとともに、西新町交番へも危険行為には積極的に声掛けしてもらうよう再度依頼しました。 また、生徒たちへの直接的な注意喚起の観点からも、地域の学校に対して指導の申入れを行いました。 ご理解いただきますようお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
88	令和4年12月	公園ボール遊びについて	公園では危険なボール遊びが禁止となっているが、毎週、月、水、金曜日の午前中には、グラウンド全体を使ってゲートボールが行われている。先日、こどもに当たりそうで危険だった。こどもに向かってちょっとどいてと発言され、こどもが端の方で遊ばなければいけない状態。 取り締まりの強化をしてほしい。 他にもサッカーや硬いボールでの野球もいつも行われている。	公園でのボール遊びについて、地元自治会へ、他の公園利用者に配慮しながら利用していただくようお願いし、近隣の小学校へも、危険なボール遊びについて注意を行いました。 また、現地を確認したところ、公園を譲りあって使用していただく旨の啓発看板がなかったため設置いたしました。あわせて、市のパトロールの際に迷惑なボール遊びを発見した場合は、声掛けによる注意喚起を行ってまいります。 これからも、市民の皆様が安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
89	令和4年12月	コミュニティバス【たこバス】路線について	実家が明石市東部の大蔵海岸近くにあり、高齢の親が一人暮らしをしています。近所も高齢者の一人暮らしが多いです。 最寄りの大蔵谷駅は階段、エレベーターはなく、ホームは歩道橋を挟んでいます。朝霧駅までは足が不自由な人、老人の足ではたどり着けない距離です。 以前は山陽バスが1時間に一本あり、明石駅まで出れました。廃線になって買い物や通院にかなり不便な思いをしています。 タクシーを利用すると年金暮らしにはきつい出費です。 敬老優待乗車証があればたこバスが無料になるらしいですが、東部は路線がないです。 子育て世帯ばかりに支援せず、高齢者のことも考えてください。 たこバスか路線バスを大至急、復活させてください。 親の支援で実家に通ってますが、車の運転ができないのでバス、電車、歩きで通ってます。 たこバスが無理なら、タクシー会社を利用して「乗合バス」を走らせてください。免許のない高齢者、長時間歩けない高齢者はたくさんいます。	まず、大蔵海岸方面を運行する山陽バス路線(67系統)の休止についてですが、こちらの路線は以前よりご利用が低迷していたところに、昨今のコロナ禍でさらにご利用が低迷し、継続的な運行が困難であるとのことから、令和3年4月1日より休止となっております。しかしながら、当市としても、路線バスが運行していた時に比べ利便性が下がってしまっていることは認識しており、当該区間の運行再開について引き続き働きかけを続けてまいります。 また、たこバスにつきましては、路線バスが運行している市内東部に運行を拡大すると、既存の路線バスの運営を圧迫し、さらなる路線の撤退を招く恐れがあるため、当該地域への運行拡大は予定しておりません。 次に、タクシー会社によるデマンド型交通の運行については、極端に人口密度が低い地域や過疎地などで運用されているケースが多く、明石市のような都市部での導入は、既存の公共交通のサービス低下を招く恐れがあるなどの理由から、現時点では導入の予定はございません。 ご希望に沿えず申し訳ございませんが、何とぞご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。	都市整備室都市総務課 /078-918-5035
90	令和4年12月	市政に対する要望	江井島在住。図書館を新たに西明石、大久保、二見に設置し、5か所体制にすると知った。現在、遠くの西部図書館まで本の貸出に出向いている。なんとか、江井島にある少年自然の家に設置してもらえないか。大久保駅前では遠すぎる。5か所でなくて6か所でも良いのではないか。 孫がいじめにより長らく不登校になっている。自ら、いじめの加害者宅に行って解決したいと思っている。なぜなら、学校も行政も全く相手にしてくれない。支援体制がしっかりできていない。	図書館の整備に関しましては、2019年(令和元年)に実施いたしました「本のまちアンケート」におきましても多くの要望が寄せられていました。 図書館をはじめ、各種施設の整備に際しましては、単独での設置とするのか、あるいは他の機能を持ち合わせた複合施設での設置とするのかなどの設置方法をはじめ、設置場所や費用をどうするのかなどの多くの検討・解決すべき課題がございます。 2022年12月時点において、西明石、大久保、二見地区が設置場所の候補となっておりますが、他都市の状況も参考としながら、検討を進めていくこととなりますので、今回のご意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。 また、2018年から移動図書館車を2台に増やし、市内の様々な施設を巡回しており、少年自然の家にも月に一度巡回をしておりますので、図書館HP等で巡回日程をご確認の上、ぜひご利用ください。 本のまち推進課 不登校・いじめに関する相談は、児童生徒支援課 青少年育成センターの「児童生徒にかかわる教育相談(電話・面接)」をご利用ください。お孫さんに寄り添った支援をまいります。 児童生徒支援課	シティセールス推進室 本のまち推進課/078-918-5209 児童生徒支援課/078-918-5096

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
91	令和4年12月	自転車歩行者道の設置について(提案)	JR西明石駅南改札口新設に伴ってできる新しい道「西明石駅南線」に自転車歩行者道を設置することを提案します。 「西明石駅南線」では改札口近くでの乗車・降車時に、自転車が車の左側を通行することによる事故の発生が予想できます。 また、通勤時間帯には多数の自転車が歩道を走行することが想定され、幅員1メートルの自転車通行帯に収まらない多数の自転車が歩道を走行することも予想できます。 さらに、明石駅中心市街地を例にとると、ほとんどの自転車が歩道を走行しています。 自転車と歩行者を分離するための自転車歩行者道の設置をしない理由が理解できません。明石市にとっては初めての例になると思いますが、安全安心な道づくりという視点に立って判断いただくことを強く要望します。 令和4年6月21日の総務常任委員会に提出された同年4月17日に開催された地域説明会では、西明石駅南線の断面イメージとして、車道3.5mの外側に自転車歩行者道4.5mが記載されています。ところが、同年10月5日に開催された明石市都市計画審議会に提出された東播都市計画道路変更の計画書では、標準断面図として記載されているのは、車道3.0mの外側に自転車通行帯1.0mを設けるとしています。 そこで、自転車歩行者道を取り止めた理由及び地域説明会と異なる計画を都市計画審議会に提出した正当性についても回答をよろしくお願いします。 ホームページには、全文を掲載して下さい。	当該道路の計画については、市の都市計画案に対して同様の意見書をご提出頂き、令和4年10月31日に開催されました都市計画審議会において、頂いたご意見についての市の考え方をお示したところです。 道路の横断構成につきましては、当初は、南北区間のみ自転車歩行者道として計画しておりましたが、交通管理者である兵庫県公安委員会との協議の中で、東西・南北区間ともに車道左端に自転車通行帯を設ける現在の計画に変更いたしました。 具体的変更理由としては、近年、健康増進や環境問題への関心などにより自転車利用が増加していることから、歩道を通行する歩行者と自転車との接触事故等の抑制に努める必要性が高まっていることを踏まえ、原則通り自転車は車道通行とすべきであるとの公安委員会の見解に従うこととしたものです。 なお、運転者が13歳未満の児童及び幼児や70歳以上の高齢者である場合、また、一定程度の身体の障害を有する場合など、自転車が車道を通行することが危険と考えられる場合については、歩道を通行できることが、道路交通法第63条の4第1項第2号及び同法施行令第26条に規定されています。 このように全ての自転車を歩道から排除するものではなく、歩行者との接触事故等を防ぐため、安全に通行できる自転車については車道を通行していただく必要があることから、今回のような計画としています。 今後も当該道路の整備にあわせ、道路照明やカーブミラーなどの交通安全施設の設置による安全対策や迷惑駐車防止など交通マナーの啓発など、歩行者、自転車、自動車がより安全・快適に通行できるよう取り組んでまいりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。 企画・調整室 なお、質問全文のホームページ掲載につきましては、明石市法令遵守の推進等に関する条例 第35条第1項におきまして、要望・提案等の概要を公表するものと規定しております。また、閲覧者にとって読みやすくなるよう配慮したものとしておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。 市民相談室	企画・調整室/078-918-5283 市民相談室/078-918-5050
92	令和4年12月	アスパア明石について	アスパア明石南館において複数の小規模店舗がテナントを設けておりますが全くと閑古鳥が鳴くような状況です。問題を分析して、テナント料含め更には大掛かりな刷新をしては如何でしょうか。	アスパア明石は市が出資する会社が運営しており、11月に3階のリニューアルを行いました。今後も順次テナントの刷新を計画しております。今後も地域の皆様の利便性に寄与し、末永く愛される施設となるよう、努めてまいります。	産業振興室産業政策課/078-918-5098
93	令和4年12月	江井島港サザンカ公園のグラウンドについて	グラウンドをサッカーで使用した後、デコボコになっていて、グラウンドの利用に支障が出ているので、啓発看板を設置してほしい。	公園管理事務所へ、設置箇所の現地確認と看板設置を依頼し、「ボール遊び後は整地をお願いします。」の看板を1月6日に設置完了しました。	都市整備室緑化公園課/078-918-5039
94	令和5年1月	大型娯楽施設を誘致して欲しい	明石はとても魅力的な町で大好きです。駅前開発は失敗ではありませんが、映画館やボーリング場など家族や友達と遊べる施設がなくなりました。海岸の広い空き地もあります。大型リゾート、魚市場などありません。若者たちが地元で遊べるようにすれば、明石の財政はもっと良くなる。映画館やボーリングができる大型施設をぜひ明石へ誘致してください。	いただきましたご意見は、今後のまちづくりにおいて参考にさせていただきます。	企画・調整室/078-918-5283

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
95	令和5年1月	たこバスの交通違反について	たこバスの非常識な運転に遭遇しました。踏切の音が鳴り始めているにも関わらず踏切を通過し、前方に十分なスペースがなかったため、バス後部が遮断機と接触しました。踏切の警告ブザーがなり、電車の発進が遅れました。前の車が前進してバスは踏切から脱出できましたが、一歩間違えれば大惨事につながっていました。市民の命を預かって運行するバスが、危険な運転をすることは許せません。バス運転手に指導と改善を要望します。	このたびはたこバスの危険な運転について、ご心配をおかけしまして誠に申し訳ございませんでした。ご指摘いただいた件につきまして運行事業者を確認したところ、乗務員本人からも報告を受けており、たこバスの運転手としてあるまじきことであり、二度とこのようなことのないよう厳しく指導をしたとのことでした。明石市からも再発防止に努めるよう強く要望いたしました。このたびは誠に申し訳ございませんでした。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
96	令和5年1月	ブロック塀が崩れかかっている件について	道路側にあるブロック塀が崩れかかっています。ブロック塀は、建築基準法で厚さが10センチ以上必要とされていますが、このブロック塀は表面が剥がれ、内部の鉄筋が剥き出しになっています。明らかに厚さが足りず、建築基準法に違反していると思われます。所有者は分かりませんが、持ち主に指導し、改善を促してください。	ご連絡いただきましたブロック塀については、職員が現地確認を行い、所有者に対して適正に維持管理するよう文書で通知し、指導を行ってまいります。	住宅・建築室建築安全課 /078-918-5046
97	令和5年1月	魚住みんな公園前の道路について	魚住みんな公園の完成を楽しみにしています。完成後は魚住小学校や錦が丘小学校の子どもたちがたくさん遊びに行くと思います。公園前の二号線には横断歩道がなく、近くの信号といっても、長坂寺西か清水東口しかありません。公園に行く際に子どもたちが信号や横断歩道のないところを渡ったりすることが増え、事故に繋がるのではないかと今から不安に思っています。公園前に歩道橋を作るなど、何か対策をしてほしいと思います。	当該公園前、国道2号の道路横断については、以前から危険であると予想されるため、横断歩道や信号機の設置の要望を受けているところです。そのため、道路を管理する兵庫県や信号機を管理する警察と協議を重ねてきましたが、それらを設置するには国道2号の拡幅が必要となるため、簡単にはできない状況となっています。したがって、公園の供用後、公園利用者のご意見や地元自治会の意向を踏まえつつ、関係機関とあらためて協議を行いたいと思います。なお、当面は「17号池魚住みんな公園」への入退場は北側にある歩道を利用し、長坂寺西や清水東口の横断歩道を渡っていただくよう広報する予定です。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
98	令和5年1月	鴻地のススキの綿毛	鴻地の周りに住んでいる者です。 今の時期、ススキの綿毛が雪のように飛び、洗濯物に尋常ではないくらい付きます。家の外のブロック塀にも綿毛が引っかかって付き、車に乗ろうとドアを開けたら車の中にまで綿毛が入ってきます。 長年我慢していますが、小さな子どももあり、風呂上がりに体や頭を拭いては綿毛が体に付くのをつまんで取ってと、とても時間がかかります。 ススキをどうにかして下さい。1月から2月が特に酷いです。 因みに、池と脇道の境目のフェンスも崩れ落ちており、それもどうにかした方がいいと思います。	二見町東二見の鴻池は、東二見村財産区が所有し東二見水利組合が管理しております。 お困りの綿毛につきましては、ガマの穂であると思われます。私共も現地を確認し、綿毛が飛散する様子を確認し地元財産区及び水利組合と情報共有しております。ガマの穂が洗濯物に付着して大変不快な思いをされており、ご苦労をお掛けしていることかと存じます。何とかガマの穂先部分だけでも伐採が可能かどうか、造園業者に確認いたしましたが、ガマがため池内に植生していることから、接近することが容易ではなく、伐採することも困難な状況です。1月21日から溜池の水を抜き始めましたが、鴻池はJR線を隔てた南西側の鴻池とJR線の下にある菅で繋がっており、JR線の北東部分のみの水を抜く事は出来ず、すぐにガマの穂を伐採することは大変困難な状況です。 管理を行っている東二見水利組合の高齢化や人数減少により、管理が行き届かなくなっている現状や、全ての池面積が営農に対して必要であるかどうかといったことから、現在、地元財産区及び水利組合において、JR線より北東側部分の鴻池については一部廃止するなど、今後の在り方について協議をおこなっております。 また、安全対策につきましては、ため池管理者及び財産区で定期的な安全点検の実施や学校園から子供たちへため池に近づかないように啓発をおこなっております。しかし、それだけでは十分とは言えず、近隣住民の方々の「気付き」等がため池の安全を確保する上で重要な要素になっております。 お手数ではございますが、今後も何かお気づきの点がございましたらご連絡いただけると幸いです。ご指摘いただきました「池と脇道のフェンスも崩れ落ちている」場所につきまして、もしお手数でなければご指摘の危険箇所を教えてくださいてよろしいでしょうか。危険な場所が特定出来ましたら、必要な安全対策について関係各所と情報共有をおこない、対策を講じていきたいと考えております。 この度は回答までに時間がかかり大変申し訳ございませんでした。 産業振興室農水産課/財務室管財担当	産業振興室農水産課 /078-918-5017

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
99	令和5年1月	魚住駅周辺について	魚住駅西側の踏切は車が走行したり、歩行者が歩くことできる道路幅が短いので事故が起こりやすい。改善してほしい 魚住駅周辺施設が閑散としているため、利便性を高めるためにも開発してほしい	魚住駅西側の踏切(山の神第2踏切)について、道路と鉄道の交差につきましては、交通の円滑化や安全確保の観点から原則立体交差にすべきとされていますが、費用面や沿道の土地利用の状況から、その多くは立体交差が困難な状況となっています。 このため一般の踏切につきましては、必要性に応じ拡幅等の構造改良を行うとともに、危険性が高く、また利用の少ない踏切については、除却や通行規制等により機能の縮小に努めております。 拡幅等の構造改良を行う踏切につきましては、JR西日本と協議をしながら、対策の必要性、緊急度等を総合的に判断し、順次、検討いたしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。 道路安全室道路整備課 魚住地域につきましては、自由通路や南北駅前広場などが整備されたJR魚住駅を中心とし、現在整備中の17号池魚住みんな公園や北部の農地、駅周辺の図書館やホールなどの文化施設、南部の海際の公園や海岸施設など自然、歴史、文化の魅力を備えた地域となっております。 引き続きこれらの魅力を活かしながら暮らしやすい環境づくりを進めるとともに、いただきましたご意見は、今後のまちづくりにおいて、参考にさせていただきます。 企画・調整室	道路安全室道路整備課 /078-918-5034 企画・調整室/078-918-5283
100	令和5年1月	明石市をもっと楽しい賑やかな街にしたい	明石市で飲食店をしています。 正直、早い時間帯から近辺の人通りも来客数も以前と比べると減少していると感じます。 何か地域で取り組めるイベントや街が賑わう様な事について、他店舗の飲食店様と行政の方とで意見交換やイベント等の提案を出来る機会があればいいなと思います。 お子様がいるご家族がたくさん生活している明石市だからこそ地域で出来る四季のイベント等多くの人に楽しんでいただける街に出来ればと思っています。 数人では出来ないかも知れませんが色々な方と協力して出来ると嬉しいです。	飲食店の取り組みへの支援としまして、商店街組織等の実施するまちの賑わいを創出するためのイベント事業の経費の一部を市で補助しております。 地域の夏祭りや冬季イルミネーション、明石まちなかバルなど様々なイベント実施されておりますので、イベントへの参加希望やアイデア等ありましたら所属される商店街組織等にご相談ください。 また、市へのご提案などありましたら、今後の検討の参考とさせていただきますので産業政策課までご連絡ください。 今後も市内商業者の支援に努めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。 <明石市の商業団体補助の概要について、以下URLをご参照ください> https://www.city.akashi.lg.jp/sangyou/sangyou_ka/machizukuri/shokogyo/kee/shogyodantai.html	産業振興室産業政策課 /078-918-5098
101	令和5年1月	EVの充電設備について	昨年、補助金を利用し電気自動車を購入しました。購入したまでは良かったのですが、なかなか充電できず困っています。 明石市には充電施設が少ないように感じます。先日、ディーラーに充電に行きましたが、3台待ち、充電までに2時間も待ちました。 市の商業施設等で充電設備の設置はできないのでしょうか。明石市の商業施設で充電できるのは大久保のイオンぐらいです。 せっかく補助金を出して推奨した電気自動車です。購入後のことも考えて充電設備の整備をお願いいたします。	電気自動車の普及にあたっては、充電設備の整備が必要と認識しています。市内では大型の商業施設、病院、コンビニエンスストア、明石公園などに設置されているところですが、いまだ不足している現状に間違いありません。 今後、国・県等の施策を見極めながら、このたびのご提案を参考にさせていただき、市としても効果的な充電設備の整備等について検討してまいりますのでよろしくお願いいたします。	環境室環境創造課 /078-918-5786

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
102	令和5年1月	鳥羽の道路側溝に蓋をして欲しい	鳥羽付近の道路の溝全てにグレーチングなど対策をして欲しい。 該当箇所は2号線への通り抜けが大変多いのですが、小学生の通学路になっています。 道路自体の幅員が狭い割にバスが通り、そのバスや車を避けるために子どもが溝に近づいて転落する可能性が高いです。 また、その付近に鉄板を引いて溝の上を通れるようにしてある箇所があるのですが、聞けばその鉄板は住人の持ち物みたいです。 その鉄板は長年、車や歩行者に踏まれているようですが、万が一その鉄板が割れて歩行者が怪我をしたら誰の責任になるのですか。 その鉄板が引いてある箇所も市が管理すべきではないでしょうか。 早急に対応をお願いします。	道路における各種要望については、周辺地域の意見を尊重し、地域意見を取りまとめている自治会などから要望をいただくこととしています。 お問い合わせいただいた件についても、一度地域にご相談いただくようお願いします。 なお、地域より要望をいただいても、学校指定の通学路の有無、現場状況等によりお応えすることができない可能性がありますので、ご承知おきください。 道路安全室道路整備課 また、市への許可なく設置された鉄板等による怪我等が発生した場合、一般的にその鉄板等の設置者や所有者の責任となります。側溝蓋には市が定める基準・規格がありますので、現在の鉄板をそのまま市が管理することもできません。 なお、民地への出入りのため側溝に蓋等の構造物を設置する際は、市の定める基準規格に合う道路法第24条申請が必要となります。この場合の工事と費用負担は申請者となりますが、設置後は市が維持管理することとなります。 ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。 道路安全室道路総務課	道路安全室道路整備課 /078-918-5034 道路安全室道路総務課 /078-918-5031
103	令和5年1月	大蔵海岸西側に子供が遊べる遊具を設置していただけないでしょうか	大蔵海岸付近に住んでおりますが公園が少なく困っております。 大蔵海岸の西側にも子供が遊べる遊具を設置していただけないでしょうか。	大蔵海岸につきましては、西地区に健康遊具、東地区のこども広場に子どもが遊べるワイドスライダー等の遊具を設置しています。 ご意見にございます西地区につきましては、地域の方が日常の散歩や憩いの場として利用して頂けるよう環境整備しており、現時点では、残念ながら新たな遊具を設置する予定はございません。 なお、大蔵海岸西地区周辺にもいくつか公園がございますので、ぜひご利用ください。本市ホームページから公園の位置を確認して頂けるようになっております。 市内公園配置図 https://www.city.akashi.lg.jp/tosei/kouen_ka/shise/koho/oshirase/h24/shinaikouenhaichizu.html 引き続き、みなさまが安全安心に楽しめるよう大蔵海岸の維持管理に努めてまいりますのでご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
104	令和5年2月	西明石駅に椅子設置を要望	自身は足が悪い。改札内には椅子があるが、改札外は椅子が無く休むところがない。 新たに駅西側に改札ができることもあるので、改札外にも椅子の設置をお願いしたい。	本市はこれまで駅前広場や幅が広くゆとりのある歩道にベンチ等を設置してまいりました。 西明石駅周辺におきましても新幹線口の駅前広場などにベンチを設置しているところです。 当然ながら、現状で十分であるという認識ではなく、これから市が進めるすべての人にやさしいまちづくりを実現するため、取り組みを進めていく考えです。 ご要望頂いた件に関しては、今後、整備する駅前広場の設計等を進めるなかで、市民の方が憩える空間づくりについて検討してまいります。	企画・調整室/078-918-5283

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
105	令和5年2月	SDGS 7 エネルギーに関して	国のエネルギー政策への依存度を下げて、エネルギーにおいても地域での地産地消が実現できればと思います。 明石市が所有する水路、貯水地を活用して水力発電による電力の確保ができればと思案しております。 海外でコンパクトな水力発電用タービンを設置する記事を見て、野々池貯水池を生かした電力ビジネスを官民連携して立ち上げることはできないかと考えています。 電気代も安く、CO2を出さない明石市が実現できると更に魅力ある市になると思います。	水道局では水需要の減少に伴う施設の再配置を進めており、野々池貯水池に導水している明石川河川水については、令和7年度以降代替水源に切り替え、河川水の取水を停止する予定です。そのため水力発電の導入については考えておりません。 ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。 水道局浄水担当 水力発電は、再生可能エネルギーとして太陽光発電システム等と同様、二酸化炭素(CO2)の排出を削減できる点で有用であると認識しています。今後、国・県、技術開発等の動向を見極め、市として効果的な再生可能エネルギーの導入を検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。 環境室環境創造課	浄水担当/078-918-5068 環境室環境創造課/078-918-5786
106	令和5年2月	外壁工事について	二見町の明石ふれあいプラザの外壁を長らく大々的に工事をしているが、何をしているのか疑問です。 あの建物はまだ劣化するほど、年月が経っているとは思われないが、市の予算のムダ使いではないのか。	ふれあいプラザあかし西では、現在、建築基準法の定めに従いまして、外壁の点検及び劣化部分の改修工事を行っている所でございます。 工事終了は3月末日を予定しております。なにとぞご理解を頂きますようお願いいたします。	福祉政策室福祉総務課/078-918-5025
107	令和5年2月	大久保駅周辺に図書館を建設していただける件	大久保駅周辺に図書館を建設していただけると言う事で大変嬉しく思います。が、駅のロータリーを縮小してとなると、とても小さな図書館になるような感じがします。 本館でも、本棚と本棚の間が狭くて、目当ての本棚に行こうと思っても誰かが探して居ると通れません。反対に自分が本棚の通路で目当ての本を探している時に他の人が来たそうにしていると、早く選んで退かなくては行けない気持ちになります。本館なので蔵書もたくさんあると期待して行くと読みたい本はあまりなく物足りなく感じております。 出来るだけ本棚と本棚の間に余裕があり、読みたい本がゆっくり探せて、人とぶつからない間隔が取れるような、気持ちよく過ごせる図書館になる事を願っております。 そして図書館に行くのがワクワクするような蔵書の充実と館内で読書がゆっくり出来るスペース等もお願いしたいです。	明石市では、JR大久保駅南ロータリー一部分への図書館・市民活動支援・子育て支援機能を有した複合施設の整備に向け取組を進めており、図書館部分の規模等については、複合施設内の他の機能と共に検討していくこととなります。 また、あかし市民図書館における書架間の距離についてですが、原則、「直立状態の大人1人＋車いす」の幅を確保した上で、書架間の間隔を取っております。ただし、目的の本が置いてある棚が他の利用者の方と重複している場合などにおいては、譲り合ってご利用いただくこととなりますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。 新たな図書館の整備にあたっては、利用者の方々に快適に本に親しんでいただける図書館を目指し、今回のご意見も参考にさせていただきながら検討を進めてまいります。	シティセールス推進室本のまち推進課/078-918-5209
108	令和5年2月	自転車の信号無視について	山手小学校前交差点の南北方向西側歩道を走行する自転車が、車道が赤信号なのに横断しており、よくぶつかりそうになります。 その場所は歩道用信号が無く角に住宅の塀があり見通しが悪く、しかも駅に向かって逆走状態で走ってきます 歩行者用信号を付けるか、そばの電柱に両方向から分かるように信号や走行位置を守るように看板などの取り付けをお願いしたいです。 また、その近所の餃子の王将明石大久保店がある交差点の一方通行の横断歩道も信号無視をよく見るので同じく対策などをお願いします。 たまに中学生が自転車で登校しているように感じます。	明石市では、歩行者・自転車を中心に交通安全活動・啓発を行っております。 また、明石警察をはじめ関係団体の協力のもと、ドライバー向けの交通安全教室や交通安全啓発のイベントを実施しているところです。 ご意見をいただいております自転車の信号無視等交通違反については警察が取り締まりを行うものとなりますので本件につきましては明石警察へ伝達するとともに、取り締まり強化を要望いたします。なお、当該道路は県道となりますので、啓発看板などの取り付けにつきましては、県の担当部署に連絡のうえ、いただきましたご意見をお伝えいたします。 次に、中学生が自転車で登校している件につきましては、教育委員会を通じて付近の中学校に注意喚起を依頼いたします。 以上、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。	道路安全室交通安全課/078-918-5036

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
109	令和5年3月	バナナ型滑り台の撤去依頼	林小学校区にある船上東公園の遊具が数年前に、古い遊具から今の遊具に新設されました。 その中のバナナ滑り台で、危険な場面がよく見受けられます。 最近のバナナ滑り台のニュースを受けてか、「6歳以上」という注意喚起のシールが貼られたようですが、やはり小さな子どもがたくさん遊ぶ公園にある遊具なので対象年齢に満たない幼稚園児などもたくさんこの滑り台で遊んでいます。 親の監督責任と言われればそれまでなのですが、事故が起きてからでは遅いと思います。 新設されたばかりで申し訳ないのですが、バナナ型滑り台部分だけでも撤去、もしくは下にセーフティマットを敷く等ご対応いただければ幸いです。	船上東公園のバナナすべり台は、令和2年度に老朽化した遊具を更新したもので、ご指摘のとおり、ニュース等を受け、対象年齢などをより分かりやすく明示したところです。 バナナすべり台は、「すべり降りる」だけではなく、「自分で狙いをつけてすべり込む」という要素を付け加えることにより、遊びの楽しさを増加させることを狙いとして開発された遊具です。 今回のニュース等を受け、バナナすべり台を設計・製作した遊具メーカーに他都市の取扱いなどを確認したところ、当遊具は、一般社団法人日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準」を満たしていることから、ほとんどの自治体において、注意喚起を行いながら、利用していただいているとのことでした。 バナナすべり台部分だけでも撤去、もしくは、下にセーフティマットを設置してほしいとのご要望ですが、船上東公園につきましては、既に部分的にセーフティマットを設置しており、現時点においては、新たに啓発看板を設置し、注意喚起を行いながら、利用していただきたいと考えております。 今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
110	令和5年3月	公園遊具の改善について	公園の遊具について老朽化しているところは順次改修していただいているところかと思いますが、老朽化していない旧式の遊具についても改修をお願いしたいです。 松陰谷八木川公園の滑り台は昔ながらのタイプで、足を置くステップがとても狭く、またステップとステップの間が広く開いているためそこから落ちる可能性が高く、子どもは怖がってのぼろうとしません。 松陰公園の転落防止が施されているタイプの滑り台では楽しそうに遊んでいるので、是非、転落防止を施していただきたい。	ご意見のとおり、松陰谷八木川公園のすべり台については旧式のすべり台であり、近年中の更新を計画しているところです。 今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
111	令和5年3月	幼児用ブランコ(バスケット型)について	明石駅周辺及び人丸駅周辺に幼児が使用出来るバスケット型ブランコが一台もなく、子ども用ばかりです。 幼児用バスケット型ブランコの設置を考慮いただきたく宜しくお願いします。	本市において、バスケット型ブランコ(対象年齢:1〜3才)は、現時点において、設置されておりません。 公園の遊具については、老朽化した遊具を更新する際に、地域の要望等を踏まえながら、可能な限り、幅広い年齢の方にご利用いただけるよう、設置しているところです。 今後につきましては、遊具更新などの際に、誰もが楽しめる公園を目指し、比較的規模が大きく、利用者の多い公園を対象として、バスケット型ブランコの設置を検討していきたいと考えております。 今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
112	令和5年3月	明石の海苔、魚について	私の実家は漁師をしています。30年程前は夏になれば、毎日大量の魚を獲り、冬は海苔業をしていました。しかし、10数年前より魚は激減し現在では海苔業のみで生活しています。海が綺麗になりすぎてプランクトンがいなくなったのが原因だと思われます。さらに、それが海苔業にも影響しています。海の栄養分もなくなり海苔の質がかなり落ちています。明石といえば魚、海苔。海が綺麗になることは良い事ですが、それによる弊害も漁師にとっては今後の生活を脅かす深刻な問題である事を知って欲しいです。どうか対策を検討よろしくお願いします	瀬戸内海は、日本最大の内海として多数の島に彩られた美しい景観とともに多種多様な生物が生息する漁業資源の宝庫とも称される恵まれた海域です。ところが、高度経済成長期の都市化や工業化の進展に伴って工場・事業場から排水が大量に流入したことが原因で栄養塩類(窒素やりん)が過剰となり、水質汚濁が進行して閉鎖的な瀬戸内海では赤潮や養殖魚の大量へい死が頻発するようになりました。そこで、きれいな瀬戸内海を目指した取り組みとして「瀬戸内海環境保全特別措置法」等による厳しい排水規制と生活排水処理施設の整備を進めてきました。これにより、水質は大きく改善するとともに兵庫県全窒素及び全リンはすべての水域において環境基準を達成することができました。一方で、指摘されているとおり栄養塩類(特に全窒素)の減少が要因となってノリの色落ちや漁獲量の減少など新たな課題が顕在化しているのはご存じのとおりです。この課題に対して栄養塩供給など栄養塩類濃度の保持が望まれているところで、瀬戸内海環境保全特別措置法が2021年6月に改正されたことを受けて、県は「兵庫県栄養塩類管理計画」を策定しました。県が策定した計画に沿うように明石市では、2009年に二見浄化センターで試行的に始めた季節別栄養塩管理運転を市内の4浄化センター全てに拡大しながら海域へ計画的に栄養塩類を供給するための窒素等の排出に協力しています。さらに、国庫補助事業を活用しながら漁業者自ら実施する海底耕耘、農業者と漁業者が連携して実施するため池清掃とかいぼりに加えて、2022年からは沿岸域における生物多様性を目指して海域に直接施肥する事業も始めたところです。望ましい栄養塩濃度を達成することで生物多様な環境を実現することには時間を要するかもしれませんが、「SDGsにつながる豊かで美しい里海の再生」を合言葉に、国、県、市など関係機関で連携しながら、瀬戸内海周辺に暮らす人々も生態系の一部として環境改善に協力が得られるように啓発することも含めて取り組みを進めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	産業振興室農水産課 /078-918-5017
113	令和5年3月	小中学生の公園利用マナー改善策実施要望	最近、小学生・中学生の公園(特に、東藤江サクラ公園、出の上西公園、出の上北公園)でのマナーが悪いと感じております。小さい子どもが近くにいるにも関わらず、思い切りボールを蹴る。大人でサッカーやドッジボールをし、公園を占領する。このような状態では、私どものような幼児連れや地域の高齢者の方などは、安心して公園を利用できません。よって、次の対策の実施を要望します。 (1)小中学校の各クラス担任から子どもたちに公園を利用する際のルールを伝えてもらう。 (2)各自治会を通じて、公園を利用する際のルールを各家庭に周知する。 (3)公園内にルールを伝える看板や張り紙を設置する。	公園利用におけるマナーが悪く、幼児連れや高齢者が安心して公園を利用できないとのことで、その対策として、様々なご提案をいただき、ありがとうございます。公園は、利用者が互いに譲り合いながら利用するもので、他人に迷惑となる行為又は危害を及ぼすおそれのある行為は禁止としております。公園利用者のマナーアップに向けた取組として、ご提案内容を踏まえた対策を講じたいと考えております。まず、小中学校と公園の清掃や除草などの日常点検をお願いしております公園愛護会に、譲り合いながら公園を使用すること、また、他人に迷惑となる行為は禁止であることを周知していただくよう、連絡をいたしました。次に、公園利用について、譲り合いながら利用し、他人に迷惑となる行為はやめることを働きかける啓発看板を公園内に設置いたしました。今後も、市民の皆様が安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
114	令和5年3月	大人への補助	子どもは親がいるのだから手厚い補助はやめてほしい。それより社会人や大学生の引きこもりや何がやりたいか定まらずにふらふらしている人に補助をする相談員を作してほしい。 親では手に負えないある程度の大人を手助けする方が、働いて税金を入れるまでに時間はかからない。子どもは税金で育てても明石に納税するとは限らない。 成人は相談場所もなく困っています。	明石市には2019年よりひきこもり専門相談に特化した窓口を設置し、2022年4月からは「明石市ひきこもり相談センター」を設置いたしました。 明石市ひきこもり相談センターでは、ひきこもり状態であることにお困りの本人・家族からの来所や電話等での相談に応じるとともに、当事者会・家族教室の実施、当事者の居場所づくり、出前講座、支援関係機関ネットワーク構築、啓発等を行っております。 ひきこもりに関するご相談は、お気軽に当センターにお寄せください。 今後とも、ひきこもり支援の充実に向けて取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。 ひきこもり専門相談ダイヤル/078-918-5659 ひきこもり専門ウェブ相談(https://www.city.akashi.lg.jp/hokensyo/h-kensui/hikikomorimail.html)	あかし保健所相談支援課/078-918-5669
115	令和5年3月	見通し悪い道路上での違法駐車に関して	「西明石西町2丁目公園」の前の道路に、公園に遊びに来ていた子育て世帯が1時間近くも路上駐車していました。 道がカーブしている見通し悪い箇所に車を停めて、公園に遊びに来ることが理解できません。なにか対策して欲しい。	公園利用者の路上駐車については、周辺道路の通行の妨げになることや、交通事故などの危険があるため、駐車を遠慮していただく啓発看板を設置します。 また、巡回の際に路上駐車を発見した場合は、声掛けによる注意喚起を行ってまいります。 今後も、市民の皆様へ安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。 都市整備室緑化公園課 駐車違反の取り締まり等につきましては、兵庫県警察明石警察署の管轄となります。 この度頂きましたご意見につきましては、明石警察署にお伝えしますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。 道路安全室道路総務課	都市整備室緑化公園課/078-918-5039 道路安全室道路総務課/078-918-5031
116	令和5年3月	ため池造成について	大久保町大窪のため池が、宅地造成される事になりました。 今は水を抜いた状態です。造成するならば、開発業者と協議し地域自治会側の池周辺に緑地帯を広く造っていただけないでしょうか。 8月の意見箱の「明石市内の緑化について」の回答で、「明石市緑の基本計画」の見直しを本年予定と記載がありましたので強くお願いしたいところです。	ご指摘のため池につきましては、財産区が所有し、水利組合が管理していたため池で、令和4年度に一般競争入札を経て売却処分いたしました。一般競争入札実施前には、近隣自治会と財産区及び水利組合と協議を重ねた上で売却条件等を決めました。そのため、ご要望の「自治会側の池周辺に緑地帯を広く作る」事につきましては、財産区及び明石市から開発業者に対して求めることは致しかねます。 お手数ではございますが、開発業者に対しては、自治会から直接ご依頼頂けますでしょうか。 ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。	財務室管財担当/078-918-5008

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
117	令和5年3月	枯れた街路樹の跡地について	明石市に限らないのですが、街路樹が枯れてしまった跡地が、切株や土のままで、何十年も放置されている事がよくあります。なぜ、新しい苗木を植えないのか、前々から不思議だったのですが、予算以外に格段の理由がないなら、順次、新たな苗木を植えて欲しいです。	このたびは枯れた街路樹の跡地についてご連絡をいただき、お礼申し上げます。街路樹が枯れてしまったなどの理由で伐採した跡地については、再度植え替えをしたり、元々歩道幅が狭い箇所や道路の安全上植え直さない方がいいと判断した場合については切り株を取り除いた上で舗装をしたり、低木の植樹帯内の切り株についてはそのままにしているところもございます。伐採した場所それぞれの現場状況により、その後どのようにするかを決めているため、一律に植え直しは行っていません。ご理解をお願いいたします。	道路安全室道路整備課/078-918-5034
118	令和5年4月	自転車通行可の歩道の設置について	JR西明石駅南改札口が設置されることにより西明石駅南線の建設が計画されています。この道路については自転車の通行可の歩道を設置して下さい。 その理由は、自転車の通行を不可とすると自転車は車道の左端の幅1mを走行しなければならなくなります。朝の通勤通学の時間帯に多くの自転車が1列のみで走行することは容量的に困難です。また、たこバスや自家用車が乗降のために道路の左端に一時停車します。その場合には、自転車は道路の右端を走行せざるを得ません。そうすると自転車と自動車の接触事故が発生することが想定されます。さらに、歩道の左側に自転車駐輪場を設置する計画となっています。自転車は歩道を横切って自転車駐輪場を出入りすることになります。これも大変危険です。実態としては、相当数の自転車が道路交通法に違反して歩道を走行することになります。 JR西明石駅の在来線の北側のロータリーの歩道は自転車の通行を可としています。自転車の通行可の取り扱いについて、北側ロータリーの歩道と南側ロータリーの歩道とで異なることの意味が分かりません。明石駅周辺の歩道のほとんどが自転車の通行可となっています。	西明石駅南線の自転車の通行につきましては、交通管理者である兵庫県公安委員会との協議のうえ、車道左端に設ける自転車通行帯をご利用いただく計画としております。自転車通行帯を設ける計画とした理由は、近年、健康増進や環境問題への関心などにより自転車利用が増加していることから、歩道を通行する歩行者と自転車との接触事故等の抑制に努める必要性が高まっていることを踏まえ、原則通り自転車は車道通行とすべきであるとの公安委員会の見解に従うこととしたものです。なお、自転車の運転者が13歳未満の児童及び幼児や70歳以上の高齢者である場合、また、一定程度の身体の障害を有する場合など、自転車が車道を通行することが危険と考えられる場合については、歩道を通行できることが、道路交通法第63条の4第1項第2号及び同法施行令第26条に規定されています。 このように全ての自転車を歩道から排除するのではなく、歩行者との接触事故等を防ぐため、安全に通行できる自転車については車道を通行していただく必要があることから、今回のような計画としています。 なお、「西明石駅の在来線の北側のロータリーの歩道は自転車の通行を可としています。」のご指摘ですが、北側ロータリーの歩道につきましては自転車の通行が規制されており、通行は出来ません。駅前広場より西側及び北側の歩道は「自転車通行可」となっておりますが、駅前広場と接続する箇所では「自転車通行可」の規制表示の下に「ここまで」という補助標識が設置されており、その先にある駅前広場は自転車の通行が規制されております。駅前広場は歩行者が集まりやすい空間であるため、自転車が通行すると危険であることから、自転車の通行が規制されることが一般的です。 今後も当該道路の整備にあわせ、自転車利用者や歩行者の通行に配慮し、道路照明やカーブミラーなどの交通安全施設の設置による安全対策や迷惑駐車防止など交通マナーの啓発など、歩行者・自転車・自動車がより安全・快適に通行できるよう取り組んでまいりますので、ご理解の程よろしく願いいたします。	企画・調整室/078-918-5283

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
119	令和5年4月	中崎緑地の樹林地面積の確保について	明石市工場緑化等に関するガイドラインに準じて中崎緑地の樹林地面積を確保してください。 消防新中崎分署の敷地とするために中崎緑地の樹林地の1,473㎡(約446坪)が失われます。このガイドラインでは、工場内の樹林地を減少させる場合、緑地面積の2分の1は樹林地として整備することを特定工場に求めています。 市庁舎は特定工場ではありませんが、市行政は、自ら実施する市街地の整備においては、このガイドラインの理念を実践する責任があります。明石駅中心市街地にある都市樹林地は、県有地である明石公園を除けばほとんどありません。また、中崎緑地は、かつての白砂青松の名残をとどめている貴重な緑地です。したがって、減少させる中崎緑地の樹林地面積と同等の樹林地面積を新市庁舎の敷地内に確保して下さい。その場合には、舞子公園のように松の樹林を復活してください。	本市では、令和5年3月議会において、工場緑化に関するガイドラインの策定を含む条例改正案を提案するなど、SDGs未来安心都市・明石として、経済・社会・環境の三側面に配慮したまちづくりに取り組んでいるところです。上記ガイドラインについては、工場の操業に係る周辺地域や地球環境への配慮が重要であることなどから策定しようとしたところであり、現在整備に向けた取組を進めている新庁舎につきましても、CO2排出量の削減に向けて、自然エネルギーの活用や高効率機器の導入等により、庁舎内のエネルギー消費量を現在の半分以上に削減するなど、地球環境に配慮した庁舎とする予定です。 ご意見をいただきました緑地(樹林地)面積につきましては、新庁舎の敷地内に、約2,400㎡の緑地を確保するほか、新中崎分署の敷地内でも一定の面積を確保する計画としております。 また、隣接する明石港東外港地区との一体的な土地利用を検討する中で、更なる確保について兵庫県と協議してまいります。 なお、植栽計画につきましては、周辺環境との一体感やシンボル性、メンテナンスのしやすさ、コストなどを踏まえ、総合的に検討する予定です。	企画・調整室/078-918-5010
120	令和5年4月	大窪1号緑地の樹木伐採について	大窪1号緑地の樹木の枝が、当敷地に入り込む直前まで伸びております。日に日に伸びてきており、境界を超えそうになっている状況です。枝の剪定をしていただけますでしょうか。	平素は、明石市緑化公園行政にご理解ご協力をいただきましてありがとうございます。 お問い合わせの件について回答させていただきます。 現地を確認したところ、ご指摘のとおり、樹木の枝が境界を越境していないものの、伸びている状況を確認いたしました。ご指摘の樹木について、保安林であることから、剪定の実施に向け、それを指定する兵庫県と調整し、適切に管理してまいりたいと考えております。 今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課/078-918-5039
121	令和5年4月	上ヶ池公園のグラウンドについて	日曜日はグラウンドがずっと貸し切りになっていて遊べません。一般の人も遊べるスペースがほしいです。	上ヶ池公園の土日祝のグラウンド利用については、近隣にスポーツに親しむことができる公園が少ないことから、スポーツを行う場を確保することによってスポーツの振興や、市民の健康増進を目的に、市に登録した団体が定期的に抽選会を実施し、利用調整を行いながら使用しているところです。ご希望する遊びの内容にもよりますが、グラウンド東側に遊具エリアもございます。また、近隣には小久保西公園や弁財天中公園等もございますので、そちらの利用もご検討いただけると幸いです。 今後も、市民の皆様安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課/078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
122	令和5年4月	神姫バス運行について	神姫バスを利用して、県立リハビリテーション中央病院などに通院しています。 ダイヤ改正で日中の運行本数が激減し、大変不便です。 市から、神姫バスに増便の要望をしてほしい。	以下のとおり神姫バスより回答がありましたのでご確認くださいませ。 (神姫バス) 平素より神姫バスをご利用頂きまして誠にありがとうございます。 4月1日ダイヤ改正の運行本数の変更によりご不便をお掛けしております 申し訳ございません。 当社においては、新型コロナウイルスの感染拡大以降乗合バスの収入が激減し、2023年の現在でもコロナ前の80%から85%で推移している大変厳しい状況でございます。 そのような中、大変残念ではありますが収益の確保ができる路線においても減便や、収支均衡が図れない路線の休止をせざるを得ない状況が現在も続いており、今後も同じ状況が続く見通しです。 この度のダイヤ改正では、明石駅と西明石駅を結び途中県立がんセンターやリハビリテーションセンターにも停車する22系統で運行本数の見直し(減便)を実施いたしました。が、ご利用状況と運行本数のバランスを厳密に精査した上で、昼間時間帯の運行本数の見直しをさせて頂いたところでございますので、ご希望に添えず誠に申し訳ございませんが、増便は致しかねます。 ご不便をお願いしている中大変恐縮ですが、他路線との乗り継ぎ等で引き続き弊社バスをご利用賜りますようお願い申し上げます。 明石市としましては、バス事業者と連携し、利用促進等、路線や便数の維持に引き続き取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
123	令和5年4月	遊園地線の道路の整備の要望	山下町から月照寺に、定期的に歩いてお墓詣りに行くのですが、遊園地線から太寺にかけての道は、道幅がとても狭く視界が悪いのにも関わらず、車の交通量も多く、自転車と車が接触しそうになったり、私も歩いているそばを車が走っていく、ヒヤリハットの危険な場面を目の当たりにするので、いつも不安に感じています。 この道路は今後も交通事故のリスクも高いと考えられるため、地域住民として早期に見通しのいい道路の整備などの、安全対策を講じていただくことを望んでいます。	当該道路につきましては、都市計画道路 遊園地線として道路拡幅を計画しておりますが、現時点では事業実施の時期が未定でございます。 これまで市としましては、通学路であることや車両スピードなど注意喚起の電柱巻看板を設置し、安全対策の取組みを進めているところです。 また、道路に関するご要望につきましては、周辺地域の意見を尊重し、とりまとめている地域の自治会等からお受けすることとしておりますので、一度、地域でご相談頂きますようお願いいたします。 なお、自治会等から頂きましたご要望につきましては、道路現状の判断などからご要望に沿うことができない場合もありますのでご承知おください。 以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
124	令和5年4月	交通マナー	明石市は交通マナーが守られていないように感じています。 交差点で止まっている自動車は止まれ線より後ろではなく、歩道の真ん中で止まっていたり、自分が曲がりたい反対側しか見なかったり、危ないです。交通安全強化をお願い致します。	明石市では、歩行者・自転車を中心に交通安全教育・啓発活動を行っております。 また、明石警察をはじめ関係団体の協力のもと、ドライバー向けの交通安全教室や交通安全啓発のイベントを実施しているところです。 ご意見をいただいております車両の一時停止等、交通違反につきましては警察が取り締まりを行うものとなりますので、本件につきましては明石警察へ情報を提供いたします。 また、違反行為のあった日時、場所等を教示いただければ、取り締まりを含めたパトロールの強化を要望いたします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
125	令和5年5月	ユスリカ問題	ここ数年で爆発的に数が増え、電灯や家の周りに蚊柱が沢山見受けられます。 特にマンションの高階層になりますと、家の前の電気などにたまり、ドアを開けるたびに大量の蚊が家に入ります。精神的に不快で困っています。 ため池が原因だと思われるので、一定間隔でソーラー誘蛾灯などを設置していただけないでしょうか。	ユスリカについては、これまでも近隣住民の方から苦情・要望を受けており、ため池管理者と協力しながら、情報収集を行い、これまでいくつかの対策（ため池から発生する虫の幼虫を捕食するモロコ・フナの放流や、農閑期にため池の水を抜き、池干しを実施することにより虫の卵や幼虫を駆除する、定期的に草刈りを実施し成虫の繁殖場所を無くすなど）を講じてきましたが、残念ながら効果はあらわれておりません。 江井島皿池については、ご提案を頂いたソーラー誘蛾灯について管理者である江井ヶ島土地改良区にご検討いただきましたが、機械による草刈り作業の妨げになる構造物を設置することは難しいと回答がありました。水辺環境において、ユスリカ等の発生を抑制することは、本市のみならず、他都市においても難しい状況になっておりますが、今後とも、積極的に情報収集を行い、解決策について検討したいと考えています。何卒、ご理解ご協力の程よろしくお願い致します。 産業振興室農水産課 財務室管財担当	産業振興室農水産課 /078-918-5017 財務室管財担当/078-918-5008
126	令和5年5月	カイヅカ公園遊具について	シーソーを老朽化のため撤去すると思いますが、撤去後に別の遊具が設置する予定がありますか。 現在、検討をされているのであれば、候補に鉄棒を入れていただけないでしょうか。 公園のスペースも狭い為、鉄棒でしたら場所を取らないですし、小学生は高学年まで活用出来ると思われます。	スプリング遊具は劣化により急激に破断する恐れがあるため、明石市が管理している公園については、撤去しております。 ご意見の公園は「茶園場町カイヅカ公園」で間違いありませんでしょうか。設置する遊具については、地域の方々に調査を行い決定いたしますので、候補の中に鉄棒もいれさせていただきます。 ただし、安全領域の関係から設置できない場合もありますので、ご理解くださいますようよろしくお願いいたします。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
127	令和5年5月	大量の蚊の発生について	あかつきの森こども園とスーパーセンタートライアルに隣接するため池のせいか、夏になると大量の蚊が発生します。保育園にも蚊が溢れかえっており、子ども・職員に悪影響がでるのではないかと思います。 ため池のせいかはわかりませんが、この悪環境を改善していただきたい。	あかつきの森こども園、スーパーセンタートライアルに接する烏池は、地元の明石市清水村財産区が所有しており、清水新田水利組合が管理する農業用のため池です。大量の蚊はユスリカと思われます。あかつきの森こども園の従業員の方々にもお話を聞き、園の出入口や駐車場にユスリカが発生しているとお聞きました。5月10日15時頃、当課職員が現地にて、あかつきの森こども園と2号線道路間にある水路や北側にある烏池を確認しましたが、ユスリカが発生する水路底の汚泥は浚渫を必要とするほど堆積していませんでした。ユスリカについては、これまでいくつかの対策（ため池から発生する虫の幼虫を捕食するモロコ・フナの放流や、農閑期にため池の水を抜き、池干しを実施することにより虫の卵や幼虫を駆除する、定期的に草刈りを実施し成虫の繁殖場所を無くすなど）を講じてきましたが、残念ながら効果は表れておりません。ユスリカの発生が市内の広い範囲にわたること、一時的に駆除してもすぐに新たに発生することなどから、特定の場所のユスリカの駆除は行っておりません。水辺環境において、ユスリカ等の発生を抑制することは、本市のみならず、他都市においても難しい状況になっておりますが、今後とも、積極的に情報収集を行い、解決策について検討したいと考えています。 何卒、ご理解ご協力の程よろしくお願い致します。 産業振興室農水産課 財務室管財担当	産業振興室農水産課 /078-918-5017 財務室管財担当/078-918-5008

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
128	令和5年5月	道の駅新設提案	明石市内に道の駅をつくる予定はないのでしょうか。ぜひ創設をしてほしいです。 明石の特産品の販売、レストランや屋台、玉子焼体験コーナーなど、観光地としての明石の活性化になると思います。	道の駅は、ドライブを楽しむ人の休憩施設や地域の文化・名所・特産物など情報発信や物品販売場所が設けられおり、これまで目的地までのドライブする通過点という位置づけから道の駅に行くという目的地化への傾向が高まっており、地域の特産品を活かした産業振興の拠点となることも認識しております。 現状、道の駅新設の予定はございませんが、提案いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。 産業政策課 観光やまちの賑わいの観点から、いただいたご意見も参考にさせていただきながら、調査・研究を行ってまいります。 よろしくお願いいたします。 シティセールス課	産業振興室産業政策課 /078-918-5098 シティセールス推進室 シティセールス課/078-918-5263
129	令和5年5月	新規宅地開発におけるクリーンステーション新設や公園緑地新設についてお尋ねします	西明石周辺では田畑や大きな敷地の再開発などで、新規に宅地開発されるところがあります。開発申請が行われる際、市の行政指導あるいは付帯意見等でクリーンステーションの新設や公園緑地などの新設・寄贈など積極的に努力・配慮すべきと思っています。 7～10軒程度の開発においても指導すべきと考えますが、どうなっているのでしょうか。近隣でも、そのような開発がここ数年に数箇所ありましたが、設置されていない例がほとんどです。 クリーンステーションなど近隣に余裕のあるステーションがあればよいですが、現状では道端にしている例が多い中で、少なくとも新設宅地については検討すべきことと強く思います。どのような基準で指導しているのか、その基準や実態、今後の見通しについてわかりやすくご教示ください。	新規宅地開発における公園緑地の新設・寄贈について、基準としましては、明石市開発事業における手続き及び基準等に関する条例及び施行規則に基づき、開発事業者との協議を行うこととなっており、その中で一定規模の公園を設置することが義務付けられています。 具体的には、同規則第45条第2項により、開発区域面積が3,000㎡以上50,000㎡未満の戸建て開発について、1箇所150㎡以上かつ開発区域面積の3%以上の公園の設置を指導しています。 ご意見のとおり、市街地において公園や緑地は少しでも増やしていけますと、より快適な住環境の確保に役立つと思われますが、現状の基準としましては都市計画法に定められた開発事業における公園設置基準と合致したものとなっており、良好な市街地の環境を確保する上で最低限必要な水準は満足しているものと考えます。 開発協議(許可)の中で、公園設置を義務付けられた開発事業者は、開発工事が完了した後、新設された公園について緑化公園課の竣工検査を受け、合格したものについて、土地及び公園施設の引継を行います。その後は、緑化公園課において維持管理を行っています。 以上が、開発事業における公園設置についてのご説明となります。ご理解賜りますようお願いいたします。 都市整備室緑化公園課	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039 環境室収集事業課078-918-5780

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
				開発事業におけるごみ集積施設については、条例・規則で原則、設置することを求めています。開発戸数が15戸未満で地元のごみ置場を既設利用することで自治会等から同意を得ることができた場合は、ごみ集積施設の設置を免除しています。 理由としましては、ごみ収集は収集日の当日中に市内全域から排出されたすべてのごみを収集しなければなりません。利用者が少ないごみ置場が数多く設置されると、収集効率が低下し、ごみ収集が当日中に完了しなくなる恐れがあるからです。 上記に基づき、開発戸数が15戸未満の開発事業協議申請があった場合、申請者に対して、地元自治会等とごみ置場の既設利用で協議するように指導しています。 ただし、この取り扱いは地元自治会に対して15戸未満の開発地の住人のごみの受け入れを強いるものではありません。ごみ量過多や地域の事情など様々な事由があると思いますので、受け入れすることができない状況であれば、既設利用の申し出を断っていただいても問題はありません。 このような場合は開発事業者からの申し出があり、条件が整えば、ごみ集積施設を設置することで協議をしています。 現在、明石市では人口が増加するのに併せてごみ置場の箇所数も増加していますが、ごみ排出量は減少しており、結果として収集効率が低下しています。このことから、ごみ集積施設設置の免除基準を引き下げることはさらなる収集効率の低下を招き、現状の収集体制では収集日当日中にごみ収集が完了しなくなることが懸念されることから、現在のところは免除基準に関する条例・規則等の改正は予定していませんので、よろしくお願いいたします。 環境室収集事業課	
130	令和5年6月	魚住の新公園について	2号線を車で走行中、魚住みんな公園出入り口から自転車に乗った小学生5～6名が手を上げて車を止めて渡っていました。 危ないので横断歩道、点滅信号を設置してあげてはいいかですか。 子ども達の安全の為、必要に感じました。	当該公園前、国道2号の道路横断については以前から危険であると予想されるため、横断歩道や信号機の設置について、道路管理者である兵庫県や信号管理者である警察と協議を重ねてきました。協議の結果、横断歩道の設置は、隣接する信号機との距離が原則として150m以上離れていること、国道南側歩道の連続性が確保されていることが要件とされています。国道2号南側歩道の連続性を確保するためには歩道未施工区間の歩道整備(約90m)、用地買収(約240㎡)、物件補償(家屋1軒)が必要となります。 よって、喫緊に対応することが困難な状況ですが、引き続き信号設置に向けた協議を継続します。当面の対応としてコンビニエンスストア等に行かなくて済むよう公園内に飲料だけでなく、パンや菓子等、軽食の自動販売機を設置しております。 大変ご迷惑をおかけしますがご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
131	令和5年6月	ベンチの設置	よく使われる歩道に、適度な間隔でベンチを設置してはどうでしょうか。 汚れにくい材質で屋根付きであればなお良いです。 一休みできる空間があれば、歩く人が増えると思います。	歩道のベンチ設置につきましては、鉄道駅など他の交通機関との乗継が発生する駅前広場などを中心に幅が広くゆとりのある歩道空間において設置し、歩行者の休憩や市民の方が憩える空間づくりに努めているところです。 当然ながら、現状で十分であるという認識ではなく、これから市が進めるすべての人にやさしいまちづくりを実現するため、歩行者の安全な通行空間の確保の面なども十分踏まえながら検討してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
132	令和5年6月	歩道の雑草対応について	山手台2号公園の裏(池側)の歩道が雑草が酷く、ベビーカーや車椅子が通行できません。 車道に降りなければ通行できず危険なので対応をお願いします。	ご連絡をいただいた箇所ですが、歩道の雑草の繁茂状況を確認し、業者に除草の指示をいたしました。 なお、今後とも道路を安全にご通行いただけるよう努めてまいります。よろしく願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
133	令和5年6月	バス停にベンチを設置してほしい	神姫バス停「上ノ丸」の明石駅行きにはベンチがあったのに、約1年ほど前に撤去されました。バス利用者には高齢者も多く、必然早めの行動をとるために待ち時間も長くなります。 「上ノ丸」に限らず、ベンチ設置可能なバス停には積極的に設けられようをお願いいたします。	神姫バス「上ノ丸」バス停においては、以前、所有者不明のベンチが設置されておりましたが、老朽化による危険性について地域住民の方よりお問合せがあり、現地調査の結果、座面や背面が破損し危険な状態が確認されたことから、バス利用者および歩行者の安全性を考慮し、当市で撤去した次第です。 バス停へのベンチの設置については、鉄道駅など他の交通機関との乗継が発生する「交通結節点」を中心に整備しているところではございますが、その他の歩道上のバス停等については、歩道幅員の確保や歩行者の安全性確保の観点などから、市として積極的なベンチの設置は行っておりません。 ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
134	令和5年6月	店舗建設によるプライバシー侵害・安全面での危惧	店舗改築において、急斜面に大きなオブジェが設置されており、近隣住民にとって大変恐怖を感じるものです。 また、斜面にはプロムナードのように遊歩道が作られており、目と鼻の先に住宅があり、カーテンを開けられない・洗濯物が干せません。 また、高台から夕陽を眺められるよう手すりがついており、近隣住民のプライバシーが侵害される恐れがあります。 店舗前は幼稚園・小中学校の通学路にもなっており、また、横断歩道はあっても信号がなく、スピードを出す車も多い道となっており、交通事故も懸念されます。 ついては、市からしっかりとした事業内容の確認・現地視察を要望します。	ご指摘いただいたオブジェについてですが、当課において、現地を確認し、事業者から事情聴取等を行っておりますが、建築物には該当しないことから建築基準法基づく指導等を行うことはできません。 ただし、今後、違法な状態が判明した場合には、必要に応じて指導を行ってまいります。 都市局住宅・建築室建築安全課 横断歩道や信号の設置については、兵庫県警の所管になりますので、いただいたご意見を明石警察署にお伝えさせていただきます。(個人情報はお伝えしません。) 道路安全室道路総務課	住宅・建築室建築安全課/078-918-5046 道路安全室道路総務課 /078-918-5031
135	令和5年6月	遊園地線に対する要望	明石駅方面や2号線に向かう時に、遊園地線を使うことがよくあるのですが、月照寺や本松寺の前はかなり道幅が狭く、また曲がっているため視界も悪いので、通行する時に、対向車や歩行者がいないか注意しながら通行しています。 しかし、気をつけていたにも関わらず、数年前に本松寺の前で事故にあってしまいました。 道路の見通しを良くすれば、地域住民も安心して通行でき、私が受けたような、事故を減らせるのではないかと思います。 事故再発防止の観点から、是非とも前向きに検討していただきたいです。よろしくお願いいたします。	当該道路につきましては、都市計画道路 遊園地線としての道路計画はありますが、現時点では事業実施時期が未定でございます。 このような中、市としましては、通学路であることや車両スピードなど注意喚起の電柱巻看板を設置し、安全対策の取組みを行っているところです。 なお、道路改良に関するご意見等につきましては、周辺地域のご意向をとりまとめている各自治会等からお受けすることとしておりますので、まずは地域にてご相談頂きますようお願いいたします。 また、自治会等からのご意見・ご要望についての市の対応につきましては、道路現状などを踏まえながらの判断となりますので、ご要望に沿うことができない場合もあることをご承知おください。 以上、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
136	令和5年6月	学生の自転車マナーについて	自転車に乗り、歩道の幅いっぱいに横2.3列で並走しているのを見かけます。 中には歩行者が前から来たことに気づき、一列になったりと周りをよくみている学生もいますが、大半はお構い無しといった感じです。 会話が楽しいのはわかりますし、並走をしないというのは難しい話だと思いますが、危険ですし、もう少し周りに気を使って自転車に乗ってもらえるよう声を掛けて下さると有難いです。	自転車利用者の運転マナーが守られていないことは市も認識し、啓発の重要性を重く感じています。 これまで本市では、スタントマンが模擬交通事故を再現し、事故の怖さを感じながら交通ルールやマナーを学ぶ「スケアード・ストレイト教室」を市内すべての高校で開催するほか、中学校や自治会など地域に出向き、明石警察署と連携のもと交通事故の発生状況など具体を交えた講話や、リーフレット、DVDといった教材を用いた交通安全教室を開催しているところです。 今後も引き続き警察署と連携を強化しながら、自転車ルールとマナーの向上に努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036
137	令和5年6月	歩道を覆うようにせり出している笹の伐採依頼について	市道の歩道横にある空き家から笹が伸び放題となって歩道を覆うようにせり出しており、歩道を利用する子どもが笹を避けるために車道を歩く姿を見ました。この市道は、10tトラックやダンプが頻繁に行き交う道路でもあるため大変危険であると感じます。 私が通行時に笹をへし折ってはいますが梅雨の雨で笹が急成長しており追いつかないので、なるべく早い時期に刈っていただければ幸いです。	空き家の敷地内の笹の繁茂につきましては、当該空き家所有者で除草等の対応等の維持管理をしていただくべきものです。 すでに5月末の時点で敷地内の維持管理状況について問題があることについて、関係者にお伝えしております。 今後とも本市の行政にご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。	住宅・建築室建築安全課/078-918-5046
138	令和5年6月	大蔵海岸の歩道橋について	朝霧駅と大蔵海岸を結んでいる歩道橋の海岸側の階段が夜間見にくいです。 何度か夜に利用していますが、特に雨の時は薄暗く、階段の踏み段の端がわかりにくく踏み外しそうになります。 もし改修の予定や緊急対策などされるのでしたら、もっと踏み段の端が分かるような配色(端のみ帯状に色を入れる)にしたいです。	階段に設置している足元灯などの街路灯につきましては、次回更新時に現状より明るい灯具に変更可能か検討させていただきます。 また、階段の改修については現状予定がございません。階段タイルの改修時には、配色の検討をさせていただきたいと考えていますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
139	令和5年6月	たこバス停留所増設のお願い	西明石西町1丁目辺りは駅に近く買い物にも便利な場所ではありますが、高齢者、車椅子やベビーカーを使う必要のある人にとっては、どのルートでも坂道があり大きな負担になっています。 明姫幹線沿いの吉野家のあたりに停留所を設置して貰えれば、駅や買い物への日常の移動が楽になると思います 西明石駅西側の改札増設と共に見直しをされる事もあると思うので、ご一考ください。	たこバスの停留所につきましては、道路交通状況をはじめとした周辺環境、また、バスの走行やお客様の乗降に際する安全性等を総合的に勘案し設置しております。 このたびご提案を頂いた明姫幹線沿いの箇所につきましては、交通量が多く先述の観点からも停留所の設置にあたっては課題が多いため、新設することは困難であると考えております。 しかしながら、JR西明石駅の駅前広場や周辺道路の整備等に際しましては、バス停や運行ルートの検討も含め、たこバスのさらなる利便性向上に努めてまいります。 ご理解を賜りますようお願いします。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
140	令和5年6月	大久保駅北側の開発要望の件	大久保駅が最寄駅ですが、住居は駅の北側です。小さなスーパーはありますが、明石駅にあるような大きな子育て支援センターには行きにくいです。なにより図書館が遠いことに不満を感じています。 最近大久保駅北側の土地が一部売却されると聞きました。 民間の大きなショッピングセンターなどとコラボして大きな施設の中に公共の図書館や市役所の分館などを作ることは難しいのでしょうか。 駅の北側で子育てをする世代にもとても助かります。 ご検討よろしくお願いします	大久保地区での新たな図書館の整備については、現在、市で建設の検討を進めている複合施設の機能の一つとして整備される予定となっております。 新たな図書館の整備にあたっては、利用者の方々に快適に本に親しんでいただける図書館を目指し、今回のご意見も参考にさせていただきながら検討を進めてまいります。	シティセールス推進室 本のまち推進課/078-918-5209

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
141	令和5年6月	林崎松江海岸BBQエリアでのスピーカーでの騒音に関する苦情	林崎松江海岸で、多くの人々が利用している場所で周りへの迷惑も気にせず大型スピーカーを大音量で音楽を鳴らしているグループに困っています。 警備員もいますが、立っているだけで注意をする様子がなかったので、直接話をして音量は少し下げてもらえましたが、そもそも使用しているのが大型スピーカーですから、音量を抑えても地響きするような重低音です。BBQエリアだけでもいいので、大型スピーカーを使用して音楽を鳴らす行為は禁止していただきたいです。 警備員から積極的に注意をするようにしていただければと思います。 大音量であるかどうかは個人の価値観であり、注意をしたとしても大音量かそうでないかの揉め事になる可能性が高いため、BBQエリアに限定して、手のひらサイズを超えるスピーカーの使用は禁止というような客観的に分かりやすいルールを作っていただくよう要望します。	林崎松江海岸におきましては、海岸利用者のマナーアップを図るため、職員によるパトロールの実施や警備員を配置し、海岸利用者に直接呼びかけるなどマナー啓発を行っておりますが、楽しまれている音楽の音量等が周囲の方の迷惑となっているかどうかは、個人の感じ方によるところが大きいのが実情です。 このため、ご意見にございますような手のひらサイズを超えるスピーカーの使用は禁止といったルールづくりも難しいと考えます。 今後につきましても、様々な形でマナー啓発を行うとともに、他人の迷惑となるような行為をする人に対しては、警備員から積極的に指導してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
142	令和5年7月	パピオス2階の踊り場について	7月1日、明石祭があるのに踊り場に立ち入り禁止ロープが張られていました。 人が多く通ると認識していながらロープを張っていたのですか。また、なんのためにロープを張っていたのですか。 さらに先週の土曜日でも何かの準備すると言いながら、準備しないでロープを張っていました。作業直前にロープを張るべきではないのですか。 今後の対応等返答をお願いします。	パピオス2階の踊り場とありますが、当市が所管しておりますパピオスあかし2階「あかし市民広場」へのご質問としてご回答させていただきます。 あかし市民広場は、市民の憩いや交流を促進するスペースであると共に、貸館スペースとして、毎日午前9時から午後9時までの貸出時間の範囲内で、貸館業務を行なっております。 ご意見いただいております7月1日は市民広場主催イベント、翌日7月2日は半夏生関連イベントを実施しており、さらにその前の週にあたる6月24日土曜日には音楽イベントを実施しておりましたので、貸館利用の都合上、通路等の安全を確保するため、貸館として予約している時間あるいはその前後の準備として、ベルトパーテーションで通路と利用範囲を区切らせていただいております。 今後は、ご意見いただきました内容を踏まえ、通行される状況や通路の安全確保について考慮しながら、出来る限り広く皆様にご利用いただけるよう配慮し、ベルトパーテーションの設置を行ってまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	シティセールス推進室 シティセールス課/078-918-5263
143	令和5年7月	カーブミラー設置について	家の前の道の電柱にカーブミラーを設置していただきたいです。 車がスピードを出して侵入してくるので、死角になる所で遊んでいる子ども達が車にはねられそうになることが何度かありました。 カーブミラーがあることで、車が来ることがこちら側からわかるのでお互い気を付けることが出来ると思います。	ご意見いただいた「カーブミラーの設置について」ですが、現地確認の結果を踏まえ、カーブミラーの設置は行いません。代替案として、運転手に対して巻き看板を設置し注意喚起を実施します。 なお、当該交差点以外で今後もカーブミラーの設置を要望される場合は、隣接者の同意が必要となることから、お手数ですが自治会長を通してご要望いただきますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課/078-918-5034
144	令和5年7月	藤江海岸休憩所 駐車場について	藤江海岸の駐車場が7月8月は1回1000円になりましたが、土日祝のみになりませんか。 藤江幼稚園に、毎日20から30分かけて登園しています。 雨の日や、子どもがぐずるときにはたまに車を利用していました。 原則徒歩通園は重々承知していますが、たまに登園で使うために平日は今まで通りの1時間100円を希望します。	藤江海岸休憩施設駐車場については、海浜の利用促進を図る目的で設置しています。例年7月1日から8月31日までの海水浴場開設時期には、近隣の駐車場料金の相場に合わせまして、条例に基づき、1日1回1,000円の料金に変更しています。 ご不便をおかけしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
145	令和5年7月	マンションの駐車禁止案内板について	マンション敷地付近の道路にマンション自治会設置の駐車禁止の案内板があります。 道路にはみ出しており、車のすれ違いも難しくなります。 道路に設置する許可をされているのでしょうか。 無関係の車両の邪魔になりますのでマンションのフェンスに設置するタイプなど、邪魔にならないように指導していただきたいです。	現地を確認のうえ、その場でマンションの管理組合等を訪問し、道路上の看板等の撤去移動をお願いしました。 管理組合からは、近日中に行われる組合総会の中で話を挙げ対応していく、との回答をいただきましたので、今しばらくお待ちください。	道路安全室道路整備課/078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
146	令和5年7月	JR西明石駅 南側駐輪場 受付員の挨拶	挨拶運動をのぼりなどで啓蒙していますが、一人、二人、挨拶が出来ない受付員がいます。 朝から不愉快です。指導を宜しく願います。 回数券を渡しておはようと言いましたが無言、駐輪して駅に向かう時もありがとうと言っても無言。善処をお願いいたします。	このたびは、駐輪場のご利用に際し、不快な思いをさせてしまい、申し訳ございませんでした。 明石市内の公共の有料自転車駐車場につきましては、公益財団法人自転車駐車場整備センターが管理及び運営を行っております。 自転車駐車場整備センターに、今回いただいたご意見を踏まえた対応を確認したところ、下記の回答がありました。 この度は、不快な思いをさせてしまったことに対してお詫びをするとともに、今後、利用者様が気持ちよく施設を利用できるよう、全ての従事者に対して丁寧で親切的な接客、笑顔での挨拶を徹底する旨の回答がありました。 今後も自転車駐車場整備センターと連携を強化しながら円滑な駐輪場の運営に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036
147	令和5年7月	クーリングシェルターの件	ニュースで、暑さ避ける「クーリングシェルター」を自治体で導入を促すと聞きますが、明石市では具体的には進んでいるのでしょうか。 この暑さを乗り切るためにも沢山のこういう場所が開放されることはとても必要と思いますので。	現在の熱中症対策の推進としましては、令和5年5月30日に熱中症対策実行計画が閣議決定され、令和6年春には、熱中症特別警戒情報の発表や指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)を指定することができる旨を規定した改正気候変動適応法が全面施行される予定となっております。 それを受け、いくつかの自治体においてはクーリングシェルターの試験的な設置を行っており、明石市としましても、他市の先進的な取り組みを参考にしながら、クーリングシェルターの在り方について検討を進めてまいります。 また、引き続き、市民一人ひとりが熱中症予防行動をとることができるよう、チラシやポスター、SNS等を活用し周知、啓発にも努めてまいります。	総合安全対策室安全管理担当 /078-918-5069
148	令和5年7月	溝掃除について	雨が降った日、コンビニの近くの歩道の水はけが悪くて困っています。 雨水を捌けさせるための溝はあるのですが詰まっています。 何年も掃除がされておらず雨の度に困っていますので対応お願いします。	ご意見いただいた「溝掃除について」ですが、現地確認のうえ、清掃が必要な場合は清掃させていただきます。 清掃箇所の誤認防止のため、清掃箇所の住所や申出人の連絡先を教えてくださいいただければと考えております。ご理解ご協力よろしくお願いします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
149	令和5年7月	朝霧駅のバス停が暗い	朝霧駅前、4番乗り場のベンチや喫煙所の辺りが暗くて、簡易でもいいので電灯を増やして下さい。	ご連絡を頂きました箇所について、現地を確認致しました。直上に街路灯は設置されておませんが、付近の街路灯からの距離が近く、防犯上必要な明るさを確保できていることから、簡易も含めまして新たな街路灯は不要と判断致しました。尚、次回付近の街路灯を更新する際には、現状より明るい灯具に変更可能か検討させていただきます。 今後とも、ご理解とご協力をいただけますよう宜しくお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
150	令和5年7月	道の清掃	道のゴミ拾い、草抜きをするのには、許可が必要ですか。	回答内容につきましては本市が管理する道路と限定させていただきます。 一般的な家の前の掃き掃除や草刈り程度の内容でしたら、特に許可は必要ありません。 但し、自治会の一斉清掃などボランティア保険に加入している場合と違い、個人的な作業ではそういった保険などに加入されていないことがほとんどであると考えられますので、往来する自動車や自転車などにご注意ください。 なお、通行の支障となるゴミや危険な場合は、道路整備課で対応いたしますのでご連絡ください。 今後ともよろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
151	令和5年7月	松江海岸における焚き火、ゴミ、バーベキューなど	コロナ以降松江海岸でキャンプをする人が増えてます。キャンパーやバーベキューをする人のマナー違反が多くて松江の住民は迷惑しています。 最近では花火をする人も多く、夜10時以降も大声で騒いでます。また砂浜に直火で焚き火をして、そのままにして帰る人も多いです。 数名の監視員がいますが、ほぼ注意する事もないように見えます。毎日犬の散歩で松江海岸に行きますが、焚き火の跡やゴミで安心して歩けません。自治会で掃除しても追いつかない状況です。もっと対策をしてください。	林崎海岸及び松江海岸の一部につきましては、「明石市海浜の利用並びに海浜利便施設の設置及び管理に関する条例」に基づき、特に適正な管理が必要な重点管理区域として指定し、バーベキュー等禁止区域を設けておりますが、海岸の利用につきましては、自由使用の原則があり、法律や条例によりバーベキューなどを全面禁止にするといった規制は難しいのが現状です。 また、バーベキューの利用マナーをはじめ22時以降の夜間花火の禁止等について、警備員を配置し啓発・指導しておりますが、利用者のモラルやマナーによるところが大きく対応に大変苦慮しているところです。 引き続き、近隣のみなさまの住環境に配慮した利用啓発等に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
152	令和5年7月	大久保駅前前の放置ショッピングカートについて	大久保駅前やその周辺のバス停、近隣マンション等に大量の放置されたショッピングカートがあります。 駅前の大型ショッピングセンターで買い物をして、そのままショッピングカートに乗せたままバス停等まで行き、カートを放置して帰る方が非常に多いです。なんとか対策を行なって頂けませんかでしょうか。	ショッピングセンターに対策を依頼するとともに、バス停施設の付近等、放置されやすい場所において張り紙の掲示を行います。	道路安全室道路総務課/078-918-5031
153	令和5年7月	危険な横断歩道改善のお願い	大久保町大窪935-15付近の横断歩道について、危険だと感じる点がいくつかあるので改善していただきたいです。 歩行者として、南側から北側へ渡る時、歩行者が街路樹に隠れてしまい、車に気づいてもらいにくい。 北側から南側へ渡る時、南側の歩道の段差が大きく、ベビーカーの前輪が引っかかって渡り終わるのに手間取る。 斜めの十字路であり、近くに信号のある交差点もあることから、この交差点内で車が停車することも多く、歩行者からの見通しが悪いことが多い。 自動車運転者としては、東側から西側へ通行する時、南側で横断待ちをしている歩行者が街路樹に隠れて見えにくい。 住宅地であり、近隣に保育園もあるので、小学生や幼児の横断も多いです。早急に改善をお願いします。	ご連絡をいただきました箇所につきまして、現地を確認いたしました。 横断歩道から南側の歩道へ上がる際に、ブロックとの段差が5cm程度あることを確認しました。 段差が大きいため、ブロックの交換をおこない、段差の解消を図りたいと思います。 また、植栽の繁茂により、歩行者・運転者ともに、確認しにくい状況もあわせて確認いたしました。 繁茂している低木の剪定や除草をおこない、視認性の向上を図りたいと思います。 工事の実施まで、少しお時間をいただきますが、ご理解とご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課/078-918-5034
154	令和5年7月	ガードレールを設置してほしい	現在購入希望の家があるのですが、その家に入る為の唯一の道路が狭く、また途中ガードレールもなく崖のようにになっている箇所があるのでガードレールを設置してほしいです。	ご意見いただいた「ガードレールの設置について」ですが、お問い合わせの箇所を確認したところ、いわゆる私道(個人が所有する土地)となっております。明石市が管理する道路ではございません。 私道は個人の財産ですので、その安全対策等を含めた管理は土地の所有者が行います。 以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課/078-918-5034
155	令和5年7月	小屋裏物置の取扱い 法第 92条令第2条について	小屋裏物置のために利用するはしご等は、固定式のものとしないこと。条文にはこのように記載されています。 これは、これからの高齢化社会に於いて、体力の低下した高齢者が手摺も無いような梯子から落下し怪我をするかもしれません。 この条文の変更はあるのでしょうか。	「小屋裏物置の取扱い」につきましては、物置部分の階数や床面積を緩和する場合にのみ適用される取扱いとなります。住宅内の小屋裏スペース等の余剰空間を最小限で利用する常時出し入れがない物置を前提に、物の出し入れする場合のはしご等は固定式としないことのほかに、天井高や面積の上限等の基準を設けております。 なお、小屋裏物置につきましては、物置部分を部屋として階数や床面積に算入することにより、固定階段を設置して頂くことが可能です。また、高齢者様の利用を前提とされているのであれば、物置部屋として安全に利用して頂く必要があるため、手摺付きの固定階段等を設置し、物置部屋の天井高さや床面積も十分に確保して頂きますようお願いいたします。	住宅・建築室建築安全課/078-918-5046

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
156	令和5年7月	草木の剪定をお願い	車で新幹線高架下の一方通行の道、明石市道二見72号線沿いの明石西高校テニスコート付近で一旦停止し、二見港土山線へ出る時、明石西高校側の角の草木が生い茂っているので歩道を歩いている人や自転車が来るのがすごく見づらく危険です。 もしも、明石市の管轄で剪定できるのであればお願いしたいです。	草木が生い茂っている場所が水路敷である可能性が高いので、農水産課から回答します。 現地確認と書類確認の結果、水路敷であることが分かり次第、除草するなどの対策をとりたいと思います。 また、万一水路敷でない場合は当課から確実に土地所有者に対して、要望内容をお伝えします。 何れにしましても、除草する際には必ず連絡をとるようにします。 よろしくお願いします。	産業振興室農水産課 /078-918-5017
157	令和5年7月	トベラ公園の遊具について	子ども達が夏休みになると同時期に公園の長椅子6ヶ所に使用禁止のテープ、ブランコはビニールテープでぐるぐる巻きにされており、砂場と滑り台しか使用できません。 いつまで利用禁止なのか記載もなく、老朽化しているわけでもないのに異様です。個人の方がテープを貼っているのでしょうか。	藤江トベラ公園のブランコやベンチは、3月初旬に油をまかれるといった被害に遭い、清掃により復旧したものの、その後も数回、同様の被害に遭っております。そのため、警察に被害届を提出するとともに、地元自治会とも再犯防止に向けて、協議してきました。 今後につきましては、巡回の強化や啓発看板の設置など行いながら、8月中旬に清掃を実施し、遊具等の使用の再開を予定しておりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
158	令和5年8月	階段の雑草を刈ってほしい	中学校のグラウンドが望めるところに住んでおります。 以前から気になっていたのですが、正門付近にある石碑から、下へ続く階段の雑草が生え放題になっています。あのあたりはよく昔から変質者が出没するところで、夜になると街灯の光も暗く、犯罪にはもってこいの雰囲気漂っています。草刈りを市の方で行っていただくなど、改善の余地はないものでしょうか。ご回答の方、よろしくお願いします。	状況を確認したところ、雑草が繁茂しておりますので、業者に除草の指示をいたしました。今後とも適正な管理に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。 こども育成室 ご連絡をいただきました箇所ですが、当課の所管する土地には雑草は繁茂していませんでしたが、街路樹の枝が階段にはみ出していましたので、はみ出した枝の剪定を行いました。 今後とも適正な管理に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。 道路安全室道路整備課	こども育成室/078-918-5093 道路安全室道路整備課 /078-918-5034
159	令和5年8月	あかし市民広場	あかし市民広場に夏の間ベンチを沢山置き(食事禁止)、酷暑のため市民が休憩するところとして開放してはどうでしょう。 図書館は座る所が無いし、今の広場の丸テーブルはひとりが座ると近寄れません。市民のために新しい取り組みをお願いします。	あかし市民広場は、中心市街地の回遊やにぎわいの創出、さらには、市民の憩いや交流を促進する場の提供を目的として、貸館利用のみならず、貸館利用以外の時間につきましても、円テーブルや椅子の設置を行いながら、毎日多くの利用者の方にご利用いただいております。 そうした中、飲食につきましても、自由に行うことができる屋内スペースとして、市民広場を利用したいというご意見も多数いただいております。 最近では、貸館利用時におきましても、ご休憩等していただくスペースの確保として、通路部分に簡易ベンチを配置する等、皆様により快適にお過ごし頂けるよう努めております。様々な御意見があることにつきましては、重々承知しておりますので、今後ともご理解賜りますようお願いいたします。	シティセールス推進室 シティセールス課/078-918-5263

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
160	令和5年8月	歩道の雑草	西明石駅からゆたか保育園にむかう途中の歩道側に雑草がたくさん伸び、半分道を塞いだ状態です。ベビーカーは通りにくく、車椅子は雑草に引っかかって通れず、お年寄りの方もカートを押すのに邪魔になっています。やむなく皆さん、車道において通行したり危険です。事故が起こる前に、歩道を半分占拠してる雑草をどうにかしてもらいたいです。	文面より、お問い合わせの箇所は、国道250号(明姫幹線)から青龍神社方面へつながる道路の東側歩道部分と思われますので、その箇所について回答いたします。 当該箇所の雑草繁茂については、当市道路部局も認識しており、つい先日の8/2に土地の管理者に対し、伐採剪定など適正管理の依頼を行ったところ です。 当市道路部局も注視しておりますが、土地管理者による対応まで、今しばらくお待ちください。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
161	令和5年8月	踏切横の歩行者専用道路	東二見ふぁーみんと線路の間の歩行者専用道路に看板が設置されましたが、なにも変わりません。 朝7時過ぎぐらいから8時過ぎに結構なスピードで通っていきます。ふぁーみんさんも通り抜け禁止の対策をちゃんと考えて実行してくれました。こちらが自転車に乗って通行してる人に注意しても聞く耳を持ちません。どうして守ってる側が嫌な思いをしないとイケないのでしょうか。	ポール設置等の通り抜け対策(物理的対策)に関する要望につきましては、周辺地域の合意形成が必要であるため、地域意見を取りまとめて頂いている自治会などからご要望を頂き、検討させて頂いているところです。 お手数をおかけしますが、一度自治会にご相談いただき、地域からご連絡頂きますようご理解とご協力賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
162	令和5年8月	ひょうたん広場について	ひょうたん広場の近くに住んでいる者ですが、広場で遊ぶ子供たちが家のフェンスにつかまる事が多く、フェンスが曲がったりしているところもあり強度的に心配です。ついては、広場側にフェンスを設けていただくことを強く希望します。 また、東側の私道からガードポールを飛び越えて入っていく方たちも多くいますので対処して欲しいです。	「ひょうたん広場」は、ひょうたん池の一部を縮小し、現在、広場として地域に開放しております。当該広場の土地所有者は、明石市ではなく、「大久保町財産区」(以下、「財産区」といいます。)が所有し、日常的な管理は「大久保町自治会」(以下、「自治会」といいます。)が行っております。 ※財産区とは、市町村合併前の村ごとの所有財産を管理している特別地方公共団体です。 現地を確認させていただきましたが、「ひょうたん広場」は、利用者が互いに譲り合いながら利用するもので、地域のみなさまに迷惑となる行為は禁止としております。今回の貴重なご意見を財産区・自治会に伝えさせていただき、フェンス等の工作物の設置やそもその広場利用者のマナーアップを含めた今後のあり方について、財産区及び自治会と検討していきたいと考えています。 私道側のガードポールにつきましては、個人の所有物となっており、明石市や財産区、自治会が関与いたしかねますが、取り急ぎ、自治会において「ひょうたん広場」の利用に関するマナーについて地域に周知していただく予定となっております。 今後も、地域のみなさまに広く、安全安心で快適に利用していただけるような広場を目指していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力賜りますようよろしくお願いいたします。	財務室管財担当/078-918-5008
163	令和5年8月	道路の白線が薄い件	明石市内の道路の白線が薄く、運転が危険です。明姫幹線、大久保のイオン周辺なども薄いです。一部は濃くくださっていますが、薄い所が多いです。 一気には無理だと思うので、引き続き順番にでも濃く直していただきたい。	明姫幹線(国道250号線)を管理している兵庫県加古川土木事務所明石対策室(電話078-912-3377)に対応を依頼しました。 大久保のイオン周辺の道路の白線(区画線)は、市の管理であるため、引き続き順番に塗り替えさせていただきます。 また、横断歩道や停止線など交通規制を伴う白線は明石警察署の管轄となります。該当の場合は兵庫県明石警察署の交通規制係(078-922-0110)にご相談ください。 以上、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
164	令和5年8月	市道の草刈りについて	明石清水高校から県道379線へ続く市道の植込みの草木が伸びに伸びきって、軽自動車と普通車の行き交いが難しい箇所もでてきてます。また、歩道側にも草が伸びているため、車道を歩いて通学する生徒も多く見受けられます。近隣住民の方が都度草刈りを依頼していると伺いましたが、「今は予算がないから」と一蹴されたこともあると仰っていました。早急な対応を望みます。	本市の方でも状況を把握しておりまして、既に業者に作業指示をしている箇所でございます。現在、業者の方も繁忙期となっておりますが、お盆休み後の早い段階で作業を完了する予定と聞いております。ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
165	令和5年8月	朝霧駅バス乗場変更によるタクシー乗場の移動	人、車の流れを良くするため、バスの1番乗り場と3番乗り場を一本化して、空いた3番乗り場に4番乗り場のバスが入り、4番乗り場にタクシー乗り場を移動することは出来ないでしょうか。今のタクシー乗り場を、タクシーの降り場と身障者対応にできませんか。混雑時の安全を保つためにお願いします。	JR朝霧駅前広場につきましては、以下の点を主な目的として、平成30年度に再整備を完了しました。 ①バス、タクシー、一般車の走行動線を可能な限り分離することにより、交通の輻輳(ふくそう)を避け安全性を向上させる。 ②バイク駐車を広場内から広場外へ移転し、広場内へのバイク進入数を減らし、安全性を向上させる。 ③バス乗場付近では歩道がせまく、歩行者が通行しにくいいため、歩道を拡幅する。歩道のバリアフリー化をする。 その結果、限られた駅前広場の中において、現行のバス乗降場やタクシー乗車場の公共交通スペースと障害者用の停車スペースを総合的に勘案し、配置しております。 この度、交通事業者にも聞き取りを行い、安全性は確保出来ていると判断しておりますので、現時点での乗降場の移動については、ご希望に沿えず申し訳ございません。 いただきましたご意見を参考に、引き続き利用状況を確認しながら、広場の利便性、安全性の向上に努めてまいります。何とぞご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
166	令和5年8月	藤江の交差点のカーブミラー	藤江の市場入口からすぐ出て、明石こども小規模園とコーポ西明石の間のカーブミラーがとても見にくいです。通勤時間、帰宅時間になると交通量もそこそこありますし、歩行者もいるのでもう少し見えやすくしてほしいです。	現地確認の結果を踏まえ、カーブミラーの角度修正及び増設は行いません。当該交差点は、市道藤江47号線(東西道路)から市道藤江23号線(以下、南北道路)に車両が進入する際、隣接する建物等が支障となり交差点内の見通しが良くありません。そのため、南北道路を走行する車両を確認するために既設カーブミラーを設置しています。 歩行者を確認するためにカーブミラーの角度調整を行った場合、既設カーブミラーは車両対車両を前提としているため、車両が見えづらくなります。また、歩行者用のカーブミラーを増設する場合、南北道路手前で一時停止せず、南北道路の車道まで進入してくる車両が増えれば、歩行者の危険性が増す場合も想定されます。 今後とも本市の道路事業にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
167	令和5年8月	海岸掃除について	この度の台風7号の上陸に伴い、海岸に無数のゴミが打ち上がり、息子が毎日掃除に行ってますが追いつきません。重機で清掃は出来ないのでしょうか。BBQのゴミの不法投棄も多く、ボランティア活動の清掃では追いつかないです。小4の息子が夏休みなのに率先して掃除しています。ご協力よろしくお願いします。	海岸清掃につきまして、ご尽力いただき誠にありがとうございます。台風第7号通過後の海岸の状況につきましては、パトロールを行うとともに把握しています。 今後の対応につきましては、海岸管理者の兵庫県と連携しながら、林崎松江海岸をはじめ利用者の多い海岸を中心に重機等を使用しながら順次清掃していく予定ですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
168	令和5年8月	公園の雑草について	市内の公園のベンチや遊具の周辺が雑草だらけで子供たちが遊びづらい状態です。特に滑り台の梯子、ベンチ(2つあるうち、階段側のベンチが使えない)、階段周辺の雑草(雑草が伸びすぎて柵の高さを超えている箇所あり)が伸びて使いづらい状態でした。雑草を取り除いていただけないでしょうか。	ご指摘のあった藤江出ノ上公園について現地を確認したところ、樹木や雑草が繁茂していることを確認しましたので、剪定及び除草を実施いたします。なお、剪定及び除草については、現地確認後すぐに作業の指示を行い完了しております。 今後、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
169	令和5年8月	朝霧駅前病院送迎バス乗場の表示	病院に通院される方が、炎天下の中、信号を渡った反対側でバスを待たれています。駅前には送迎バスの乗り場がありません。身障者専用スペースのところに、乗り場の表示はできませんか。又は、新たに作ることはできませんか。(通院されている方は年配者が多いです)	JR朝霧駅前広場の停車スペースにつきましては、バス乗降場やタクシー乗車場の公共交通スペースや障害者用の停車スペースを総合的に勘案し、現在の配置としているところです。 ご提案いただきました障害者用の停車スペース等に病院送迎用バス乗場を表示または新設することにつきましては、限られた駅前広場の中において、交通の輻輳(ふくそう)や安全性確保の観点から実現困難であるとの結論であり、病院等の送迎車両については、一般車用のスペースでの対応としていただければと存じます。 今後とも引き続き利用状況を確認しながら、広場の利便性、安全性の向上に努めてまいりますので何とぞご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
170	令和5年8月	歩道整備	民地から土が流れてきてその土が排水溝を塞いで通路が水びだしです。毎年一回草刈をされてますが、早く整備してください。	お問合せの箇所に関しては、市にて道路側溝の土砂清掃を行いました。あわせて隣接地の管理者へ連絡し、道路への土砂流出防止措置などの指導を行いました。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
171	令和5年8月	二見人工島	二見の人工島にバスで通勤しているのですが、歩道の草木が伸び放題で歩きにくいです。もっと頻繁に刈るか、コンクリートで埋めるかしていただけないか。どれほど酷いのか一度見て欲しいです。	人工島ですが、現在委託業者が順次、街路樹の剪定や除草作業を進めております。ただし、委託業者が繁忙期となっており、剪定や除草作業が完了するまでしばらくお時間をいただく可能性がございます。 また、頻繁に刈ることについては限られた予算内ということもあり、基本的には現状1年に一度という頻度となっています。コンクリートで埋める等の対応については、中央分離帯でコンクリート舗装を進めておりますが、歩道については交差点付近を先行してアスファルト舗装を進めています。ただし予算の都合上、人工島全体の歩道をアスファルト化するのは難しいと考えています。 なお、今後も現場パトロール等を行い、市民の皆様が安全に快適に道路をご利用いただけるよう努めてまいります。何かお気づきの点がございましたら、お知らせいただけましたら幸いです。今後ともよろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
172	令和5年8月	歩道の雑草について	法務局の西の道路の両側の歩道ですが雑草が生い茂って、横断歩道を渡るのに車を確認しづらかったり歩行の邪魔となっています。通学路であり、2学期も始まりますので対応をお願いします。港町と日富美町の境目の東西の道路の歩道も同様です。急を要するほどではありませんが順次対応をお願いできればと思います。	ご連絡をいただきました箇所(法務局の西の道路)ですが、本市の方でも状況を把握しておりまして、既に業者に作業指示をしている箇所がございます。現在、業者の方も繁忙期となっておりますが、なるべく早い段階で作業を完了するよう、業者に依頼していきたいと考えております。 また、港町と日富美町の境目の東西の道路の歩道についても、現場の状況を見ながら、時期を見て業者に作業指示を出す予定にしています。ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
173	令和5年8月	歩道の雑草	旧浜国から山電西新町駅行くまでの歩道に雑草が多く生えており、人と人がすれ違いできないくらい道幅が狭くなっています。新学期が始まり子どもたちの行き来にも支障が出ています。早急に清掃対応していただきたいです。	現地を確認し業者に作業指示をいたしました。但し現在、業者の方が繁忙時期となっておりますが、なるべく早い段階で作業を完了するよう、業者に依頼しております。 ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
174	令和5年8月	公園について	明石市内にたくさん公園を作っていただいてありがとうございます。そこで提案なのですが、映画や、ワールドカップもありバスケットの人気が出ていますが、バスケコートのある公園が少ないように思います。野球などのスペースがあればできる競技と違い、ゴールがなくてはできませんので対応をお願いいたします。	明石市が管理している公園について、過去にはバスケットゴールのある公園がいくつかありましたが、いずれも住宅の密集する地域であり、周辺の住民からドリブル音などに関する苦情が相次いだことや、設備の老朽化が進んだことから、安全面も考慮して現在は取り外しています。 一方でBリーグや東京オリンピックで新たに正式種目となった3×3など、バスケットボールに対する注目の高まりとともに、バスケットゴール設置の要望も複数いただいていたことから、平成30年11月に明石北わんぱく広場に1基を設置し、おおむね好評にご利用いただいています。 屋外バスケットゴールの設置につきましては、過去の経緯から、住宅地からある程度離れていることや設置に必要なスペースが確保できることなどが条件となり、今後も慎重に検討していく課題と考えていますので、ご理解くださるようよろしくお願いいたします。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
175	令和5年8月	明石市内の歩道について	歩道がガタガタしすぎます。先日自転車で通っている息子が、歩道と、車道の段差の衝撃でバランスを崩してしまいました。 国は歩道のバリアフリー化を推進していないのでしょうか。 同じ段差でも、点字ブロックの段差は仕方ない物だと思いますので設置するべきだと思っています。問題なのは、歩道と車道の境目の段差や、歩道内の段差です。 明石高校周辺の古い商店があるバス通の歩道は、狭いし、段差は高いし、明石北高校に向かう大久保駅から高丘に向かう歩道は、折角両側に歩道があるのに段差は大きく、東側の歩道はガタガタして狭く、挙げたらキリが無いくらいです。 ぜひ一度、明石市中の歩道をチェックして、改善して欲しいと思います。	本市では【バリアフリー化の優先的な促進が必要な地区】を設定し、段階的に改修を進めているところです。 段差や点字ブロックに関して、年に数回程度ですが、車いすの方や視覚障害者と街歩きを実施し、改善を行っているところです。また、老朽化により改善が必要な箇所や、通走路等の段差解消を継続的に実施していく予定です。 県道有瀬大蔵線及び大久保駅から高丘に向かう道路(県道大久保稲美加古川線)は県の管理となります。管理者の明石まちづくり対策室に情報提供させていただきます。 以上、ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
176	令和5年8月	西江井ヶ島駅について	西江井ヶ島駅が不便で仕方ありません。上り線ホーム側に改札がないため、下り線側の改札を利用し地下を通過して上り線のホームに行くしか方法がないのはなぜですか。 ベビーカーを利用したいのに出来ないのが残念です。せめてエレベーターをつけて欲しいと思います。	西江井ヶ島駅のご利用にあたりましては、ご不便をおかけし申し訳ございません。 駅舎のバリアフリー化につきましては、これまで、国や兵庫県、明石市および鉄道事業者が連携しながら順次整備を進めてまいりました。山陽電鉄の駅舎に関しまして、国の方針の中で目標としていた1日あたりの乗降客数が3,000人以上である駅舎のバリアフリー化につきましては、これまでにエレベーターやバリアフリー対応のトイレの設置など、優先順位をつけながら順次取り組みを進めており、現在は市内12駅のうち7駅のバリアフリー化が完了しているところです。 そうした中、山陽電鉄におきましては、本年4月より、運賃に別途料金を上乗せし徴収した料金を駅のバリアフリー整備に充当する「鉄道駅バリアフリー料金制度」を活用しており、今後、西江井ヶ島駅を含む残る未整備駅につきましても、同料金制度を活用したバリアフリー整備を基本方針とする旨の報告を受けているところです。 駅舎のバリアフリー化につきましては、多額の工事費を必要とし、一度にすべての駅で整備に着手することは困難であることから、駅ごとの状況、また国や県の支援制度のあり方なども踏まえながら、山陽電鉄とも十分に連携し、市内全駅でのバリアフリー化が早期に達成されるよう取り組んでまいります。 ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
177	令和5年8月	東人丸町の道路における自転車走行について	平日朝の出勤時間帯に坂道を、子供を乗せたお父さんが猛スピードで走行し、たびたび高齢者や通学中の子どもと衝突しかけているため、非常に危険です。 自転車の重量やスピードを鑑みるに、衝突の際は重症もしくは死亡も考えられる程度です。いつ重大な事故が起きてもおかしくありません。 道路への注意喚起の看板や、当該地区の自治会への情報提供など、事故が起きるのを未然に防ぐ手立てを講じてください。	自転車のマナーが守られていないことは市も認識し、啓発の重要性を重く感じています。 これまで本市では、スタントマンが模擬交通事故を再現し、事故の怖さを感じながら通行ルールやマナーを学ぶ「スケアード・ストレイト教室」を市内すべての高校で開催するほか、中学校や自治会など地域に出向き、明石警察署と連携のもと、交通事故の発生状況など具体を交えた講話や、リーフレット、DVDといった教材を用いた交通安全教室を開催しています。今後も引き続き明石警察署との連携を強化しながら、自転車ルールの遵守と交通マナーの向上に努めて参りますので、ご理解を頂きますようお願いいたします。また、啓発用巻き看板の設置など、道路や道路付属物を担当する道路整備課に情報の提供を行います。 さらに、今回いただいたご意見は、明石警察署にもお伝えし、自転車をはじめとする交通違反の取り締まりやパトロールの強化をあらためて要望いたします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036
178	令和5年8月	山陽大蔵谷駅の設備に関して	山陽大蔵谷駅にはエレベーター、エスカレーターともになく、車椅子やベビーカーでの利用が困難です。 子育てに優しい町としても是非大蔵谷駅、他駅共に順次そういった設備を導入していただきたく、よろしくお願いいたします。	山陽大蔵谷駅のご利用にあたりましては、ご不便をおかけし申し訳ございません。 駅舎のバリアフリー化につきましては、これまで、国や兵庫県、明石市および鉄道事業者が連携しながら順次整備を進めてまいりました。山陽電鉄の駅舎に関しまして、国の方針の中で目標としていた1日あたりの乗降客数が3,000人以上である駅舎のバリアフリー化につきましては、これまでにエレベーターやバリアフリー対応のトイレの設置など、優先順位をつけながら順次取り組みを進めており、現在は市内12駅のうち7駅のバリアフリー化が完了しているところです。 そうした中、山陽電鉄におきましては、本年4月より、運賃に別途料金を上乗せし徴収した料金を駅のバリアフリー整備に充当する「鉄道駅バリアフリー料金制度」を活用しており、今後、大蔵谷駅を含む残る未整備駅につきましても、同料金制度を活用したバリアフリー整備を基本方針とする旨の報告を受けているところです。 駅舎のバリアフリー化につきましては、多額の工事費を必要とし、一度にすべての駅で整備に着手することは困難であることから、駅ごとの状況、また国や県の支援制度のあり方なども踏まえながら、山陽電鉄とも十分に連携し、市内全駅でのバリアフリー化が早期に達成されるよう取り組んでまいります。 ご理解を賜りますようお願いいたします。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
179	令和5年8月	西新町駅周辺について	西新町駅の広場が夕方子供たちの遊び場になっています。 広場は公園ではないし、通行の邪魔です。なによりボール遊びでボールが道路まで飛んできたり、通行時に当たったり、大変危険であり迷惑です。広場で遊ぶことを禁止にしてください。	周辺の小中学校に対し注意喚起を行うよう依頼しました。 また広場内での危険な遊びに関する注意喚起の記載札を掲示予定としております。ご理解いただきますようお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
180	令和5年9月	公園とコンビニエンスストアについて	谷八木堂田公園の改良を望みます。 近辺に新しい住宅がたくさん建築され、こどもの数も増えていますが、この公園の遊具は少なく感じます。 もう少し遊具が充実した公園になって、子どもたちの楽しめる場所になったら嬉しいです。 またこの近辺にはコンビニエンスストアが一つもなく不便に感じます。誘致をお願いできないでしょうか。	谷八木堂田公園は、北側エリアに4種類の遊具と小さな子どもが遊べる広場、南側エリアに大きな子どもが遊べるグラウンドが設置され、幅広い年代の方が多様な用途で利用できるよう、整備された公園です。 北側エリアは、すべり台やブランコなどの4種類の遊具が設置されており、新たな遊具を設置するとすると、小さな子どもが遊べる広場が減少することとなるため、難しい状況であると考えております。また、当公園の遊具は、老朽化が進んでいないことから、現時点においては更新できませんが、更新する際には、地域の皆さまのご意見も踏まえ、より充実した公園となるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。 なお、民間地における商業施設の誘致は市の所管ではございません。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
181	令和5年9月	西江井ヶ島の駅について	子どもの手続きのために役所へ行ったり、買い物のために西二見へ行ったりする際に西江井ヶ島駅を利用しています。エレベーターが無いので、子どもを抱き、ミルクやオムツなどがパンパンに入った鞆を背負っています。そこにベビーカーとなると重たくなり、転倒して我が子に何かあっては遅いし、怖くて階段は利用できません。 明石へ出向き、支援センターや図書館なども沢山利用したいので西江井ヶ島駅にエレベーターや改札を造ってくださるととても嬉しいです。 また、子育て世代だけではなくバリアフリーにもなり、お年寄りや車椅子の方も利用出来て素敵だと思います。	西江井ヶ島駅のご利用にあたりましては、ご不便をおかけし申し訳ございません。 駅舎のバリアフリー化につきましては、これまで、国や兵庫県、明石市および鉄道事業者が連携しながら順次整備を進めてまいりました。山陽電鉄の駅舎に関しまして、国の方針の中で目標としていた1日あたりの乗降客数が3,000人以上である駅舎のバリアフリー化につきましては、これまでにエレベーターやバリアフリー対応のトイレの設置など、優先順位をつけながら順次取り組みを進めており、現在は市内12駅のうち7駅のバリアフリー化が完了しているところです。 そうした中、山陽電鉄におきましては、本年4月より、運賃に別途料金を上乗せし徴収した料金を駅のバリアフリー整備に充当する「鉄道駅バリアフリー料金制度」を活用しており、今後、西江井ヶ島駅を含む残る未整備駅につきましても、同料金制度を活用したバリアフリー整備を基本方針とする旨の報告を受けているところです。 駅舎のバリアフリー化につきましては、多額の工事費を必要とし、一度にすべての駅で整備に着手することは困難であることから、駅ごとの状況、また国や県の支援制度のあり方なども踏まえながら、市内全駅でのバリアフリー化ができる限り早期に達成されるよう山陽電鉄と十分に連携してまいります。 ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
182	令和5年9月	通行の妨げの草木を刈り取ってほしい	大明石町2丁目にある自動車整備工場の向かいの歩道から、北に向かって山陽電車高架下までの歩道の草木が伸びており通行の妨げになっているので刈り取ってほしい。 また茶園場町3丁目のマンション1号棟の前の歩道に木がはみ出ており、歩道は1人しか歩くスペースしかなく危険なので何とかしてほしい。	ご連絡いただいた箇所については、当方も状況を把握し、9月4日に委託業者に作業指示を出しており、9月15日の時点で既に現地の作業を終了しています。 なお、今後も本市が管理する道路に関して危険な場所がございましたら、道路通報システムや市民提案箱などの通報手段にてご連絡いただけたら幸いです。よろしくお願いいたします。 道路安全室道路整備課 民地から歩道に木がはみ出している件について、道路総務課より回答します。 9/19に現地確認を行い、その場で当該箇所の管理者へ伐採剪定など適正な管理を依頼しました。 管理者からは、例年1～2月頃に定期的に剪定しているが、今回の申し出を受け、9月末の管理組合理事会に報告し検討するとの回答がありました。 いましばらくお待ちいただきますようお願いいたします。 道路安全室道路総務課	道路安全室道路整備課 /078-918-5034 道路安全室道路総務課 /078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
183	令和5年9月	ユスリカ	家の周りにユスリカが大量発生しています。近くに水路があり、そこを通るのにも目が開けられないほどです。窓にスプレーを振るなど対策はしていますが、窓に大量についているためシャッターが閉めれず、洗濯物も外に干せない状態です。何か対策をしてほしいです。	ご指摘のユスリカについては、例年市内のため池や水路から発生していると情報が寄せられております。市内では、これまでいくつかの対策(ため池から発生する虫の幼虫を捕食するモロコ・フナの放流や、農閑期にため池の水を抜き、池干しを実施することにより虫の卵や幼虫を駆除する、定期的に草刈りや泥上げなど清掃を実施し成虫の繁殖場所を無くすなど)を講じてきましたが、十分な効果は現れておりません。また、ユスリカの駆除は、発生が市内の広い範囲にわたること、一時的に駆除してもすぐに新たに発生することなどから、特定の場所の駆除は行っておりません。今年8月8日から9月にかけて、江井島の谷池からの水路について、近隣にお住まいの人からユスリカの発生の相談が多く寄せられおり、池を管理する江井島土地改良区や市役所内の関係部署と対応について情報共有し、対応策について考察を重ねてきました。具体的な対応策は決まっていますが、今後も情報収集に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	産業振興室農水産課 /078-918-5017
184	令和5年9月	新幹線高架下の草木剪定について	今池西付近の新幹線高架下のフェンス内はJR西日本の管轄になっているようですが、草木剪定をお願いしたいです。草木が茂り過ぎて、幼稚園の通園等に支障あり困っています。	令和5年9月26日にお問い合わせの場所を管理するJR西日本 神戸新幹線保線技術センターに草木剪定の対応依頼の連絡をいれております。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
185	令和5年9月	住宅敷地からの車両はみ出し	大久保町大窪の住宅で、駐車スペースから常に道路へはみ出して車を止めている家があります。T字路付近になっており、危険を感じる事があります。また、通学路でもあり、子供、自転車などが車との接触、車同士の接触の恐れも感じます。はみ出して道路が狭くなっているため、対向車と交差する場合は、どちらか一方が停車しなくてはならない状態です。注意勧告など、何か対応はできないのでしょうか。	お問合せの箇所に関しては、当課にて現地確認を行ない駐車車両のハミ出しを確認しました。また、別の日にも同様のハミ出し状態が確認されましたので、居住者へ注意喚起を行うとともに明石警察へ相談しました。警察からは、現地通報あれば駐車違反の取締り対応を行うとの回答であり、あまりにひどい違法駐車の場合は、警察への通報もご検討ください。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
186	令和5年10月	溝の金網について	道路側溝の蓋が少なく脱輪してしまいました。子どもも溝にはまってしまったことがあります。もう少し側溝の蓋を置いてもらいたい。	市の管理する金網(グレーチング)かどうか現地確認を行います。市の管理箇所であった場合は、グレーチングの延長について検討させていただきます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
187	令和5年10月	西明石駅周辺の環境について	明石市は田舎過ぎず都会過ぎずで住みやすく、住環境としては最高な街だと個人的に思っております。ただ西明石駅から毎日出勤する中で、新幹線口改札を出て西側のロータリーを過ぎた辺りから酔っ払った方の物であろう嘔吐物がそのままにされていて、毎朝、嘔吐物を見ながら出勤するのはあまり気分が良いとは言えません。何かしら改善は難しいのでしょうか。	新幹線口改札を出て西側付近において、市が清掃を委託している範囲につきまして、現地を確認させていただきます。問題解決には個人のマナーに頼るところが大きく、対策に苦慮しているところです。利用者のご協力も賜りながら、美化に努めていきたいと考えていますので、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。この度は貴重なご意見ありがとうございました。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
188	令和5年10月	藤江駅前危険箇所	藤江駅前北側から駅に向かう狭小道路から、自転車がスピードも落とさずに飛び出して来る事があります。自転車がスピードを落とす様に道路を凸凹にしたり、ミラーを設置するなど対策がないと危険です。 あと、無料休憩オアシスでイベントがある時は、路上駐車が多く通行しにくく迷惑で危険を感じる。イベントする側も車での来店は不可だと伝えるべき。	お問い合わせの道路を確認したところ、いわゆる私道(個人が所有する土地)となっておりまして、明石市が管理する道路ではございません。私道は個人の財産ですので、その安全対策等を含めた管理は土地の所有者に行っていた必要があります。 なお、カーブミラーについては、設置先の同意等、地域で合意形成を図って頂く必要があることから、自治会を通じてのご要望をお願いいたします。 以上、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。 道路安全室道路整備課 イベント時の路上駐車などの件について、回答します。 このたび藤江駅前オアシスの運営者に対し、路上駐車禁止や車両来場自粛の旨を依頼しました。今後も、よろしくお願いいたします。 道路安全室道路総務課	道路安全室道路整備課 /078-918-5034 道路安全室道路総務課 /078-918-5031
189	令和5年10月	道路の段差	西明石西町にあるエネルギーステーション西神戸店前の歩道と車道の段差が大きく、ベビーカーや自転車スムーズに通れません。子どもは自転車で転んだことがあります。スムーズに通れるよう、修繕していただくことは難しいのでしょうか。	ご指摘いただきました箇所は、国道250号線で兵庫県加古川土木事務所明石街づくり対策室の所管となります。 この度のお問合せ内容については、兵庫県加古川土木事務所明石街づくり対策室にお伝えしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
190	令和5年10月	大久保・西明石周辺の通行の不便さについて	電車・車・バスともに通行が非常に不便です。 電車で大久保・西明石間を移動する際には新快速からの乗り換えが生じる関係で、どちらかの駅で15分もの待ち時間が生じ、非常に面倒さを感じる。ダイヤを改正し待機時間を短縮できないか。 大久保から国道175号線へ向かうルートが非常に限られる。国道二号線または第二神明くらいしかまともなルートがないため、国道二号線は渋滞しやすい印象を持っている。 大久保駅から福吉方面に出る神姫バスの本数が少なすぎる。8時台のダイヤを乗り過ごす2時間待たなければ次のバスがない。せめて30分おきに出すか、tacoバスの路線区間を追加することは如何か。	JRの運行ダイヤ等につきましては、JR西日本が管轄となります。『JR西日本お客様センター』が設置されていますので、入力フォームより、そちらへご意見を提出していただきますようお願いいたします。 JRおでかけネット: https://www.jr-odekake.net/info/info.html 市民相談室 ご指摘の明石市大久保地域から国道175号へ向かうルートに限られることにつきましては、周辺道路の慢性的な渋滞や生活道路への通り抜け車両流入による安全性の低下など、現状の課題を認識しているところです。 本市としましては、平成28年度から都市計画道路 江井ヶ島松陰新田線の整備事業に取り組んでおり、令和8年度中の完成を目指しております。整備完了後は大久保町高丘地域から明石北高校付近を通り、神戸市側へ通行可能な道路となる予定です。 また、課題解消にあたっては、本市の事業にあわせた神戸市との連携が必要不可欠であることから、協議を重ねているところですので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。 道路安全室道路整備課 Tacoバスは、路線バスが運行していない交通不便地域において、鉄道駅と地域を結ぶ交通機関として運行しています。ご指摘の大久保駅北部のエリアにつきましては、民間の路線バス(神姫バス(株))が運行しており、そのような地域に低廉な運賃の交通を導入すると、競合して路線バスの減便や休止を引き起こし、結果的にサービス水準が低下する可能性が高くなってまいります。 今後もバス事業者と共に連携し、よりよい交通体系の確立に向けて取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。 つきましては、JR大久保駅～福吉方面の路線バスを運行する神姫バス(株)より以下のとおり回答がございましたのでご査収ください。 【神姫バス】 平素より神姫バスをご利用頂きまして誠にありがとうございます。大久保駅から福吉方面行については、朝の通勤通学ラッシュ時間帯は1時間に2便、それ以外の時間帯は1時間に1便の運行をしています。 沿線には企業や大型商業施設が立地していることは当社も認識しておりますので、今後も継続してお客様のご利用状況を精査し、運行内容を検討して参ります。 また弊社の時刻表については、神姫バスナビ(弊社検索サイト)からもご確認頂けますので乗車前にご利用くださいませ。 神姫バスナビ: https://navi.shinkibus.jp/snk 都市整備室都市総務課	市民相談室/078-918-5050 道路安全室道路整備課/078-918-5034 都市整備室都市総務課/078-918-5037

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
191	令和5年10月	大久保駅東側の踏切の安全対策	JR大久保駅の東側にある板額の踏切が狭く、朝夕のラッシュ時には通勤の車両と通学の徒歩学生・自転車通学の学生などで大変混雑しています。特に歩行者や自転車は、通過する車両がすぐ際を通行するため、いつ接触事故が起きても不思議ではない状態です。周辺では多くのマンションが建設中であり、今後もこの踏切を通行する人や車両の数は増加するものと思います。踏切を通行する歩行者等の安全確保のため、踏切を西側に拡幅し、歩道を設置できないものでしょうか。もちろん、JR西日本や警察等との協議が必要かと思いますが、道路管理者である明石市のお考えをお聞かせいただきたく要望いたします。	JR大久保駅東側の板額踏切は、ご指摘の通り朝夕のラッシュ時などの混雑時には、踏切内で歩行者・自転車・自動車が輻輳して通行せざるを得ない状況となっております。市としても安全な通行の必要性を認識しており、現在、拡幅に向けてJRと協議すべく準備を進めております。ご理解の程よろしく申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
192	令和5年10月	おおくぼ中之番公園の犬の糞について	最近、おおくぼ中之番公園の芝生や木の根付近に、大型犬のものと思われる糞が頻繁に落ちています。目立つ場所ではなく、よく見ないとわからない場所に放置してあるので、とてもたちが悪いと感じています。毎日幼児や小学生など、たくさんの子どもが遊ぶ公園です。不衛生なので撤去して頂きたいのと、注意喚起の看板を増やす等、何か対策をして頂きたいです。	ご指摘のおおくぼ中之番公園について、現地を確認したところ、犬の糞の放置を確認しましたので清掃を行っております。また、公園の出入口3箇所に公園内から見やすいように啓発看板を設置いたします。なお、看板の設置については、現地確認後すぐに作業の指示を行い完了しております。今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
193	令和5年10月	信号機、または横断歩道の設置希望	野々上2丁目にある居酒屋の前の交差点ですが、よく子どもやお年寄りが横断しているのを見かけます。自動車が比較的速度で走っている道路なので、いつか交通事故が起こらないか不安です。今日も小学生が渡ろうとしていましたが、停止する車は一台も無く、渡ろうとしている子を無視して当然のように速い速度で通過して行きました。近くには小児科やコインランドリーもあり、生活のために子どもからお年寄りまで多くの人々が利用する道路です。安全・安心のためにも、信号機、または横断歩道等を設置し、歩行者が安全に利用できるような道路にしてください。	信号機設置、横断歩道等の交通規制につきましては、兵庫県警察明石警察署の管轄です。この度いただいたご意見につきましては、兵庫県警察明石警察署へお伝えしますので、ご理解賜りますようよろしくお願いします(個人情報は伝えません)。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
194	令和5年10月	大蔵海岸の駐車場について	朝、犬の散歩でいつもベットカートの犬に会うのですが、駐車場が遠く、また柵があり海岸まで大変な思いをされています。健常者が無断駐車をしている道路端に障害、老犬用の駐車場を整備してもらえないでしょうか。	こちらの道路は駐車禁止区域に指定されております。取締りは警察が行っておりますため、いただいたご提案は兵庫県警へお伝えさせていただきます。(個人情報は除く)尚、道路上の駐車場(例えばパーキングメーター)の設置についても兵庫県警の管轄になりますので、併せてお伝えさせていただきます。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
195	令和5年10月	住宅敷地から市道への車両はみ出し駐車について	東野町で敷地からはみ出して車2台を駐車している。特に平日夜間や休日は長時間駐車している。車両後方に自転車を数台置いているせいか、前に出して駐車しており改善されません。また、駐車場に明らかに入らない車が時折り駐車しており、車庫証明を取っているのかも疑問です。また、近隣地でも駐車スペースが狭いせいか、側溝のグレーチング上にタイヤを乗せて度々駐車している車両がある。カーブのため進入する際に死角となって見えづらく、周辺ではこどもたちがたくさん遊んでおり、事故を起こしそうになっていることが度々あります。早急に改善を求めます。	お問合せの箇所に関しては、当課にて現地確認を行ない駐車車両のハミ出しを確認しました。また、別の日にも同程度のハミ出し状態が確認されましたので、当該宅へ注意喚起を行うとともに、車庫証明や駐違反取締に関し明石警察へ相談しました。警察からは、現地通報あれば対応との回答のため、あまりにひどい違法駐車の場合、警察への通報もご検討ください。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
196	令和5年10月	カーブミラーについて	ふれあいの里魚住とユニライフの角の丁字路にあるカーブミラーのうち、四角いミラーが二つ付いているものがありますが、設置角度の問題なのか鏡面が汚れているからなのか、写りが悪くよく見えません。また、この道を魚住駅側から北進する際、左側から来る車がわかりづらく、何度かヒヤツとしたことがあります。近くに保育園もあり送迎の車がよく通る所でもあるので、一度確認いただけないでしょうか。	ご意見いただいた「カーブミラーについて」ですが、現地確認の結果、下記のとおり対応いたします。 ①電柱共架(丸ミラー)→方向修正 ②独立柱(四角ミラー:左側)→撤去 ③独立柱(四角ミラー:右側)→現状のとおり なお、カーブミラーの新設要望については、設置先の同意等、地域で合意形成を図って頂く必要があることから、自治会を通じてのご要望をお願いいたします。 以上、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
197	令和5年10月	土山駅周辺の道路拡張について	県道84号線に歩道を整備して欲しいです。	ご要望いただきました兵庫県道84号線は、兵庫県加古川土木事務所明石街づくり対策室の所管になります。 この度のお問合せ内容については、兵庫県加古川土木事務所明石街づくり対策室にお伝えいたしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
198	令和5年10月	たこバス運行路について	高齢の母が貴崎におります。自転車も乗れなく、電車、バスで外出しておりますが、電車の駅までは徒歩約20分かかるため、一時間に一本のバスを利用しております。たこバスは藤江より以西でしか運行がなく、同じ明石市民なのに不公平感があります。どうして、林崎、硯町方面での運行がないのでしょうか。市バスから神姫バスになり便数がかなり減っているため、対策を考えて頂きたいです。子育て世代に費用を使うのと同時に、将来的に永く住みたいと思える市にしていきたいです。	本市では、市内の交通体系の考え方として、東西交通については鉄道が、南北交通については路線バスが、また、西明石駅以西の採算性などの面から路線バスの運行が困難な地域や、道路状況により大型の車両では運行できない地域においては、たこバスが担うこととし、それぞれが役割分担しながら、効率的で持続的な交通網を形成しています。 昨今の公共交通を取り巻く状況は、燃料費等の高騰や人員不足により、大変厳しいものとなっており、現行の路線や運行本数などのサービス水準をなんとか維持することに注力していることから、増便や路線の新設について、たびたび要望をいただいているところではありますが、実現は困難な状況となっています。 また仮に、路線バスの運行している地域で低廉な運賃のたこバスを導入した場合には、路線バスの休止や廃止のおそれがあり、そうなった場合には、地域の方にとってはかえってサービス水準の低下を招くこととなるため、たこバスの路線の新設には、引き続き慎重な検討が必要と考えます。 今後も、路線バスとたこバス、双方のバランスを考えながら、持続可能なバス交通網を維持してまいりたいと考えております。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
199	令和5年10月	西明石駅南側付近の交差点	西明石駅南側付近の交差点ですが、駅付近のため、車や人の通行が多いのに、道路に「止まれ」の表記がなく危険だなと感じています。どちらかに「止まれ」の表記をお願いしたいです。	一旦停止の交通規制につきましては、兵庫県警察明石警察署の管轄です。この度いただいたご意見につきましては、兵庫県警察明石警察署へお伝えしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
200	令和5年10月	電信柱から歩道側に飛び出している危険な金具について	ちょうど子どもの目の高さぐらいの位置に、電信柱に黄黒の帯を巻いて固定するための金具が15cmほど歩道の側に突き出しています。いつか誰かがその金具で大きなケガをしないかと心配で通っています。市民の安全のため、金具の端を切るなり留めるなりしてください。	お問い合わせを受け、対象の電柱および周辺の電柱を現場確認しましたが、金具の突出しを確認することができませんでした。 しかしながら、他の箇所でも同様の問合せがあったことから、電柱管理者へ対し金具やバンドの点検を行うとともに必要に応じ対策を講じるよう指示しました。 今後も、よろしくお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
201	令和5年10月	大蔵海岸のバイクの進入について	市役所の東側や幼稚園の東側からバイクの進入を何度も見えています。降りて押している人はおらず、当たり前のように遊歩道を走っています。いつか事故が起きると思いますので、進入出来ないようにして欲しいです。	ご指摘のあった中崎遊園地東側を確認したところ、バイク乗り入れ可能な箇所を確認しました。については「バイク乗り入れ禁止」の看板を設置して注意喚起を行います。 都市局都市整備室緑化公園課 港湾道路を管理する、兵庫県加古川土木事務所(港湾課)へ要望内容をお伝えします。 都市局道路安全室道路総務課 大蔵海岸公園につきましては、園内各所にバイク乗り入れ禁止看板を設置しています。また、バイクの乗り入れを見かけた際には、巡回警備員等により直接声掛けを行い、即座に降りていただくよう指導・啓発に努めているところです。 バイク進入できないようにすることは非常に難しい状況ですが、隣接する施設の管理者と引き続き連携を図りながら、バイクの乗り入れ禁止を周知するなど利用者のマナー向上に努めてまいります。 都市局道路安全室海岸・治水課	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039 道路安全室道路総務課 /078-918-5031 道路安全室海岸・治水課 /078-918-5042
202	令和5年10月	街路灯の不具合について(※つきっぱなし)	市道(山陽電車・藤江駅東側)で街路灯の不具合を発見しました。昼間時間帯に照明がつきっぱなしです。 また、不具合のあった街路灯ですが、管理番号の一部が消えてしまっており分かりづらい状態でした。	10月30日に業者に対応を指示しましたので、1週間程度で対応が完了する予定です。 ただし、周囲の明るさにより街路灯をオン/オフさせる自動点滅器(関西電力の所掌)が故障している可能性があり、その際は関西電力にて自動点滅器の交換を実施致しますので、もう少しお日にちが掛かります。 尚、街路灯番号が判別できなかったことから、街路灯番号を記載したシールの貼替も同時に業者へ指示しております。 今後ともご協力をいただけますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
203	令和5年10月	地区内を通る生活道路の交通安全について	魚住町金ケ崎地区内を通る生活道路についての要望です。 地区内を通る「西国街道」と「山手幹線」が交わる所を東端とし、西国街道が二手に分かれるあたりを西端とする区間は幅員が狭く、対向車とすれ違う時に道路脇の側溝に脱輪していることがよくあるため、側溝に蓋をする等の対策をして欲しい。 地区内の中央から西の区間は幅員が比較的広いのか、スピードを出す車が多く見られる。速度制限の標識を立てる等、運転者へ速度抑制を促すための対策を取って欲しい。 当該道路は、小・中・高生の通学路で、また高齢者も通られます。当地区住民の安全のために最適な対策を実施していただきますようお願いいたします。	【側溝の蓋掛けについて】 側溝の蓋掛けについては、通学路等における安全対策の1つとして実施し、地域・学校等と情報共有を図りながら、危険性の高い箇所から対策を行っております。 側溝の蓋掛けは、歩行空間の確保や車の脱輪防止といった効果が期待される一方、道路幅員が広がることによる車の走行速度の増加や、車が民地側に寄ってくるといった課題が発生する可能性があることから、沿道にお住まいの方のご理解が必須となります。 【速度抑制を促すための対策】 当該区間の速度抑制対策につきましては、啓発看板の設置や交差点部の路面表示(交差点マーク等)を実施いたします。また、速度規制(30km/h規制)につきましては、警察の所管となっておりますので、自治会を通じて明石警察署にご相談いただければと存じます。 側溝の蓋掛けや速度抑制対策といった生活道路の安全対策については、周辺地域のご意見を尊重し、地域意見を取りまとめている自治会から要望書をいただいた後、検討を進めさせていただいておりますので、一度、地域でご相談いただけますようお願いいたします。 なお、自治会等からいただきました要望につきましては、道路現状の判断などからご要望に沿うことができない場合もありますのでご承知おきください。 以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
204	令和5年10月	大久保町西脇のケーヨーD2横ガードレールについて	昔の歩道の名残なのか、歩道の中にガードレールがあり、とても邪魔になっています。広い歩道なのにガードレールのせいで、自転車や車椅子、ベビーカーもすれ違いにくくなっているのを撤去してほしいです。	ご意見いただいた「ガードレールについて」ですが、現地確認の結果、ガードレールの一部を撤去いたします。 以上、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
205	令和5年11月	たこバスの件	JR魚住駅へ息子を送迎していますが、南側ロータリーのたこバス停留所の枠外に停めて、タバコを吸っている運転手がいいます。 タクシーの停留所もあり、たこバスが枠外へ停められると、日によって全く停める場所がなくなってしまう。バス停が全て満車なら諦めもつきますが、枠外で停められ、タバコを吸っていい場所ではない所で喫煙されるのは迷惑です。業者の車も多いのでなんとかして欲しい。	当該ロータリーにおきましては、バス利用者の乗降を行うバス停位置以外に、発車時刻まで調整を行うバス車両の待機用として2枠分のスペースが設けられております。このたび待機時の停車位置についてご指摘を賜りました旨、運行事業者と共有し、すべての方が快適にロータリーをご利用いただけますよう、適切な運用に努めてまいります。 また、喫煙をはじめとした休憩時におけるマナーにつきましては、当該エリアの運行事業者のみならず全事業者といまいちど事案の共有を行い、再発の防止を図ってまいります。 ご理解を賜りますようお願いいたします。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
206	令和5年11月	江井島皿池で魚の大量死骸悪臭の件	大久保町江井島の皿池の水抜きで、魚が大量に死んでいて悪臭を放っています。 池の水を抜くのはいいですが、その後魚が残って死ぬことぐらい想像がつきそうなのにそのまま放置しているのはどういことでしょうか。 皿池周辺、魚の腐敗臭が漂っているので早急に死骸の片付け等行って欲しいです。せつかくいたコウノトリもいなくなり、カラスが群がっていて気持ち悪いです。	11月7日14時頃に江井島皿池の中や周辺の水路を確認しました。魚の大量死骸、悪臭は確認できませんでしたが、多くの鳥が魚を捕食する姿が見られました。お問合せ頂いた魚の大量死骸は既に鳥のエサになったと考えられます。 ため池は、管理者である農業者が農閑期(10月～3月)に水を抜き、池干しをすることにより、堤体や取水施設などの点検、水質の改善などを行うことで、適正に管理されています。ため池の水を抜いた際に、ある程度の魚が死亡することはありますが、ため池管理者ですぐに対応できない場合もあります。日常生活に影響のある悪臭や目に余る状況が続く場合は、明石市農水産課(918-5017)までご連絡いただきますようお願いいたします。 江井島皿池は2年に1回、池干しをしております。これからもため池の管理者(江井島土地改良区)と水路の管理者(市)が協力し、適正な維持管理に努めてまいりますので、池干しについてのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。	産業振興室農水産課 /078-918-5017
207	令和5年11月	公園のトイレ設備について	大久保には公園が多くあるのですが、そのほとんどが、トイレが併設しておらず困っています。仮設でもいいので置いてもらうことはできないのでしょうか。ご検討よろしくお願いいたします。	トイレの設置については、設置に要する費用だけではなく、日常清掃といった維持管理に要する費用や人員の確保などの問題から、利用者が多く規模の大きな公園を対象としています。以上のことから、主に公園付近の方が利用する地域に密着した規模の小さな公園についてはトイレを整備しないこととしています。また、仮設トイレについてですが、水洗式の場合は上下水道などのインフラ整備が必要なこと、くみ取り式の場合は日常清掃や汚物の回収など衛生面の問題もあるため、ご希望に沿うことはできません。 今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
208	令和5年11月	山陽電鉄西新町駅前の衛生状態について	最近、山陽電鉄西新町駅前の広場に飲食物の食べ残しやその他のゴミの放置が多い様に感じています。 通勤通学、通院以外にも、小さい子供や犬の散歩など多くの方々が利用されてる中で、この様な衛生状態では、子供達の教育や近隣利用者からのイメージが悪くなってしまうと思われます。 どうか、さらなる住みやすい明石市の為最良な対策のほどよろしくお願いいたします。	ご指摘の「山陽電鉄西新町駅前の広場に飲食物の食べ残しやその他ゴミの放置」について、現場確認を行いました。本市では、定期的に啓発パトロールを実施し、マナーの向上を促しているところでございます。 現在、ポイ捨てを防止するための啓発看板等の設置を検討しており、駅前にあるコンビニ、周辺自治会や警察等にも情報提供し協力をお願いしているところでございます。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
209	令和5年11月	10年以内に着工が見込まれる大規模な公共施設の公表について(提案)	明石市では、今後、複数の図書館や市民交流施設の建設、複数の市民センターの建替え及び県立公園内の旧市立図書館跡地への新公共施設の設置が予定されていると聞き及んでいます。これらの設置費用については、国の補助金が充てられる部分がありますが、その他の部分については、起債の償還を含めて、明石市民の負担になります。その負担が今後の自主財源で賄えるかどうかの見通しはさておいて、市長及び市行政組織は、納税者を含む全ての市民に対して、どの程度の負担額になるかの情報を提供すべきです。 そこで、今後10年以内に着工が見込まれる大規模な公共施設について、概算の建設工事費を公表することを提案します。着工時期の記載は不要、着工場所が確定していない場合にはその旨を記載。また、着工の時期が10年以内かどうか不明な公共施設については、参考として記載。この公表は、毎年度、一般会計当初予算案の公表に併せて行います。	大規模な公共施設の整備費用の公表についてでございますが、今後予定されている大規模な投資的事業を進めるにあたっては、財源の確保や公債費の管理を適切に行うことが、将来にわたって持続可能な財政運営を維持していくために不可欠であると認識しております。 概ね今後10年以内に整備を予定している大規模な公共施設につきましては、本庁舎、(仮称)西明石交流センター、新ごみ処理施設について整備計画等を公表しているところです。 今後とも、事業内容の検討熟度を踏まえながら、市民や議会の皆さまと適時に情報共有してまいりたいと考えております。	財務室財務担当/078-918-5011
210	令和5年11月	可燃ごみの分別収集と可燃ごみの資源化について(提案)	明石市一般廃棄物処理基本計画の一部が変更されました。焼却処分されている紙類を可能な限り分別収集して資源化することを推進しなければなりません。家庭から排出される厨芥類を資源化する試みが複数の地方自治体で始められています。これらの分別収集や分別処分は、一般廃棄物処理の本流となっていきます。変更後の明石市一般廃棄物処理基本計画においては、これからの本流への関わりが明確に示されています。 明石市が、これからの本流に加わることを、明確に意思表示することを提案します。そして、明石市が、「そのごみ燃やしたらあかん！資源やで！」というフレーズを普及させて、実施計画の中で、明石市の意思を着実に具体化することを提案します。	ご記載いただきました内容のとおり、明石市の可燃ごみの中には、紙類が多く混在していること、ちゅう芥類の割合が高いことについて、課題と認識しているところです。 そういった課題につきまして、まずは紙類の分別と資源化を促すため、市役所本庁舎に常設型の紙類回収ボックスの設置および、事業系の機密文書の回収に向けた準備を進めているところです。 また、ちゅう芥類につきましては、段ボールコンポストの基材を無料配布しているほか、フードドライブの取組や食品ロスの削減の啓発を行っています。が、今後先進事例を参考にしながら、新たな取組を検討していきたいと考えています。 こうした取組を進める一方で、市民のみなさまに「ごみから資源へ」分別にご協力いただけるよう広報活動も進めていきたいと考えています。 今後とも明石市のごみの減量化・再資源化事業にご理解、ご協力賜りますようよろしくお願いします。	環境室資源循環課/078-918-5794

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
211	令和5年11月	JR大久保駅周辺市有地の利活用について	今年5月に開催された総務常任委員会の資料に次の記憶があります。 「JR大久保駅前エリアの市有地利活用にに向けた全体構想を策定したいと考えています。その後、それぞれの市有地において個別計画を策定し、事業に着手していく方向で検討しています。」 令和4年度一般会計決算及び予測される令和5年度末の財政基金の現在高が示すように、明石市の財政は数多くの公共施設を建設できる状況にありません。 明石市財政状況の厳しい現実を踏まえて、次の提案をします。 ①JT跡地に、新大久保市民センター、地域総合支援センター、市民交流施設、図書館及び大規模集会施設を合築した複合公共施設を建設する。 地下に2層の駐車場を建設し、建物部分を除く地表部分に、緑地公園(防災公園を兼ねる。)を整備する。 ②大久保市民センター跡地は売却する。 ③中部地区保健福祉センター用地は、街区公園部分を残し、その他の部分は売却する。 ④②及び③の売却益は、①の建設費用に充てる。 ⑤JR大久保南ロータリーは、ゆりのき通りの非常に良好な景観の起点として、樹木を増やして、ベンチを増設して、もっと歩道の幅を道路側に広くし、さらに中心市街地の公園としてのグレードを上げる。 市街地の市有地は、街区公園用地の部分を除いて、マンション用地として売却し、公共施設整備の資金にする。売却に当たっては、マンション外壁は、前面道路からセットバックすること、及び、敷地内緑地を確保することを条件にする。 このマンションの入居者から得られる固定資産税、都市計画税及び個人市民税の収入を、公共施設の整備費用(市債償還費をふくむ。)に充てる。	大久保駅周辺市有地の利活用につきましては、多くの市民の方々からご意見をいただいているところです。今回いただいたご提案につきましても、その1つとして参考にさせていただきます。	企画・調整室/078-918-5283

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
212	令和5年11月	JR清算事業団跡地の利活用について	西明石駅に隣接するJR清算事業団跡地の利活用を具体化すべきです。市有地になって以降、固定資産税及び都市計画税並びにこの跡地で生活する住民の個人市民税は一円も収入していません。この不作為は、多大な損失を明石市に与え続けているにもかかわらず、今でも利活用を先延ばしにしています。せめて、この先延ばしの行為により生ずる推定損失額についての情報を市民に提供すべきです。 (仮称)西明石地域交流センター建設が進んでいます。令和8年度から供用が開始される予定です。したがって、今後、整備が必要な公共施設は次のとおりです。 ①にしあかし総合窓口 市民センターに代わる窓口です。西明石サービスコーナーは廃止します。 ②にしあかし地域総合支援センター 西明石地区の東南隅に位置する貴崎から西明石地区の中央部に移転します。 ③ふれあいの里西明石 市内5センター構想地区の中で唯一なかった地区に新設します。 ④(仮称)JR西明石駅東南駐車場 現在の駐輪場の現況は、西明石南地区の玄関口を余りにも惨めな姿にしています。市行政が、いくら西明石南地区の活性化を唱えても、説得力が欠けています。玄関口にふさわしい駐輪場を一刻も早く整備すべきです。そうしないと、今後、西明石南地区の都市環境の東西格差が際立ってきます。 ⑤JR清算事業団跡地の西寄り施設に、地下1・2階及び地下1階の(仮称)JR西明石駅東南駐輪場を建設して、その上部の地下2階に、①、②及び③の複合施設を設けます。 複合施設の屋上を広場兼公園にします。 ⑥JR清算事業団跡地の東寄りの敷地をマンション用地として売却します。この売却益だけで①～⑤の事業費は十分に賄えます。そして、マンション入居者が負担する固定資産税、都市計画税及び個人市民税は、明石市の自主財源として活用できます。 実行開始の時期を明らかにしない西明石南地区第二弾の開発計画は、信用して良いのでしょうか。また、いつまで、不作為による損失を続けないとならないのでしょうか。	当該用地の利活用については、以前よりJR西日本と協議を進めてまいりましたが、JR西日本から西明石南地区での広域的な取組について提案があり、市として検討したうえで議会へ報告し、広域的な取組を行う方針となりました。その後、市はJR西日本と協議を重ねた結果、まちづくりに関する協定を締結し、当該地区にJR西日本が新たな改札を含む駅ビルを整備することにあわせ、地域交流拠点や新たな駅前広場、それにつながるアクセス道路の整備を進めているところです。 「JR清算事業団跡地の利活用」については、前述の取組に続き、西明石地域で必要となる施設について、地域の皆様にご意見を伺いながら、取組を進めていきたいと考えております。 ご理解を賜りますようお願いいたします。	企画・調整室/078-918-5283
213	令和5年11月	道端付近の敷地へ庭木を植えることについての指針	道端ぎりぎりに庭木を植えられている住居が数多く見受けられます。新築購入者は、20年後の樹木の様子など想像出来ず、又、20年後に切るとなっても億劫です。 明石市として、『道端付近の敷地へ庭木を植えることについての指針(強制力は無いが、従うと便利で安心なもの)』を作成する計画や予定、構想はあるのでしょうか。	貴見のとおり、私有地に植えられた樹木等が年月とともに生長し、やがて道路路にはみ出し、見通しが悪くなることや、歩行者や自動車の通行に支障を来すことがあります。 市としても道路にはみ出した樹木等に関するお問い合わせ、ご要望をいただくことが多いところです。 現時点で庭木に対する指針等を作成する計画はございませんが、いただいたご意見を今後の参考にさせていただきます。 また、今後、ホームページ等で庭木の道路へのはみ出しについて啓発を行いたいと考えております。	道路安全室道路総務課/078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
214	令和5年11月	林崎松江海岸のバーベキューについて	午前中、週に2、3回、海岸清掃をしています。 浜辺でのバーベキューの炭がひどく、波打ち際にも散乱しています。バーベキューの網やゴミは拾えば回収できますが、炭は粉々になり海や浜辺を汚しています。 来年度は、浜辺でのバーベキュー禁止でもよいのではないのでしょうか。	林崎海岸及び松江海岸の一部につきましては、「明石市海浜の利用並びに海浜利便施設の設置及び管理に関する条例」に基づき、特に適正な管理が必要な重点管理区域として指定し、バーベキュー等禁止区域を設けておりますが、海岸の利用につきましては、自由使用の原則があり、法律や条例によりバーベキューなどを全面禁止にするといった規制は難しいのが現状です。また、ゴミの持ち帰りなど利用ルールを明示した看板を設置するとともに、利用者に直接声掛けするなど、利用マナーの啓発に取り組んでおりますが、利用者のモラルやマナーによるところが大きく対応に大変苦慮しているところ です。 引き続き、啓発活動等を行い利用マナーの向上に努めてまいります。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
215	令和5年11月	明高下交差点の標識不良について	明石市の明高下4差路交差点の表示プレート文字の「明高下 MEIKOS ITA」の文字のうち、「下とO」が半欠け及び見えなくなっています。 交通量の多い場所なので、対面から進行する車で土地に不案内の人には見づらく、他府県から来た人はこの状態を見て、明石市の管理体制をどう思うだろうかと気になります。 今まで以上に安全、安心、清潔、よく気が付く明石市であって欲しいと思います。	ご指摘いただきました明高下交差点の該当場所は、県道366号線で兵庫県加古川土木事務所明石街づくり対策室の所管となります。 この度のお問合せ内容については、兵庫県加古川土木事務所明石街づくり対策室にお伝えしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路総務課/078-918-5031
216	令和5年11月	交通事故防止のためのカーブミラー設置	山陽電車の中八木駅より少し西にあるスーパー「マルアイ」前の道路から718号線へ曲がるT字路の視界が悪く危険です。 718号線に、左右を見渡せるカーブミラーの設置をお願いします。	ご意見いただいた「カーブミラーの設置について」ですが、当該交差点は見通しも良く、県道明石高砂線(718号線)を通過する車両を目視で確認できるため、カーブミラーの設置は行いません。 なお、当該交差点以外で今後もカーブミラーの設置を要望される場合は、隣接者の同意が必要となることから、お手数ですが自治会長を通してご要望いただけますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課/078-918-5034
217	令和5年12月	小中高生の自転車について	最近の小中高生は、交通ルールを知らなさすぎます。 三列で道に広がって走行しており、学校では交通ルールを教えないのでしょうか。 また、中高生は、音楽を聴きながらや、スマートフォンを触りながらの走行をしている子が多く、後ろを確認せずに急に右折する(横断歩道ではない)など、一つ間違えば大事故につながるような行動も多く見られます。 子どもが増えるのは喜ばしいことですが、学校などで今一度交通ルールの指導カリキュラムを組んでいただきたいです。	市内の小中高等学校では、交通ルールの順守について、特別なカリキュラムは組んでいません。 各校では、交通安全協会による、実地研修や講話など交通安全教室を定期的に実施し、児童生徒に啓発等を図っています。今後、引き続き、様々な教育活動を通じて、児童生徒に交通ルール順守の大切さを指導してまいります。 教育委員会事務局学校教育課 交通安全課より、高校生の自転車利用についてお答えいたします。高校生の自転車運転マナーが守られていないことは市も認識し、啓発の重要性を強く感じています。 対策として交通安全課では、市内すべての高校に対して交通安全教室の実施を要請するとともに、スタントマンが模擬交通事故を再現し、事故の怖さを感じながら交通ルールやマナーを学ぶ「スクエアード・ストレイト教室」を定期的に開催しております。また、高校PTA連合会や明石警察署と連携を図り、高校周辺などで自転車通学をする生徒に交通ルールの指導を行うなど、自転車の安全利用促進に努めているところ です。 今後も引き続き警察署と連携を強化しながら、自転車ルールとマナーの向上に努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。 都市局道路安全室交通安全課	学校教育課/078-918-5055 道路安全室交通安全課/078-918-5036

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
218	令和5年12月	沢池小学校前の路駐について	朝方は幼稚園の送迎、昼や夕方になれば、沢池小学校の子どもたちの送迎の路駐が多く非常に迷惑です。小学校や、幼稚園に直接連絡しても特に改善は見受けられません。 また、小学生の下校時間には、横断歩道付近でない箇所の路駐の車の間を縫って子供が飛び出してくるので危険です。私は近隣に住んでいる為、その危険性も充分把握して注意して走行していますが、その道を初めて通る人や何も考えずに運転している人は飛び出しがある事など考えずに走行すると思います。 子供たちの命や将来を守るためにもご対応をお願いします。	幼稚園への通園は、原則徒歩通園となっており、自動車での送迎は許可しておりません。これまでも、自動車での通園について、同様のご意見を頂戴しており、手紙や掲示物、降園時の口頭での説明等、保護者へ注意喚起を図ってきましたが、幼稚園としても対応に苦慮しているのが実情です。 この度のご意見を受けて、改めて手紙を配布するとともに、月1回実施しております降園指導の場で、全保護者には車での送迎を絶対しないこと、園児には歩いて通園することの大切さを再度指導いたします。 今後についても、園から保護者へ、送迎のきまりやマナーについて、引き続き指導してまいりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。 こども局こども育成室 小学校では、緑道及びその付近での路上駐停車、駐輪をしないよう保護者に対して継続的な啓発を図っていますが、学校としても対応に苦慮しているのが実情でございます。 今後は、引き続き保護者への周知・啓発をはかるとともに、児童への下校指導を行い、安全確保に努めてまいります。また、あわせて関係部署と連携しながら改善に向けて検討してまいります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。 教育委員会事務局学校教育課	こども育成室/078-918-5149
219	令和5年12月	東二見橋について	通勤のため、人工島に接続する東二見橋を毎日歩いています。 この東二見橋ついて、2点程提案をさせていただきます。 (1)街灯について 橋の街灯がよく切れており、切れた後の電球交換まで数ヶ月かかっています。こちらの照明を、LEDのように長期的に使用できるものに変えることは出来ないのでしょうか。 (2)自転車通行の規制について 橋の歩道では自転車を降りて通行するよう注意喚起の看板が数ヶ所ありますが、自転車に乗ったまま登り下りする方が多いです。特に下りは結構なスピードを出しており、いつか大きな事故が起こりそうでとても危険です。 解決策としては、歩道の南北両端に進入禁止の柵を設置したり、自転車と歩行者の領域を分けるために、歩道の色分けをしていただけないでしょうか。自転車通行エリアが出来て、そこで自転車を降りて通行される方が増えれば、自転車に乗ったまま登り下りする方は減ると期待します。ご検討の程宜しく願います。	ご指摘いただきました東二見橋については、兵庫県加古川土木事務所管理第2課の所管となります。 この度のお問合せ内容については、兵庫県加古川土木事務所管理第2課にお伝えしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路総務課/078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
220	令和5年12月	道路拡張のお願い	清水の信号の交差点のもう一本北の信号の交差点(西国街道と県道514号が交わる交差点)の西側ですが、とても狭く、子供の登校班の通行がとても危険です。特に朝は信号待ちの車が多いので信号の変わり目等危ない場面があります。 また、車を交わす場所が交差点近くないので、停止線で車が待つと対向車がきたときに交わせません。 少しの部分だけでもいいので、道幅を拡張していただけないでしょうか。子供のために、できるだけ安全に登下校できるよう整備いただけると助かります。	道路の拡幅については、都市計画法で定められている路線、交通安全上課題がある路線及び幅員4m未満の道路に接する住宅の建替えを行う際の狭あい道路整備等にて実施しております。当該路線につきましては、都市計画法で定められている路線ではないため、道路拡幅には土地所有者の協力が必須となります。そのため、市では道路拡幅が困難な路線については、既設道路の安全対策として啓発看板や路面表示の設置等の交通安全対策を実施しております。 また、道路の拡幅を行いますと、車両・歩行者の通行空間が確保できる一方、道路幅員が広がり、通行しやすい道路と認識され、車両の走行速度や通り抜け車両が増加するといった課題が発生する可能性があることから慎重に検討を行う必要がございます。そのため、道路の安全対策に関するご要望につきましては、周辺地域のご意見を尊重し、地域意見をとりまとめている地域の自治会からお受けすることとしております。既設道路の安全対策を含め、一度、地域でご相談いただきますようお願いいたします。 なお、自治会等からいただきました要望につきましては、道路現状の判断などからご要望に沿うことができない場合もありますので、ご承知おください。 以上、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
221	令和6年1月	県道380号線と新幹線高架下が重なる道路	県道380号線と新幹線高架下が重なるT字路に一時停止線、ミラーを付けてほしいです。 通学路の緑が引いている場所ですが、車は一時停止もせずに右左折をしてきます。自転車の方や歩いている人と車がぶつかりそうになるところを何度も見かけています。 また、県道718号線から、県道380号線へと向かう際にも、車は一時停止せずに右左折してきます。県道718号線と明姫幹線の間の道になるので、本当に危険です。対応をお願い致します。	現地確認の結果、当該交差点は見通しも良く県道江井ヶ島大久保停車場線(380号線)を通過する車両を目視で確認できるため、カーブミラーの設置は行いません。 なお、当該交差点以外で今後もカーブミラーの設置を要望される場合は、周辺地域の意見を尊重し、地域意見を取りまとめている自治会等から要望を受け検討しているため、お手数ですが自治会長を通してご要望いただきますようお願いいたします。 また、ご提案いただきました一時停止の交通規制については、明石警察署の管轄となりますので、兵庫県明石警察署の交通規制係(078-922-0110)にご相談いただければと存じます。 以上、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
222	令和6年1月	西新町～大明石町まで繋がる自転車専用道路の標識設置について	以前より気になっておりましたが、「自転車専用道路」と表示されているにも関わらず歩行者が道を塞いでいたり、自転車が右側や中央を通行しており大変危険な道路になっています。市として対策いただきたいです。	この道路は、地域の皆様の参画による山電沿線まちづくり協議会を通じ、歩行者と自転車利用者が快適に通行できる道路にしてほしいといった声を踏まえ、平成30年4月に自転車歩行者専用道路に指定しております。 また、橋梁の中央付近から明石川の右岸・左岸に向かって下り坂となっており、自転車の通行速度が上がる傾向にあることから、安全上の観点から路面表示や標識を設置し、それぞれの通行を分離していますが、法的に規制するものではないことから、引き続き安全に利用いただけるよう、通行方法について啓発等に努めてまいります。 なお、自転車は道路交通法上、軽車両とされておりますので、通行の際は歩行者への配慮についてもお願いたします。 以上、ご理解ご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
223	令和6年1月	マンションの開発について	再開発地域に15階建ての高層マンションが建てられると聞きましたが、初耳です。地域への影響、極めて甚大ですが、何故、情報提供がないのか、明石市政の進め方に疑問を感じています。業者は自分の利益追求、市政は何故住民のことを考えないのでしょうか。	質問者様のご自宅近くにおきまして15階建てマンションの建設計画があり、現在、明石市の関係部署と「明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例(以下「条例」という。)」に基づく事前協議を行っております。この条例におきまして、近隣住民の方々へ計画内容を周知する目的で、計画地に「開発事業計画お知らせ板」を設置するよう規定しており、すでに設計者よりお知らせ板の設置報告を受けております。 また、計画地から一定の範囲内にある土地及び建物の所有者や占有者等に対し、計画内容の説明を事業者が行うよう規定しています。質問者様が説明の対象者に含まれているか不明ですが、明石市としましては、これらの「お知らせ板の設置」及び「近隣説明の実施」により、近隣住民の方々に対する計画内容の周知を図っております。 なお、今回ご意見をいただいた計画の詳細をお知りになりたい場合は、計画地に設置済みであるお知らせ板に記載された問い合わせ先(和田興産株式会社 担当(078-361-5100))までお問い合わせいただきたく存じます。何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	住宅・建築室開発審査課/078-918-5087
224	令和6年1月	高齢者の負担軽減、歩行安全性の確保のお願い	高齢の家族が運転免許を返納したため、外出はバス、徒歩となり、その際に、不便を感じていること、できればご検討頂きたいです。 1) 普段利用するバス停)に椅子を設置して欲しい。 理由は、買い物の帰りに小型バスに乗車しますが1時間に1本しかないため、待っているときに椅子があれば非常に助かります。 2) 階段の手すり設置 外出で公園緑地へつながる階段を利用することがありますが、非常に急な階段ですが「手すり」がありません。安全のためにつけたいのですが他所の土地です。 個人ではできないことばかりで、どうすれば改善できるのかなど、相談させていただければ助かります。	お問合せを頂きましたバス停へのベンチの設置につきましては、駅前広場など他の交通機関との乗継が発生する「交通結節点」を中心に整備しているところではございますが、その他の歩道上のバス停等については、歩道幅員の確保や歩行者の安全性確保の観点などから、市として積極的なベンチの設置は行っておりません。 ご理解を賜りますようよろしくお願いします。 都市整備室都市総務課 ご要望のあった階段については、大蔵谷1号緑地南側の階段ではないかと推測いたします。また、北側にも同様の階段があり、どちらも、比較的距離のある階段となっております。手すりの設置については、緑地の利用状況などを踏まえながら検討してまいります。 今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。 都市整備室緑化公園課	都市整備室都市総務課/078-918-5037 都市整備室緑化公園課/078-918-5039
225	令和6年1月	要望 自宅前の側溝の補修依頼	自宅前の側溝のフタ(グレーチング)が車の往来で傷み、時々外れるので都度、自身で直しています。 いつか大きな事故(自宅への影響含め)が起こるかもしれない考えるととても不安ですので、早いうちに見に来ていただけないでしょうか。	お問い合わせの件につきまして、現地を確認したところ、当該箇所は神戸市道の区域であると思われます。 お手数ですが、神戸市 西建設事務所へご相談いただければと思います。	道路安全室道路整備課/078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
226	令和6年1月	魚住町17号池ふれあい公園について	公園は2023年上期に開園していますが、外周歩道は入り口上部の橋が未開通の為に堤上を周遊出来ません。入り口橋の開通目処を問い合わせたら「秋頃」との事でしたが、いまだに開通していません。以下について教えてください。 ①いつ頃に開通しますか。②着工時の計画通りの工期ですか。 ③当初予算内で竣工出来ますか。④予定外の場合は、その理由と対処方。	この度は橋梁工事の進捗状況及び堤体開通予定のアナウンスができておらず申し訳ございません。お問い合わせ内容に記載いただいております順に回答させていただきます。 ①「いつ頃に開通しますか」につきまして、橋梁架設工事は令和5年12月末に完了しておりましたが、堤体と橋梁部の取合いにおける転落防止柵工事等が残っており開通できておりませんでした。1月23日(火)に橋梁に公園名シールの設置作業が完了しましたので開通させていただきました。 ②「着工時の計画通りの工期ですか」につきまして、当初計画では公園のオープンに間に合うよう発注手続き等進めて参りましたが、世界的な鋼材不足から橋部材の製作納期に大幅な遅れを生じたため、やむを得ず工期延期を行うこととなりました。 ③「当初予算内で竣工できますか」につきまして、「17号池魚住みんな公園」の全体整備計画は5箇年計画でしたが、概ね計画通りの予算で公園整備を完了させることができました。 ④橋梁部分について上記の理由により延期する必要が生じたため、橋梁部分を除いて公園を供用開始することで対応いたしました。 現在、橋梁も開通しておりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
227	令和6年1月	東人丸町16と17の間の道路にはみ出している木について	長期間手入れされていない空き地から木が道にはみ出しており、枝が通行者の顔に当たる位置まで伸びてきており危険です。特に夜は枝が見えづらくなり、交通者の身の安全に重大な支障をきたすため、はみ出している部分を伐採していただきたいです。 また、該当の空き地は草木が無造作に生えており、夏場は毎年スズメバチが巣を作っているため、近隣の住宅に迷惑がかかっています。	お問合せを頂きました内容について、職員が現場確認を行いました。場所の特定が困難でありましたが、対象地付近から樹木がフェンスより越境している空き地がありましたので、帰庁後、所有者等へ連絡しております。翌日には、「樹木等の伐採を行いました」と所有者から連絡がありました。対象地が間違っている可能性もありますので、ご確認をお願いいたします。今後は、下記連絡先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。 【連絡先：環境保全課 TEL:078-918-5030 執務時間:8時30分～17時00分】 E-mail: kankyo-hozen@city.akashi.lg.jp また、隣家の樹木につきましては場所の特定ができませんでしたので、お声掛けすることが出来ておりません。道路側に樹木が伸び、通行上の危険がある場合は道路整備課が対応いたしますので、詳しい場所について担当課まで連絡をお願いいたします。 【連絡先：道路整備課 TEL:078-918-5034 執務時間:8時55分～17時40分】 E-mail: dousei@city.akashi.lg.jp	環境室環境保全課 /078-918-5030 市民相談室/078-918-5050

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
228	令和6年1月	信号機および横断歩道設置要望	管轄は警察であること、信号機を設置するには色々な条件があるのは存じていますが、私が居住している大久保町駅前2丁目、まるふじと言うお好み焼き屋がある変則の5叉路の交差点に、信号機をつけて頂きたいです。私は以前、ここの交差点で交通事故にあいました。 この交差点で、良く高齢者や学生さんも横断されていますが、車がほとんど止まってくれず、立ち止まっておられる状況がみられます。 全ての道路に信号機を設置することは難しいのですが、せめて歩行者用の信号機だけでも設置して頂けたらと思います。 また、アパート側(丁田公園)の方には横断歩道がなく、乱横断されてる方が多数いますので、横断歩道の設置もお願いしたいです。 スピードの出る危険な交差点ですので、是非よろしくお願いします。	「丁田公園北東の交差点」につきましては、これまでカーブミラーの設置や植栽帯撤去による見通しの改善及び啓発看板の設置といった安全対策を実施してきたところです。 ご要望いただいております信号機や横断歩道といった交通規制に係るものの設置権限は警察の管轄となります。 交通規制の実施は沿道にお住まいの住民に影響することから、自治会など地域の声として要望することが必要です。 交差点北西で新たな住宅建設が進んでいることを含め、今回いただいたご要望を市より明石警察署の交通規制係にお伝えさせていただきますが、上記のとおり交通規制には地域の合意形成が必要不可欠であることから、一度自治会などにご相談いただき、意見を取りまとめたうえで警察に相談されるのがよいかと存じます。 以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
229	令和6年1月	ミラーの設置について	天文科学館前の道路に出る交差点に差し掛かる際、東西から来る車が結構なスピードを出して走っています。その場所の電柱には「生活道路につき通り抜けご遠慮ください」と書かれていますが、通り抜けに使用されるため、交差点でいつも渋滞しています。 特に看護センター前の道路からその交差点に差し掛かる際、ミラーがなく、ヒヤヒヤしながらその交差点に入るため、ミラーを設置して欲しいです。早急な対応をお願いします。	カーブミラーに関するご要望につきましては、周辺地域の意見を尊重し、とりまとめている地域の自治会等からお受けすることとしておりますので、一度、地域でご相談頂きますようお願いいたします。 なお、自治会等から頂きましたご要望につきましては、道路現状の判断などからご要望に沿うことができない場合もありますのでご承知おください。以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
230	令和6年1月	里道の通行止め	太寺天王町から西区伊川谷に抜ける里道を、開発業者が明石市側、神戸市側を通行禁止として閉鎖しています。地域住民の生活道路を何の許可書、建設業の連絡先、期間を掲示せず封鎖することは違反にならないのですか。大半が神戸市の市道伊川谷里738号線みたいですか、警備員を配置し、夜間は点灯式の柵で工場箇所のみ安全対策するのが一般的だと思います。神戸市と調整し指導ねがいます。	ご指摘いただいた箇所は、現地確認をしたところ神戸市との市境での工事であったため、この度のご相談内容につきましては神戸市西建設事務所、明石警察署を通して神戸西警察署に情報提供させていただきました。 本日2月2日、神戸市西建設事務所から開発している工事会社には、神戸市西建設事務所と神戸西警察署から指導するとの回答をいただきましたのでご報告させていただきます。 また、開発している工事業者の対応が行き届いていない場合は、申し訳ございませんがご連絡いただきましたら、明石市から再度、神戸西建設事務所に対応依頼をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
231	令和6年1月	横断道設置について	藤江の甲池公園の西側、クロネコヤマト明石南町センターから東西に渡ろうとすると、大きな車が頻繁に通るので、横断歩道がなくとても危険です。先日も車がないのを確認してから渡ろうとした時、猛スピードで走ってきた車と接触しかけて驚いて転倒してしまいました。 また、クロネコヤマト明石南町センターから東に渡り甲池公園の前を通過してマルハチ西明石店に行く東西の道には大型車が違法駐車しており、道路側に避けて通らなくてはなりません。 横断歩道の設置を、どうかご検討よろしくお願いします。	横断歩道設置等の交通規制につきましては、兵庫県明石警察署の管轄になります。 この度いただいたご意見につきましては、兵庫県明石警察署へお伝えしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。(個人情報はお伝えしません)	道路安全室道路総務課 /078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
232	令和6年1月	住居専用地域における飲食店の営業、用途について	昨年6月頃、パーベキューやドッグランなどを売りにした、軽食を提供、販売する店舗が営業を始めた。この地域は第一種低層住居専用地域であり、原則単独の飲食店は営業できないはずであるが、なぜ普通に営業されているのか。 前面道路へ路駐する客がいたり、店舗のライトが一晩中点けられていたり、さらにドッグランに集まった犬の鳴き声は非常にうるさく不衛生です。また、小中学校の通学路上にあることから、住宅街の景観や秩序が乱されており、閑静だった近隣は大変迷惑を被っております。	ご指摘いただいたとおり、第一種低層住居専用地域では、単独の飲食店はできません。一方で、飲食店部分の床面積が50㎡以下の兼用住宅は建てることのできるため、ご指摘いただいた店舗については、これまで現地を確認し、飲食店部分の床面積が50㎡以下であることを確認してきたところです。しかし、今後、違法な状態が判明した場合には、必要に応じて指導を行ってまいります。 パーベキューやドッグラン部分については、建築物が無いため、建築基準法により制限することができません。ご理解いただきますようお願いいたします。	住宅・建築室建築安全課/078-918-5046
233	令和6年2月	保育園周辺の交通安全について	子供の通園ルート、特に園の前の道は交通量が多く、かつスピードを出しやすい所となっています。交差点は横断歩道も信号もなく、危険に感じています。 子供も好奇心旺盛な年頃で、とっさに飛び出したりする事を思うと通園を不安に感じています。園の先生方も、前の道を車がスピードを出している事を不安に思っておられる様でした。何とか取締りを強化していただくとか、バンプを設けてスピードを落とさせるとか、何かしら対策を講じていただき、子供の安全を確保していただけないでしょうか。	「明石回生病院南東交差点」につきましては、地域・小学校から安全対策の要望を受け、令和3年度に市にて横断歩道前の歩行者たまり(歩行者が待機するスペース)の整備を行い、警察にて横断歩道の設置を行いました。また、交差点手前には、速度抑制を促す注意喚起のための啓発看板を設置しております。 速度抑制対策については、道路管理者が行う区画線やカラー舗装の設置といった対策と警察が行う通行規制等があります。 いずれの対策も、地域の合意形成が必要不可欠であることから、道路の安全対策に関するご要望については、地域意見をとりまとめている自治会からお受けすることとしています。一度、地域にご相談いただきますようお願いいたします。 なお、自治会等から頂きましたご要望につきましては、道路現状の判断などからご要望に沿うことができない場合もありますのでご承知おきください。以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課/078-918-5034
234	令和6年2月	車道の安全性について	明石市内を車で運転していると、危険な道が多いと感じます。例えば、交通量に見合っていない道の細さや線の少なさ、死角の多さなどが挙げられます。このような道路状態で私が一番懸念しているのは、人身事故です。今のままの道路状態だと、いつ人身事故が発生してもおかしくありません。特に子どもの場合、左右を見ずに突然車道に飛び出すというようなことも多くあります。 近年明石市は子育て世帯を中心に人口が増加しました。人口が増えるということは交通量も当然増えます。今の交通量に見合った道路整備をぜひともお願いしたいです。誰かの命が犠牲になってからでは遅いです。	市内の主要な交通を担う幹線道路網の整備につきましては、関係機関である国・県・市が連携しながら、交通量に応じ円滑に通行できるよう順次整備を進めているところです。 現在事業中の路線につきましては、完成までの間、地域の皆様にご不便をおかけしますが、鋭意取り組んでおりますのでご理解のほどをお願いいたします。 生活道路におきましても通過交通の抑制に努めるとともに、通行上危険な箇所へ交通安全施設の設置を進めており、特に通学路の安全対策については、市教育委員会や小学校が中心となり、PTA、市など道路管理者、警察、地域住民が連携して合同点検を実施、対策を検討するなど継続的に取り組んでいるところです。 なお、具体的な箇所の道路改良などに関するご意見につきましては、周辺地域のご意向をとりまとめている各自治会等からお受けすることとしておりますので、まずは地域にてご相談頂きますようお願いいたします。以上、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課/078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
235	令和6年2月	東二見の歩道整備、交通取締りのお願い	市道164号線は歩道が整備されておらず、歩行者は路側帯を通らざるを得ません。また、近隣には保育園もあるのに歩道がありません。さらに、最近スーパーとホームセンターの開店で交通量が増えた上、常識を疑う様なスピードで走る車がありますが、警察の取り締まりも全くなく、常々危ないと感じています。なかなか難しいとは思いますが、歩道の整備をご検討頂けないでしょうか。また、警察にも協力して頂き、取締りを強化して頂けないでしょうか。	歩道整備につきましては、都市計画法で定められている路線や交通安全上課題がある路線等にて実施しております。 当該路線につきましては、都市計画法で定められている路線ではないため、歩道整備には土地所有者の協力が必須となります。 そのため、歩道確保が困難な路線については、既設道路の安全対策として、道路管理者が行う啓発看板や路面表示の設置等と警察が行う通行規制がございます。 いずれの対策も、地域の合意形成が必要不可欠であることから、道路の安全対策に関するご要望については、地域意見をとりまとめている自治会からお受けすることとしています。警察による交通取締りも含めて、一度、地域にご相談いただきますようお願いいたします。 なお、自治会等から頂きましたご要望につきましては、道路現状の判断などからご要望に沿うことができない場合もありますのでご承知おください。以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
236	令和6年2月	ステッカーの不具合について(街路灯)	街路灯のステッカーが剥がれかけているのを発見いたしました。当方が目視で確認した際、左下の四隅しか接着していない状態で、落下しそうなので貼り直していただけないでしょうか。ご対応の程よろしく願いいたします。	2月19日に業者に当該街路灯のステッカー貼替を指示しましたので、1週間程度で対応が完了する予定です。 街路灯につきまして、色々お気づき頂きいつも大変助かっております。今後ともご協力をいただけますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
237	令和6年2月	街路灯の不具合について(※つきっぱなし)	明石市管理の街路灯で不具合を発見いたしました。番号が一部消えてしまい判別が不可能でした。街路灯が昼間の明るい時間帯にもつきっぱなしでしたので、修理していただけませんか。もし街路灯が特定できましたら、ステッカーも貼り替えていただけませんか。よろしく願いいたします。	詳細をご連絡頂きましたおかげで、街路灯(7057-154)を特定できました。2月19日に業者に対応を指示しましたので、1週間程度で対応が完了する予定です。 ただし、周囲の明るさにより街路灯をオン/オフさせる自動点滅器(関西電力の所掌)が故障している可能性があり、その際は関西電力にて自動点滅器の交換を実施致しますので、もう少しお日にちが掛かります。 街路灯につきまして、色々お気づき頂き、いつも大変助かっております。今後ともご協力をいただけますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
238	令和6年2月	喰ヶ池ユスリカ発生について	池の周辺には新しい住宅地があり、子育て家族が多くいます。今からの時期、ユスリカが大量発生し、喘息やアレルギーを発病する恐れがあるとありました。水を抜いたり、薬剤をまいてのユスリカ対策や、水質の改善等をお願いできないでしょうか。子供たちが安心して公園や外で遊べる環境づくりをお願いします。他のため池で対策をされているのであれば、喰ヶ池でも同様にしてほしいです。	喰ヶ池は、地元の大窪村財産区が所有しており、農業者である水利組合が管理する農業用のため池です。ご相談いただきましたとおり、喰ヶ池周辺ではユスリカが大量に発生し、玄関の出入り時に侵入してきて家の中を飛び回ったり、外で洗濯物を干すこともできなかったり、近所の方が大変ご苦勞されている状況を過去に確認しています。特に3月～5月の暖かくなる時期には、明石市内全域のため池や水路、水田その周辺などにおいて、ユスリカが発生することが多くあります。水利組合に確認したところ、喰ヶ池は池の水を貯めるための水源が乏しく、稲作を行わない冬期の間も池の水位を下げるができないこと、池の水は主に稲作に利用するものであり、薬剤の使用はできないと回答を得ています。なお、市内のため池においては、ユスリカの幼虫を減らすため、財産区や水利組合でフナやモロコなどの放流を過去に行った事例はありますが、残念ながら効果はありませんでした。ユスリカの発生が市内の広い範囲にわたること、一時的に駆除してもすぐに新たに発生することなどから、特定の場所のユスリカの駆除は市では行っておりません。水辺環境におけるユスリカ等の発生を抑制する効果的な方法につきましては、他都市でも大変苦慮していると聞いています。農作物を始め自然環境や生態系への影響を考慮した場合、抜本的なユスリカ対策はないのが現状です。今後とも、積極的に情報収集を行い、解決策について検討したいと考えています。何卒、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。	産業振興室農水産課 /078-918-5017
239	令和6年3月	道路の見通しについて	大蔵谷駅の高架下に向かう途中の交差点で、危うく衝突しそうになりました。あの辺りは車が多く、慣れている人が使う道なので、スピードを出す車が多いです。大蔵谷駅の高架下を通り、朝霧方面へ向かう道路の各交差点は、どの道からも車がよく出てきます。見通しが悪いのでミラーを増やしたり、既存のミラーも見えにくくなっているのを改善してほしいです。	カーブミラーに関するご要望につきましては、周辺地域の意見を尊重し、とりまとめている地域の自治会等からお受けすることとしておりますので、一度、地域でご相談頂きますようお願いいたします。なお、自治会等から頂きましたご要望につきましては、道路現状の判断などからご要望に沿うことができない場合もありますのでご承知おください。以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
240	令和6年3月	朝霧歩道橋 エレベーター全撤去更新要望	朝霧歩道橋のエレベーターを油圧式からロープ式へ更新してください。現状の油圧式ですと大きな地震が発生すると、エレベーター構造物の損傷を引き起こす場合があります、建物の運営再開を遅らせる原因となります。また油圧で持ち上げるのは大変で、「動きが遅い」「電気代がかかる」「乗り降りのときに、しばしば段差がある」「乗り心地がよくない」と感じている方がいるからです。	ご連絡いただきました朝霧歩道橋エレベーターにつきましては、更新工事が行われ、すでにロープ式に更新されています。ご理解をお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
241	令和6年3月	道路の件	下記の道路の件が気になりますのでお尋ねします。 二見町西二見A番地東側の道路が下がっております。 二見町西二見B番地南側の道路、溝が下がり個々のお宅の石積みの上にCB兵がありますが、目地にクラックがあり隙間があります。 二見町東二見C番地の北側新幹線ガード下にマットレスをスマキにしたようなものが、私が気が付いてから2か月前くらいからありますがこれはごみでしょうか。	通報いただいた内容につきましては、現地を確認いたしました。 ①「二見町西二見A番地東側の道路が下がっております。」 →道路の舗装に段差を確認しました。部分的な舗装の打替えを検討いたします。 ②「西二見町西二見B番地南側の道路、溝が下がり個々のお宅の石積みの上にCB塀がありますが目地がクラックがあり隙間があります。」 →側溝や道路に大きな損傷は見られないため、石積のクラックの原因は不明です。念のため側溝の下部に空洞がないか試掘を検討しています。また、側溝の勾配が悪いため、勾配調整も検討いたします。 ③「二見町東二見C番地の北側新幹線ガード下にマットレスをスキマにしたようなものが、私が気が付いてから2か月前くらいからありますがこれはごみでしょうか。」 →新幹線の高架下は西日本旅客鉄道株式会社が管理しています。市から問い合わせの件を情報提供させていただきます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
242	令和6年3月	公園の水はけ	先日、藤が丘1丁目の4号公園に新規の遊具設置工事が行われました。その後公園のグラウンドの水はけが物凄く悪くなり、雨の日以降、数日間子ども達が遊べない状況です。工事で土を掘って戻してないため、真ん中に池ができてしまう状態ですので、早急に改善してください。	ご指摘のとおり、当該公園は遊具の設置工事の検査が令和6年3月1日に完了し、その後、遊具が使用できる状態となっています。 「公園のグラウンドの水はけが物凄く悪くなり雨の日以降、数日間は子ども達が遊べない状況です。」については、3月7日に現場を確認し、大きな水たまりが出来ている状況を確認しました。「工事で土を掘って戻してないため、真ん中に池が出来てしまう状態です。」につきましては、今回の遊具設置工事で掘った場所と水が溜まっている場所は異なっており、水たまりができる原因は今まで遊具があった方向に水が流れていたのが、遊具設置をしたことで、水が流れなくなったのではないかと考えられます。 よって、工事施工業者による補修ではなく、緑化公園課の維持管理部門で水がたまる場所に真砂土を入れる等の対策を検討、実施したいと思います。大変ご迷惑をおかけしますがご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
243	令和6年3月	魚住みんな公園前の道路、魚住小学校前道路について	みんな公園前の国道2号線にガードレールをつけていただきたいです。歩道も狭く、スピードを出す人も多いので、心配で子供だけでは遊びに行かせたくないという意見も聞きます。国県道等、管轄外で市が動けないなら、管理者に掛け合って安全な街にしていきたいです。 また、公園内で、ガラスあり！危険！という場所をここ1ヶ月ぐらい見受けられます。なぜ、すぐに撤去の作業してくれていないのですか。小さい子供は文字読めず、勝手に規制線の中に入ろうとしてしまいます。 魚住小学校の前の道路も同様に、通学路ならばもっとしっかりガードレールをしてほしいです。狭い道路にも関わらず、スピードを出す人、一旦停止を無視して発進していく車をよく見かけます。大きな事故が起きる前に、しっかり安全な道路にして欲しいです。	通学路の安全対策については多くの要望を受けているため、地域・学校・警察・道路管理者で情報共有を図り、危険性の高いものから対策を行っております。具体的な要望については、周辺地域の意見を尊重し、地域意見を取りまとめている地域の自治会等からお受けすることとしておりますので、一度、地域でご相談頂きますようお願いいたします。 なお、自治会等から頂きましたご要望につきましては、道路現状の判断などからご要望に沿うことができない場合もありますのでご承知おきください。 以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。 道路安全室道路整備課 17号池魚住みんな公園のメインの入口が国道2号に面した場所にあるため、来園者が幅の狭いガードレールのない歩道を通行しないといけない状況になっています。今後、歩道の改善について、道路管理者である兵庫県と協議してまいりたいと思います。 「みんな公園の中で、ガラスあり！」の危険表示につきましては、みんな広場の芝生部分ガラスビンが割られ放置するという悪質な事件がありました。本市としましては利用者が安全に遊べるよう、できるだけ小さな破片も撤去するという事で「立入り禁止」とさせていただいております。この度は開放するまで日数がかかってしまったことで、ご不便をおかけしたことについてお詫び申し上げます。 何卒ご理解賜りますようお願いいたします。 都市整備室緑化公園課	道路安全室道路整備課 /078-918-5034 都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
244	令和6年3月	公園の件	新幹線東二見公園の西側のフェンスの基礎が浮き、柱とネットが外れており倒れたら危険です。市が管理して居るかどうかは不明ですが点検をお願いします。	ご指摘にあります、新幹線東二見公園の西側のフェンスは明石市緑化公園課が管理しており、点検したところ、不具合を確認しましたので、直ちに安全対策を実施しました。さらに、フェンス基礎の据え直し及び金具の取替等の修繕作業を3月28日に実施いたします。 今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
245	令和6年3月	池の害虫大量発生について	家の近くに市が管理していると思われる池があるのですが、そこからユスリカが大量発生しており、家の外壁やベランダ、家の中にまで入ってきて、大変困っております。壁にびっしり虫がついている状況です。池から虫が大量にわからないようご対応をお願いします。	ご連絡をいただき、現地を確認しました。市内では、例年、暖くなる3月～5月頃にかけて、ため池、水路などの周辺でユスリカが発生し、周辺住民の方から苦情をお受けすることがあります。ユスリカの成虫が大量に飛び回る状況は、周辺住民の方が日常生活を送るうえで、大変不快なものであると認識しています。 ご意見のあった山川下池は、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう人工的に造成されたもので、市ではなく西岡村財産区が所有し、地域の農業者である山川水利組合が日常管理を行っています。 明石市には、100か所を超える農業用ため池があり、山川下池のような市街地にあるため池では、新しく近くにお住まいになられた方から同様のご意見、ご要望をいただくことがあります。しかし、ため池でのユスリカ対策について、利水により池の水を抜くことができないこと、農作物への影響を考慮して薬剤による駆除ができないこと、ユスリカの発生源が池の中の広範囲に及ぶこと、一時的に駆除できたとしても新たに発生することなどから、ため池管理者や市ではユスリカの駆除を行っていません。 水辺周辺でユスリカの発生を抑制する効果的な方法については、他都市でも大変苦慮していると聞いています。農作物を始め自然環境や生態系への影響を考慮した場合、ため池での抜本的なユスリカ対策はないのが現状です。 市では、引き続き、ため池管理者である水利組合及び財産区と共に、積極的に情報収集を行い、解決策の検討に取り組んでいきますので、何卒、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。	産業振興室農水産課 /078-918-5017
246	令和6年3月	朝霧2丁目公園でのボール使用について	朝霧2丁目公園において、小学生がボールでサッカーを頻繁にしています。乳幼児がいても関係ない状況で、大人であっても乳幼児であってもボールを当てられたりしています。また、周辺の民家のフェンスや車にも平気でぶつけている状況ですので、いつかトラブルになるような気がします。当該公園でのボール遊びを禁止にしていただけませんか。	公園利用について、条例において、他人に迷惑をかける行為又は危害を及ぼすおそれのある行為は禁止されています。 お問い合わせのありました朝霧2丁目公園について、現地確認したところ、ボール遊びに関する看板が小さく目立たないため、より効果的な看板を設置するとともに、人丸小学校及び朝霧小学校の生徒に対して、適正なボール遊びに向けた注意喚起を行うよう依頼しました。 今後も、市民の皆様にご安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
247	令和6年3月	公園利用について	先日魚住17号池みんなの公園を利用した時のことです。遊具エリアでバッティング練習をしている親子がおり、ボールが子供の顔に当たり怪我しました。ボール遊びを公園することはいいとは思いますが、遊具エリアでボール遊びをしないことや、ボール遊びエリアを作ったり、また遊具の近くでのボール遊びは危険ということを周知するなどの対策を講じてもらわないと、大怪我に繋がると思います。立て看板は必須かと思います。	この度は本市が管理する公園で、不快な思いをしたという事で、お詫び申し上げます。 ボール遊びについて、ボール遊びが全て危険なのではなく、誰が、どのような状況下で、どんな遊び方をしているか等によって危険な遊びというのは変わってくると考えております。ボール遊びが全て禁止というわけではないので、現在17号池魚住みんな公園内につきましては、「他の公園利用者に迷惑をかける行為等は禁止です」という掲示を数箇所行っているところです。 また、ボール遊びエリアを作るという意見につきましては、グラウンドが予約により使用されている際は、使用できない状況になりますが、17号池魚住みんな公園では一般開放日というグラウンドを自由に使用できる日を設けております。 したがって対応といたしましては、管理人の巡回頻度を増やし、危険な遊び方等は注意するよう徹底するようにいたします。 今後も、市民の皆様へ安全安心で快適に利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
248	令和6年3月	大蔵海岸公園は自転車禁止してほしいです	よく1歳児と犬を連れて大蔵海岸公園を散歩するのですが、猛スピードで走る自転車が多くて怖い思いをしたことが何度もあります。 公園は小さい子供や高齢者、ペットの散歩をする人なども多くいます。自転車が猛スピードで突っ込んでくると避けられません。 公園内は自転車での走行を禁止していただけないでしょうか。	大蔵海岸公園につきましては、自転車の通行は禁止しておりませんが、一部の利用者による自転車運転マナーが守られていないことは本市も認識しています。 公園内におきまして、危険行為や不適切な利用を見かけた場合は、巡回警備員により指導等を行っているほか、警察と連携し安全・安心な公園づくりに努めているところです。 本市としましては、自転車運転マナーの向上はもとより、みなさまがお互いに気持ちよく公園を利用して頂けるよう、引き続き適切な管理運営に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室海岸・治水課 /078-918-5042
249	令和6年3月	道路縁石崩れに伴う修理依頼	中朝霧丘の道路に縁石の崩れがあり、つまづき転倒の恐れあるので修理をお願いしたく存じます。	現地確認の結果、道路側溝の縁石を補修します。補修まで少しお時間頂きますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
250	令和6年3月	住居専用地域における飲食店の営業、用途について	第一種低層住居専用地域に飲食店が開業したが、この地域は原則単独の飲食店は営業できないはずなのに、なぜ普通に営業されているのか。ドッグランに集まった犬の鳴き声は非常にうるさく不衛生です。また、前面道路へ路駐する客がいたり、店舗のライトが一晩中点けられていたり、更には、小中学校の通学路上にあることから、住宅街の景観や秩序が乱されており、閑静だった近隣は大変迷惑を被っております。	ご指摘いただいたとおり、第一種低層住居専用地域では、単独の飲食店はできません。一方で、飲食店部分の床面積が50㎡以下の兼用住宅は建てることのできるため、ご指摘いただいた店舗については、これまで現地を確認し、飲食店部分の床面積が50㎡以下であることを確認してきたところです。しかし、今後、違法な状態が判明した場合には、必要に応じて指導を行ってまいります。 バーベキューやドッグラン部分については、建築物が無いため、建築基準法により制限することができません。ご理解いただきますようお願いいたします。	住宅・建築室建築安全課 /078-918-5046

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
251	令和6年4月	小学校 中学校進学について	子供の進学先が、高丘東小学校と高丘中学に進学になると思うのですが、通学するには遠いように思います。 山手小学校(大久保北中)に進学するのは不可能なのでしょうか。 また、もう一つ質問ですが、家の裏は池(喰ヶ池)なのですが、この先も池のままなのでしょうか。	明石市では、住所地ごとに校区を指定しており、高丘小中一貫校を除いては、原則として住民登録地の指定する学校(指定校)への就学していただきます。 しかしながら、事情により本来の校区に通うことのできない場合は、区域外・指定外就学が可能です。 区域外・指定外就学の許可基準としては保護者様の就労により留守家庭となるため、児童を親戚等に預け、預け先の校区に就学する場合や保護者様が自営業等により営業地の校区の学校に就学する場合、足が悪いなどの身体的な理由により、通学がしやすい学校に就学場合があります。 保護者様の就労を理由に区域外・指定外就学を希望する場合は、必要書類を提出していただければ区域外・指定外就学として、預け先又は営業地の指定の校区に就学可能です。 ※申請は毎年必要です。 ＜必要書類＞ 保護者就労の場合、 区域外・指定外許可申請書、理由書、就労証明書、預け先の住民票、預け先の承諾書 自営業者の場合、 区域外・指定外許可申請書、理由書、営業及び営業地の確認ができるもの(開業届、営業許可書等) ※就労証明書は、ご夫婦の場合はお二人分が必要です。 身体的な理由により区域外・指定外就学を希望する場合は、明石市教育委員会事務局教育企画室総務担当(078-918-5054)までご相談ください。 区域外・指定外就学の許可基準の詳細については明石市教育委員会のホームページにも記載しておりますのでご参考にしてください。 URL: http://www.edi.akashi.hyogo.jp/kyoiku/soudan/nyuen/shiteigakkou.php また、区域外・指定外就学による通学の経路は、学校が定める通学路には該当しないため、保護者様が責任をもって、児童生徒の通学時の安全を確保する必要がある旨、ご了承ください。 ご意見等を参考に、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細やかな教育を充実するとともに、安心して学べる質の高い教育環境を実現できるよう取り組んでまいります。 今後も本市教育施策へのご理解、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。 教育企画室総務担当 喰ヶ池につきましては、大窪村財産区(以下、「財産区」と言います。)が所有し、大窪水利組合(以下、「水利組合」と言います。)が管理しております。現在、喰ヶ池は農地へ水を供給する役割を担っていることから、現時点では売却や埋立ての予定はありません。 今後ため池管理者である水利組合及び財産区と共に地域に愛されるため池で有り続けられるよう取り組んで参りますので、引き続き地域住民の皆様のご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市役所 財務室 管財担当(TEL:078-918-5008) 産業振興室 農業振興課(TEL:078-918-5017)	教育企画室総務担当 /078-918-5054 財務室管財担当/078-918-5008

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
252	令和6年4月	時計柱の歪みについて	明石小学校の南側にある、立体駐車場沿いに立っている時計柱の表示が歪んでおり、ずっと気になっています。まっすぐに直して下さい。	時計の傾きが修正されるよう、様々な工事手法について検討いたしました。が、人通りが多い場所での高所作業となるため、通行人の安全を確保するために様々な調整が必要になるなど工事が大掛かりになり、相当の費用が必要となることが判明いたしました。いただいたご意見を踏まえ、改修費用の確保に努めてまいります。もうしばらくご不便をおかけしますが、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036
253	令和6年4月	西明石駅ロータリー(新幹線口)について	西明石駅の新幹線口側ロータリーは、一般車用のロータリーが小さく、タクシー・バス用ロータリーとのバランスが悪いと感じています。タクシー用ロータリーはガラガラなのに、一般車用はいつも溢れかえって入れない事が多く、ロータリー内の幅員も狭く(おそらく道路構造令の基準値を満たしていない)、縁石に当たりそうです。構造令では導流路幅員として4m、縁石までのセットバックとして両側に0.5mで、最低でも5mが必要です。しかもS字走行となっており、さらに余裕が必要です。利用状況、混雑状況、現状の問題箇所を確認いただき、再整備をお願いしたいです。	ご要望いただきましたJR西明石駅南側の一般車両用のロータリーにつきましては、本市が整備を行った際に①公共交通の利用を促進し、渋滞緩和や環境負荷の軽減を図ること、②公共交通と一般交通の混在を避け、安全性、定時性の確保を図ること、③バリアフリーに配慮し高齢者等の交通弱者が安心して利用できる施設とすることを方針とし公安委員会をはじめとする関係機関と協議を行い、バスやタクシーの公共交通を東側に、一般車両用の停車スペースを西側に整備しました。ご指摘の通り一般車両用のロータリーはバス・タクシー専用の公共交通ロータリーに比べると面積が少ないことから停車台数も限定されますが、違法駐車や長時間の停車が無くなれば、現在のロータリーは乗降場としての一定の機能を確保できるものと考えております。また、道路幅員については、道路構造令第5条の規定に基づき、交通量等に応じた級種から車道幅3mとしております。(小型道路として設計する場合2.75mまで縮小可)なお、ご指摘の導流路は交差点部において主流でない右折や左折などの走行路を縁石、路面標示などで独立して設けた車道または車線のことであり、当該ロータリーには導流路とする部分はありません。ただし、ご指摘のとおり、線形がS字であることなど、課題もあることは認識しております。現在、在来線と新幹線を連絡する通路の南側にJR西日本が整備する改札を含む駅ビルの整備にあわせ、明石市は駅前広場及び道路を整備する事業を実施しております。南口の駅前広場の整備による交通の流れの変化や南口整備に伴う新幹線口の駅前広場の交通状況も踏まえながら、利用しやすい駅前空間の整備に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
254	令和6年4月	老人の麻雀について	大蔵海岸でよく麻雀をやっている方がいます。それをやることに関しては構わないのですが、マナーがかなり悪いです。先日麻雀を傍観していたであろう老人が海岸の岸壁等に立ち小便しており、巡回の方に注意されてもほぼ無視状態でした。また喫煙やコーヒの空き缶が捨てられているといった状態で、公園の管理事務所の方も相当注意されていると思いますが、改善されてないようです。近所では園児も遊んでおり、本来見本となるべき方々がこんなマナーの悪いことでは明石市の品位が保てなくなるのではないのでしょうか。改善がないのであれば、雀荘や近くの公民館などを有料で使うよう指導してください。	麻雀関係者の公園利用マナーにつきましては、本市も把握しているところで、大蔵海岸公園管理事務所の職員や巡回警備員が喫煙等の禁止行為を見かけた際は、直接声かけするなど注意しておりますが、利用者のモラルやマナーによるところが大きく対応に苦慮しているところです。なお、立ち小便につきましては軽犯罪ですので警察へ110番通報し対応してまいります。今後も現場パトロール等を行うとともに、警察と連携しながら皆様が安全に快適に公園をご利用いただけるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
255	令和6年4月	旧市立図書館建物の活用について	市行政は、旧市立図書館建物を撤去して、新たな公共施設を設置する計画を進めています。 県立明石公園内に設置する建物は公園法によって使用目的が限定されています。したがって、旧市立図書館建物であっても、新たな公共施設であっても、利用の目的及び形態に大きな違いが生じない結果になることが想定されます。 そうであれば、旧市立図書館建物の活用の方が優れた選択になるため、旧市立図書館建物の活用を提案します。 その理由の一つ目は、現県立図書館と旧市立図書館の建築物の文化的な価値並びに一体的な建築物としてのコンセプトが維持されます。 二つ目は、旧市立図書館建物を活用する場合には、工事によって生じる現県立図書館及び明石公園の利用者に対する迷惑及び影響が少なく済みます。 三つ目は、新たな公共施設の形態が決まらない恐れ、又は、決まるまでに長期間を要する恐れがあることです。 四つ目は、新たな公共施設の補助金の交付決定を受ける前に、旧市立図書館建物の除却工事を先行した場合には、当該除却工事が補助金交付の対象工事にならないリスクが伴うことです。	旧市立図書館については、県の設置許可期限を過ぎており、都市公園法第10条に基づき、直ちに原状回復が必要な状況となっております。このような状況の中、県に対して撤去工程等に関する協議、調整をお願いし、県と市が連携しながら旧市立図書館の撤去と新たな施設の整備を一体的に行う方向で調整を進めているところです。 新たに整備する施設は、都市公園法に基づき県の設置許可を受けられる施設である必要があります。このような制限の中、費用の軽減を図った上で、どのような施設、機能があったらいいか、ワークショップやアンケートなどを通じて、ご意見をお聞きし、県と連携しながら検討を進めてまいります。	プロジェクト推進室プロジェクト担当/078-918-5283
256	令和6年4月	朝霧歩道橋の階段の増設	本年度、明石市における花火大会の再開へ向けた取り組みが具体化されるようです。再開後の花火大会において20年前のような歩道橋事故を起こしてはなりません。市行政はこの事故の反省の継承を繰り返して表明してきていますが、この事故の要因の一つに朝霧歩道橋の構造上の問題があることを直視してきていません。 そこで、事故防止対策として、朝霧歩道橋の南端の東側に階段を増設することを提案します。 現在の歩道橋の南端には西向きの階段が設置されています。その階段の幅員は、歩道橋の幅員の半分しかありません。したがって、歩道橋から階段へ進む際の人流にボトルネックが生じる上に、その階段を上ってくる人流が出会って大変な混雑状態が生じてしまいます。 今後、花火大会の開催時には、両階段を昇り専用と降り専用を使い分けることで、混雑状態の緩和が可能になります。事故を再現しないためには、従事者の細心の注意・計画及び警備・誘導等のソフト面での対策も必要ですが、市長及び幹部職員は、痛ましい事故の経験を活かすだけでなく、痛ましい事故を再現しないためのハード面の具体的な取り組みを行う責務があります。	花火大会の再開につきましては、明石市内で安全に観覧できる場所を十分に確保できないことから、従来の規模や形態での花火大会の実施は困難であると考えております。 また、花火を実施しておりました「明石市民まつり」については、度重なる検討がなされたなか、市民主体の実行委員会で実施することが望ましいとの提言がなされており、イベントの企画内容についても、この実行委員会が中心となって決めていくことが提案されております。 令和5年12月に議会の請願を受けて、市としましては、市内における花火の可能性について、調査や研究を行ってまいります。 この度は、花火大会の再開に向けたご意見をいただきありがとうございます。 広報プロモーション室シティセールス課 混雑・事故防止に関するハード面のご提案である、朝霧歩道橋の階段の増設につきましては、貴重なご意見として参考とさせていただきます。 道路安全室道路整備課	広報プロモーション室シティセールス課/078-918-5263 道路安全室道路整備課/078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
257	令和6年4月	自転車の通行可能な街路歩道の整備	近年増加している自転車事故の防止対策として道路交通法の一部が改正されました。 自転車は、道路交通法では、車両として分類されていて、歩道ではなく車道の左端を走行することが原則になっています。しかし、明石市内における実態としては、車道の左端を自転車が走行するために必要な十分な幅員がないために、歩道を走行せざるを得ない場合が多くあります。また、歩道の幅員を十分に確保できる市街地の街路においては、自転車通行可の歩道が設けられています。明石市における現実的対応としてはこれがベターだと思います。 今後の取組としては、市内において、新設又は、拡幅する街路においては、街路の幅員を広くして、歩道は自転車通行可に指定することを提案します。そして、自転車利用者は、歩道通行のルールを厳守して、歩行者と通行の安全を共有することが大切です。 市行政が自転車の通行可能な街路歩道の整備方針を明らかにすることを提案します。	歩道を通行する歩行者と自転車との接触事故等の抑制に努める必要があるなか、自転車は道路交通法上、「軽車両」であり、例外的に「普通自転車歩道通行可」の標識のある区間や自転車道、路側帯(歩行者専用除く)では自転車の通行が認められていますが、車道の左端部を通行することが原則となっています。 また、自転車が車道を通行することが危険と考えられる場合、具体的には、運転者が児童及び幼児(13歳未満)の場合、70歳以上の高齢者の場合、一定程度の身体の障害を有する場合、車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合には、歩道を通行することができるなど、全ての自転車を歩道から排除するものではございません。 この度、本市では令和5年12月20日に「明石市自転車活用推進計画」を策定し、自転車の通行空間の整備など、利用環境の改善に取り組んでいるところです。 今後とも限られた道路空間の有効活用にあわせ、交通安全施設による安全対策や、交通マナーの啓発など、歩行者、自転車、自動車により安全・快適に通行できるよう取り組んでまいりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
258	令和6年4月	資源循環型のごみ処理センターの設置	2023年(令和5年)6月30日に閣議決定された国の廃棄物処理施設整備計画によると、今後整備する処理施設は、従来の分別、焼却、余熱利用及び埋め立ての処理施設から資源循環型社会の形成の推進を整備の目的にする処理施設に転換すると明記しています。 しかしながら、この閣議決定の3ヶ月前に策定された明石市新ごみ処理施設整備計画は、従来のとおり、新たな処理施設に設置する施設として、焼却施設と破碎選別施設を記載しているのみです。 また、閣議決定の14ヶ月前に策定された明石市一般廃棄物処理基本計画に掲げる目標の中には、資源循環に関する取り組み目標が全く記載されていません。 そこで、明石市が予定する新ごみ処理施設においては、従来どおりの焼却及び破碎の機能だけでなく、生ごみ、木くず、し尿処理、汚泥等の廃棄物系バイオマスの堆肥化、燃料化、及びメタン発酵等の再生利用の機能を整備すべきです。そうすることで、焼却処理施設におけるごみの処理量を減少させることができます。 そのためにも、昨年3月に策定したばかりの明石市新ごみ処理施設整備計画ですが、時代の要請に応えた計画に見直すことを提言します。	この度ご提案いただきました「廃棄物系バイオマスの肥料化、燃料化及びメタン発酵等の再生利用」は、明石市新ごみ処理施設整備基本計画(以下、「基本計画」という。)P54～63に記載する原燃料化処理方式に分類されるものです。 新ごみ処理施設整備における処理方式の検討におきましては、従前の大量生産・大量消費・大量廃棄型から転換し循環型社会の形成を推進するため、原燃料化処理方式を含むあらゆる処理方式から検討を行ってきました(基本計画P90～97)。 学識経験者等で構成する技術支援会議におきましては、原燃料化処理方式は、燃料や肥料等の生成物の引取先を継続確保する必要があり、事例も少なく競争性が働きにくいことに加え、災害廃棄物の受入れなどを考慮すると、可燃ごみの処理が完結する「熱処理方式(ストーカ処理方式)」が有利であるとの助言をいただけてきました。 その助言などを参考に新ごみ処理施設の処理方式については、庁内検討委員会にて検討を行った結果、エネルギー回収・省エネルギー、他都市での採用実績、経済性等を考慮し、廃棄物系バイオマスも含めて「熱処理方式(ストーカ処理方式)」を採用してきたところです。 なお、新ごみ処理施設では、廃棄物処理施設整備計画(環境省)におけるプラスチック使用製品の分別回収・再生利用などの資源循環の強化として、容器包装プラスチック及び製品プラスチックの分別に対応した施設として計画を進めており、ごみの減量及び温室効果ガスの削減、リサイクル率の向上を図ってまいります。 環境に配慮した市民に親しまれる施設を目指し、市民負担や財政への影響を考慮した上で、施設整備を進めてまいりますのでご理解・ご協力頂きますようお願いいたします。	環境室資源循環課 /078-918-5794

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
259	令和6年4月	中崎海岸飲食施設としての市庁舎南会議室棟の活用	中崎海岸にはトイレ及び飲食等の設備を備えた観光・憩いの施設としての屋内飲食施設がありません。そのことが、中崎海岸は、明石海峡の潮流と対岸の淡路島を間近に見るロケーションにありながら、この立地の魅力が活かされていない原因のひとつです。また、兵庫県が設置した階段状の展望テラスも非常に優れた施設です。この近くに屋内飲食施設があれば、展望テラスの利用が増え、長時間滞在する利用が増えるでしょう。 例えば、市庁舎南会議室棟の2階に店を構え、営業時間を午前9時から午後8時、平日の午前11時から午後2時まではランチタイムとしての現在の職員向けの昼食を優先し、土・日曜日及び休日には職員向けのランチタイムは設けず、終日営業します。そして、この店舗は、飲食しなくても、来店者が、展望室として自由に使用できるようにレイアウトします。中崎海岸を訪れた人がこの店舗を利用しやすいように、通路から入ったすぐのところに地上と2階を結ぶエレベーターを設置します。このエレベーターの横に1階のエントランスを設け、トイレ・洗面等の設備をユニバーサルデザインに整備します。また、利用されていない時間帯の1階の会議室等は、一般利用に開放し、市庁舎南会議室棟全体の用途を市役所用としてだけでなく、市民・来訪者用に用途を拡げるのです。 現在の食堂は、営業時間も短く、年間120日は閉まっており、民間の店舗では考えられないハイコストな食堂です。市民の税金を預かる市行政には、この状況を早急に改善する責任があります。	現在の位置にある庁舎食堂につきましては、平成19年から運営を開始し、明石海峡大橋を展望できる高立地条件を活かして、当初は土・日・祝日も含め21時まで営業しておりましたが、平成20年度頃より休日及び夜間の利用者が減少し、食堂運業者から営業時間の短縮要望が出されたことから、土・日・祝日の営業を断念した経緯がございます。 また、現在の営業時間につきましては、現在の食堂運業者の要望により午後3時までの営業としていただいております。 上記のことから、現時点では土・日・祝日の営業を実施する予定はございません。 また、現在、新庁舎建設の話が進んでおり、庁舎食堂の建物も数年後には取り壊す予定であること、エレベーターの設置等には多大な費用が掛かることから、現施設にエレベーターを設置することは厳しいと考えております。ご理解賜りますようお願いいたします。	財務室管財担当/078-918-5008
260	令和6年4月	ため池の埋立について	皿池をなくして欲しいです。ユスリカの異常発生に生活が困惑しております。虫除け対策もしておりますが、窓を開ければ網戸をすり抜け室内に入ってくる、洗濯物を外に干せない。生活の為に働いているのに、ユスリカの為に毎年虫除け対策代、余分な電気代がかかっています。 自然を大事にする事も大切だと思いますが、生活に害を及ぼす事になれば、どちらを優先すべきか、生活に害が及ばない所に皿池を移動したり害の及ばない所へ人工的にでも池を作るとか自然と生活を守る為の対策をお願いします。	ご意見をいただき、昼間ですが現地を確認しました。市内では、例年、暖かくなる3月～5月頃にかけて、ため池、水路などの周辺でユスリカが発生し、周辺住民の方から苦情をお受けすることがあります。夜間にユスリカの成虫が大量に飛び回る状況は、周辺住民の方が日常生活を送るうえで、大変不快なものであると認識しています。 ご意見のあった皿池は、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう人工的に造成されたもので、江井島村財産区が所有し、地域の農業者である江井ヶ島土地改良区が日常管理を行っています。 明石市には、100か所を超える農業用ため池があり、皿池のような周辺が宅地化されているため池では、近くにお住まいの方から同様のご意見、ご要望をいただくことがあります。しかし、ため池でのユスリカ対策について、利水により池の水を抜くことができないこと、農作物への影響を考慮して薬剤による駆除ができないこと、ユスリカの発生源が池の中の広範囲に及ぶこと、一時的に駆除できたとしても新たに発生することなどから、ため池管理者や市ではユスリカの駆除を行っていません。 皿池周辺では、都市化に伴い非農家の方が多く住む地域となっていますが、農業者が利水している現時点では、売却や埋立てなどにより池を無くすことや移動させることはできません。 水辺周辺でユスリカの発生を抑制する効果的な方法については、他都市でも大変苦慮していると聞いています。農作物を始め自然環境や生態系への影響を考慮した場合、ため池での抜本的なユスリカ対策はないのが現状です。 市では、引き続き、ため池管理者である土地改良区及び財産区と共に、積極的に情報収集を行い、解決策の検討に取り組んでいきますので、何卒、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市役所 産業振興室 農業振興課 (TEL:078-918-5017) 財務室 管財担当	産業振興室農業振興課/078-918-5017

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
261	令和6年4月	魚住町住吉1丁目交差点について	何度も意見させて頂いてますが、とにかく危険です。車が明姫幹線から南北に右折する時、信号機に右折矢印がないため、タイミングを見計らって進むことになります。その時、歩行者や自転車を見落としてる運転手も多く、かなりのスピードのまま曲がってきたりします。右折矢印が出る信号、もしくは、直進左折と右折を矢印で出す信号に変更するべきです。早急な対応をお願いします。	ご指摘いただきました明姫幹線(国道250号線)は、兵庫県加古川土木事務所明石街づくり対策室の管轄となります。信号機の設置や管理につきましては、兵庫県警察の管轄です。この度のお問い合わせ内容については、明石街づくり対策室及び兵庫県警明石警察署にお伝えしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
262	令和6年4月	明石公園の利用について	明石公園をよく利用しますが、野球やキャッチボール、サッカーが禁止されていることに疑問を感じています。子どもたちはどこで遊べば良いのでしょうか。迷惑をされる方もいたのだと思いますが、だからといって禁止するというのは安易すぎますし、何故禁止されているのか教えてください。また、現在掲示されている看板には「明石公園では」と明石公園全体で禁止されているような表記になっています。これを場所を限定にする表記に変更することはできませんか。お互いに譲り合いながら使うだけでいいように思います。	お問い合わせの明石公園は、公益財団法人 兵庫県園芸・公園協会の所管となります。この度いただいたご意見につきましては、公益財団法人 兵庫県園芸・公園協会にお伝えしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
263	令和6年4月	狭い二車線に無謀な駐車	江井ヶ島大久保停車場線の車道ギリギリに大きなワンボックス車が毎日停まっています。ご老人、小さい子ども連れや自転車が通るため危険です。このままでは事故が起きますので、何とかしてください。	ご指摘いただきました県道江井ヶ島大久保停車場線(380号線)は、兵庫県加古川土木事務所明石街づくり対策室の管轄となります。駐車取り締まりにつきましては、兵庫県警察の管轄です。この度のお問い合わせ内容については、明石街づくり対策室及び兵庫県警明石警察署にお伝えしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
264	令和6年4月	「17号池魚住みんなの公園」のトイレに洗剤が無いことについて	公園を利用し、とても使いやすく楽しく遊ばせてもらったのですが、帰り際トイレで手を洗おうとした際に洗剤が入っておらずとても困りました。公園は砂地のため汚れる事は必須で、かつ野球場などもあり多くの方が手を汚すことがあるのに、なぜ無いのか疑問です。コロナが落ち着いてきたことありますが、市として感染症の予防など進めていますし、今後も気持ちよく利用したいのでご検討ください。	17号池魚住みんな公園は、障害のあるなしにかかわらずみんなと一緒に楽しめるユニバーサル遊具や授乳室、着替え室を設置したサービス水準の高い公園であり、トイレの手洗い場には洗剤を設置させていただいております。ご指摘の洗剤が入っていなかったことにつきましては、管理が行き届いておらず誠に申し訳ございませんでした。洗剤を補充対応させていただきました。今後も、市民の皆さまに安全安心で快適に公園利用をしていただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力のほどようお願いいたします。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
265	令和6年4月	海沿いの道について	二見のふれあいプラザから瀬戸川までの海沿いの道ですが、道の割れが非常に多いです。サイクリングするのですが走りにくく、暗がりを散歩するシニアの方も多いため転ける恐れもあります。路面の整備をしていただけないでしょうか。	『二見のふれあいプラザから瀬戸川までの海沿いの道』の路面の整備ですが、所管する兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所管理第2課へ、ご連絡いただいた内容を情報提供いたしました。なお、詳しい進捗をお知りになりたい場合は、お手数ですが兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所管理第2課(電話079-421-9375)に、直接お問い合わせをお願いいたします。ご理解ご協力をお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
266	令和6年4月	エレベーター設置	明石は子育て支援が素晴らしいので引越してきましたが、山陽電車にエレベーターがない駅が多すぎます。スロープはあるのにエレベーターがなく、移動する際はベビーカーにさせていくのがすごく困ります。こんなに子育てに手厚くしてくれるのなら、各駅全てにエレベーターを設置してください。	エレベーターの設置等駅舎のバリアフリー化につきましては、これまで、国や兵庫県、明石市および鉄道事業者が連携しながら順次整備を進めてまいりました。 山陽電鉄の駅舎に関しましては、国の方針の中で目標としていた1日あたりの乗降客数が3,000人以上である駅について、優先順位をつけながら取り組みを進めており、現在は市内12駅のうち7駅のバリアフリー化が完了しているところです。 そうした中、山陽電鉄におきましては、令和5年4月より、運賃に別途上乗せし徴収した料金を駅のパリアフリー整備に充当する「鉄道駅バリアフリー料金制度」を活用しており、今後、未整備駅につきましても、同料金制度を活用したバリアフリー整備を基本方針とする旨の報告を受けているところです。 エレベーターの設置等駅舎のバリアフリー化につきましては、多額の工事費を必要とし、一度にすべての駅で整備に着手することは困難であることから、駅ごとの状況、また国や県の支援制度のあり方なども踏まえながら、山陽電鉄とも十分に連携し、市内全駅でのバリアフリー化が早期に達成されるよう取り組んでまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
267	令和6年4月	江井ヶ島松陰新田線の早期開通を願います	江井ヶ島松陰新田線と神戸市西区との早期開通を望んでおります。 江井ヶ島松陰新田線と玉津大久保線を結ぶ事により、市内の渋滞緩和や住宅街の通り抜け減少に大きく繋がる事を期待してます。 明石市側は工事が進められている事が確認できましたが、西区側はどのような状況でしょうか。	江井ヶ島松陰新田線は明石市大久保町と神戸市西区を結ぶ都市計画道路であり、国道2号、県道神戸明石線における渋滞解消をはじめ、市民生活の利便性・安全性の向上及び地域の活性化等を目的として、平成28年度から事業に着手しております。 現在は用地取得、埋蔵文化財調査、工事などを行っている状況であり、令和8年度末の完成を目指して取り組みを進めているところです。 神戸市の玉津大久保線における取組状況につきましては、「令和7年度にはみちづくり計画の見直しを予定しており、市内の道路整備の優先順位を見直すこととしています。玉津大久保線については、新規着手が必要な路線であると考えており、優先順位を見直す作業の一つとして、令和5年度から将来交通量の算定や事業効果の整理などの検討を進めていきたい。」と聞いております。 引き続き、東西道路ネットワークの強化に向けて、神戸市と緊密に連携を図ってまいります。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
268	令和6年4月	ゆりのき通り二丁目の公園遊具について	ジャングルジムのような遊具が、ツルツルのプラスチックのような材質でできており、捕まる所が少ないせいか小さい子供が頻繁に滑り落ちそうで危ないです。取り替えるのは無理だとしても、せめて滑らないようにしていただけないでしょうか。 危なくない登り方を教えるようにも、見たこともない遊具なので、どういった理由で選ばれたのかも知りたいです。	該当のジャングルジムはスペースキューブという遊具で、登る・すべる・くぐる・見渡すなどの遊びができ、子供たちがお互いを意識しながら集団遊びを行うことを目的としたものです。対象年齢は3～12才で、年齢の低い子供たちはトンネル遊具としてくぐるといった遊びができ、登る・すべる・見渡すといった遊びにおいても、部材の組み合わせにより高い場所から直接地面へ落下するポイントが無いように安全の工夫がされています。 なお、子どもが降りられない時に大人と一緒に登っても割れることがない遊具となっております。 また、遊具の選定については、様々な遊具を楽しんでいただけるよう、近隣の公園における遊具配置状況等を踏まえ、開発事業者との協議をもって決定しています。 今後も、市民の皆様へ安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
269	令和6年5月	たこバスについての要望	土山駅、山陽東二見駅周辺のたこバスの便数が少なく、利用したい時に出来ない状態です。特に、二見ルートが他に比べて少ないので、せめて一時間に一本くらいになるよう増やしたり、時間の見直しをして頂きたいです。	たこバスは、西明石以西の路線バスが運行していない地域の交通手段として、各ルート原則1時間に1便、2024年4月時点で平日は平均で1日あたり15便運行しております。 お問い合わせいただきました二見ルートにつきましては、右回り・左回りの交互運行となっており、概ね45分に1便、左右合わせて1日あたり18便運行しております。 たこバスについては、市内を運行する全15ルートにおいて収支は赤字であり、赤字分は市から補助を行うことで運行を継続しております。そうした状況の中、増便を行った場合、運行にかかる経費の大幅な増加が見込まれるため、増便につきましては慎重な検討が必要であると考えております。 ダイヤにつきましては、ご利用状況等を踏まえながら適宜見直し等を行ってまいりたいと存じますので、何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
270	令和6年5月	ボール遊びをするところがありません	近所の公園や子ども広場、私道もボール遊びを禁止されています。堂田公園のように、ネットを取り付け、その中でのみボール遊びができるようにしたり、放課後に小学校の校庭を開放をするといった取り組みができないでしょうか。	緑化公園課が管理する市内の公園について、公園のフェンスに向かってボールを蹴ったり、硬いボールを使用してのボール遊びなどは、近隣の住宅や周囲の公園利用者に迷惑となるため、禁止としております。しかしながら、周囲の公園利用者に配慮するなど、マナーを守ってご利用いただくボール遊びについては、禁止としておりません。 公園の周囲にネットを設置すると、ボール遊びが激しくなり、小さな子どもが遊ぶことができなくなることが想定されます。こうしたことから、一般的な公園においては、様々な世代が多様な目的で利用できるよう、ネットは設置しないこととしております。谷八木堂田公園のように周囲にネットを設置している公園は、公園の規模や施設の配置、立地条件などを踏まえ整備されたもので、一般的な公園は、フェンスを設置しております。 今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。 都市整備室緑化公園課 小学校の運動場につきましては、学校教育を進めるため指導者の適切な管理のもと、安全性が確保される前提で整備しているものであり、子どもたちが自由に遊ぶ場としては一定のリスクが伴うことが懸念されます。 なお、学校の使用時間外で、コミュニティ・センターが管理している時間帯については、スポーツクラブ21や地域団体等の活動での使用は認めておりますが、その他は事故等があった場合の責任の所在が明確でないことや公益性が低い等の理由により認めておりません。 ご提案としましては、スポーツクラブ21では、一部の球技種目も開設しており、安全性の確保も図られているため、当該クラブへの加入もご検討いただけないでしょうか。ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。 教育企画室学校管理担当	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039 教育企画室学校管理担当 /078-918-5197

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
271	令和6年5月	明石公園の池について	明石公園の外周の池の匂いがキツイので、浄化作用のある牡蠣を一面に沈めて浄化してほしいです。 また、堀の一部を埋めて車の待機場を増やしたり、魚の棚で買った海鮮等を持ち込み、浜焼きできる施設を作れば好立地の活用ができ、使用料を取ることで市の税収も増えるのではないのでしょうか。 明石駅から徒歩一分の好立地で観光スポットができ、周辺地域の観光資源活用の促進にもつながると思います。	お問い合わせの明石公園は、公益財団法人 兵庫県園芸・公園協会が管理していますので、公益財団法人 兵庫県園芸・公園協会に情報提供させていただきます。 ご不明な点がございましたら(公財)兵庫県園芸・公園協会TEL912-7600までお願いします。 今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用いただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
272	令和6年5月	道路への路駐について	近所の家の訪問客の車が常に路駐されており、車で通る際に狭くて困っています。注意してください。	駐車違反の取り締まり等につきましては、兵庫県警察明石警察署の管轄となります。 この度頂きましたご意見につきましては、明石警察署に情報提供させていただきます。 また、同様の路上駐車が発生した場合には、明石警察にご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。	市民相談室/078-918-5050
273	令和6年5月	水路周りの草刈り	水路周りの草刈りと木の伐採をお願いします。できたら定期的に刈っていただくか、コンクリートで生えてこないようにして欲しいです。	ご連絡箇所におきましては、市が管理する水路用地であることから、状況に応じて草刈り及び伐採を実施しますが、予算の都合上、年1回限りの対応となることをご了承ください。 また、ご要望のコンクリート施工は水路と民地との境界が確定しておらず、民地を支える板が設置されていることから難しい状況にあります。 今後お気づきの点がありましたら、ご所属の自治会又は西二見水利組合を通じてご要望いただきますようお願いいたします。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
274	令和6年5月	JR西明石駅前の路上駐停車について	ここ近年、高架下など広範囲に路上駐停車が増えています。 「一般車両の乗り降り場」は、新幹線の送迎で使用されることが本来の目的であるのに、それ以外で使用されているケースが多く見られ、交通ルールを守らない方による危険を日常的に感じています。 南口ができたとしても、駐停車する車両は減るとは思えませんし、定期的に警察の方が注意されておりますが効果がでているとは思えません。子供達の通学路であるため、できるだけ早く何かしらの恒久対策をお願いします。	西明石駅東改札口の北側出入り口付近は用地に限りがある為、ロータリーの整備等、抜本的な対策は難しいのが現状です。駐車違反の取り締まり等につきましては、管轄である兵庫県明石警察署と連携し対応させていただきます。 この度頂きましたご意見につきましては、明石警察署に5月16日に情報提供させていただき、路上駐停車対策を強化するとの回答を得ております。以上、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 078-918-5034
275	令和6年5月	魚住清水浄水場の工事について	この工事は、いつまで続きますか。すぐ間近に住宅があるにも関わらず防音の対策がなされておらず、日中の騒音が酷く困っています。 資材置き場が知りませんが、機械音も重低音で家の中にまで響いています。一時的なものだと我慢しておりましたが、あまりにも長期であり、この先、まだまだ続くようであれば対策を考えていただきたいです。	この度は表題の件について、不快な思いをさせてしまい申し訳ございません。 頂戴した情報から調査したところ、騒音発生源は工事作業用仮設発電機と判明いたしましたので、当該発電機の設置場所を遠方に移動させました。あわせて、工事作業を行っている第2ポンプ棟の東壁に防音シートを設置いたしました。 魚住浄水場設備更新工事は令和9年3月の竣工を予定しております。今後も特定建設作業についての騒音規制を厳守し、工事作業を行いますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	浄水担当/078-918-5068

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
276	令和6年5月	県道148号の東隣りにある交差点に、速度を抑制する段差を設けてほしいです	148号の起点となる大久保駅前からすぐ北にある山崎交差点のすぐ東に、路面を赤く塗られた交差点と狭い道路があるのですが、その交差点は見通しが悪い上に、信号を回避しようとする車で交通量が多く、飛ばす車もいるので事故が多いです。事故防止の為に交差点手前辺りに速度抑制用の段差を設けてほしいです。	当該道路につきましては、交差点部のカラー舗装や啓発看板の設置等の安全対策を実施しております。 ご要望いただきました速度抑制用の段差は、ハンプと呼ばれるものです。ハンプは車両の速度抑制に効果があるとされていますが、設置条件によっては騒音や振動が発生する恐れがあることから、住宅地での設置は慎重に検討をする必要があり、設置にあたり沿道にお住いの方のご理解が必須となります。 そのため、道路の安全対策に関するご要望につきましては、周辺地域のご意見を尊重し、地域意見を取りまとめている自治会から要望書をいただいた後、検討を進めさせていただいております。一度、地域でご相談いただきますようお願いいたします。 なお、自治会等からいただきました要望につきましては、道路現状の判断などからご要望に沿うことができない場合もありますので、ご承知おください。以上、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
277	令和6年5月	公園利用(グラウンドゴルフ)マナーについて	自宅近くに公園があり、この公園を高齢者が定期的にグラウンドゴルフで利用しています。朝早くから利用しており、その際の奇声・喚声が激しく、大変迷惑しています。グラウンドゴルフ自体は、高齢者の健康増進やひきこもり予防のために1つの有効な手段であるのかもしれませんが、地域住民に迷惑をかけてまでしなければならないことなのでしょうか。叫び声を上げながらできない競技ならば、住宅地内の公園で行う競技としてはふさわしくないため、住宅近接公園でのプレイは厳禁とし、市役所や市民センター周辺など、住宅地から離れた場所に、専用グラウンドゴルフ場を市の責任で整備していただくことを要望します。 令和4年度にも同様の申し入れをし、貴市から注意をしていただいた後1か月くらいは比較的周辺住民に配慮して競技をしていたようですが、わずか1か月くらいしかその状態はキープされず、元の木阿弥状態です。特に令和6年度に入ってから、奇声・喚声がエスカレートしております。どうしても住宅地内の公園を利用したいのであれば、周辺住民に十分配慮した公園利用をするよう、貴市から強く指導していただくことを要望します。	ご指摘にあります、大窪1号緑地のグラウンドゴルフについて、活動している団体の代表者に聞き取りを実施したところ、基本的には毎月、第2、第4日曜日にプレイしており、5/26(日)は9:30から12:00までグラウンドゴルフで利用していたとのことでした。 団体の代表者には3度目の注意ということもあり、大声での会話や大きな歓声を上げることは周辺住民の迷惑行為になることなど、近隣の皆様へ十分配慮した公園利用を行うよう厳しく指導いたしました。 今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用いただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
278	令和6年5月	明石川に関する件です	令和6年5月28日の大雨で、明石よりも上流にある場所で大雨が降ったことによる明石川の増水がとて怖かったです。明石市は危機管理がとて弱いです。何かが起こる前に明石川の土砂をとってください。川が氾濫してから街を復興させるより、土砂をすくうほうがお金がかからないように思います。	明石川につきましては、兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所の管轄となります。 この度頂きましたご意見につきましては、兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所に情報提供させていただきます。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
279	令和6年5月	高丘地区のバス問題とトーホー跡地について	大久保町高丘地区は、神姫バスが高丘巡回コースを走っていますが、この4月より高丘地区を回るバスの本数が減っています。 高丘地区は御年配の方も多く、ここ最近では5丁目にあるトーホーストアが閉店した事もあり、買い物でもバス利用は増えています。神姫バスとの兼ね合いがあって今まではたこバスは無理だったと聞きましたが、神姫バスの本数が減ってしまった今こそ、ぜひ、たこバスの運行をご検討いただけないでしょうか。また、トーホー跡地は建物がそのままになっており、防犯の意味でも今後の再利用先の店舗を探していただくか、もしくは市が何らかの利用方法を考える事も必要かと思います。高丘地区は、市内の中でも高齢者が多い事から、もっと市のお力を発揮していただきたいと願っております。	本市では、誰もが安心して移動できる持続可能な交通体系の確立を目指して、本市の交通に関する基本方針をまとめた明石市総合交通計画を令和4年度末に改訂したところです。 本計画の市内の交通体系の考え方といたしまして、主に東西方向の移動は鉄道が、駅につながる南北方向の移動は路線バスが担うこととし、路線バスが運行していない西明石以西の交通不便地域においてはTacoバスが担うこととしており、それぞれの交通機関が役割を分担することで、効率的で持続可能な交通ネットワークを形成することとしております。 この度、ご意見のありました高丘地区の路線バスにつきましては、神姫バスが運行しており、今年度4月より一部の路線において夜間時間帯の減便・日中時間帯の行先の変更などがされておりますが、1時間に2便以上運行されております。 このような地域に低廉な運賃のTacoバスを導入しますと、競合して路線バスの減便や休止といった運行サービス水準の低下を引き起こすため、当該地域へのTacoバスを導入する予定はございません。 今後におきましても、地域のニーズを踏まえながら、バス事業者とも連携して、よりよい交通体系の確立に向けて取り組んでまいりますので、ご理解たまわりますよう宜しくお願いします。 都市整備室都市総務課 トーホーストア閉店に伴う跡地利用につきましては、民間事業者の管轄になりますので、市は関与することができません。 市民相談室	都市整備室都市総務課 /078-918-5037 市民相談室/078-918-5050
280	令和6年6月	抜け道について	明石こども園の前の一般道が、明石卸売市場前の信号が赤の場合の抜け道になっています。一方通行の為、車両の速度も出ており危険です。保育園の送り迎えの時間だけでも、車両通行禁止にはできないでしょうか。	ご要望いただきました、特定の時間のみ車両の通行を禁止するといった交通規制の管轄は警察となります。 今回ご相談いただいた内容を市から明石警察署の交通規制係にお伝えさせていただきましたが、交通規制の実施は、周辺にお住いの方の生活に影響することから、地域の合意形成が必要不可欠となります。一度自治会などにご相談いただき、意見を取りまとめたうえで警察に相談されるのがよいかと存じます。 以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
281	令和6年6月	林崎の騒音、BBQのエリア守らない人	週末になると、ビーチで12時ごろまで外国人などによるカラオケ大会や、常識の範囲を超えた騒音で眠れません。直接注意に行くのですが、日が変わればまた別の者が騒ぎイタチごっこ状態です。週末だけでも良いので、警察官が警備員の人などが注意をしていただけないでしょうか。	本市としましては、夏季期間に啓発誘導員を配置し、近隣住民のご迷惑にならないように騒音やゴミの持ち帰り等のマナーを必ず守っていただくよう啓発・指導しているところですが、一部の利用者の悪質な行為も見受けられ、その対応に大変苦慮しております。 なお、直接注意されますとトラブルに巻き込まれる可能性もございますので、無理をなさらずに110番通報されることをお勧めいたします。 引き続き、関係機関と連携しながら利用啓発等を行ってまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
282	令和6年6月	明石駅北側お堀沿いの歩道の日除け	鷹匠町交差点からお堀の東までの歩道に、街路樹も少なく、日除けがほとんどありません。 真夏は日差しがお堀と歩道に反射し、かなりの暑さで子供の登下校時に熱中症の危険もあると思います。日除けが設置されると有り難いです。	明石駅北側の歩道は、シェルター等の日よけを増設してほしいという声がある一方で、明石駅側歩道から明石城を見えるようにしてほしいとのご意見もいただいております。 現段階でシェルター等の日よけを設置する予定はございませんが、当課のシステムに記録し、今後の整備計画の参考にさせていただきます。 また、鷹匠町交差点から明石公園前交差点の歩道は県道となります。頂いたご意見を管轄する東播磨県民局 加古川土木事務所 明石街づくり対策室(078-912-3377)に情報提供させていただきます。 以上、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
283	令和6年6月	本町2丁目交差点の北側の歩道について	ここの歩道は元々幅が広くないにも関わらず、毎日路上に自転車やバイクが停められており、植木等の私有物も置かれています。 また、点字ブロックの上に看板が出されていたり、タイヤが路上に積み上がっていたりと、通るたびに狭くて嫌な思いをしています。 歩道を私有地のように使って長年放置されていることに対して、市として対応をお願いします。	お問合せの記載内容に関し、現地確認を行いました。現地確認の際、その場で、自転車、看板、タイヤ等を置いていると思われる隣接店舗等を訪問し、撤去指導を行いました。 また、交通安全課とも連携し安全な歩道空間の確保に努めてまいります。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
284	令和6年6月	通学路のガードレール設置について	通学路の交差点にガードレールの設置をお願いしたいです。 スピードを出す車や高齢ドライバーの危ない運転を見かけることがあり、信号待ちをしている間に車が突っ込んできたらと思うと毎日心配です。 また、毎朝猛スピードで走り抜ける車があります。取り締まりと、「通学路、スピード落とせ」などの看板設置はお願いできますか。	通学路の安全対策については多くの要望を受けているため、地域・学校・警察・道路管理者で情報共有を図り、危険性の高いものから対策を行っております。具体的な要望については、周辺地域の意見を尊重し、地域意見を取りまとめている地域の自治会等からお受けすることとしておりますので、一度、地域でご相談頂きますようお願いいたします。 なお、自治会等から頂きましたご要望につきましては、道路現状の判断などからご要望に沿うことができない場合もありますのでご承知おください。 以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
285	令和6年6月	道路の水はね	道路の排水が悪く、少しの雨で冠水して歩道を歩いていると通行する車に水をかけられます。排水口は土が詰まり、雑草も生えてます。 近隣の町内会では5月末に側溝の掃除はしていますが、道路の排水口は危険なためできません。定期的に整備してくれるか、もっと大きな排水口にしてください。	現場を確認し、排水管口に詰まりが見受けられたため、清掃により詰まりを解消しました。対策として、当該箇所に集水桝を設置することで、水溜まりの軽減を図ります。 ご理解とご協力を頂きますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
286	令和6年6月	歩道の整備	少しでも健康寿命を延ばせればと思い、朝タウオーキングをしている高齢者です。道中、歩道には雑草が繁り、歩道横の藪からは枝葉が覆いかぶさっており、場所によっては車道に出ざるを得ないところもあり非常に歩きにくいです。毎日出会う高齢者も多いですし、近隣の幼稚園や小学校低学年の石ヶ谷公園への徒歩遠足のルートにもなっているので整備願います。	歩道の雑草については、取り急ぎ委託業者に作業指示を出し、速やかに現場の除草が終わるよう依頼していきます。 但し、現在、除草業者が繁忙期のため、除草が完了するまでの間少々お時間をいただいております。 道路安全室道路総務課 平素は明石市道路行政にご協力いただきありがとうございます。 今回ご指摘のありました歩道への樹木や雑草のハミ出しの件につきまして、土地所有者を調査のうえ、土地所有者へハミ出した樹木および雑草の剪定を依頼しましたので、いましばらくお待ちください。 道路安全室道路総務課	道路安全室道路整備課 /078-918-5034 道路安全室道路総務課 /078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
287	令和6年7月	住居専用地域における飲食店の営業、用途について	令和6年3月の市民提案箱の意見の要約31において、標記の店舗について、「飲食店部分の床面積が50㎡以下であることを確認してきたところ。」と回答があるが、現地やGoogleマップで確認しても一階店舗部分は50㎡を明らかに超えているが、店舗に対して指導等しないのでしょうか。 また、この店舗について、昨年9月に市に問い合わせたところ、担当者から店舗面積について違法と認識しており指導も行っているとの回答をメールでいただいたにも関わらず、市民提案箱の回答では違法性はなく指導もしていないとあります。回答に差異があるのはどうしてでしょうか。 違法性を認識しているにも関わらず放置している現状について、近隣住民に説明をお願いします。	当課に違反建築物に関する情報提供があった場合は、現地確認を行ったうえで違反の有無やその内容を調査し、必要に応じて所有者に対し、その是正を求める等の指導を行っていくこととなりますが、個別案件にかかる具体的な対応状況等につきましては、違反の有無を含め、個人情報保護の観点から、お答えすることができません。 ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。	住宅・建築室建築安全課/078-918-5046
288	令和6年7月	明石駅周辺の駐輪場事情について	明石市も人口が増え、駅前の活気も増してきましたが、それと同時に駐輪場の利用者も増加し、明石駅前の駐輪スペースが常に満車状態になっています。特に平日の昼間はパピオスの地下駐輪場まで満車です。明石駅の四方に設置されている場所に車止めを作るならそのスペース分駐輪台を設置してもらえませんか。	駅周辺で駐輪ラック・駐輪場を複数管理運営されています公益財団法人自転車駐車場整備センターの前月の利用率を確認しましたところ、明石北自転車駐車場及び明石駅中央第1自転車駐車場については高い値を示しております。一方で駅前から少し距離を隔てますが、明石駅東自転車駐車場などは、日中も比較的停める場所を見つけやすい状態となっております。 大変ご不便をおかけしますが、その他の明石駅周辺の駐輪場も併せてご利用いただき、放置自転車の撲滅にご協力を賜りますようお願いいたします。	道路安全室交通安全課/078-918-5036
289	令和6年7月	コンビニ周辺の歩道について	大久保町茜のコンビニより出入りする自動車が歩道を走行しているのを複数回見かけます。コンビニ裏手より徒歩で歩道に出ようとしたところ、突然自動車が歩道を走ってきて危うく轢かれるところでした。 通学路にもなっており、交通量も多いことからかなり危険だと思われます。 周辺の住宅へ配慮しつつ、店舗手前から歩道へ侵入出来ないようにオレンジのポールをたてていただけないでしょうか。	ポール設置等の物理的対策に関する要望につきましては、周辺地域の合意形成が必要であるため、地域意見を取りまとめて頂いている自治会などからご要望を頂き、検討させて頂いているところです。 お手数をおかけしますが、一度自治会にご相談いただき、地域からご連絡頂きますようご理解とご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。 なお、自治会等から頂きましたご要望につきましては、道路現状の判断などからご要望に沿うことができない場合もありますのでご承知おください。 以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課/078-918-5034
290	令和6年7月	新幹線高架下の状態が悪い	家の前の新幹線高架下の状態が非常に悪いです。大量のゴミが捨てられ、藻が大量発生して匂いもしています。また、フェンスも一部破れており、小さい子供が多く通るので非常に危ないです。 一度現場の状況を確認してください。	ご連絡いただき、直ちに市職員におきまして、現場の確認をおこない、ごみ、藻の発生、フェンスの状況を確認しております。 まず、多量のごみ、高架下の草の繁茂、フェンスの状況につきましては、土地所有者であります西日本旅客鉄道株式会社に情報提供をおこない、対応を求めています。 次に、藻の発生と臭いにつきましては、当該地は明姫幹線(国道250号)を隔てて南側に位置する農業用ため池と管で繋がっていることから、ため池の水を管理している水利組合にため池の水位を下げられるか相談しましたが、現在は農繁期にあたり、農業用水が必要な時期であるため、水位を下げることは出来ないと回答を得ており、農繁期に水位を下げることによる対策を取れないのが現状です。ため池周辺にお住まいの方におかれましては、営農活動につきまして、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市役所 財務室 管財担当 (TEL:078-918-5008) 産業振興室 農業振興課 (TEL:078-918-5017)	財務室管財担当/078-918-5008

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
291	令和6年7月	朝霧2丁目公園の遊び方について	かなり前から人丸小学校の生徒達が公園全面を使用してサッカーやドッジボール、野球を行っています。未就学児にも気にせず遊んでおり、ボールをとり車に轢かれそうになったシーンも度々見えています。子供に優しいと言われる明石市ですので、人丸小学校と連携をして、なんとか朝霧2丁目公園での危険なボール遊びをやめさせて頂きたいです。もはや注意しても全然聞いてもらえないので、ボール遊びを当該公園では全面禁止としてはどうでしょうか。看板を建てるだけでは全く意味はありません。人丸小学校は放課後校庭を開放していないのでしょうか。先生の負担を考えるとその点に不満はありませんが、周囲の住民への迷惑には注意していただきたいです。	当公園については、ボール遊びに関する啓発を行うため、大きな看板を3月に設置するとともに、適正なボール遊びに向けた注意喚起を行うよう、人丸小学校にお願いをしたところです。このたびのご意見を踏まえ、再度、人丸小学校に注意喚起を行うよう、お願いをいたしました。また、自治会へも同様の注意喚起をお願いするとともに、市としてもパトロールの際に迷惑なボール遊びを発見した場合は、声掛けによる注意喚起を行ってまいります。今後も、市民の皆様へ安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。都市整備室緑化公園課 明石市立学校では、学校内だけでなく、放課後や休日においても、公共におけるルール・マナーについて、一般の方や地域に迷惑をかけないように指導をしているところです。人丸小学校では放課後の校庭の開放をしています。今後、人丸小学校におきましては、今回頂いた情報を共有し、一般の方や地域の方々にご迷惑をおかけしないよう、再度、公共の場所における球技遊びについて学校で指導を徹底するよう周知してまいります。よろしく願いいたします。学校教育課	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039 学校教育課/078-918-5055
292	令和6年7月	ガードレール設置について	浜国718号線にガードレールを設置して頂きたいです。坂道でカーブなので、昨日も車の事故があり、ガードレールが壊れていました。ガードレールがあることにより、もし歩行者がいた場合、守られるかと思えます。歩道もポコポコな所もあるので、それも同時にお願いしたいです。	県道明石高砂線(718号線)は県道となります。頂いたご意見を管轄する東播磨県民局 加古川土木事務所 明石街づくり対策室(078-912-3377)に情報提供させていただきます。以上、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
293	令和6年7月	大蔵海岸の警備について	海開きがまだで遊泳禁止にも関わらず、水着で海に入っている親子がいるのに警備員は注意をしません。「見かけたら注意や放送を流す」と言いますが、その他禁止行為(喫煙、バーベキュー後の騒ぎ)をしていても一切改善されてません。警備員の研修など実施されてはどうですか。	ご指摘の内容につきまして、事実確認できませんでしたが、海水浴期間以外でも波打ち際で足をつけて楽しんで頂くことは可能となっています。公園利用者による禁止行為を見かけましたら、引き続き注意するとともにマナー向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
294	令和6年7月	上が池公園の植え込みについて	公園を植え込みで囲うと見通しが悪くなり、子供の防犯上危険です。特に、上が池公園は人の身長ほどあり、ちょっと引き込まれたら周りから見えません。見た目の綺麗な公園もわかりますが、子供の安全に配慮して防犯カメラを設置するか、見通しの良さを考慮して欲しいです。	現地確認を実施したところ、公園外周の植え込みが成長し、部分的に見通しが悪くなっていることを確認いたしました。公園外周の植え込みについては、良好な景観形成に加え、子どもが公園から道路に飛び出すことを防ぐといった役割があることから、見通しが悪くなった部分について、剪定を実施いたします。また、防犯カメラにつきましては、上ヶ池公園においては、既に2基設置しており、新たな設置については、公園の利用状況などを踏まえながら、検討してまいります。今後も、市民の皆様へ安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
295	令和6年7月	JR魚住駅ロータリー優先駐車スペースでの件	JR魚住駅で、車椅子の親族の乗降の為に優先スペースに停めていると、たこバスに何度もクラクションを鳴らされ、車を移動するようにと手で合図をされました。何度も鳴らされたので一度車を移動させ、たこバスの運転手の方に車椅子ユーザーが乗降する旨を伝えましたが、「車の後ろに車椅子のステッカーを貼っていないから一般車両だ。たこバスの発車時刻なので迷惑だった。」と言われました。市が運営しているバスなのに、同じ市民でも身体が不自由なことで差別を受けたようなとても残念な気持ちになりました。市のバスとして、安全、便利でみんなから愛され誇れるバスであって欲しいです。	この度は、JR魚住駅ロータリーでのTacoバス乗務員の対応につきまして、ご不快な思いをさせてしまい大変申し訳ございませんでした。また、車椅子ユーザーの方の乗降を待つことなく、クラクションを鳴らしてしまった点につきましても、大変申し訳ございませんでした。なお、ご指摘いただいた件につきまして運行事業者に確認いたしました。運行事業者によりますと、降車場で乗客を降ろしたTacoバスを乗り場に付けようとした際、ロータリー内には多くの送迎の車両や、他ルートのTacoバスが停車していたため、お客様の車両を避けた状態で待機することも、バックで寄せることもできない状況でありました。また、普段は可能な限り乗降を待つこととしておりますが、次便の発車時刻が迫っていたことなどから、やむを得ずクラクションを使用してしまった、とのことでした。今後につきましても、地域の皆様から親しまれるTacoバスになるよう、運行事業者と取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	都市整備室都市総務課/078-918-5037
296	令和6年7月	南畑歩道橋について	総額何億円もかけて工事をして、多々やり直し修正に相当な金額をかけているそうですが、明石市の失態ではないですか。税金なら最終総額はどれほどになるのでしょうか。多数の市民が疑問視しています。	南畑歩道橋については、現下の社会情勢により工事が長期化し、ご迷惑をお掛けしておりますことお詫び申し上げます。現在、歩道橋本体の工事は概ね完成し、照明や歩道橋周辺の工事等を残すのみで、令和6年秋ごろ開通を予定しております。当該事業費については、当初、総事業費約16億円でスタートしましたが、現在、最終の工事が未完成で、精算が完了していないことから、最終の総事業費は確定していないことをご了承願います。また、現場精査の結果、当初計画していた工法を変更するケースもございますが、その際はJR、施工業者等と事前に協議し、適切に工事を進めており、予算についても、市議会の承認を得て適正な執行に取り組んでおります。ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課/078-918-5034
297	令和6年7月	大久保町西脇北側の私道が廃道となる表示の件	当該地の宅地化が進んでいますが、廃道となる看板が突然掲示されました。長年当該私道を利用して通勤通学する方が沢山いますが、私有地の場合、所有者は自由に廃道して良いのでしょうか。小学校の通学路であり、明石市はどのように考えておられますか。	ご相談いただいた内容に関して該当小学校へ確認を行いましたところ、通学路としていた私道は、持ち主のご厚意によって長年使わせていただいていたおり、私道に建設を行うことは、昨年度、業者を通して該当小学校へ連絡があったとのことです。各小学校区の通学路は学校長が決めておりますので、この度の工事開始に伴い「通学路として、山手環状線の歩道へとつながる県営金ヶ崎団地沿いの歩道を利用してください。」と保護者に対しての周知を行っています。今後とも、本市教育にご理解、ご支援くださいますよう、お願い申し上げます。	学校教育課/078-918-5055
298	令和6年7月	2号線の拡幅工事について	川崎重工から西明石駅まで2号線はいつ広がるのでしょうか。	国道2号(川崎重工から西明石駅まで)の道路拡幅工事の今後の予定ですが、当該区間は国道でございまして、管轄が兵庫県加古川土木事務所明石街づくり対策室となっております。詳しい内容をお知りになりたい場合は、直接、兵庫県加古川土木事務所明石街づくり対策室(電話078-912-3377)にお問い合わせをお願いいたします。ご理解いただけますと幸いです。今後ともよろしくお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課/078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
299	令和6年7月	消火栓標示カンバン(柱)	松ヶ丘5丁目の消火栓の位置が、水道管の入れ換え工事に伴い、標示看板(柱)とズレが生じています。見直しをお願いします。	現地を確認したところ、ご指摘の地域につきましては、昨年度から水道管配管工事が実施されており、工事に伴い消火栓の位置が変更されている場所が確認できました。 消火栓標識柱は、消火栓の位置を示すことで円滑な消防活動を確保するため設置しており、設置する場合は消火栓から5メートル以内の位置としておりますが、道路や周辺の状況により設置が困難な場合があるため、すべての消火栓に消火栓標識柱が設置されているものではありません。また、消火栓標識柱は経年劣化や腐食による倒壊の危険性があること、及び現在は消防車両の車両動態表示装置(AVM)の地図画面に消火栓の位置が表示されていることから、古い消火栓標識柱は順次撤去を行っております。 今回ご指摘の消火栓標識柱は、民間企業が設置しているもので、設置企業と協議し撤去する方向で対応したいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	警防課/078-918-5271
300	令和6年7月	大久保中央体育館のトイレについて	年に何回か利用するのですが、女性用トイレに洋式便器が少なく困っています。今はスポーツする方も高齢者の方が多く、和式が使えず洋式が空くのを待っておられます。 播磨町や加古川市の体育館でも改修していて、洋式便器が増えています。ぜひ、検討してください。	ご指摘にあります明石中央体育会館の女子トイレの洋式便器については、各競技場の女子更衣室隣のトイレに1基ずつ、第一競技場前のメイントイレでは2基の洋式便器を設置しております。あわせて、1階と2階それぞれの多目的トイレには洋式便器を設置しておりますので、ご不便をお掛けしますが、空いているトイレをご利用いただきますようお願いいたします。 なお、トイレの洋式化等の改修については、みなさまに快適にご利用いただけるよう、現在検討を進めているところです。 今後も、市民の皆様へ安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課/078-918-5039
301	令和6年7月	江井ヶ島駅前の交差点についての要望	山陽江井ヶ島駅南側の交差点が三叉路なのですが、郵便局側の道から北へ車で向かおうとすると、大変見通しが悪く、一時停止後の左右確認が充分に行えない状況です。いくら車が注意をしても、いつ車同士の事故が起こってもおかしくないと感じています。 交差点にカーブミラーの設置をお願いします。	カーブミラーに関するご要望につきましては、周辺地域の意見を尊重し、とりまとめている地域の自治会等からお受けすることとしておりますので、一度、地域でご相談頂きますようお願いいたします。 なお、自治会等から頂きましたご要望につきましては、道路現状の判断などからご要望に沿うことができない場合もありますのでご承知おきください。 以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課/078-918-5034
302	令和6年7月	たこバス	狭い道ではお互いの譲り合いが大事なのに、どんどん突っ込んでくるたこバス運転手。こちらは電柱や家の外壁に当たりそうになるぐらいよけているのに、こちら側も見ないで進んで来て怖い思いをしました。 少しバックをしたら余裕が出来るのに、常識はずれていませんか。	この度は、たこバスの運行に際し、ご不快な思いをおかけし誠に申し訳ございませんでした。 お申し出いただいた件につきましては、西明石北ルートを運行する神姫バスのみならず、たこバスの全運行事業者と共有するとともに、より一層の安全運行に努めるよう依頼をいたしましたので、何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。	都市整備室都市総務課/078-918-5037

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
303	令和6年7月	海浜プール前に停車するバスの増便の要望	明石海浜プールに公共交通機関のみで行こうとすると、たこバスの最寄りの停留場から最低でも徒歩14分かかります。現在の暑さでは道中に熱中症をおこしかねません。 たこバスでも神姫バスでもどちらでも結構ですので、利用客が利用しやすい形で、海浜プール前に停車するバスを、7月から8月の間限定で増便いただけませんか。人手不足の折に無理を申しますが、よろしくお願いします。	この度は、明石海浜プールへの交通アクセスにつきご不快な思いをおかけし申し訳ございません。 たこバスは、西明石以西の路線バスが運行していない地域において、鉄道駅と地域を結ぶ交通機関として、全15ルートで運行しております。 お問合せいただきました明石海浜プール近辺につきましては、山陽バスが運行しているエリアであることから、たこバスの導入については慎重な検討が必要と考えておりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。 つきましては、山陽バスより以下のとおり回答がありましたのでご確認くださいませ。 (山陽バス) いつも山陽バスをご利用いただきましてありがとうございます。 当社二見線につきましては、非常に厳しい収支状況が続いており、乗務員も充足していない中、増便などの対応は難しい状況です。 何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。 明石市としましても、バス事業者と連携し、利用促進等、路線や便数の改善に引き続き取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
304	令和6年7月	明石市民プールへの交通手段について	明石市の市民プールは設備が整い規模も大きく素晴らしいですが、交通アクセスが悪すぎ、自家用車で訪問する前提になっています。 せめてプールシーズン中だけでも、東二見駅からの往復バスなど設定できませんか。	東二見駅など、明石海浜プールの最寄りの駅から、往復バスを運行するとなると、バスのリース料、運転手の確保といった運行コストの問題や、需要の見込などの様々な課題があり、現時点において、往復バスを運行することは難しいと考えております。往復バスの運行をはじめ、明石海浜プールの利用者サービスの向上については、引き続き利用状況等を踏まえながら検討してまいります。 今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用いただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
305	令和6年7月	踏切前道路歩行危険	歩道に絶えず駐車している車があり、人、自転車は走行中の車と駐車している車のスレスレを通ります。踏切手前のため、車は踏切待ちを嫌いスピードを出して走行します。この近辺はお年寄りや自転車の通行が多く大変危険です。以前にも投稿していますが、未だ改善もされず放置されたままの状態です。 いつかは駐車し続けている車と走行中の車と人が接触して大事故となります。	再度お問合せの内容を加古川土木事務所にお伝えしました。加古川土木事務所からは駐車状態を現認し、明石警察署に相談を行っている聞いております。 市は県道を管理する権限がないため、県道管理者又は明石警察署が対応することとなります。市としては各管理者に対して内容をお伝えし、対応を促して参りたいと考えております。 以上、ご理解の程よろしくお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
306	令和6年7月	道路の補修依頼	たこバス西明石北ルート of 道路ですが、車のすれ違いができない狭さにも関わらず、通り抜けに使われており交通量が多く非常に危険です。最近住宅も増え、一部小学生の通学路にもなっています。せめてむぎ出しの用水路に安全な蓋をし、水たまりができる道路を補修し、自転車や徒歩の人が安全に除けれるようにしていただきたいです。	側溝の蓋掛けについては、通学路等における安全対策の1つとして実施し、地域・学校等と情報共有を図りながら、危険性の高い箇所から対策を行っております。 電柱の移設や側溝の蓋掛けは歩行空間の確保や車の脱輪防止といった効果が期待される一方、道路幅員が広がることによる通り抜け車両の増加、車の走行速度の上昇や、車の走路が民地側に寄ってくるといった課題が発生する可能性があることから、沿道にお住まいの方のご理解が必須となります。このような生活道路の安全対策及び舗装補修の依頼については、周辺地域のご意見を尊重し、地域意見を取りまとめている自治会から要望書をいただいた後、検討を進めさせていただいておりますので、一度、地域でご相談いただきますようお願いいたします。 なお、自治会等からいただきました要望につきましては、道路現状の判断等からご要望に沿うことができない場合もありますのでご承知おください。以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
307	令和6年7月	住居専用地域における飲食店の営業、用途について	何度こちらから店舗の違法について通報等しても対応してもらえません。そちらの部署が店舗面積は違法と認識しているとメールしてきたことをこちらとしては遵守させてもらいたいただけなのですが。回答お願いします。	当課に違反建築物に関する情報提供があった場合は、現地確認を行ったうえで違反の有無やその内容を調査し、必要に応じて所有者に対し、その是正を求める等の指導を行っていくこととなりますが、個別案件にかかる具体的な対応状況等につきましては、違反の有無を含め、個人情報保護の観点から、お答えすることができません。 ご理解いただきますようお願い申し上げます。	住宅・建築室建築安全課 /078-918-5046
308	令和6年8月	駅前の整備工場について	駅前の整備工場では、車を踏切近くの片側に停めているため、踏切での一時停止と、路上駐車を避ける車で渋滞し大変危険です。また、店の騒音もひどいので厳しく取り締まって欲しいです。	ご指摘の箇所は県道であるため、いただいた内容を県道管理者である兵庫県 東播磨県民局 加古川土木事務所と、駐車と騒音に関して明石警察署にお伝えします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
309	令和6年8月	旧西国街道、県道718号と市道明石中央12号の交差点付近の「ひだりおおさか、みぎひめぢ」道標について	明石には旧西国街道の本宿があり、本宿付近はまっすぐ見通せる道にしていなかったことから、この道標も少なくとも江戸時代にはあったと思われます。それにもかかわらず、道標の付近には案内板や解説もなく駐輪場があるだけで、貴重な史跡であるにもかかわらず放置されている現状はもったいなく感じます。付近には人気の玉子焼き店もあり、多くの観光客が通る場所でもあります。大名行列も通った昔の幹線道路である、旧西国街道の本宿があった町という歴史的な観点からも明石を紹介できますし、史跡の保護にもつながると思いますので、こちらの道標について案内板の設置や保護に関して検討して頂ければと思います。	江戸時代になると幕府は全国の街道を整備し、街道沿いの各藩は宿場や本陣、渡しなどを設け往来の便宜を図りました。明石市域では、大蔵谷と大久保、清水(長池)に宿場を設け、それぞれに本陣・脇本陣・旅籠屋などがあり、参勤交代の大名やその家来、また、寺社への参詣に向かう庶民たちで賑わっていました。 道標は、このような通行人への道案内のために方角や距離などを記して、交差点や見通しが利かない所に建てられた標識です。これらは、近年では、道路整備などに伴い、行方不明になったものや移動されたもの、建っている方向が変わったものなどがありますが、地域の暮らしの遷り変わりを伝える貴重な歴史文化遺産として大切に保存していきたいと考えています。 こうした道標については、市内には石造の道標だけでも40基程現存しますので、道標の1基ごとに案内板を設置するのではなく、道路の線上の物をひとまとめに説明した案内板をしかるべき場所に立て、啓発を行っていくよう検討してまいりますので、ご理解の程をお願いいたします。	文化・スポーツ室歴史文化財担当/078-918-5629

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
310	令和6年8月	明高下交差点から歩道を駆け下りる危険な自転車への対策	明高下交差点から東野町交番付近までの細い坂道を、危険な速さで駆け下りる自転車を度々目撃します。特に朝夕の通学・通勤時間に多く、バス降車時や歩行時に背後から突然すり抜けていきます。大きな事故を防ぐためにも、「走行危険」「自転車を降りて通行」等の注意・啓発をお願いできませんでしょうか。	当該道路は自転車通行可の歩道ではないため、自転車は原則、車道の左側を走行する必要がありますが、8月16日(金)に当課職員が現地を確認したところ、歩道を走行する自転車が複数見受けられました。つきましては、お寄せいただいたご意見を明石警察へ情報提供するとともに、当該道路を通学路として利用する県立明石高校にもお伝えし、生徒に周知いただくようお願いしております。今後も市民の皆様が安心して安全な生活が送れますよう、交通マナーの意識向上に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。なお、今回お問い合わせいただきました内容について時間帯や場所等の詳細を教えていただけたら、明石警察署にも情報提供を行い、取り締まりやパトロールの強化をあらためて要望いたしますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036
311	令和6年8月	公園有効利用	当方高齢者で、明石住吉神社へ運動を兼ねてよく散歩をします。子供用遊具があり、親子でよく利用されている様に思いますが、一緒に来られている高齢者の方々はベンチに座っているだけで何か物足りなさを感じます。中国の映像で見られる高齢者向け健康器具の様なものがあれば、子供、孫と一緒に自分自身の健康に少しは良いのではと考えます。一考をお願いします。	明石市の公園に設置された遊具も老朽化が進んだものが増えつつあり、適宜、更新(撤去、新設)を行っています。更新の際には、地域住民のご意見を聞きながら選定を行っています。公園は、以前には、子供たちが遊ぶところという認識で、遊具の設置など整備が進められてきましたが、昨今、健康志向の高まりに合わせ、ウォーキングを含め、幅広い方々に利用いただいており、健康遊具を設置している公園もございます。この度いただきました貴重なご意見を踏まえ、引き続き健康遊具につきましても、検討してまいります。今後も、市民の皆様が安全安心で快適に公園を利用いただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
312	令和6年8月	公園遊びについて	先日、公園でサッカーをしていた子供たちのボールが柵を越え、車に当たりました。運転手に注意を受けたことにより、子供たちは公園を避けるようになりました。子供時代に体を動かす事の大切さを説いておきながら、遊べる場所がないのはいかがなものでしょう。車や家が傷つく事が無いよう、老若男女、みんなが安心して気軽に遊べるような公園作りを希望します。迷惑のかからないボール遊びや配慮を「子どもたちに対して」求めるのではなく、またお金を払ってコミセンのスポーツクラブに入れるのではなく、子どもたちが全力で遊べる公園整備を、環境を整えることを、今一度検討して頂けませんか。	緑化公園課が管理する市内の公園について、公園のフェンスに向かってボールを蹴ったり、硬いボールを使用してのボール遊びなどは、近隣の住宅や周囲の公園利用者に迷惑となるため、禁止としております。しかしながら、周囲の公園利用者に配慮するなど、マナーを守ってご利用いただくボール遊びについては、禁止としておりません。一般的な公園において、公園の周囲にネットや高いフェンスを設置すると、ボール遊びが、より激しくなり、ネットや高いフェンスを設置したにも関わらず、ボールが公園の外に飛び出すといったことがございます。それだけではなく、ボール遊びが激しくなり、小さな子どもが遊ぶことができなくなるといったことが想定されております。こうしたことから、一般的な公園においては、様々な世代が多様な目的で利用できるよう、ネットや高いフェンスを設置しないこととしております。一方で、子どもたちが全力で遊べ、こどもから高齢者まで、みんなが安心して気軽に遊べるような運動公園として、昨年4月に17号池魚住みんな公園をオープンいたしました。有料公園施設である「みどりのグラウンド」や「多目的グラウンド」を無料で利用できる一般開放日も設けておりますので、ぜひご利用ください。今後も、市民の皆様が安全安心で快適に公園を利用いただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
313	令和6年8月	ビルの解体工事について	大久保町のビル解体工事がはじまりましたが、古いビルなので石綿が断熱材として使用されていないか心配です。解体業者に石綿の飛散防止の処置の指導など十分にされているでしょうか。	お問い合わせのあった解体工事について、石綿の飛散防止対策の制度等と合わせてご回答いたします。 建築物や工作物を解体、改修する工事を行う場合は、石綿含有建材の有無について事前調査を行うことが大気汚染防止法等により義務付けられています。 また、工事の規模により市への届出も義務付けられているため、当該解体工事については、適正に届出が行われています。 届出内容によると、調査の結果、ご心配されている断熱材等の飛散性の高い石綿の使用はありませんでしたが、外壁の塗材に石綿が含有していることが確認されています。 断熱材や耐火用の吹付石綿等は、劣化すると剥がれ落ちて周辺に飛散するなどの危険性がありますが、塗材の中に含まれる石綿に飛散性はなく、通常の状態では周辺への影響は全くありません。ただし、解体作業時に飛散する可能性があるため、事前に除去することが義務付けられています。 除去作業については、法や条例により作業基準が定められており、市では届出にあわせて提出された作業計画書の内容を確認し、作業基準を遵守した適正な作業であるかを確認しています。 その他不明な点等ありましたら、環境保全課までご連絡ください。 よろしくお願いいたします。 環境室環境保全課	環境室環境保全課 /078-918-5030
314	令和6年8月	大蔵海岸公園での釣り糸ポイ捨てと鳩虐待問題について	大蔵海岸公園のペランダ護岸で、釣り人が放置した釣り糸や針で鳩が傷つけられる問題が起きています。現地では、鳩たちを救いたいと釣り糸類のゴミ拾いやレスキューならびに啓発活動をボランティアで行って下さっている方がいますが、いまだ当たり前のように釣り糸が放置されている現状です。 大蔵海岸公園ではそのような状況をみかね、「釣り糸や釣り針は持ち帰ろう」と記されたポスターやゴミ袋を設置するようにされたと思いますが、訴え力が弱すぎて全く役に立っていないとしか思えません。 公園の公式サイトには、禁止事項として、犬のフンの放置を記載しておられますが、何故釣り人に対して、釣り糸や釣り針の放置禁止を呼びかける案内をされないのでしょうか。早急に対応して頂きますようお願いします。	大蔵海岸での釣り人による釣り糸や釣り針などのごみの放置につきましては、啓発看板の設置をはじめ警備員の巡回やボランティアを行って下さる方の啓発活動等により、ごみの持ち帰りの周知を図っているところですが、マナーの悪い一部の利用者の対応に、本市としましても大変苦慮しているところです。 今後につきましても、釣り関係団体と連携したマナー向上の取り組みやホームページを活用したごみの持ち帰りの啓発を行ってまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。 海岸・治水課078-918-5042	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
315	令和6年8月	八木海岸における放置ボートについて	海岸東寄りに複数のボート等が放置されています。 撤去の指導、もしくは撤去をお願いします。	お問い合わせいただきました場所の管理者は兵庫県となっています。ご要望につきましては本市より申し伝えておりますが、何かございましたら、下記までお問い合わせくださいますようお願いいたします。 お問い合わせ先 兵庫県東播磨県民局 加古川土木事務所 管理第2課 079-421-9375	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
316	令和6年8月	設置場所が危険なたこバスのバス停について	長坂寺会館前のバス停が、横断歩道の直近に設置されています。たこバスが停車した場合、横断歩行者が死角となり、後方から走行してきた運転者からは見えません。 道路交通法では、横断歩道の側端から10メートル以内の場所は、車両の駐停車禁止場所となっています。特別なことで許可されていると思われるのですが、特にこの横断歩道は、錦ヶ丘小学校の児童が利用しています。 交通事故を防ぐために、バス停の位置の変更を検討してください。	ご指摘のあった(9)錦が丘ルート「長坂寺会館」バス停については、市としてもその危険性は認識しており、現在、移設に向けて関係各所と協議をしているところでございます。今年度中の移設完了に向けて取り組んで参りますので、何とぞご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
317	令和6年9月	西明石駅南側の再開発について	西明石駅南側周辺は廃墟が多く、再開発に注力、援助していただきたいです。現在付近の施設を利用していますが、隣が廃墟で前の道路に潰れた害虫や、鳩も住み着いておりとても不衛生です。短期的な解決としては、その建物が利用再開できれば良いのですが、駅南側自体に退廃的な雰囲気があるため、個の力では街の広域再建は難しいと思います。 再開発がしやすい環境づくりをお願いいたします。	本市では、西明石地区の活性化に関しまして、2020年12月にJR西日本とまちづくりに関する協定を締結し、連携しながら取組を進めております。具体的には、本市は西明石駅南側に新たな駅前広場と、そこから明姫幹線(国道250号)までのアクセス道路(両側に巾4mの歩道のある幅員16mの道路)、駐輪場及び地域交流拠点〔西明石地域交流センターicotto(いこっと)〕を整備するものです。JRは、改札口を備えた駅ビルと社宅用地を活用した宅地開発を行います。 西明石駅の南側地域については、これらの事業により一定の活性化が図られ、新たな賑わいを生み出すことができ、その中でこの度ご指摘いただいた空き店舗などの解消も図られるのではないかと考えております。現在の計画では、2026年度にJRの駅ビルや市の駐輪場、駅前広場(暫定整備)及び地域交流拠点をオープンする予定となっております。今後も引き続き、西明石地区の活性化に向けて取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 ＜参考情報(広報あかし 2023年2月1日号)＞(西明石のまちづくり動き始めました) https://www.city.akashi.lg.jp/shise/koho/kohoakashi/2023/documents/20230201_p2-3.pdf	プロジェクト推進室プロジェクト担当/078-918-5283
318	令和6年9月	除草について	JR魚住駅から、明石市道魚住100号線の道の除草をお願いします。	先般本市職員が現地を確認し、委託業者に除草を依頼しました。但し、現在委託業者が繁忙期でございまして除草が完了するまでお時間をいただく可能性がございます。ご理解をいただけますと幸いです。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
319	令和6年9月	西明石駅 西口ロータリーを広くして欲しい。	西明石駅西側のロータリーは4台ほどしか停められないため、前の道路が渋滞して危ないです。タクシーとバスのロータリーが大きすぎるので、縮小して一般車枠を拡大して欲しいです。	ご要望いただきましたJR西明石駅西側の一般車両用のロータリーにつきましては、本市が整備を行った際に①公共交通の利用を促進し、渋滞緩和や環境負荷の軽減を図ること、②公共交通と一般交通の混在を避け、安全性、定時性の確保を図ること、③バリアフリーに配慮し高齢者等の交通弱者が安心して利用できる施設とすることを方針とし公安委員会をはじめとする関係機関と協議を行い、バスやタクシーの公共交通を東側に、一般車両用の停車スペースを西側に整備しました。 ご指摘の通り一般車両用のロータリーはバス・タクシー専用の公共交通ロータリーに比べると面積が少ないことから停車台数も限定されますが、違法駐車や長時間の停車が無くなれば、現在のロータリーは乗降場としての一定の機能を確保できるものと考えております。 現在、在来線と新幹線を連絡する通路の南側にJR西日本が整備する改札を含む駅ビルの整備にあわせ、明石市は駅前広場及び道路を整備する事業を実施しております。南口の駅前広場の整備による交通の流れの変化や南口整備に伴う新幹線口の駅前広場の交通状況も踏まえながら、利用しやすい駅前空間の整備に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
320	令和6年9月	公園でのラジコンヘリ(ドローン)の使用について	明石市の公園ではドローンの飛行が原則禁止ですが、改善を検討していただきたいです。騒音や安全性に関する苦情が主な要因とありますが、近年の航空法改正が改正されました。飛行には機体の飛行に伴って機体の登録が必須となり、安全性に問題のある機体は登録段階で排除され、住宅街などでは基本的に飛行できなくなりました。また飛行場所に問わず機体情報や位置情報を発信するリモートIDの搭載も原則義務化され、自治体としてドローン等の飛行状況を把握することも容易なはずで、また騒音に関しても、技術の進歩に伴って電動化や小型化が進んだため、動力やサイズに関するルールを定めれば解決できるはずで、ラジコンクラブなど近隣にそのようなクラブがない状況ですので、その点も踏まえて、公園などに限らず現在明石市にラジコンヘリを飛ばせる場所があれば教えていただきたいです。なければ一部の公園の一部の区画、限られた日や時間帯などでも、必要なルールを定めたいので現在の原則飛行禁止のルールを少しでも緩和していただきたいです。	明石市の公園におけるドローンやラジコンヘリ等の飛行については、原則禁止としております。都市公園条例で他人に迷惑をかける行為又は危害を及ぼす恐れのある行為は禁止されており、ドローンやラジコンヘリ等の飛行はそれに該当すると考えております。 また、国土交通省のHPで掲載されている無人航空機に係る事故についても、年間90件を超える報告があり、公園の利用者や近隣住民の安全を考えると、現時点においてルールを緩和することは難しいと考えています。 なお、市内の公園以外での飛行については、その土地の所有者や管理者から許可をもらう必要があり、緑化公園課においては、現時点においてドローンやラジコンヘリ等を飛ばせる場所は把握しておりません。 今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
321	令和6年9月	交差点内の白線について	明石市内の交差点では、交差点内の右折時の右折待ち停止線が完全に消えている個所が何カ所か見られます。人口の増加で、人も車も大変多くなっており、交通安全の為に至急塗り直していただきたいです。	明姫幹線、国道2号及び明石神戸線は兵庫県の管理となる為、東播磨県民局加古川土木事務所、及び明石警察に情報提供させていただきました。 また、明石警察に確認したところ、兵庫県下において原付の2段階右折停止線は塗りなおさない方針とのことです。 停止線や横断歩道等の交通規制表示は、警察が順次塗りなおしていますが、薄くなっている場所等ありましたら明石警察署にご相談をお願いします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
322	令和6年9月	17号池魚住みんな公園入り口の歩道橋設置について	17号池魚住みんな公園に国道2号線西側から行くには、入り口より東側の長坂寺西交差点か、西側の清水東口交差点の横断歩道を渡らなければ行けません。しかし入り口付近の交通量の多い国道2号線を無理な横断をする歩行者が多く、危険な状況が発生しています。公園入り口付近に歩道橋の設置、または歩行者用横断歩道の設置を要望いたします。	当該公園前における横断歩道や信号機の設置について、道路管理者である兵庫県や信号管理者である警察と協議を重ねてきました。協議の結果、横断歩道の設置は、隣接する信号機との距離が原則として150m以上離れていること、国道南側歩道の連続性が確保されていることが要件とされています。国道2号南側歩道の連続性を確保するためには歩道未施工区間の歩道整備が必要となりますので、喫緊に対応することが困難な状況です。そのため、はり紙などを設置し、横断しないよう呼びかけております。また、魚住小学校や魚住幼稚園に、国道2号を横断しないよう指導のお願いをしており、保護者の方に向けては、乱横断の禁止や信号機設置位置での横断を啓発する文書をお渡ししております。今後も、市民の皆様が安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課・078-918-5039
323	令和6年9月	除草依頼と中学給食	わんぱく公園西側南北道の除草を定期的にお願います。 また、中学校給食がまずい時が多いとのこと。教育委員会にお伝えください。	こちらで現場の状況を把握しており、既に委託業者に作業指示を済ませている路線でございまして、9月30日(月)に現場の除草を完了しています。今後も必要に応じて定期的に除草を行ってまいります。ご理解をいただけたら幸いです。よろしくお願いたします。 道路安全室道路整備課 中学校給食については、小学校給食と同様に文部科学省の「学校給食摂取基準」に基づき必要な栄養価が摂取できるよう献立を作成しています。また、献立内容については、味を含め、基本的には、小学校給食の献立をベースにしたものとなっていますが、様々な意見を献立内容に反映させるために、学校長、PTA、栄養教諭、食育担当教諭等で構成された献立調理委員会において、献立に関する意見を伺うほか、学校長の検食時の味に関する記録や、各学校に配置した栄養士からの生徒の意見等の記録を集約し、それらをできる限り献立内容に反映できるよう取り組んでいます。一方で、中学校給食の味付けについては、味噌やしょうゆ、食塩の量を少なくするために、削り節・煮干し・昆布でしっかりと出汁をとり、旨味を十分に出すなど、調理工程の工夫を行い、薄味でもおいしい給食を提供できるよう努めています。中学校給食の味付けにつきましては、個人の嗜好に関係しているところもあり、喫食する全ての生徒等が満足する味を提供することは難しいところではございますが、今後も生徒や関係者等の声をしっかりと聴きながら、おいしい給食ができるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。 学校給食課	道路安全室道路整備課 /078-918-5034 学校給食課/078-918-5594
324	令和6年9月	たこバスについて	通常は人が待っている位置に乗り口を合わせて停車するものだと思いますが、極端に停留所の手前で停車させる運転士の方がいます。また、西二見駅の乗り場では柵のある場所で停車するため、手押し車を持った高齢者の方が乗れずに難渋していましたが、特に手伝うこともありませんでした。乗客にため口のような口調の方もいますし、コミュニティバスなので、運転士の方にはもう少し思いやりを持っていただきたいです。	お申し出いただいた内容につきまして運行事業者へ報告するとともに、停車位置や接遇について留意するよう依頼いたしました。明石市としましても、皆さまに快適にご利用いただけるよう引き続き運行事業者と共に取り組んでまいりますので、何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
325	令和6年9月	公道で遊ぶ住人に対して(道路族)	家の前の道路を子供の遊び場にしている世帯があります。夕方から暗くなるまで、大人と未就学児が多い時は10人ほど集まり大騒ぎしています。道路遊びの延長で自宅に子供が入ってきたトラブルもあります。道路は旋回用の場になっており、侵入してくるのは限られた車両のみのため、遊び場にしやすいのかと思います。看板を立てる(公道のため遊んではいけない)、手紙の投函など、このような状況を改善できるような働きかけをしていただくことはできないでしょうか。	この度、ご相談いただいた道路遊びは、交通事故にもつながる危険な行為として、市も認識しております。お寄せいただいた内容は、隣接する幼稚園にお伝えするとともに、子どもたちや保護者への注意喚起を要請いたしました。 明石警察署にも情報提供し、パトロール時に危険な行為を見かけた際は指導するなど要請いたします。 また、自治会等の地域団体に相談されるのもひとつの方法だと思います。なお、明石市では保育施設や小学校等において子どもを対象とした交通安全教室を開催するほか、園児の保護者を対象としたミニ交通安全教室を開催するなど、幅広い世代に対する交通安全教育及び啓発を実施しております。 今後も引き続き明石警察署と連携を図り、交通ルールやマナーの向上に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
326	令和6年10月	野々池貯水池における自転車走行について	ランニングや散歩をしている方の間を縫うように爆速する自転車が複数見受けられ、サイクリングコースと勘違いしているかの様な運転走行に危険を感じます。道路交通法の対象ではないと思いますが、事故防止に関しては迷惑条例などの適応はあるのでしょうか。通勤、通学で利用されている方もいるとは思いますが、野々池以外にも生活道路は存在しているので、バイク同様に通行禁止か、自転車走行専用レーンなどを要望します。	市民の皆様にはウォーキングやジョキングを通じて親しんでいただいております野々池貯水池ですが、本市の「水がめ」ともいえる貴重な水源であり、本来は、その性質から厳重に入場を管理するべきものでありますが、業務に支障のない範囲で市民の皆様には開放しているのが現状であります。 野々池貯水池の外周等を利用される場合には、出入り口付近やフェンスに設置している啓発看板(遊歩道につき、自転車はスピードを出さないで！など)により、来場者の皆様のマナーに訴えているところです。 今後、啓発看板の数を増やし、職員が巡回時にこのようなことが発見されればマナーについて指導いたしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	浄水担当/078-918-5068
327	令和6年10月	明石サイクリングロードの安全について	休日になると、明石サイクリングロードは多くのサイクル愛好家が走ります。この場所では、ウォーキングやランニングされたり、各公園では小さい子供たちが浜辺に出る為に遊んでいます。そこで、安全のために、サイクリングロードに中央線と距離表示を要望します。自転車は左走行、歩行者は右走行との注意書きも必要です。 また、宮の先公園の砂場の砂の補給と、消毒もお願いしたいです。	ご指摘いただきましたサイクリングロードは県道ですので、兵庫県加古川土木事務所明石街づくり対策室の所管となります。 この度のお問合せ内容については、兵庫県加古川土木事務所明石街づくり対策室にお伝えしております。 他にも何かございましたら、下記連絡先にご連絡いただくようお願いいたします。 【連絡先】兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所明石街づくり対策室 電話番号 078-912-3377 道路安全室海岸・治水課 ご依頼のありました宮の先公園の砂場を確認したところ、砂が減っていることを確認したため、砂の補充を行いました。また、砂場については、犬猫の糞便対策として、2年に1回程度、清掃と忌避剤の散布を実施しておりますが、手洗いが最も効果的であることから、砂遊び後は手洗いを喚起する看板を設置しております。 今後も、市民の皆様には安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。 都市整備室緑化公園課	道路安全室海岸・治水課・078-918-5042 都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
328	令和6年10月	病院来院者の歩道への駐車について	駅前の病院では高架下に駐車場を設けているが、土曜の午前中に駐車場に入りきらない車が歩道に駐車していることが常態化しており、駅に向かう歩行者の妨げになっています。当該路上を通行する際に、急にバックしてきた車に接触されたこともあり、また歩行者が車を避けて車道に出ないと駅に向かえないため、事故を誘発する非常に危険な状態です。当該医院に直接問い合わせたところ、医院のHPに注意書きを掲載するだけであり、当該道路での具体的な手立てもなく、来院者の歩道への駐車は改善されていません。 市から歩道への駐車を(物理的にも)させない対策を講じるようお願いしたいです。	お問合せ内容に際し、現場確認とともに対応の検討を行いました。まず、病院への注意喚起を行うとともに、違法な駐停車に関しては、明石警察へ情報提供しました。 また、当該箇所における駐停車の対策として、明石市にて歩車道境界ブロック上へ工作物を設置するなどの物理的対策を検討しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
329	令和6年10月	明石市二見線バス廃止について	東二見の山陽バスが2025年4月より廃線になると二見協議会より連絡がありました。毎日車で通勤している方は何とも思わないと思いますが、バスを利用している者たちは非常に困っています。山陽バス側は、明石市に代替えを打診したが、良い回答は無かったと言っていました。今まで垂水区の車庫から明石市まで来て運用していた山陽バスの方々には感謝しかありません。明石市は自身の誘致した土地と工業団地ですが如何お考えなのでしょうか。 今後困る事として 1、二見の駅から市民プールや体育館までは徒歩15分程、奥になると40分程かかり、夏は非常に厳しいです。工業地域のため技術者が多く年配の方も多です。政府は70歳代も働けるなら働けと言う時代ですが、免許も返納しろという時代でもあります。高齢車がバスで来ておりましたが、再び車通勤した時に事故が多くなった時責任はとれるのでしょうか。 2、東二見側の橋は車の通る車道に余裕がなく、自転車は車道を通ると車は簡単に避けられず渋滞になります。また歩道側も自転車が大量には通れず、勿論バスが無くなれば歩く人も多くなり、橋での事故は多くなります。どう責任とられるのでしょうか。 3、駐車場がない 会社にも車通勤向けに駐車場がありますが、これ以上は止められません。路駐が格段に増えますがいいのでしょうか。 4、道が悪い 歩道はボコボコで雨が降れば水たまりが数メートルある歩道もあります。そこを避けるため自転車も歩行者も車道を歩きます。島の中での事故は多発しますが整備して下さるのでしょうか。また15年ほど人工島に勤務していますが野犬を4回ほど見えています。 4、元々家に車がない、これ以上実家に駐車スペースがない社員もおります。 5、今後の求人票 高卒の募集も厳しい中、免許もない学生には交通手段に徒歩40分の会社は応募しても来てくれません。こういった不便さから高卒の働き手が確保出来ず高齢化が進み、工場の不便さから工場を移転や閉鎖が大いに増えると思います。そうなれば明石市の少なからず企業からの税収も減ります。将来を見据えて考えて頂きたいです。 今後の期待として、 1、バスの存続を願います。 2、バスを廃止するのであれば、自転車の通る専用レーン。歩行者の歩く専用レーン。 3、無料の駐車場の配置 明石にも市バスや神姫バスがあるのに二見を走らない理由を教えて欲しいです。止めるのであれば自転車と歩行者の専用の道を確保して下さい。ご検討お願いします。	山陽バス株式会社が運行している二見線ですが、令和6年2月6日に開催しました「明石市地域公共交通会議」において、山陽バスより、運行を休止する方向で検討している旨の報告がありました。 車庫と運行エリアが離れているという構造的な問題から運行の効率が悪く、従前より赤字運営が続く中、昨今のドライバー不足による影響も重なり、運行の継続が困難となりました。山陽バス株式会社の企業を存続させるために経営資源を神戸の垂水・舞子地域に集中させることを目的に、二見線については2025年の3月末の運行をもって路線を休止することを確認しています。 当該路線は、おもに南二見内企業各社に勤務する方の通勤の足としての役割を担っており、産業振興に関わる問題でもありますので、産業部門や南二見内内の企業と連携を図りながら、代替交通手段等について、実現性や持続可能性などを踏まえて検討してまいりましたが、2025年3月31日の運行終了をもって当該路線が休止することが正式に決定しています。 今後につきましては、道路環境について適切な維持管理に努め、歩行者や自転車等が安全で快適に通行することの出来る環境の保持に取り組んでまいります。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
330	令和6年10月	路駐がひどい	鳥羽新田南公園を利用する方の路駐が酷いです。通行の妨げになっているので早々に対処をお願いします。 事故に繋がりがかねません。	公園利用者の路上駐車については、周辺道路の通行の妨げになることや、交通事故などの危険があるため、駐車を遠慮していただく啓発看板を設置しました。 また、巡回の際に路上駐車を発見した場合は、声掛けによる注意喚起を行ってまいります。 今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
331	令和6年10月	発達障害児進路	中学生の娘が発達障害のため、学習(特に積み上げが必要な英語数学)が出来ません。これは努力不足ではなく、発達障害の特性です。今発達障害が増えており、たくさんの生徒が困っています。そこでお願いがあります。 ・中卒の就職率を上げてほしい ・高校受験の科目選択制(得意な科目で勝負させてやってほしい) 発達障害児にも進学できて、勉強するチャンスを。 また勉強がどうしても苦手なら、仕事で能力を生かせる場を与えてあげてください。	中卒者の就職について回答させていただきます。中卒者の就職支援については、ハローワークで支援を実施しております。 ハローワークでは学校からの要請に基づき、生徒の希望に応じた求人開拓や職業相談、紹介状の発行などを行っており、支援した生徒の100%が就職内定しています。また、就職後の定着支援も行っています。 産業振興室商工政策課 【学校教育課:高校受験について】 発達障害をお持ちのお子様は明石市でも例外なく、全国的に多くなってきている現状があり、小学校や中学校でも個に応じた支援や合理的配慮が必要になってきています。兵庫県公立高等学校入学選抜における配慮が必要な志願者については、中学校で行われてきた合理的配慮をもとに個々の状況に応じた特別措置を兵庫県教育委員会の高校教育課で検討していただいております。お問い合わせのあった高校受験の科目選択制につきましては、兵庫県教育委員会の高校教育課が担当課となっておりますので、詳しくはそちらへお問い合わせください。 学校教育課	産業振興室商工政策課 /078-918-5098 学校教育課/078-918-5055
332	令和6年10月	朝霧駅駐輪場のスペース拡大希望	駐輪場の1台分のスペースが狭すぎます。朝霧駅周辺は坂の多い地域であるため、電動アシスト自転車を利用する方の比率が年々高まっているように思います。ですが、駐輪場のスペースは昔のママチャリサイズのまま、チャイルドシート搭載の電動自転車が数台並ぶと、本当にきついです。停め方自体のマナーの悪さも相まって、トラブルにもなりかねない状況です。大型の電動アシスト自転車専用のスペースを分けるか、1台あたりのスペースを広げてもらえないでしょうか。その分、市に入る利用料が減るのは分かりますが、この毎日のストレスが軽減されるなら、個人的には多少値上げしてもらっても構わないと思っています。 定期更新の自動販売機を設置するより、もっとお金をかけるべきところがあるのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり、電動自転車の利用率が高い朝霧駅周辺において、各車両に対する十分な駐輪スペースがなく、ご不便おかけしております。 本市としても、現地確認を行った結果、既設の駐輪枠では朝霧近辺で利用率の高い電動自転車の駐輪需要を満たせていないため、課題があると認識しております。 当該駐輪場については、公益財団法人自転車駐車場整備センターが管理・運営しております。 いただいたご意見を本市より自転車駐車場整備センターへ伝えたと、 「限られた敷地を有効に活用し、できるだけ多くの方々に快適にご利用いただけるよう、1台あたりの駐車スペースの拡大を行うなど、現状に適した管理運営に努める」といった趣旨の回答をいただいております。 しばらくの間、ご不便をかけますが、ご理解いただけますようお願いいたします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
333	令和6年10月	朝霧川沿の歩道の整備を依頼します	朝霧小学校から朝霧中学校にかけての朝霧川沿いの歩道が、ブロックの盛り上がりでかなりガタついています。 交通量もそれなりに多いので歩道をフラットにしてほしいです。	現場確認を行ったところ、朝霧川を横断する橋梁と歩道が交わる場所で盛り上がりと思われる場所を確認しました。 該当箇所をフラットにするためには橋梁を改良する等の大規模な工事が必要となる為、盛り上がりの解消は難しいところです。 また、歩道と車道の切下げブロックを確認しましたが、当該歩道の切下げブロックの段差は比較的小さいため、現在のところ優先的に工事する対象ではありません。 ご意見につきましては、当課のシステムに記録し、今後の整備計画の参考にさせていただきます。 以上、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
334	令和6年10月	ヤマダストア朝霧店前の横断歩道についてと朝霧駅ロータリーについて	ヤマダストア朝霧店前の横断歩道を、押しボタン式か時間帯により点滅信号に変更出来ませんか。 店の出口から左折するとすぐ交差点の為、歩行者の少ない時間帯でも渋滞が発生します。夕方の買い物客と通勤等交通が集中する時間帯など特にですが、ストア前にコンビニもあるので、右折と左折がそれぞれの車線から交錯すると赤信号で膠着状態になります。 次に、朝霧駅前のロータリーに駐停車出来る台数が少ないので、舞子駅のように中央を解放出来ませんか。 夜間、雨の日は特に送迎車が多くなります。満車状態で何周もして待つ事になり危険です。安全面を考慮して停車できる車にもう少しスペースができるよう広げて欲しいです。ご検討お願いします。	①ご意見いただきましたヤマダストア朝霧店前の横断歩道について回答いたします。 ご意見いただいております信号機や横断歩道といった交通規制に係るものの設置権限は警察の管轄となります。 交通規制の実施は沿道にお住まいの住民に影響することから、自治会など地域の声として要望することが必要です。 今回いただいたご意見を市より明石警察署の交通規制係にお伝えさせていただきましたが、上記のとおり交通規制には地域の合意形成が必要不可欠であることから、一度自治会などにご相談いただき、意見を取りまとめたうえで警察に相談されるのがよいかと存じます。 ②次に朝霧駅前のロータリーについて、回答いたします。 「駐停車出来る台数がすくないので、舞子駅のように中央を解放出来ませんか？」についてですが、一般車用ロータリーの整備に際しましては、ロータリーの中央スペースの利活用につきまして地域の皆さまとともに協議や意見交換を行ってまいりましたが、今のところ実施には至っておりません。 また並行して駐車場としての活用についての検討も行いましたが、当該スペースがロータリーの中央に立地することから、交通安全上、出入口を限定する必要があること、また長時間の駐車を抑制するため一定時間後に課金する方式を採用した場合、精算機の配置等により駐車可能台数が限定されるため、採算が取れないことなどから採用に至りませんでした。 一方で、ご意見いただきました神戸市の舞子駅南側ロータリーのように、中央スペースに待機場所として駐車場を設けている事例もありますので、引き続き利用状況を確認し、広場の利便性、安全性の向上について検討してまいります。 何とぞご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
335	令和6年10月	公園について	公園にバスケットゴールを複数設置してほしいです。一部の子が数人で占領しており、使用し辛いことが多いです。	バスケットボールのゴールについては、これまでも市内の数箇所の公園において設置しておりましたが、いずれも住宅が密集した地域であり、ドリブル音などに関する苦情が相次いだことや、ゴールそのものの老朽化が進んだことから、安全確保を目的に撤去いたしました。その一方で、バスケットゴールの設置についての要望を複数いただいていたことから、2018年に明石北わんぱく広場に1基設置いたしました。バスケットボールは、東京オリンピックで3人制バスケットボールが正式種目となるなど、市民の関心も高いことから、今年度は移動式バスケットボールコートを活用したイベントを実施いたします。屋外でのバスケットゴールの設置については、住宅地から距離があり、設置に必要なスペースが確保できることなどが、ゴールを設置する公園の条件となることから、イベントでいただいたご意見を参考に引き続き検討してまいりたいと考えております。今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
336	令和6年10月	JR大久保駅東踏切に歩道を設置して欲しい	JR大久保駅東踏切ですが、南側に住宅が増えたこともあり、年々混雑が増えています。センターラインがない車幅に多数の歩行者や自転車で渋滞が頻繁し、非常に危険を感じます。踏切の横に歩行者用の踏切を設置して欲しいです。	JR大久保駅東側の板額踏切は、朝夕のラッシュ時などの混雑時には、踏切内で歩行者・自転車・自動車が輻輳して通行せざるを得ない状況となっております。市としましても安全な通行の必要性を認識しており、現在、拡幅に向けてJRと協議を進めております。ご理解の程よろしく申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
337	令和6年10月	貴崎5丁目の歩道	ドラッグストア前の歩道が南北二つに分かれていて、南側部分は未舗装で突起物が施されてます。歩行者と自転車を分離するためだと思いますが、大変歩きにくいのでこの部分を歩いている人はほとんどいません。前から自転車が来たときだけ仕方なくこの部分に避けている状況です。歩道に分割線を引いて歩行者、自転車マークの塗装をするだけ分離できると思うのですが、貴崎小学校～東藤江間も含めて改善していただけないでしょうか。	お問い合わせいただいた未舗装の箇所は市が管理する歩道ではなく、ドラッグストア店舗の敷地(民地)になります。いただいたご意見については店舗の管理会社にお伝えさせていただきました。また、「歩道に分割線を引いて歩行者、自転車マークの塗装をするだけ分離できると思うのですが、貴崎小学校～東藤江間も含めて改善していただけないでしょうか。」とのことですが、当該道路は警察が行う交通規制による普通自転車通行可の歩道ではございません。そのため、13歳未満の児童・幼児、70歳以上の方、車道通行に支障がある身体障害者が運転する場合や、安全上やむを得ない場合等を除いては、自転車は原則車道の左側を通行しなければならないことから、歩道上に自転車の通行空間を示す分割線を設置することはできません。歩行者の安全を確保するため、今後とも関係機関と連携し、交通マナーの向上や自転車利用者に対する啓発等の取組を実施してまいります。以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
338	令和6年10月	自転車レーンについて	自転車レーンのある道路ですが、安全に通行できるかという観点から定期的に点検はされていますか。自転車で車道の左端の自転車レーンを走行していると、街路樹の枝葉が顔の高さにあったり、背の高い雑草が自転車レーンにはみ出している状態をよく見かけます。自動車は自転車のすぐ脇を容赦なく追い抜かしていきますし、そういった障害物自体が身体を傷つけるとそれだけでなく、障害物を避けるために自動車と接触する危険があると思います。もし定期的な点検がされていないのであれば、ぜひともお願いします。	本市では道路の街路樹を維持管理していく中で、街の景観に配慮した剪定や除草を定期的に行っています。また、交差点付近を中心に道路を利用されている方の視距の妨げにならないような剪定や場合によっては伐採を行っています。さて、ご指摘いただきました自転車レーンのある道路ですが、こちらについても自転車も安全に通行できるかという観点で定期的に点検は行っております。但し今回、改めてご指摘をいただいたことを踏まえ、今まで以上に自転車で走行されている方に配慮した街路樹剪定や除草を行ってまいりたいと考えています。今後ともよろしく願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
339	令和6年10月	大久保南側の公園について	大久保駅南側はマンションが林立し、子供の数も多いにもかかわらず、遊具を備えた公園が圧倒的に少ないです。滑り台、ブランコ、砂場の基本的遊び場を備えた公園はなぜないのでしょうか。幼児が安心して遊べる公園の増設を希望します。	本市の公園には、老朽化した遊具など施設が多くあることから、利用者の安全安心を確保するため、施設の更新や修繕に、優先的に取り組んでいるところです。また、滑り台、ブランコ、砂場を全て備えた公園を整備することは、公園の広さや費用など、様々な制約があることから、難しい状況です。幼児を対象とした遊具の設置については、老朽化した遊具を更新する際に、地域の要望などを踏まえながら、検討したいと考えております。今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
340	令和6年10月	鳩の犠牲が後を絶たない大蔵海岸公園の釣り場閉鎖を求めます	大蔵海岸公園での釣り糸ポイ捨てと鳩虐待問題について8月に意見し、公園の公式サイトに禁止事項に釣り糸釣り針の放置問題を加えて頂きましたが、鳩が犠牲になってる事が書かれてないため訴え力は弱く、効果は薄いようです。個人的には明石警察の方にも相談し、釣り糸等を棄てやすい時間帯である夜のパトロールをお願いし実行して下さるとの事でしたが、悲しいかな、抑止力にはなっていないようです。また鳩に餌やりをする無責任な人がいるらしく、それも被害を拡大させています。そもその原因である釣り糸等を捨てるマナーの悪い釣り人が後を絶たないことから、大蔵海岸公園の釣り場はもう閉鎖していただく他ないと思います。これ以上鳩たちの犠牲を出さないためにも、またポイ捨ては犯罪であるという認識を改めて持って頂き、どうか大蔵海岸公園の釣り場閉鎖に向けて動いてください。生き物と環境に優しい明石市であって下さい。	大蔵海岸での釣り人による釣り糸や釣り針などのごみの放置につきましては、啓発看板の設置をはじめ警備員の巡回やボランティアを行って下さる方の啓発活動等により、ごみの持ち帰りを周知しているところですが、マナーの悪い一部の利用者の対応に、本市としまして大変苦慮しているところです。このような中、大蔵海岸ホームページのご利用案内の更新や鳩の足に釣り糸が絡まっているイラストを用いた啓発看板を新たに設置するなど、ごみの持ち帰りの啓発強化を図っています。大多数の方がマナーを守って釣りを楽しまれている状況で、釣りを禁止にすることは非常に難しいですが、引き続き、釣り関係団体と連携したマナー向上の取り組みやホームページを活用したごみの持ち帰りの啓発等を行ってまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	道路安全室海岸・治水課 /078-918-5042
341	令和6年11月	歩道の雑草	朝霧駅北側信号から、明舞保育園までの歩道横の雑草が内側に倒れ、歩行者の通行を妨げています。対応願います。	こちらも現場の状況を把握しており、11月8日(金)に現場の除草を完了しています。今後も必要に応じて定期的に除草を行ってまいります。よろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
342	令和6年11月	山手小学校南側の送迎車について	山手小学校南側の校門前に止める送迎車が迷惑です。学校側は対策して放課後の車はだいぶ減りましたが、朝の送迎やコミセン利用者の送迎で住宅街側から出てくる車と渋滞が発生し、登校中の小中高生も多いため危険です。道路に駐車禁止を書くことはできないでしょうか。	学校周辺の道路は駐車禁止区域となっているため、該当小学校においては、保護者送迎による駐停車は控えるよう周知をしているところです。この度、該当小学校には、近隣への迷惑や安全面への配慮から、保護者へ再度周知を行うよう依頼しております。ご迷惑をおかけしておりますが、今後とも本市の教育推進にご理解ご協力いただきますよう、お願いいたします。 学校教育課 コミュニティ・センター(以下「コミセン」という。)を所管しております、コミュニティ・生涯学習課よりお答えさせていただきます。 山手小コミセンに確認したところ、コミセン来館者の送迎自体が少なく、もし送迎がある場合は学校敷地内または南門の際に駐車してからコミセンに行くため、路上駐車はない状況とのことでした。しかしながら、コミセンが把握していない範囲で路上駐車が行われている可能性もございます。 今後もコミセン使用者による路上駐車がないよう周知徹底してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課	学校教育課/078-918-5055 市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課 /078-918-5004

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
343	令和6年11月	南畑歩道橋におけるプライバシー問題について	南畑歩道橋が開通しましたが、歩道橋の通路において、通行人から住宅内が丸見えでプライバシーもあったものではありません。 歩道橋から見える窓は、昼夜問わず常にカーテンを閉めてなければならなくなりました。目隠しフェンスへの取替え等、プライバシー保護のための対策を要望します。	南畑歩道橋は、地上より高さが約11.0mに設置されています。歩道橋上には転落防止のため高さ1.1mの高欄を設置し、投物防止も必要な箇所については、高さ2.0mになるようフェンスを設置しております。 通行人から住宅内が丸見えとのことですが、改めて現地確認しましたが、歩道橋を通常に歩行している場合、高さ1.1mの高欄部には裾隠し(目隠し)をしているため、見下ろして住宅内を確認することは困難でした。また、上部のフェンス部につきましても、正対して歩行以外の目的で外を眺めることがなければ、フェンスにより周りが見えにくい状態であることを確認しました。 以上のことから通常の地上の道路に比べて、著しくプライバシーを侵害するような構造ではないことから、目隠しフェンスへの取替えは困難であります。一方で歩道橋上での危険行為や覗き見を含む犯罪行為への抑制のため、防犯カメラを設置しています。現在西側(南側)のみの設置ですが、今年度中に東側(北側)にも設置予定のため、明らかに住宅内を覗き込まれるような不審者が確認されましたら、連絡いただければと思います。 ご理解賜りますようよろしくお願い致します。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
344	令和6年11月	明石公園子ども広場について	明石公園は自然に溢れとても素晴らしい公園だと思いますが、子供遊具がある場所が1番北側の為、ベビーカーを押して行くのが大変です。西側の子ども広場に遊具を設置していただきたいです。あそこなら景観も邪魔しないと思いますし、今あるコンクリートの遊び場は危なすぎて遊ばせられません。また、サッカーボール禁止というのも厳しすぎだと思います。あれだけ広い公園、子供たちを思い切り走り回らせてあげたいです。	お問い合わせの明石公園は、公益財団法人 兵庫県園芸・公園協会が管理していますので、公益財団法人 兵庫県園芸・公園協会に情報提供させていただきます。 ご不明な点がございましたら(財)兵庫県園芸・公園協会Tel912-7600までお願いします。 今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
345	令和6年11月	錦ヶ丘西公園横の坂道の雑草について	錦ヶ丘西公園横の急な坂道の手すり下に雑草が生えており、使用される高齢者が使いにくそうです。定期的な管理をお願いします。	現場を確認し除草が完了していることを確認しています。 なお、今後も引き続き道路の適正な管理に努めてまいります。本市の道路においてお気づきの箇所がございましたら、ご連絡いただけましたら幸いです。今後ともよろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
346	令和6年12月	明石市福祉センターへのアクセスについて	家族が西明石駅から福祉センターへのアクセスが悪くなったと言ってます。以前は神姫バスが貴崎経由のバスを運行されてたのですが、今年の春頃から路線が廃止になってしまいました。 乗り換えのバスもあるようですが、なかなか接続が悪く、福祉センターに行かれる方は、お年寄りか障害者がほとんどなので、皆様が困っておられるようです。Tacoバスの運用ができないものかと思っております。ぜひご検討をお願いします。	西明石駅から明石市立総合福祉センターへは、神姫バス株式会社が運行しておりましたが、利用者数の低迷やドライバー不足等により、継続的な運行が困難なことから令和6年3月末を以って運行休止となっております。 しかしながら、当市としましても、路線休止により利便性が下がっていることは認識しており、当該区間の運行再開について引き続き働きかけを続けてまいります。 現在、明石市立総合福祉センター周辺では、神姫バスを中心とした路線バスが運行されており、仮に新たなTacoバスの路線を導入した場合、既存の路線バスの休止や廃止を招く恐れがあるのに加え、輸送可能人員の減少など結果的に交通サービス水準が大幅に低下する可能性があります。また、Tacoバスの新路線導入は運行補助金の大幅な増加が見込まれるため、慎重な検討が必要であり、現時点では路線の延伸・新設の予定はございません。 ご希望に添えず申し訳ございませんが、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
347	令和6年12月	公園の設置について	Tacoバス福里北の北行きバス停看板がある土地を売りに出すようで、その看板を歩道に移動するのかわかれますが、歩道は狭いので危険です。また、近隣は住宅地も増え、小さな子どもも増えていますが、公園もない上に交通量も多いです。そこで提案なのですが、その土地をバス停兼公園として活用できるよう市で管理できないでしょうか。通学路の見守りや、地域の子どもの安全にも繋がります。	現時点において、新たに土地を購入しての公園整備は行っておらず、区画整理事業などで公園用地が確保された場合において、公園を整備しております。こうしたことに加え、当該地は、面積が小さく、また、公園として活用しにくい形状であることから、公園として整備することが難しい状況です。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。 (明石市緑化公園課) 現時点で、関係者等から、福里北バス停の背後地における工事の連絡やそれに係るバス停標柱の移設に関する相談等はお受けしておりませんが、今後、バス停標柱を移設する必要がある場合は、付近の安全に配慮しながら進めてまいります。 (明石市都市総務課)	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039 都市整備室都市総務課 /078-918-5037
348	令和6年12月	大蔵海岸公園で犠牲になってる鳩と釣り問題について	大蔵海岸公園の釣り場で、放置された釣り糸や、針に傷つけられる鳩の犠牲問題を何度か意見している者です。啓発は全く役立っておらず、根本的な対策を求めて釣り場を閉鎖にすべきという意見を前回送らせて頂きましたが、その後担当者からの返信内容があまりに不誠実だと感じたため、再度閉鎖を求めて意見を送らせて頂きました。 その後、釣り場閉鎖に向けて何かしら動いていただけてるのでしょうか。11月13日からベランダ護岸が検査のため立ち入り禁止になってるそうですが、もしかしてそれはその一環ですか。	大蔵海岸公園におきまして、マナーの悪い一部の釣り人の対応に大変苦慮しているところではございますが、地域住民の憩いの場として利用されている地区公園としての役割や公共施設の適切な維持管理の観点を踏まえ、現時点では釣りを禁止することや釣り場を閉鎖することは難しいと考えております。 釣り人に対する啓発やマナー向上につきましては、関係団体と連携しながら引き続き取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。 なお、大蔵海岸の一部立ち入り制限に関しましては、国土交通省による定期点検におきまして、神戸市のアジュール舞子で空洞が見つかったことにより、同区域の構造と類似する構造を有する大蔵海岸におきましても点検を行っているためです。国土交通省からは、点検が完了し、利用者の安全確保が確認されるまでの期間、立ち入り制限すると聞き及んでおります。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
349	令和6年12月	川端公園の雑草について	川端公園の雑草が繁茂しているため、除草をお願いしたい。	現地を確認し、除草の必要ありと判断したため、業者に作業を依頼し、12月18日に作業は完了しました。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
350	令和6年12月	西明石 南畑歩道橋について	いつも南畑歩道橋を綺麗にいただきありがとうございます。周辺のお年寄りから聞いた事ですが、歩道橋の上は風が強いと怖いので、遠回りになるが明姫幹線沿いの高架通路を使うようにしているとの事でした。せっかく大きなエレベーターや、通過しやすい広めの歩道橋にいただいたので、出来ればたくさん利用してもらえよう、使い勝手について周辺住民にフィードバックを貰っていただけたらと思います。もし既にアンケートなど計画されているようでしたら、そちらにも記載させていただきたいと思います。	南畑歩道橋の、使い勝手についてのフィードバック調査についてご回答いたします。いただいたご提案について、現時点で個別のアンケート調査の実施予定はございませんが、南畑歩道橋の利用状況を把握するため、防犯カメラを活用した交通量調査をすでに実施しており、高齢者から小さなお子様まで幅広い地域の皆様に利用いただいていることを確認しております。 調査結果については本市のホームページで公開しており、以下のリンクから詳細をご覧ください。 【歩道橋交通量調査の結果ページ】 (https://www.city.akashi.lg.jp/doboku/dousei_ka/machizukuri/doro/sebi/jigyochiran/minamihatafumikiri.html) 供用開始から間もないことから、引き続きみなさまのご意見をいただきながら、利用状況の確認と把握に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
351	令和6年12月	明南町中公園の出入口について	明南町中公園では、子供たちがよくボール遊びをしており、ボールが出入口を飛び出して車にぶつかります。これに対して対策を要望します。まず、出入口のネットが意味を成していません。物理的にモノが外に飛び出さないようにしてください。ネットの状態を見るにかなり長い間メンテナンスされていないと思います。	ご指摘の明南町中公園の南西出入口のネットは、現地確認したところ、ネットの破れを確認しました。つきましては、ボールが外に飛び出さないよう修繕いたします。今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
352	令和6年12月	ベビーカーでも明石駅に行きやすい工夫を	大蔵谷は子育て世代がたくさん住んでいるにも関わらず、駅にエレベーターがありません。そのため、明石駅にある子育て支援センターやあかしこども広場へ行くために、往復合計1時間歩いています。初めての子育てで息が詰まることもあり、もっとこども広場に行きたいのですが、往復する時間と体力を考えると週1、2回が限界です。子育てしやすい街なら、以下2点を改善していただきたいです。 1点目、明石駅に近い駅(人丸前、大蔵谷)にはエレベーターもしくは、反対ホームへ移動できる手段(駅構内に踏切)を設けてほしいです。 2点目、大蔵谷の改札入ってすぐに階段が3段あります。ここに板を置くなど、ベビーカーを持ち上げなくても明石行きのホームまでいけるようにしてほしいです。何かしら改善をお願いします。	エレベーターの設置等駅舎のバリアフリー化につきましては、これまで、国や兵庫県、明石市および鉄道事業者が連携しながら順次整備を進めてまいりました。 山陽電鉄の駅舎に関しましては、国の方針の中で目標としていた1日あたりの乗降客数が3,000人以上である駅について、優先順位をつけながら取り組みを進めており、現在は市内12駅のうち7駅のバリアフリー化が完了しているところです。 そうした中、山陽電鉄におきましては、令和5年4月より、運賃に別途上乗せし徴収した料金を駅のバリアフリー整備に充当する「鉄道駅バリアフリー料金制度」を活用しており、今後、未整備駅につきましても、同料金制度を活用したバリアフリー整備を基本方針とする旨の報告を受けているところです。 エレベーターの設置等駅舎のバリアフリー化につきましては、多額の工事費を必要とし、一度にすべての駅で整備に着手することは困難であることから、駅ごとの状況、また国や県の支援制度のあり方なども踏まえながら、山陽電鉄とも十分に連携し、市内全駅でのバリアフリー化が早期に達成されるよう取り組んでまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。 なお、大蔵谷駅の改札前の階段について、山陽電鉄株式会社に確認しましたところ、次のとおり回答がございました。 ＜山陽電鉄株式会社＞ 大蔵谷駅改札前の階段につきまして、周辺に十分なスペースがないためスロープの設置は困難な状況です。またご要望のありました板等による簡易的なスロープは、勾配が急となり誤って転落の恐れがあるなど、安全上の問題があるため弊社では採用しておりません。今後も駅全体のバリアフリー化等、抜本対策に向け検討を進めてまいります。ご不便をおかけしますが、事情ご賢察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。 以上が山陽電鉄からの回答でございます。 本市としましては、日々市民の方から寄せられるご意見等について随時交通事業者と共有を図り、今後も公共交通の利便性向上について事業者と共に検討してまいります。ご理解を賜りますようお願いいたします。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
353	令和6年12月	明石北わんぱく広場について	明石北わんぱく広場の閉園時間が12月、1月、2月は午後4時で、学校から帰る時間が午後4時なので、広場へ行こうと思ってもらえません。せめて、午後5時閉園にして欲しいです。	日没時間が早く利用者が少ないことや、小中学生などの自動車以外で来場される利用者のご帰宅の際に、周辺が暗くなり危険もあることから、午後4時の閉場としております。 ご要望にあります開場時間の延長については、現時点においてはご希望に沿うことはできませんが、利用者のご意見や利用状況等を踏まえながら検討してまいります。また周辺地域には、高丘東公園や高丘西公園等もございますので、それらの公園の利用もご検討ください。 今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
354	令和6年12月	朝霧歩道橋のボトルネックの解消について	朝霧歩道橋の南側階段の幅員は、その階段に至る通路部分の半分ほどの幅員です。大勢の集団が当該階段を降りる場合にボトルネックが生じます。痛ましい歩道橋事故が生じた原因として、このボトルネックがあります。もし、通路部分の幅員と階段の幅員が同じであったら、あのような混乱は緩和されていたことは間違いありません。来年は、神戸マラソンコースが大蔵海岸まで延伸になります。ボトルネックを解消する方法としては、既存の階段の幅員を倍に拡げる方法と、既存の階段とは反対の方に、もう一つの階段を設ける方法があります。あるいは、通路の幅員と同じ幅員の階段を南向きに新設する方法があります。階段の新設には費用が必要ですが、ボトルネックを放置することによって、明石市政の歩道橋事故に対する深い反省と真剣な再発防止策に疑念を持たれます。費用とそのことと比較すれば、ボトルネックの階段のための出費は、困難なほど高いものではありません。この課題については、これまでも提案してきましたが、財源がないという理由によって、提案は拒否されてきました。しかし、上記の神戸マラソンに備えて、この提案を採用してはどうでしょうか。	朝霧歩道橋の階段の増設に関するご提案でございますが、当該歩道橋は施設の持つ役割として、大蔵海岸というレクリエーション空間・施設への来場者のための動線として計画・整備され、現状で必要な機能を備えているところであり、階段等を増設する予定はございません。 なお、神戸マラソンをはじめイベント開催に伴う安全対策につきましては、主催者と関係機関が連携しながら取り組むものでありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。 【道路安全室道路整備課】 神戸マラソンについては、2025年大会から、大蔵海岸までコースが延伸される見込みとなっております。 現在、主催者である神戸マラソン実行委員会が中心となってコース変更に向けて取り組んでおり、本市は実務に関する必要な協力を行っているところであります。 大蔵海岸周辺は、2つの事故を経験した場所であり、本市といたしましては、何よりも安全に開催されることを最優先に、神戸マラソン実行委員会事務局をはじめ市内外の関係機関と連携を密に取りながら取組を進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。 【SDGs共創室産官学共創課】	道路安全室道路整備課/078-918-5034 産官学共創課/078-918-5335
355	令和6年12月	ライオンズマンション明石大久保横の横断歩道について	ライオンズマンション明石大久保横の横断歩道が大変危険です。カーブで見通しが悪いことに加え、近くに踏切があるので急いでいる車が多く、子どもを連れて横断しようとしても止まらない車が非常に多いです。特に、朝は幼稚園児や小学生の通学路になっているので安全強化していただきたいです。 西明石のコープ前の横断歩道にできた「止まってくれてありがとう看板」のような看板を設置したり、登下校時にスクールガードを配置するなど、対策をお願いします。	該当横断歩道は道路拡幅などの抜本的な対策が困難であるため、自治会等からの要望により、電柱に巻き看板を設置させて頂いております。 「止まってくれてありがとう看板(歩行者横断点減速びかっとわたるくん)」は、交差点改良までの暫定的な安全対策として設置したもので、対策完了後に撤去しており、市では常設する予定がございません。 本市におきましても引き続き、市民の皆様が安全・快適に道路をご利用いただけるよう努めてまいります。 今後ともよろしくお願いいたします。 道路安全室道路整備課 大久保南小学校には、学校運営協議会の議題に取り上げることで、危険箇所として地域で再認識するとともに、該当通学路の安全強化に繋がる対策の検討を依頼しております。 学校教育課 スクールガードの配置について、ご回答させていただきます。 スクールガードの方々はボランティアで、「都合の良い時間に都合の良い場所で見守り活動を行う」を基本とし、各小学校区の状況に応じ無理のない範囲での児童の見守り活動にご協力をいただいております。 スクールガードの配置箇所については、登録者数が少ないなか校区内の危険箇所で見守りしていただいておりますので、ご要望どおりの配置箇所に全て見守りができないのが、現状となっております。 教育委員会で危険箇所等把握した際や不審者事案が発生した際につきましては、警察にも立哨やパトロール強化等協力を依頼しているところです。 今後も、危険箇所で見守りしていただけるよう高年クラブや自治会、保護者など広くスクールガードへの加入を呼びかけながら、参加拡大を図ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。 教育企画室青少年教育担当	道路安全室道路整備課/078-918-5034 学校教育課/078-918-5055 教育企画室青少年教育担当/078-918-5057

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
356	令和6年12月	住宅街でのグラウンドゴルフ(集団)禁止について	近所の緑地で、集団でグラウンドゴルフが実施されており、その際の叫声・喚声が目どく、家族が寝込んでいたのですが、うるさくて眠れなかったようです。過去にも同趣旨の意見をお送りし、貴市から競技する高齢グループに注意していただきましたが、注意後は静かでも、しばらく経つと元の大騒ぎ状態に戻ります。同緑地は、周辺の子どもや親子連れも利用されているようですが、子どもたちの方がよほどマナーがしっかりしています。競技に熱が入るうちに、周辺への配慮を興奮が上回ってしまうと推測されます。とすれば、閑静な住宅街でグラウンドゴルフを集団で行うことは不向きだと思います。住宅地では禁止(叫声・喚声を発しない個人練習は可)とし、集団グラウンドゴルフ専用の場所を住宅街の外に用意すべきと考えます。グラウンドゴルフが高齢者の閉じこもり予防の目的を持つものであるならば、自宅周辺で行うよりも、公共交通機関を利用して、人が多い場所出向く方がよりその目的を達成できるものと思います。いずれにしても、周辺住民を不快にさせてまで、集団でグラウンドゴルフすることに意味があるのか全く理解できません。どうしても住宅街でしたいなら、競技者のモラル向上を強く望みます。	緑地でグラウンドゴルフを行っている団体の代表者に再度、確認したところ、月に2回、9時30分から12時頃まで利用しているとのことでした。代表者には周辺住民に配慮し、公園を利用していただくよう、再度申し入れを行いました。あわせて、適正な利用に向け看板を設置し啓発いたします。今後も、市民の皆様へ安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
357	令和6年12月	通学路の安全について	藤江小校区通学路の海沿いの細い路地が、旧浜国からの抜け道になっており、通学中にスピードを出して走るバイクと車が非常に危ない。12月初旬にも通学中の児童が車と接触する事故がありました。幸いにもケガはなく大丈夫でしたが、大事故に繋がる前に、スクールゾーンの通行禁止などの規制はできませんか。	藤江小学校南側の海沿いの道については、過去にまちづくり協議会からの要望や学校・地域・警察・市が合同で実施する通学路点検により、路面表示や啓発看板の設置等の安全対策を実施してまいりました。今回ご要望いただいた、特定のエリアで車両の通行を禁止するといった交通規制の実施は、警察の管轄となります。今回ご相談いただいた内容を市から明石警察署にお伝えいたしました。交通規制の実施は、周辺にお住まいの方の生活に大きな影響を及ぼすことから、地域での合意形成が必要不可欠となります。一度自治会等にご相談いただき、意見を取りまとめたうえで、警察に相談されるのがよろしいかと存じます。以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
358	令和6年12月	国道の歩道の傾斜	国道2号線中谷西交差点西側の歩道で、民間のパーキング入り口となっている部分の傾斜が歩けない角度です。国道の歩道が市の管理でないことは承知で過去に投書しましたが、加古川土木事務所に連絡したとの回答があつてから変化なく、何年も経っています。この間、加古川土木事務所とどのようなやりとりがあったか教えてください。拡張工事計画があつて施工待ちの仮整備状態ならわかりますが、拡張の予定もなく傾斜が放置されています。管理は明石市ではなくても、歩道を通行するのは明石市民です。市にも対応いただきたいです。加古川土木事務所に報告する以外に、具体的な行動をしていただくことはできないですか。	お問い合わせいただきました「国道の歩道の傾斜が歩けない角度である」という件ですが、先般、当方よりあらためて兵庫県加古川土木事務所に要望内容を伝えております。但し、ご存知のとおり当該区間は国道でございまして、管轄が兵庫県加古川土木事務所明石街づくり対策室となっております。そのため、詳しい内容をお知りになりたい場合は、直接、兵庫県加古川土木事務所明石街づくり対策室(電話078-912-3377)にお問い合わせをお願いいたします。ご理解いただけますと幸いです。今後ともよろしく願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
359	令和6年12月	コンクリートブロック撤去について	沢野南町の行き止まりになっている公道に、用途不明の大きなコンクリートブロックが、無造作に置かれたままになっています。子供たちが登って遊んだりして危険なため、撤去していただけないでしょうか。また、行き止まりであることを知らせるために、ガードレールに取り付けられていたと思われる矢印の看板も落下し、道路に置かれたままになっています。	お問い合わせいただきました「コンクリートブロックの撤去について」ですが、道路の利用者が移動し放置したままとなっている状況と考えています。現状は当初の設置箇所にコンクリートブロックは不要と思われますので、撤去させていただきます。撤去まで少々お時間をいただきます。この度はご通報ありがとうございました。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
360	令和7年1月	高丘東公園の高丘古窯跡群の草刈りと清掃のお願い	高丘東公園の高丘古窯跡群(フェンスに囲まれた場所)にごみが多く捨てられています。フェンス周囲はきれいな状態ですが、フェンスの奥の方は草刈りがされていません。草が繁茂している場所にゴミを捨てていると思われるので、奥の方まで草刈りと清掃をお願いします。	ご指摘いただきました場所を現地確認したところ、ごみの放置と草の繁茂を確認しましたので、ごみの回収と除草を実施しました。今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用いただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
361	令和7年1月	らぼす取り壊しの進捗状況について	明石駅前のらぼすについて、老朽化のため取り壊しが決定していたかと思いますが、長らくそのままとなっているようです。昨年11月ごろには、立ち退き交渉が難航している旨の報道を見ましたが、既に営業は行われていないように見受けられ、取り壊しについて大体いつ頃になるかなど、目処は立っているのでしょうか。また、取り壊しの際は、隣接の旧三菱UFJ銀行ビルも取り壊されたりするのでしょうか。こちらもずっと空きビルで、駅前すぐの土地に使用のない建物が鎮座しているのも勿体ないと感じております。	らぼすについては、1951年に建てられた5階建ての建物であり、その5階部分を本市が、1階から4階部分を株式会社明石商工会館が、それぞれ区分所有している状況です。2021年に当ビル全体の管理者である株式会社明石商工会館が実施した耐震診断の結果、耐震性能の指標となるIs値が判定指標値より大きく下回る報告が同年12月にあったことから、市民の安全を最優先とするため、直ちに市民ホールを使用中止とし、その後は定期的な清掃、点検などの維持管理のみ実施しているところとあります。当ビルの今後については、同社及びその親会社である大東通商株式会社が検討中であり、その内容については区分所有者である本市にも報告を頂いているところとあります。現在の方針としては、取り壊しの方向で検討しているところとあります。隣接の旧三菱UFJ銀行ビルにつきましては当市の所有物件ではないため、今後の予定等については存じ上げておりません。	プロジェクト推進室プロジェクト担当/078-918-5283
362	令和7年1月	公園でのボール遊びについて	緑化公園課が管理する明石市内の公園について、公園のフェンスに向かってボールを蹴ったり、硬いボールを使用してのボール遊びは近隣の住宅や周囲の公園利用者に迷惑となるため禁止となっているが、周囲の公園利用者に配慮するなど、マナーを守ってのボール遊びは禁止ではないとのことですが、いくら気をつけていても夢中になり過ぎ、周囲の公園利用者に迷惑になることもあるのではないかと思います。市としてはどのようにお考えですか。	ボール遊びに夢中になり、周囲の公園利用者に迷惑になることにつきましては、市も苦慮しており、そういった苦情が寄せられた公園などについては、注意喚起の看板の設置や周辺の学校や自治会に適正に公園を利用するよう、啓発をお願いしているところとあります。また、市としてもパトロールの際に迷惑なボール遊びを発見した場合は、声掛けによる注意喚起を行っています。今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
363	令和7年1月	明石市役所の移転について	明石市役所をパピオス内に移転させて便利にできませんか。これが実現すると、市役所の場所が明石駅前になって利便性が向上します。	パピオスあかしについては、当初、市が保有する4～6階をすべて市役所とする計画でしたが、平成23年の市長交代に伴い改めて市民意見を募集し、その結果も踏まえ、4階を「あかし市民図書館」、5階を「あかしこども広場」、6階を「あかし総合窓口」とする現在の整備内容に見直しました。このうち、あかし総合窓口では、各種証明書の発行や市税・保険料等の支払い、住所の変更といった市民の利用頻度が高い手続きの対応が可能となっています。なお、現在の市役所本庁舎については、築50年を経過し、老朽化が進むとともに耐震性能も不足していることから、建て替えに向けた取組を進めており、市議会の全会一致の決議を踏まえ、現在地(現立体駐車場跡地)に新庁舎を整備する予定です。	プロジェクト推進室 /078-918-5283

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
364	令和7年1月	上下水道料金の要望	入居予定の住居の水道を開栓したら、使用水量はゼロなのに上下水道合わせて5千円弱の請求ハガキが来ました。開栓と同時に料金発生は理解しますが、段階的な料金設定に細分化していただきたいです。	水道料金・下水道使用料は2か月に1回検針し、2か月分あわせて請求を行っているところですが、使用水量がゼロの場合も基本料金がかかります。使用水量がゼロの場合の2か月分の基本料金は、3,669円です。この度、住んでおらず使用水量がゼロなのに5千円弱の請求ハガキが来たとのことですが、開栓後初回の請求につきましては、暦の関係で初回の検針日が開栓日から2か月を超えての検針となる場合があります。この場合の基本料金は、2か月分にプラスして、15日以内の場合は0.5か月分、16日以上の場合は1か月分の基本料金となり、3か月分の基本料金は5,504円です。この度の5千円弱の請求も、こうしたことが考えられます。水道料金につきましては、明石市水道条例で規定されておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	経営担当/078-918-5084
365	令和7年1月	山陽人丸前駅のエレベーター設置希望について	人丸前駅は、昇りのエスカレーターしかなく、ホームから下るエスカレーターはありません。高齢の方、赤ちゃん連れも多く見かける街です。足の不自由な方や、ベビーカー使用の方は、電車に乗ることもできません。他の駅でもみられることと思いますが、できるだけ早くエレベーターの設置をお願いします。	人丸前駅のご利用に際し、ご不便をおかけし申し訳ございません。エレベーターの設置等駅舎のバリアフリー化につきましては、これまで、国や兵庫県、明石市および鉄道事業者が連携しながら順次整備を進めてまいりました。山陽電鉄の駅舎に関しましては、国の方針の中で目標としていた1日あたりの乗降客数が3,000人以上である駅について、優先順位をつけながら取り組みを進めており、現在は市内12駅のうち7駅のバリアフリー化が完了しているところです。そうした中、山陽電鉄におきましては、令和5年4月より、運賃に別途上乗せし徴収した料金を駅のバリアフリー整備に充当する「鉄道駅バリアフリー料金制度」を活用しており、今後、未整備駅につきましても、同料金制度を活用したバリアフリー整備を基本方針とする旨の報告を受けているところです。エレベーターの設置等駅舎のバリアフリー化につきましては、多額の工事費を必要とし、一度にすべての駅で整備に着手することは困難であることから、駅ごとの状況、また国や県の支援制度のあり方なども踏まえながら、山陽電鉄とも十分に連携し、市内全駅でのバリアフリー化が早期に達成されるよう取り組んでまいりますので、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。	都市整備室都市総務課/078-918-5037

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
366	令和7年1月	二見町鴻池のガマの穂の伐採依頼	2年前にお返事をいただきましたが、その後ガマの穂が改善された形跡は全くありません。管理の高齢化や造園業者が出来ないなら、出来る人を探して下さい。現地調査で飛散の確認までしてるのに、何の情報も無く、何年間も耐えてきました。即日の回答をお願いします。	ガマの穂で大変不快な思いをされており、ご苦労をお掛けしております。鴻池につきましては、明石市が所有するため池ではなく、東二見村財産区が所有し東二見水利組合が日常管理しているため池になります。今回のご要望につきましては、これらの団体と情報共有をしておりますが、ガマの穂につきましては、ため池の水が溜まる部分にあり、伐採が非常に困難な状況にあります。また、JR線より北東側のため池は水を抜くこともほとんど出来ないような構造になっており、ため池の水を抜いて池内に入る事も難しい状況です。 このような状況下における鴻池のあり方について、どのような管理が可能なのか、また、将来的な在り方につきまして、東二見水利組合、東二見村財産区と自治会をはじめ近隣にお住まいの方々と交えて、意見交換の場を設ける予定にしております。 つきましては、お忙しいとは存じますが、その機会にご参加いただき、鴻池について共に考えていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市役所 産業振興室 農業振興課 (TEL:078-918-5017) 財務室 管財担当 (TEL:078-918-5008)	財務室管財担当/078-918-5008
367	令和7年1月	せいりゅう橋付近の安全対策強化について(お願い)	谷八木川のせいりゅう橋付近ですが、数年前に自治会長を通じて当該場所に白線を引いていただきましたが、その後も事故が絶えないようです。このあたりはご存じのとおり、宅地開発が続き、たくさんの児童生徒らが通学道路などとして利用しています。いつ、大事故が起きるか、地域ではとても心配しています。現在、白線は消えかかっています。南北に「止まれ」の地面表示、橋の欄干付近に、「事故多し」「徐行」などの目立つ看板の設置をできるだけ早くお願いします。警察等とご協議のうえ、ぜひ地域住民、子どもの安全のために実現をお願いします。	せいりゅう橋の安全対策については、警察協議の結果、令和7年2月に薄層カラー舗装及び区画線補修を行います。工事中は、ご迷惑・ご不便をおかけいたしますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課/078-918-5034
368	令和7年1月	住宅街付近の道路について	明石警察署付近の住宅街の道路の制限速度は何キロですか。この付近は住宅街で小学校もあるので、歩行者や自転車の利用者が多いと思います。歩道を白線で示されているようですが狭く、40キロの標識があってもそれ以上で走行する交通ルール違反のドライバーが多いです。警察にきちんと報告され、取り締まりはされているのでしょうか。まずは船上西公園前の道路の制限速度の40キロをせめて30キロにしてほしいです。駐車場に減速もせずに曲がったり、そのまま突進してきたり、歩行者側が気を付けないといけないは何か違うと思いますし、万が一子供が飛び出したとき、止まれるスピードではありません。子育てで明石市に来てほしいというのであれば、道路などの危険個所を確認してからではないでしょうか。	最高速度制限については、時速30キロ及び50キロ、60キロの制限がかかっている区間を除いて市内全域時速40キロとなっております。 船上西公園前の道路(市道林船上25号線)の制限速度を時速40キロから時速30キロにしてほしいとのことですが、交通規制の実施は警察の所管となります。今回ご相談いただいた内容は市から明石警察署にお伝えしましたが、交通規制の実施は周辺にお住まいの方の生活に影響を及ぼすことから、地域での合意形成が必要不可欠となります。一度自治会等にご相談いただき、意見を取りまとめたうえで、警察に相談されるのがよろしいかと存じます。 なお、令和6年7月に道路交通法施行令の改正が閣議決定されたことにより、令和8年9月より中央線がなく道幅の狭い生活道路の法定速度が時速30キロに制限される予定です。 ご相談いただきました市道林船上25号線は中央線のない生活道路であることから、令和8年9月に法定速度が時速30キロとなる予定です。 以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課/078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
369	令和7年1月	ガードレールの設置について	朝霧南町4丁目先路上ですが、道路と住宅との境に約1メートル程の高低差があります。この道は通学路ですし、視界が悪くなる雨や夜間に一歩間違えば道路から下の住宅のほうへ落ちないかととても心配です。一度、現場を確認していただき、ガードレールの設置を検討していただけないでしょうか。	お問い合わせの箇所を確認したところ、いわゆる私道(個人が所有する土地)となっておりまして、明石市が管理する道路ではございません。私道は個人の財産ですので、その安全対策等を含めた管理は土地の所有者が行います。 以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
370	令和7年2月	通学路の車・バイクの通り抜けについて	自宅前の通学路を車とバイクが通り抜けしていきます。特にバイクは見えにくく、ぶつかりそうでヒヤヒヤします。 登園・登校時間だけでも、通り抜け車両を規制することは出来ないでしょうか。ご検討をお願いします。	今回ご要望いただいた、特定の時間のみ車両の通行を禁止するといった交通規制の実施は、警察の管轄となります。 ご相談いただいた内容を市から明石警察署にお伝えいたしましたが、交通規制の実施は、周辺にお住まいの方の生活に大きな影響を及ぼすことから、地域での合意形成が必要不可欠となります。一度自治会等にご相談いただき、意見を取りまとめたうえで、警察に相談されるのがよろしいかと存じます。 以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
371	令和7年2月	カーブミラーをつけてほしい。また右矢印をつけてほしい。	市道大明石177号線付近、上ヶ池公園の近くの国道二号線の下を通る際、カーブミラーがないため非常に怖いです。また、県道148号、大久保町大窪の交差点の信号の右矢印がついていない側にも付けて欲しいです。右矢印がないため、軽い交通渋滞が発生することが多々あります。交通渋滞がなくなればもっとスムーズに進むことができると思います。	●カーブミラーについて 現在設置しているカーブミラーは、市道西明石177号線(国道2号線の下を通る道路)がくの字に折れ曲がっており、対向車が視認しづらいため設置しております。現地確認の結果、既存のカーブミラーで両方向(南北)を走行する車両を確認できることから、カーブミラーの新設は行いません。 なお、当該箇所以外で今後もカーブミラーを要望される場合は、地域を取りまとめている自治会長からお受けすることとしておりますので、お手数ですが自治会を通してご要望いただきますようお願いいたします。 ●交通渋滞について 当該交差点の西進右折(大久保インター方面への右折)車線の渋滞が、直進しようとする車両の通行の妨げとなっており、事故の危険があることから、右折車線の延長や右折矢印信号による安全対策の要望を地域の自治会から受けております。本要望を受け、公安委員会とも協議を実施し、市としては右折レーンの延長工事を、今年の夏ごろまでの完成を目指し進めていく予定にしております。 以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
372	令和7年2月	道を綺麗にして欲しい	道が非常に悪いため、交通渋滞に発展しているのが現状です。そのため、家を建てる際は道を整備してから建てるべきだと思います。また、空き家が多いので潰してください。少しでも不要な建物を壊し道を広げれば、交通渋滞が緩和されると思います。	「道を整備してから家を建てるべき」とのご意見ですが、建築基準法により、家を建てるためには法で定められた「みち」に2m以上接することが決められています。よって、ご指摘通りの法律となっています。 「空き家が多いので潰してください」とのご意見ですが、いくら市といえども道を広げる目的で個人の財産を侵害することはできません。 ご理解賜りますようよろしくお願いします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
373	令和7年2月	八十島池の法面除草について	茜にある八十島池は、管理者が定期的に草刈りをしていますが、刈った草をそのまま放置しているため、風で敷地内に大量に入ってきて掃除が大変です。長年我慢してきましたが、限界です。刈草はアレルギーもあるので、管理者にすぐに対応するように伝えて下さい。	お困りの刈草につきまして、私共も現地を確認し、水利組合及び財産区と情報共有しております。水利組合に管理方法の詳細を確認したところ、八十島池堤体の草刈を定期的に行っており、刈草につきましてはトラクターで細かく裁断したうえで、堤体上に存置していると伺っております。刈草の処分方法につきまして、以前は堤体を野焼きする方法をとっていましたが、区画整理事業後は、野焼きを行うことも近隣住民の方々への配慮から困難となったようです。現在、池堤体の全ての刈草を収集することも、農業者の減少及び高齢化などから困難な状況であり、試行錯誤した結果現在の処分方法をとっているとのことです。お問い合わせいただいた後、水利組合で、八十島池東側の清掃及び風下への刈草の飛散を防ぐ目的で、法面下にネットを設置いたしました。 明石市といたしましては、今後、地域住民を含め、ともに八十島池の問題に取り組んでいけるような体制づくりを推進してまいりたいと考えております。引き続き、水利組合及び財産区と共に、解決策の検討を行い、また、今後とも八十島池が地域の財産として愛される存在となるよう、地域と連携を図りながら取り組んでまいりますので、何卒ご理解、ご協力の程よろしく願います。 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市役所 産業振興室 農業振興課 (TEL:078-918-5017) 財務室 管財担当 財産区担当 (TEL:078-918-5008)	産業振興室農業振興課 /078-918-5017 財務室管財担当/078-918-5008
374	令和7年2月	西明石北町1丁目生活道路について	鳥羽小学校横の生活道路ですが、通学路にも関わらず、渋滞回避の為抜け道として安全ではない速度で自動車の往来が頻繁にあります。要望としまして、歩行者の安全確保と街の景観を促進し、街路樹のある歩道をつくり住みやすい西明石を提案致します。随分昔に市からこの話があったようですが、当時は道が狭小になるとの事で一部の住民から反対があったそうです。しかし現在街が開発され、新しい道路も出来て、これまでの往来になるとは予測できない事だったと思います。今一度再検討をお願いしたく、一住民として心から願います。	鳥羽小学校区の通学路は令和5年11月に小学校、スクールガード、子ども会、PTA、明石警察、兵庫県明石街づくり対策室、明石市教育委員会、明石市道路整備課の各代表が合同点検を実施した結果、ご指摘の通り、「渋滞回避の通り抜け車両が多い」という意見を受け、できうる対策を検討し、実施した経緯がございます。対策の内容によっては効果的であったとしても周辺にお住まいの方の生活に影響することから、合意が得られない場合もあります。そのため、道路の安全対策に関する要望は地元自治会等、地域にご相談いただきますようお願い申し上げます。 「住みやすい西明石を提案致します」とのご意見を頂戴いたしました。JR西明石駅周辺地区は 明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画において、移動等円滑化促進地区を定め、その中で市民の方が多く利用する施設を生活関連施設とし、それらを結ぶ経路を生活関連経路と設定することで、バリアフリー化等の安全対策を進める計画となっています。よって、生活関連経路に設定されていない道路の整備まで行うことができていない状況です。 以上、ご理解賜りますようよろしくお願いします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
376	令和7年2月	JR魚住駅の北側ロータリー使用の件 ①タクシー及び道路上のポールについて ②たこバスについて	<①タクシー及び道路上のポールについて> ロータリー内のタクシー駐車場の前に停車していたところ、タクシー運転手に、「ここはタクシーが使う場所だから停めるな」と言われました。運転手が言うように停車禁止なんて有り得るんですか。タクシーやたこバスのためにロータリー内に停車が出来ないとはどういうことなのでしょう。また、駅に向かう道路の南行車線には何台もの車の停車があり、通行の邪魔になっています。道路にはみ出して停まるなど危険です。誰かが苦情を言って停車しないようにポールが立ったようですが、それでも停車するため余計道路にはみ出しています。結局、停車を許すならポールを撤去してもらった方が、はみ出す部分が少なくなるのではと思います。 <②たこバスについて> 電車の遅延がなければすぐにロータリーを去るのですが、遅延すると何分か停車することになります。その際、邪魔にならないよう場所を選んで停めていますが、雨の日などは送迎車が多いため、停めるところがない状態です。このような中、待機していたたこバスが駅正面のバス停に移動するため、どけどけと言わんばかりにクラクションを鳴らしていました。なぜ初めから駅正面のバス停で待たないのですか。夏の暑い時も冬の寒い時も時間にならないと人を乗せないし、なんの嫌がらせですか。駅正面に他のバスが停まっているの待機なら分かりますが、何も停まっていません。	<①タクシー及び道路上のポールについて> 当該ロータリーは限られたスペースに設置されており、十分なスペースがあるとは言いがたい状態であることは認識しています。しかしながら、個人の車両が駐車できるスペースをロータリー内に確保することが困難であることもご理解いただけるかと思います。 バスやタクシーは不特定多数の人々が、所定の運賃を支払えば自由に利用することができる、公共交通機関です。くわえて、お客様が乗車するまでは停車しておくことが必要となります。他方で、駅を利用される方の送迎は個人での利用であり、ロータリー内で駐車時間をなくすため、迎えに来る時間を工夫する等、ゆずりあうことが可能ではないかと考えます。 限られたスペースですので、個人の送迎で利用される方がゆずりあいながら利用していただきますようお願い申し上げます。 なお、南側ロータリーには停車可能なスペースもあることから、そちらの利用のご検討もよろしく申し上げます。 また、道路上のポール(ポストコーン)は、駐停車の抑制効果とUターンを抑制する効果も持ち合わせています。 当該箇所の駐停車対策については、ハード対策や周辺施設への協力依頼等を行っていますが、改善には至っていないのが現状です。今後も警察等の県連機関と連携し、対応してまいりたいと考えていますのでご理解ご協力の程、よろしく申し上げます。 道路安全室道路整備課 <②たこバスについて> なぜ初めから駅正面のバス停で待たないのかとの問い合わせにつきまして、ご回答いたします。お客様の降車から次の便の5分前までは、乗務員は次の便に備えるため、トイレ休憩、車内の清掃作業や確認作業、日報等の記入を行っております。以上のような次の便への準備時間を確保するために、駅の正面のバス停に初めから停車するのではなく、但馬銀行の前を停車場所として利用しております。休憩を含めた乗務員の体調管理は、安全な運行に大きく影響いたしますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。 また、時間にならないと人を乗せないとの問い合わせにつきましても、乗務員が次の便に備えるための時間を確保した上で、発車定刻5分前にバス停につけ、お客様に乗車頂いておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。 明石市としましても、Tacoバス運行事業者と連携し、市民の皆様がJR魚住駅北側ロータリーを気持ちよく利用できるよう取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。 都市整備室都市総務課	道路安全室道路整備課 /078-918-5034 都市整備室都市総務課 /078-918-5037
376	令和7年2月	明石駅前市民トイレ故障の件	明石駅前市民トイレの男子小用便器のうち1台が、センサーが反応せず上手く水が流れなかったので修理してください。	明石駅前市民トイレについて確認をさせていただきました。 現在は問題なく水が流れていることを確認しております。 このたびは貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。	広報プロモーション室 ティセ/078-918-5263 ールス課

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
377	令和7年2月	2/12水道の濁りについて	水道の濁りの件について、夜遅くにもかかわらず電話対応いただきありがとうございました。2/12夕方頃にはすでに水が濁っているという情報を市は認識していたと聞いています。明石市公式ラインなど、何らかの形でお知らせいただくことはできなかったのでしょうか。あらかじめ分かっていたら対処できることもあったかと思いますが、今後広報の方法について改善していただくよう要望します。	今回は多くの方々にご不便とご不安をかけてしまいました。ご指摘のように今後、広い範囲で濁り水が発生した場合に、何らかの形で市(水道局)から広報できる方法を検討していきます。今後とも明石市水道事業にご理解賜りますようよろしくお願いします。	【旧】維持・給水担当 /078-918-5211
378	令和7年2月	カーブミラーの鏡面白濁に関しまして	県道554号姫路明石自転車道線の堤防沿いに、白濁の見られるカーブミラーが二箇所あります。県道なので県に改善要請をしましたが、カーブミラーに関しては明石市の管轄であるということで市に調査してもらったようです。白い斑点はあるが、まだ視認許容範囲なので様子を見たいという回答が市の担当課の方からあったと連絡を頂きました。その後に私も何度か現地のミラーを確認したところ、確かに完全に見えないことはなく、許容範囲という考えに至るのはわからないでもないですが、光の当たり方によっては白く濁った汚れと相まって見落とす可能性が高くなると感じました。完全に見えなくなって、事故が起こってから対応するのでは遅いと思います。海沿いなのですぐに汚れてしまうかもしれませんが、せめて鏡面の清掃だけでも行っていただけないでしょうか。	ご意見いただいた「カーブミラーの鏡面白濁について」ですが、現地確認の結果を踏まえ、カーブミラーの交換を行います。以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
379	令和7年2月	明石公園東側の歩道について	明石公園東側の歩道が狭く、自転車と接触しそうで危険です。特に坂道があるため、下ってくる自転車はスピードも出やすく、危険性が高いと思います。小学校も近く、子どもやお年寄りもよく歩いているので安全対策をとっていただきたいです。また休日は観光客も多く、自転車での通行は危険に感じます。現状では自転車通行可の歩道ですが、例えば車道側に自転車専用レーンを設けたり、歩道を拡張したりしていただけないでしょうか。	近年、歩道を通行する自転車と歩行者の接触等の事故が社会的な問題となっています。本市では自転車は車両であり、原則、車道側通行の認識のもと「自転車安全利用五則」などのルール・マナーの周知を継続的に行うとともに、自転車走行環境の整備についてもあわせて取り組んでいます。ご指摘の明石公園東側の市道太寺上ノ丸44号線は、かねてより地域から自転車の歩道通行に関する相談を受けているところであり、これまでも警察と市による見守り活動や危険箇所へのポストコーン及び啓発看板の設置等を実施してきました。このような取り組みにあわせ、当該路線におきましては、車道側に自転車通行位置を示す路面標示(矢羽根マーク)の設置を予定しており、車道側通行を明らかにしていくこととしています。以上、今後とも歩行者・自転車が安全・安心で快適に通行・利用できるよう取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
380	令和7年2月	半蔵池について	魚住町住吉の半蔵池が売りに出されていると聞きましたが、埋め立てが行われるのでしょうか。そうであれば、いつから埋め立てが始まるのか、何ができるのか決まっているのでしょうか。そもそも半蔵池は市の所有ですか。市であれば、市議会で販売などについて議論されていたのか知りたいです。	お問い合わせの「半ノ蔵池」につきましては、「明石市」が所有しているため池ではなく、「西岡村財産区」(※)が所有しております。(※財産区とは、市町村合併前の村ごとの所有財産を管理している特別地方公共団体です。) 近年、半ノ蔵池を利用する農業者及び農地が減少したことにより、令和5年には利水する農地が無くなり、これまで半ノ蔵池を管理してきた水利組合は解散する事となりました。半ノ蔵池が農業用ため池としての役割を終えたため、西岡村財産区は半ノ蔵池を処分せざるを得ない状況となり、令和6年度に一般競争入札を実施し、処分相手方を決定いたしました。 令和6年度内に西岡村財産区から処分相手方である法人に引渡し完了する予定となっておりますが、埋立て時期、利用用途につきましては、処分相手方である法人が関係法令に則り進めてまいりますので、市として現時点でお答え出来るものではございません。 ご心配をおかけしておりますが、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市役所 財務室 管財担当 (TEL:078-918-5008)	財務室管財担当/078-918-5008
381	令和7年2月	朝霧駅周辺を活性化し、子育て世代が暮らしやすいまちに	朝霧駅周辺は新築分譲地が多く開発されており、子育て世帯も多く転入されていますが、近くに子育て世帯向けの複合商業施設がなく不便です。明石駅までは近いですが車で行かないとダメですし、駅まで歩いて電車に乗ってまでは行かないです。 大蔵海岸を活かした複合商業施設があれば利用者も増え、さらに活気のあるまちになると思います。若い世代が増えている今、大蔵海岸、朝霧駅を子育て世帯のまちに変えてください。	朝霧駅周辺における大型商業施設や室内遊び場、図書館などの公共施設の誘致に関するご要望ですが、まず、大蔵海岸における商業施設の誘致について、大蔵海岸の民活施設用地は、大蔵海岸整備のために借り入れた企業債を償還するため、民活施設用地を全6区画整備し、1998年に2区画を売却、2001年には4区画を民間事業者に賃貸しています。当時の厳しい経済状況から、金額的な条件に合致する事業者と契約を締結し、各区画は現在まで食品スーパーやスポーツ施設、温浴施設、住宅展示場、物販施設として運営されています。 ご要望の大型商業施設の誘致については、民活施設用地はすでに民間事業者と長期の賃貸借契約を締結していることから、現時点において誘致は難しいところです。また、民活施設用地以外の土地についても、公園などに位置付けられていることから都市計画上、大型の商業施設は立地できないこととなっております。 次に、朝霧駅周辺における室内遊び場や図書館などの公共施設の誘致については、将来的な人口減少を踏まえ、持続可能な都市経営を目指すことを目的に、本市の土地利用の方針を定めた明石市立地適正化計画において、居住機能を誘導する区域(居住誘導区域)と医療や子育て、行政の窓口機能などの都市機能を誘導する区域(都市機能誘導区域)を設定して、まちづくりを進めています。 市東部エリアについては、朝霧駅周辺を居住誘導区域に設定とし、一方、明石駅周辺を都市機能誘導区域に設定しています。 ご要望の朝霧駅周辺での室内遊び場や図書館については、上記の計画に基づく、区域ごとの機能分担の観点から新たな公共施設等の整備予定はなく、室内遊び場や図書館などの公共施設は、明石駅前のパピオス明石内に「親子交流スペース ハレハレ」や「あかし市民図書館」を整備しており、これらの施設をご利用いただきますようお願いいたします。 引き続き、持続可能なまちを目指して、まちづくりに取り組んでまいりますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。	SDGs共創室企画・調整課/078-918-5010

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
382	令和7年3月	林崎海岸・江井島海岸での宿泊を伴うキャンプ利用による騒音・治安等の懸念	林崎海岸と江井島海岸は「キャンプ場」とはなっていませんが、無料で開放されているため、釣り、BBQ、キャンプが可能であり、日中は市民の憩いの場となっています。家族連れやグループの多くが節度を持って楽しんでいます。最近のキャンプブームからYoutubeチャンネルなどで「宿泊可能な無料キャンプ場」として紹介されたこともあり、週末になればテントを張って宿泊する人達が増加しています。両海岸共に近所に民家がありますから、生活の邪魔にならないように夜は会話をせず静かに過ごすのであれば問題はないでしょう。ところが、市のルールでは禁止されていないという理由で、夜間の騒音も問題なしとする動画が流れれば、江井島海岸では夜間の宴会をやっても良いと取られ、多種多様な人が集まることで治安上の問題も心配されます。睡眠を妨害された周辺住民とのトラブルがあっては遅いと思います。周辺住民の生活を守るため、明石市として対策を考えていただけないでしょうか。市民の財産である両海岸を今まで通り楽しめるように、良識ある対応をよろしくお願いいたします。	林崎及び江井島海岸でのキャンプ利用による騒音・治安等の懸念につきまして、YouTubeやSNS等によるキャンプ情報の発信は、近隣住民の住環境に悪影響を及ぼす可能性もあるため皆様にはルールを守った利用をお願いしているところです。具体的には、キャンプやバーベキュー利用に関する問い合わせ時や現地パトロールにおきまして、近隣住民のご迷惑とならないよう話し声や音楽等の音量ついて配慮することや、ごみの持ち帰り、深夜に騒がないといった一般的なルールやマナーを必ず守って頂くようお願いしています。また、利用者の多い海岸には啓発看板を設置するなど注意喚起しておりますが、利用者のモラルによるところが大きく、対応に大変苦慮しているところです。このため、近隣住民から海岸利用者による騒音等の問い合わせがあった場合には、直接警察へ通報して頂くこともご案内しています。引き続き、海岸管理者の兵庫県や警察など関係機関と連携しながら、利用マナーの向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	[[旧]道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
383	令和7年3月	明石駅前の障害者車両駐車スペースについて苦情です。	当方障害者で明石駅を利用していますが、送迎時に障害者車両スペースに一般利用車が止まっており、まともに空いていることはありません。これまで幾度も明石駅の障害者スペースを利用していますが、10回に1、2度空いていればいい方です。あんな小さな看板でなく、大きな看板を掲げてもらうか、警備員でも配置してもらえれば、後ろからくるバス、前の方のタクシーにも不安なく停車できるのではないのでしょうか。あまりにも目に余る状態なので苦情入れさせていただきました。よろしくお願いいたします。	ご意見いただいた「明石駅前の障がい者車両駐車スペースについて」ですが、移動が困難な方の乗降スペースとして明石駅南側の西側ロータリーを、また一般利用者の乗降スペースとして明石駅北側の停車スペースを提供しております。これまで道路管理者が一般利用者に対して、マナー向上を図るための啓発看板の設置や区画線等の補修(赤色ゾーン)を行って参りましたが、利用者お一人お一人のマナーに頼らざるを得ないのが現状です。一方で、頂いたご意見をはじめ皆様からの意見を真摯に受け止め、道路管理者として現在の状況に満足せず、さらに利用しやすくなるような環境づくりを目指して参ります。	道路安全室道路整備課/078-918-5034
384	令和7年3月	江井ヶ島松陰新田線の工事の進捗状況について	江井ヶ島松陰新田線の明石側の西端は、大久保町茜の「ドラッグストアコスモス」北側で止まったままとなっています。江井ヶ島松陰新田線は、その先の大久保町西脇まで西進して山手環状線に合流すると理解していますが、いつになれば工事は再開されますか。	江井ヶ島松陰新田線は明石市大久保町と神戸市西区を結ぶ都市計画道路であり、現在は、明石北高校付近以东から明石市境までの区間、約1.6kmついて事業を進めているところです。しかしながら、ご質問の区間における整備時期につきましては、現時点では未定でございます。付近にお住いの皆様には何かとご不便をおかけし誠に申し訳ございません。渋滞緩和、生活道路への通り抜け車両の抑制、到達時間の短縮、災害時などにおける避難・救急経路の充実などに向け、今後とも都市計画道の早期整備に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課/078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
385	令和7年3月	西明石和坂の2号線沿いの歩道について	交通量が多い2号線沿いの歩道は片側にしかガードレールはなく、反対側の歩道は微々たる幅しかないため、交通事故がいつ起きてもおかしくありません。ベビーカーを押している身としては、狭い歩道を自転車や歩いている人とすれ違うのが怖く、こちら側が止まって通り過ぎるのを待たないとすれ違えません。道はガタガタで、特に赤ちゃん連れにはすごく不便です。子ども支援に特化しているのであれば、そういう面も改めていただきたいですし、何より市民の安全のことをもう少し自分ごとのように考えていただきたいです。もちろん歩道幅を広くするのは一筋縄ではいくものではないことは重々承知の上ですが、その点を改善しようと考えてくださっているのか否かについて知りたいです。	お問い合わせの道路(国道2号)は、兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所(以下、兵庫県)が管理しており、また、現在、兵庫県が国道2号の拡幅事業を実施中でございます。つきましては、このたびいただいた内容を兵庫県の担当部署(加古川土木事務所 明石街づくり対策室)にお伝えさせていただきます。以上、よろしくお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
386	令和7年3月	大蔵谷駅でのバリアフリー化	大蔵谷駅は周辺駅と比べてバリアフリー化がなされておらず、かなりの不便を感じております。今後出産予定で、不安が募るばかりです。他の区域の交通機関でも同様の事案があると思いますが、是非子育て世代が暮らしやすい改善をお願いします。	山陽大蔵谷駅のご利用にあたりましては、ご不便をおかけし申し訳ございません。駅舎のバリアフリー化につきましては、これまで、国や兵庫県、明石市および鉄道事業者が連携しながら順次整備を進めてまいりました。山陽電鉄の駅舎に関しまして、国の方針の中で目標としていた1日あたりの乗降客数が3,000人以上である駅舎のバリアフリー化につきましては、これまでにエレベーターやバリアフリー対応のトイレの設置など、優先順位をつけながら順次取り組みを進めており、現在は市内12駅のうち7駅のバリアフリー化が完了しているところです。そうした中、山陽電鉄におきましては、令和5年4月より、運賃に別途料金を上乗せし徴収した料金を駅のバリアフリー整備に充当する「鉄道駅バリアフリー料金制度」を活用しており、今後、大蔵谷駅を含む未整備駅につきましても、同料金制度を活用したバリアフリー整備を基本方針とする旨の報告を受けているところです。駅舎のバリアフリー化につきましては、多額の工事費を必要とし、一度にすべての駅で整備に着手することは困難であることから、駅ごとの状況、また国や県の支援制度のあり方なども踏まえながら、山陽電鉄とも十分に連携し、市内全駅でのバリアフリー化が早期に達成されるよう取り組んでまいります。ご理解を賜りますようお願いいたします。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
387	令和7年3月	自宅の駐車場の前の道路とグレーチングを補修してほしい。	自宅駐車場前の道路が波打ち、緩い坂になっているため、駐車場に出入りするたびに側溝のグレーチングがずれて困っています。何度も引っ張り上げて直していますが、舗装した道路が波打っているためグレーチングが変形し、出入りするたびに大きな音もします。近所に気兼ねするので、早急に補修して坂でも動かないグレーチングに変更してください。	当該箇所を確認したところ、側溝壁に破損が見られたため、補修をおこないます。グレーチングについては、市で設置や管理をしているものではないため、市で対応しかねます。以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
388	令和7年3月	歩道、街路樹の清掃	歩道の雑草と、街路樹の清掃依頼のメールをしたが全く対応してもらえません。雑草は生えて汚く、虫が出るし、街路樹の木の枝が道路側に出て車に当たります。市の街路樹ですので、定期的な清掃と管理ができないのであれば撤去も考え、早急に対応してください。	現場を確認し、取り急ぎですが、お住まいの周辺を中心とした街路樹の剪定や除草を実施しました。今後はパトロールを強化し、街路樹の適正な管理に努めてまいります。ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
389	令和7年3月	子供の遊び場及び危険箇所等について	神戸市から転入し実際生活してみると、明石市は子育て支援に長けていると耳にしますが、子育てする親の立場をあまり理解できていないように感じます。不便・不安に思うことがあるため、その要望をお伝えします。 〔子供の遊び場について〕 ・室内の遊び場が少なすぎます。児童館もなく、西明石の支援センターは本当に小さくすぐに人が集まるので入れないことがほとんどです。児童館がないのであれば、その分お作り頂きたいです ・公園の遊具の対象年齢が高すぎます。主に上ヶ池公園と西明石北町公園を利用していますが、1～3歳対象の小さい子供向けの遊具を設置してもらえたら嬉しいです。また、西明石北町公園は遊具が古く、数も少ないように思います。 〔保育園について〕 ・数が少なすぎる、入れない、また姉弟同一の保育園に入れない、本当に改善して頂きたいです。 ・育休中の保育時間ですが、下の子の育休中で上の子を保育園に預けた場合、保育時間は市の方針で9時から16時までと定めていると保育施設の方から伺いました。夫婦どちらかの通勤時間に合わせて預けたくてもできません。育休中であっても夫婦で協力するのが普通だと思いますが、これが許されず、結局子育ての負担がかかることに納得できません。 〔危険箇所について〕 ・鳥羽小学校南側の通学路が大変危険に思います。道路幅が狭く、通学路といっても道路の色が違うだけで歩道がありません。車がスピードを出して危ない場面を何度も目撃しました。小学校の敷地を多少減らしてでも、道路を広げることではできませんか。事故が起こる前に、歩道の設置を強く希望します。	この度は、「子育て支援センターにしあかし」をご利用いただいた際に、ご不便をおかけして申し訳ありませんでした。 本市では、「子育て支援センター」をはじめ、絵本の読み聞かせやおもちゃ遊びを通じて親子や親子同士が気軽に交流できる「こども夢文庫」、市立幼稚園や認定こども園などで親子遊び行事などを楽しむ「ぼかぼか親子ひろば（旧子育て学習室）」、こども達が食を通じて地域の方々とつながる「こども食堂」など、こどもの健やかな成長を応援する居場所づくりを展開しています。西明石地域においては、「子育て支援センターにしあかし」をはじめ、「こども夢文庫・西明石」が花園校区集会所内に、「ぼかぼか親子ひろば」が花園、鳥羽、和坂幼稚園内に、「こども食堂」が和坂、鳥羽、沢池、花園小学校区に8か所ございますので、是非、ご利用ください。 また、令和8年度中には西明石駅南に子ども・子育て世代、若者、中高年などだれもが利用できる施設「西明石地域交流センター（icotto【いこっと】）」をオープンする予定です。 その他、あかし子育て応援アプリ(母子モ)でも、親子で出かける施設をご紹介しますので参考にして頂ければ幸いです。 「子育て支援センターにしあかし」につきましては、このような周辺施設の状況やこれまでいただいたご意見を踏まえながら運営場所等を含めて引き続き検討してまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願いいたします。 子育て支援室子育て支援課 本市の公園には、老朽化した遊具などの施設が多くあることから、利用者の安全安心を確保するため、施設の更新や修繕に、優先的に取り組んでいるところです。 また、1～3歳対象の幼児を対象とした遊具の設置については、老朽化した遊具を更新する際に、地域の要望などを踏まえながら、検討したいと考えております。 今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。 都市整備室緑化公園課 本市では、平成28年1月から待機児童解消に向けた緊急対策を実施してお	子育て支援室子育て支援課/078-918-5597 〔旧〕都市整備室緑化公園課078-918-5039 こども育成室施設担当/078-918-5093 道路安全室道路整備課/078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
				り、保育の受入枠(定員)を、平成28年4月の約4,400人分から令和6年4月には約10,300人分まで増やしたところです。一方で保育需要は毎年増加しており、特に1歳児においては定員を上回る申込みがあり、需要が多い地域においては希望する保育施設に入所できないことがございます。 市としましては、今後も需要増が予測される地域については、小規模保育事業所を中心に計画的に施設整備等を行ってまいりたいと考えています。 下のお子さんの育児休業中、すでに在園中の上のお子さんにつきましては、退所により保育環境を変えることは望ましくないことから、継続利用(令和7年4月から、保護者の取得する育児休業の期間まで)を認めており、利用時間については短時間認定(午前8時30分から午後4時30分)としているところです。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。 こども育成室 〔危険箇所について〕 鳥羽小学校南側の通学路については、「明石市通学路交通安全プログラム」にもとづき学校、PTA、自治会、教育委員会、警察、道路管理者等にて通学路合同点検を実施し、対策必要箇所について各機関が連携し実施可能な安全対策を行っております。ご指摘いただきました鳥羽小学校南側の市道西明石21号線については、過去の通学路合同点検で通り抜け車両に関するご意見を受け、路面表示や啓発看板の設置、交通安全指導等の安全対策を実施した経緯がございます。 また、現在、県道神戸明石高砂線の渋滞解消や生活道路への通り抜け車両削減を目的に、明石市大久保町と神戸市西区を結ぶ幹線道路の整備を進めております。 「小学校の敷地を多少減らしても、道路を広げることはできませんか」とのことですが、本市において道路の拡幅は、都市計画法で定められている路線、協定や計画に基づく路線及び幅員4m未満の道路に接する住宅の建替えを行う際の狭あい道路整備等にて実施しております。当該路線につきましては、都市計画や協定で位置付けされた路線ではないため、拡幅事業を行う予定はありません。 なお、道路の安全対策には地域の合意形成が不可欠であることから、安全対策に関するご要望につきましては、地域意見をとりまとめている自治会からお受けすることとしております。既設道路の安全対策を含め、一度、地域でご相談いただきますようお願いいたします。 以上、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。 道路安全室道路整備課	

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
390	令和7年3月	道路の凹み水溜まりの改善要望	自宅前の道路の凹みが段々酷くなり、雨の日には水溜まりの水が自宅の駐車場に入ってきて困ります。道路の凹み改善をお願いします。	要望いただきました『道路の凹み水溜まりの改善要望』について、現地の状況を確認しましたところ、舗装がへこんでいることを確認しましたので、補修を実施します。 今後も、市民の皆様が安全安心で快適に道路を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
391	令和7年3月	信号機について	2箇所、改善していただきたい信号機があります。大久保団地南交差点の車信号ですが、東西用の信号にも右折矢印を付けていただきたいです。土日祝はなかなか右に曲がれず困ります。 また、障子口交差点の信号ですが、歩行者と車の青信号になるタイミングを分けていただきたいです。改善するのは難しいかとは思いますが検討していただき、運転者へのストレス、歩行者と自転車との事故が少しでも減ればと思っています。	信号機の設置や改善の判断については、兵庫県警察本部の管轄になります。この度の要望については、明石警察署へお伝えします。 兵庫県警察ホームページに「信号機BOX」意見箱を設置しており、下記のアドレスから直接意見を伝えることが出来ますので、こちらもご利用ください。 https://origin.police.pref.hyogo.lg.jp/qanda/6traffic/index10.htm また、大久保団地南交差点及び障子口交差点は、兵庫県が管理する県道になりますので、兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所にも情報提供いたします。 【道路安全室道路総務課】 大久保団地南交差点においては西進右折（大久保インター方面への右折）車線の渋滞が、直進しようとする車両の通行の妨げとなっており、事故の危険があることから、右折車線の延長や右折矢印信号による安全対策の要望を地域の自治会から受けております。本要望を受け、公安委員会とも協議を実施し、市としては右折レーンの延長工事を、今年の夏ごろまでの完成を目指し進めていく予定にしております。 【道路安全室道路整備課】	道路安全室道路総務課 /078-918-5031 道路安全室道路整備課 /078-918-5034
392	令和7年3月	道路用カーブミラー設置について	谷八木小学校南側から道路に出るところの見通しが悪く、左右確認が難しいのでカーブミラーを設置して欲しいです。	カーブミラーに関するご要望につきましては、周辺地域の意見を尊重し、とりまとめている地域の自治会等からお受けすることとしておりますので、一度、地域でご相談頂きますようお願いいたします。 なお、自治会等から頂きましたご要望につきましては、道路現状の判断などからご要望に沿うことができない場合もありますのでご承知おください。 以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
393	令和7年3月	石ヶ谷公園の桜	石ヶ谷公園に行く途中の桜の木が伐採されていました。桜の咲く時期に何故なのか、市民の多くが楽しみにしているのに驚いた人も多いと思います。江井ヶ島の少年自然の家も桜の木が伐採されていて、明石市の木の伐採が急にあちこちでみられます。	石ヶ谷公園のサクラについて、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリによる影響を受け、倒木の怖れがあったため伐採したものです。クビアカツヤカミキリは、人体に害はない昆虫ですが、サクラやモモなどの樹木の中に入り込み、木の内部を食い荒らすことで、倒木などの被害を発生させるものです。そのため、公園利用者の安全を確保するため、やむを得ず伐採したものです。今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。 明石市立少年自然の家におきましては、例年、桜をはじめとする敷地内樹木の剪定などの手入れを行っているところで、桜の木につきましては根元の腐食により倒木の危険性があるもの2本を、2月に伐採したところです。春の開花前で残念なところではありますが、今後も定期的に樹木の点検及び適切な手入れを行い、安全に桜などの自然を楽しんでいただけるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	〔旧〕都市整備室緑化公園課/078-918-5039
394	令和7年3月	大道の工事	大道の西国街道の工事で、歩道と北側車線が規制されていました。北側西向きに通行していたのですが、仮歩道も無く、南側歩道を通るように言われました。追いやるだけで誘導もせず、車を止めることもなく、このような交通規制を市は認めているのでしょうか。	この度の水道管工事に伴う交通規制につきましてご迷惑をおかけしてしまい、誠に申し訳ございませんでした。 施工業者に聞き取りしたところ、行先を確認せずに誘導をし、遠回りを余儀なくさせてしまったとの事でした。したがって施工業者には、誘導員が行先を確認したうえで適切に案内するよう指導を行いました。 引き続き、市民の皆様の安全と利便性を考慮しながら、円滑な工事の実施に努めてまいりますのでご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。	〔旧〕工務担当/078-918-5257
395	令和7年3月	市道側溝のグレーチング未設置の件	当マンション前の市道側溝のグレーチングについて、以前から一部未設置の箇所があります。特に暗くなると見にくく踏み外しそうで危険なため、当方で板を設置していましたが、すぐに劣化し度々交換が必要なのと、万が一事故が発生した際に当方に責任があると判断されかねません。市によるグレーチング設置をしていただけないか、提案を兼ねたお願いです。	当該箇所を確認したところ、側溝のグレーチングは、市で設置や管理をしているものではありませんでした。 以上、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。	道路安全室道路整備課/078-918-5034
396	令和7年3月	石ヶ谷公園について	恐竜のローラー滑り台の近くにネジのような部品が落ちていました。遊具から外れたものではないか、一度点検した方がよいかと思います。	現地確認をしたところ、恐竜のローラー滑り台付近の階段上にボルトが落ちていました。 至急、遊具点検を実施し、ネジの緩みや抜け等の危険性は無い状態であると確認しております。 なお、ボルトについては、3月に遊具エリアにおいて階段のつけ替え工事を行った際のボルトが残っていたものと思われます。 今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	〔旧〕都市整備室緑化公園課/078-918-5039
397	令和7年3月	公園への入口追加のお願い	大窪丁田公園の裏に新しく分譲住宅地が出来たので、そちら側からも公園に入れるようにしていただきたいです。	大窪丁田公園については、すでに2箇所の出入口があり、さらに出入口を増やすこととなれば近隣住民の理解を得ることが必要となります。また、分譲住宅地内にも新しい公園が設置されていることから、現時点においては、新たな出入口を設置することは難しい状況です。 今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	〔旧〕都市整備室緑化公園課/078-918-5039